森林経営管理制度に係る事務の手引

（その３　集約化構想及び権利集積配分一括計画の作成等　編）

令和８年 11 月

林野庁森林利用課

○　本手引の位置付け

平成 30 年５月、森林経営管理法が成立し、適切に経営や管理が行われていない森林について、市町村が主体となって森林所有者に働きかけ等を行うことにより、森林の経営や管理の確保を図る森林経営管理制度が創設されました。令和７年５月には、それまでの制度の取組上の課題を踏まえた改正法が成立し、市町村の事務負担の軽減に係る措置や森林の集積・集約化を進めるための新たな仕組みが追加されたところです。

本手引は、森林経営管理制度に係る市町村の事務が円滑に実施されるよう、技術的助言として、標準的な作業手順、判断基準等をまとめたものです。

都道府県及び市町村においては、本手引を参照の上、地域の実情を踏まえながら森林経営管理制度を適切に運用願います。

（その３　集約化構想及び権利集積配分一括計画の作成等　編）

目次

13. 集約化構想について ..... - 1 -

13－１　趣旨 ..... - 1 -

13－２　事務の流れ ..... - 3 -

13－３　用語の定義 ..... - 4 -

13－４　民間事業者の公募・公表（都道府県実施） ..... - 7 -

13－４－１　民間事業者の公募・公表の進め方 ..... - 8 -

13－４－２　都道府県による民間事業者の公募 ..... - 9 -

13－４－２－１　公募の実施 ..... - 9 -

13－４－２－２　公募要領等の策定 ..... - 10 -

13－４－３　法の要件に適合する適合事業者の公表 ..... - 10 -

13－４－３－１　法の要件に該当するか否かを判断する基準 ..... - 10 -

13－４－３－２　市町村による民間事業者の推薦 ..... - 16 -

13－４－３－３　適合事業者の公表 ..... - 17 -

13－４－３－４　公表内容の有効期間と内容の修正 ..... - 17 -

13－４－３－５　公表の取りやめ ..... - 18 -

13－５　協議の場の設置 ..... - 19 -

13－５－１　協議の実施手順 ..... - 19 -

13－５－２　都道府県・市町村との共同実施について ..... - 21 -

13－５－３　協議を実施する地域の選定 ..... - 22 -

13－５－４　意向調査 ..... - 27 -

13－５－４－１　意向調査の準備作業（森林の所有者の確認） ..... - 28 -

13－５－４－２　意向調査の実施（森林所有者への意向調査票の配布） ..... - 29 -

13－５－４－３　意向調査を踏まえた検討 ..... - 31 -

13－５－５　協議の参加者に提供する情報の整理 ..... - 32 -

13－５－６　協議の場の設置方法・協議の参加者の選定 ..... - 34 -

13－５－７　地域・協議の実施日等の公表 ..... - 37 -

13－５－８　協議の実施 ..... - 39 -

13－５－９　協議の取りまとめ ..... - 40 -

13－６　集約化構想の作成 ..... - 48 -

13－６－１　集約化構想の記載内容 ..... - 48 -

13－６－２　集約化構想の要件等 ..... - 55 -

13－６－２－１　集約化構想の期間 ..... - 55 -

13－６－２－２　協議の結果の内容の程度と集約化構想を定めるか否かの判断 ..... - 57 -

13－６－２－３　集約化構想の要件①　他の計画との調和 ..... - 58 -

13－６－２－４　集約化構想の要件②　一構想森林一構想適合事業者 ..... - 59 -

13－６－３　集約化構想の変更 ..... - 60 -

13－６－４　集約化構想の意見聴取 ..... - 61 -

13－６－５　集約化構想案の公告・縦覧 ..... - 62 -

13－６－６　集約化構想の公告・公開 - 63 -
13－７　集約化構想の特例 - 63 -
13－７－１　関係権利者に関する情報の提供 - 63 -
13－７－２　不動産登記法の特例　筆界特定の申請の特例 - 66 -
13－７－２－１　筆界特定制度の概要（不登法における通常の筆界特定の申請） - 66 -
13－７－２－２　本特例の概要（法の規定による筆界特定の申請） - 68 -
13－７－２－３　特例申請の手続フロー - 70 -
13－７－２－４　特例申請までの事前準備 - 72 -
13－７－２－５　特例申請の手続の具体的な内容 - 73 -
13－７－２－６　対象土地の一方が所有者不明森林であった場合の相続人等の探索範囲 - 100 -
13－７－２－７　現地測量等の費用負担 - 100 -
13－７－３　林道の開設及び改良に関する地域森林計画変更等の要請 - 101 -
13－７－４　森林法の特例　施業実施協定等の認可に係る手続の簡素化 - 106 -
13－８　適合事業者による集約化構想作成の申出・申出への対応 - 109 -
13－８－１　適合事業者からの申出 - 109 -
13－８－２　申出があった森林について集約化構想を定めない場合 - 110 -
14. 権利集積配分一括計画の作成等について - 111 -
14－１　権利集積配分一括計画作成の事務の流れ - 111 -
14－２　権利集積配分一括計画を定める森林について - 116 -
14－３　権利集積配分一括計画の作成 - 117 -
14－３－１　権利集積配分一括計画（経営管理権・経営管理実施権に関する事項） - 117 -
14－３－１－１　権利集積配分一括計画の記載内容（経営管理権・経営管理実施権に関する事項） - 117 -
14－３－１－２　森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法に係る留意事項 - 127 -
14－３－１－３　（記載例）権利集積配分一括計画～経営管理権、経営管理実施権に関する事項～ - 129 -
14－３－２　権利集積配分一括計画（所有権の移転に関する事項） - 138 -
14－３－２－１　権利集積配分一括計画に基づく所有権の移転の流れ - 139 -
14－３－２－２　権利集積配分一括計画に基づく所有権の移転の事前準備 - 140 -
14－３－２－３　権利集積配分一括計画の作成に必要な書類（所有権の移転に関する事項） - 141 -
14－３－２－４　権利集積配分一括計画の記載内容（所有権の移転に関する事項） - 144 -
14－３－２－５　権利集積配分一括計画に基づき所有権を移転した森林の登記 - 146 -
14－３－２－６　（記載例）権利集積配分一括計画～所有権の移転に関する事項～ - 147 -
14－３－３　権利集積配分一括計画の要件 - 149 -
14－３－４　権利集積配分一括計画の同意取得 - 151 -
14－４　権利集積配分一括計画の公告等 - 153 -
14－４－１　公告により得られる効果 - 153 -
14－４－２　公告・公開の方法 - 156 -

14－４－３　森林所有者からの権利移転等の通知に対する対応 - 157 -
14－５　権利集積配分一括計画の取消し - 159 -
14－５－１　法第52条で準用する法第８条及び法第40条の規定による取消し - 159 -
14－５－１－１　権利集積配分一括計画のうち経営管理権の設定に関する事項に係る部分の取消し - 160 -
14－５－１－２　権利集積配分一括計画のうち経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分の取消し - 160 -
14－５－２　双方合意による権利集積配分一括計画の取消し - 161 -
14－５－２－１　全部取消し - 161 -
14－５－２－２　一部取消し - 161 -
14－５－２－３　経営管理及び経営管理実施権の内容を変更する必要が生じた場合 - 162 -
14－５－３　権利集積配分一括計画の各部分取消し時の対応 - 162 -
14－６　権利集積配分一括計画の特例等① - 165 -
14－６－１　登記の特例 - 165 -
14－６－１－１　登記の特例 - 165 -
14－６－１－２　嘱託登記の範囲 - 167 -
14－６－１－３　所有権を取得した者のための所有権の移転の登記の嘱託 - 168 -
14－６－１－４　代位による登記の嘱託 - 171 -
14－６－１－５　代位による登記の嘱託と所有権の移転の登記の嘱託との関係 - 178 -
14－６－１－６　その他 - 179 -
4－６－２　森林法の特例　森林の土地の所有者の届出に係る特例 - 183 -
14－６－３　所有権の移転に係る公庫資金の活用 - 184 -
14－６－４　勧告 - 184 -
14－７　権利集積配分一括計画の特例等② - 189 -
14－７－１　共有者不明森林に係る特例について - 191 -
14－７－１－１　概要 - 191 -
14－７－１－２　対象森林 - 192 -
14－７－１－３　不明森林共有者の探索 - 193 -
14－７－１－４　公告 - 210 -
14－７－１－５　公告した旨の報告 - 213 -
14－７－１－６　公告期間中に不明森林共有者が現れた場合 - 214 -
14－７－１－７　権利集積配分一括計画の公告 - 216 -
14－７－１－８　金銭の分配方法・供託 - 216 -
14－７－１－９　権利集積配分一括計画の公告後に不明森林共有者が現れた場合 - 219 -
14－７－１－10　権利集積配分一括計画の取消し - 221 -
14－７－２　所有者不明森林に係る特例について - 225 -
14－７－２－１　概要 - 225 -
14－７－２－２　対象森林 - 226 -
14－７－２－３　不明森林所有者の探索 - 226 -
14－７－２－４　公告 - 231 -
14－７－２－５　公告した旨の報告 - 234 -

14－７－２－６　公告期間中に不明森林所有者が現れた場合 - 234 -
14－７－２－７　裁定の申請 - 237 -
14－７－２－８　裁定 - 237 -
14－７－２－９　裁定に基づく権利集積配分一括計画の公告等 - 239 -
14－７－２－10　供託 - 240 -
14－７－２－11　権利集積配分一括計画の公告後に不明森林所有者が現れた場合 - 243 -
14－７－２－12　権利集積配分一括計画の取消し - 245 -
14－７－３　確知所有者不同意森林に係る特例について - 248 -
14－７－３－１　概要 - 248 -
14－７－３－２　対象森林 - 249 -
14－７－３－３　同意の勧告 - 249 -
14－７－３－４　裁定の申請 - 250 -
14－７－３－５　意見書の提出 - 251 -
14－７－３－６　裁定 - 252 -
14－７－３－７　裁定に基づく権利集積配分一括計画の公告等 - 254 -
14－７－３－８　供託 - 254 -
14－７－３－９　権利集積配分一括計画の取消しの申出 - 256 -
14－８　その他 - 259 -
14－８－１　自動更新等 - 259 -
＜本事務の手引に関する問い合わせ先＞ - 261 -
- 261 -

（その１　経営管理権集積計画の作成手続の特例等　編）

１．森林経営管理法の趣旨及び概要

２．経営管理権集積計画の作成等について

３．市町村森林経営管理事業について

４．民間事業者への経営管理実施権の配分

５．経営管理によって発生する金銭の会計処理について

（その２　経営管理権集積計画の作成手続の特例等　編）

６．経営管理権集積計画の作成手続の特例について

７．経営管理支援法人について

８．災害等防止措置命令等について

９．林業経営者への支援措置について

10．都道府県による事務の代替執行について（都道府県実施）

11．市町村の実施体制の確保について

12．市町村に対する援助等

13. 集約化構想について

13－１　趣旨

「集約化構想」制度は、特に、いわゆる「林業経営に適した森林」であるにも関わらず、まだ集積・集約化が進められていない森林等について、迅速に手当てできるよう、令和７年の森林経営管理法の改正において任意の制度として措置したものです。

これまで多くの自治体において、森林法における森林経営計画制度により、集積・集約化を進める取組が浸透しています。一方で、「林業経営に適した森林」については、既に森林経営計画が作成されている、あるいは過去に森林経営計画が作成されていたものの、森林所有者の代替わり等により、森林所有者と連絡が取りづらくなってしまったり、所有者不明森林化してしまうおそれのある森林も存在するものと考えられます。

また、これまで森林経営計画の対象森林を中心に経営管理を進めてきた中、その一つ奥の森林にまで手を広げようとする場合や、地利的にも地位的にも条件が良いものの、路網整備が不十分であったり、所有者や境界がわからない森林の存在等の要因により、権利設定が進んでいない森林なども存在するものと考えられます。

こうした森林に対し、長期間の権利設定が可能である上、所有者不明森林等の特例が措置されており、市町村を含めて森林の集積・集約化を進めることができる森林経営管理制度を森林の循環利用の促進という文脈で一層活用することが期待されます（図 1）。

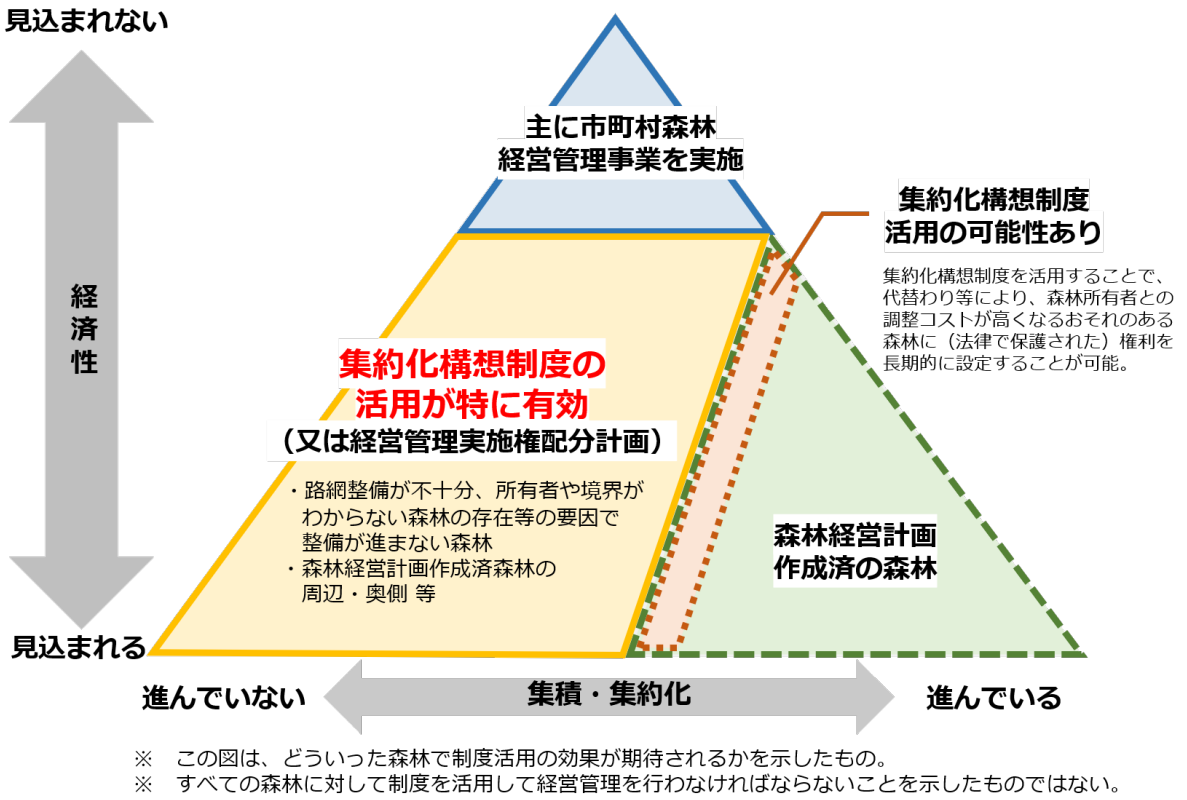


図 1：森林経営管理制度を活用することが有効と考えられる森林

「集約化構想」制度の概要は、各地域において、市町村、都道府県、林業経営体、木材関連事業者をはじめ、地域の関係者が一体となり、今後中長期にわたって林業的に利用していく森林を見極め、

①　将来にわたって、その森林を誰が、どのようにまとめて、効率的に管理していくか

②　効率的に管理していくため、路網整備をはじめ、どのような条件整備が必要か

などについて話し合い、地域の集積・集約化の絵姿となる「集約化構想」を作成するというものです（図 2）。

このような制度とした理由は、受け手となる林業経営体などの地域の関係者と市町村との連携がうまくいかないことが一因となり、林業経営に適した森林における循環利用に対する森林経営管理制度の貢献が限定的であることが課題となっていたからです。

令和７年の法改正以前であっても、現に一部の市町村においては、あらかじめ地域の関係者で協議を行い、周辺の小規模分散森林も加えた集約化や、効率的な路網配置を計画するなど、面的なまとまりをもって林業経営体に権利設定を行っている好事例がありました。こうした話合いの仕組みを制度化し、市町村と林業経営体、地域の関係者が連携して、路網整備や境界明確化、所有者不明森林等の課題に対応することで、上記のような森林について、林業経営体に対し長期的安定的な権利が迅速に設定され、森林の集積・集約化が進むことを期待しています。

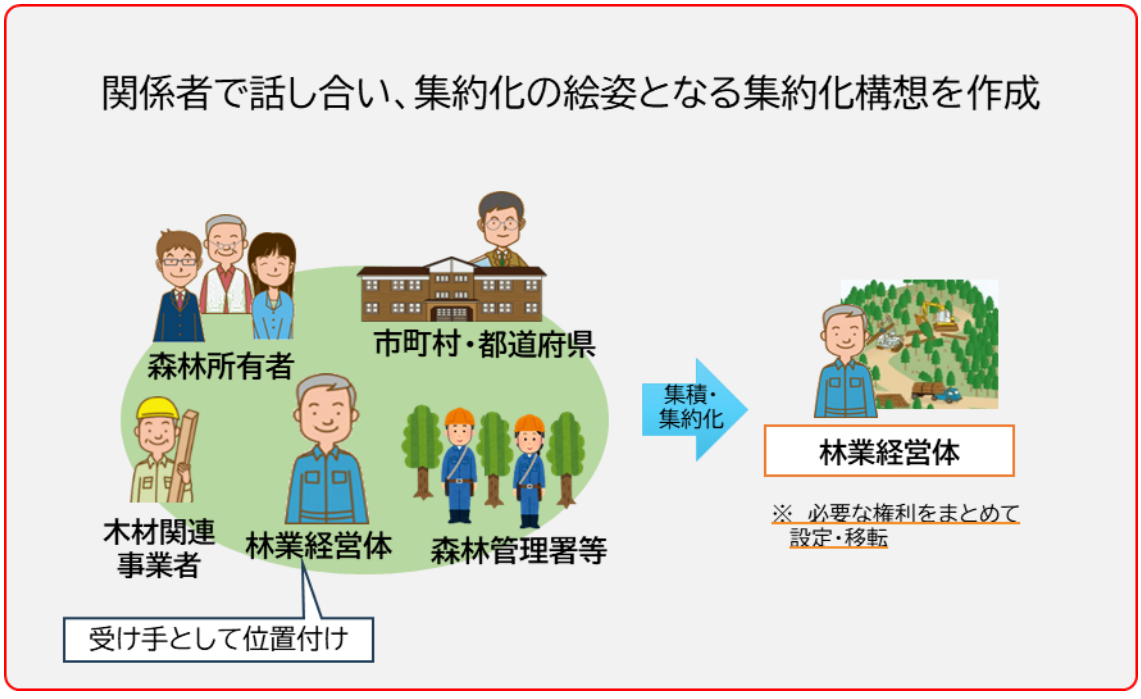


図 2：「集約化構想」制度のイメージ

13－２　事務の流れ

「集約化構想」制度については、以下のような流れで進めます。前提として、都道府県において、集約化構想に位置づけられることを希望する民間事業者を定期的に公募・公表しておく必要があります（13－４参照）。その上で、市町村（都道府県や他の市町村との共同実施も可能）は、集約化構想の作成・実現へ向け、以下の図 ３のとおり、①協議を実施する「地域」の選定から⑩集約化構想を実現するための実行の手順で進めていきます。

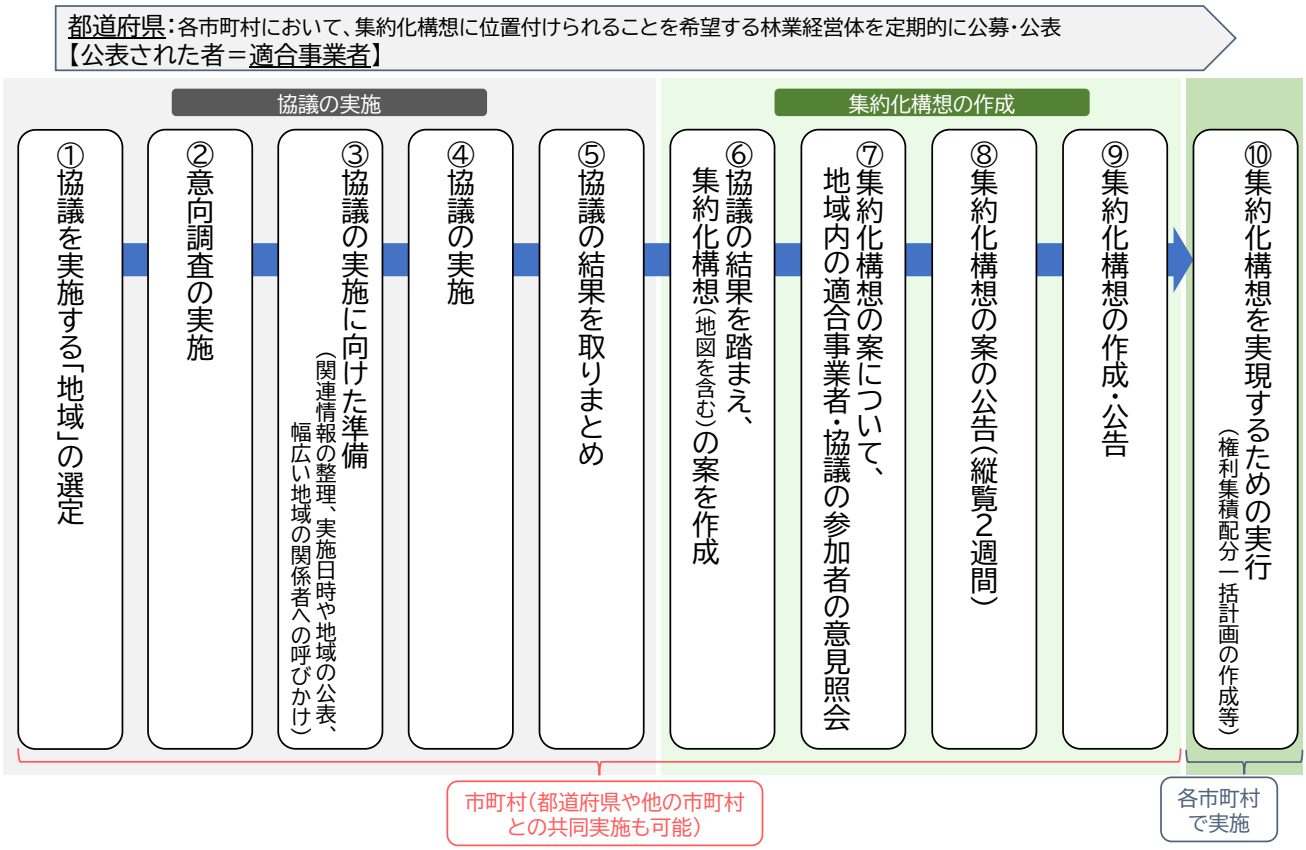


図 ３：「集約化構想」制度に係る事務の流れ

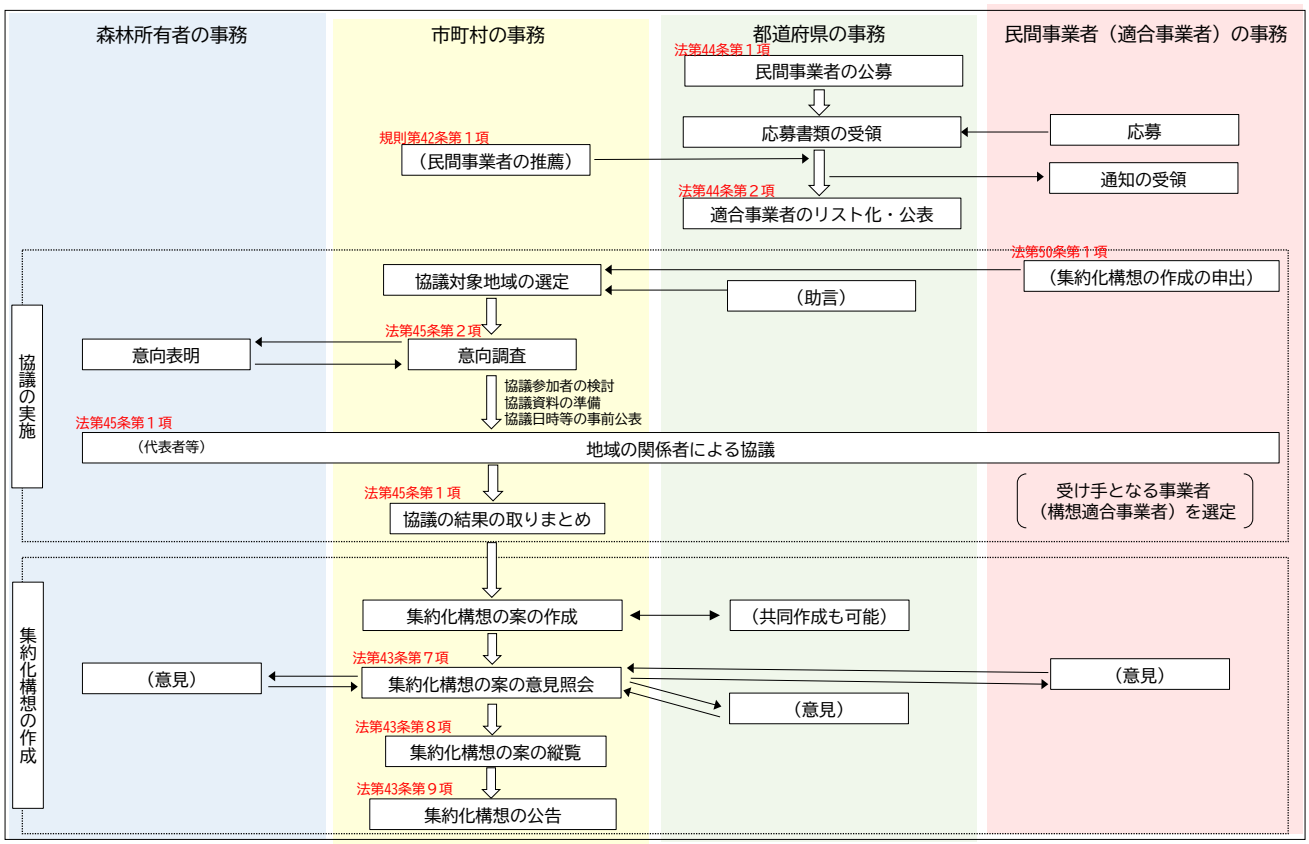


図　4：集約化構想の作成に係るフロー

13－３　用語の定義

①　法に基づく用語

用語	定義	備考
適合事業者 （法第 42 条第２項） （法第 44 条第２項）	・集約化構想が定められる場合に当該集約化構想において、中長期にわたって経営管理を行うために必要な権原の設定を行う必要があるとして定められる森林（構想森林となる森林）について経営管理を行うことを希望する民間事業者。 ・法第 44 条第２項の規定により、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有し、かつ、経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると都道府県が認めて公表している民間事業者	・集約化構想が定められる場合に、経営管理の受け手となることを希望する者として、あらかじめ都道府県が公表している事業者。

構想適合事業者 （法第 43 条第３項第２号） （法第 46 条）	集約化構想における構想森林において経営管理を行うべき者（構想森林の受け手）として定められた適合事業者。	
林業経営者 （法第 52 条第２項の規定によりみなして適用する法第 37 条第４項）	法第 52 条第１項の規定による公告によって経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者（法第 52 条第２項の規定によりみなして適用する法第 37 条第２項の規定により経営管理実施権の設定を受けた民間事業者）。	
地域 （法第 43 条第１項） （法第 45 条第１項）	集約化構想の作成に向けて協議を行う地域。	・協議の結果、集約化構想を定める場合、集約化構想の作成単位となる。 ・農地や集落なども含まれうる。 ・大字単位・小学校単位など。
一体経営管理森林の区域 （法第 42 条第１項） （法第 43 条第２項第１号）	自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情を勘案して、一体として経営管理を行うことが適当と認められる森林の区域。	・一体的な管理をすることで、路網整備等の条件整備を通じ、効率的な経営管理が可能なひとまとまりの森林（いわゆる「団地」）。 ・公有林や森林経営計画作成済みの森林がその一部に含まれ得るが、国有林は含まれない（長官通知第 16 の１の(3)）。 ・地域の実情に応じて大きさは変わるが、例えば、数 ha～数十 ha 程度（あくまで目安であり、制限するものではない）が想定される。
構想森林 （法第 43 条第３項第１号） （法第 46 条）	経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林として定められた森林。	・一体経営管理森林の区域内で、林業経営体に対し、経営管理に必要な権利を設定・移転等する必要があるそれぞれの森林 ・「その他の措置」とは、構想適合事業者への立木竹及び土地の所有権の移転、あっせん等をいう。
一括計画対象森林 （法第 51 条第２項第１号イ）	市町村が経営管理権の設定を受ける構想森林をいう。 （構想適合事業者が経営管理実施権の設定を受ける森林）	・構想適合事業者に所有権を移転する構想森林は一括計画対象森林には含まれない。

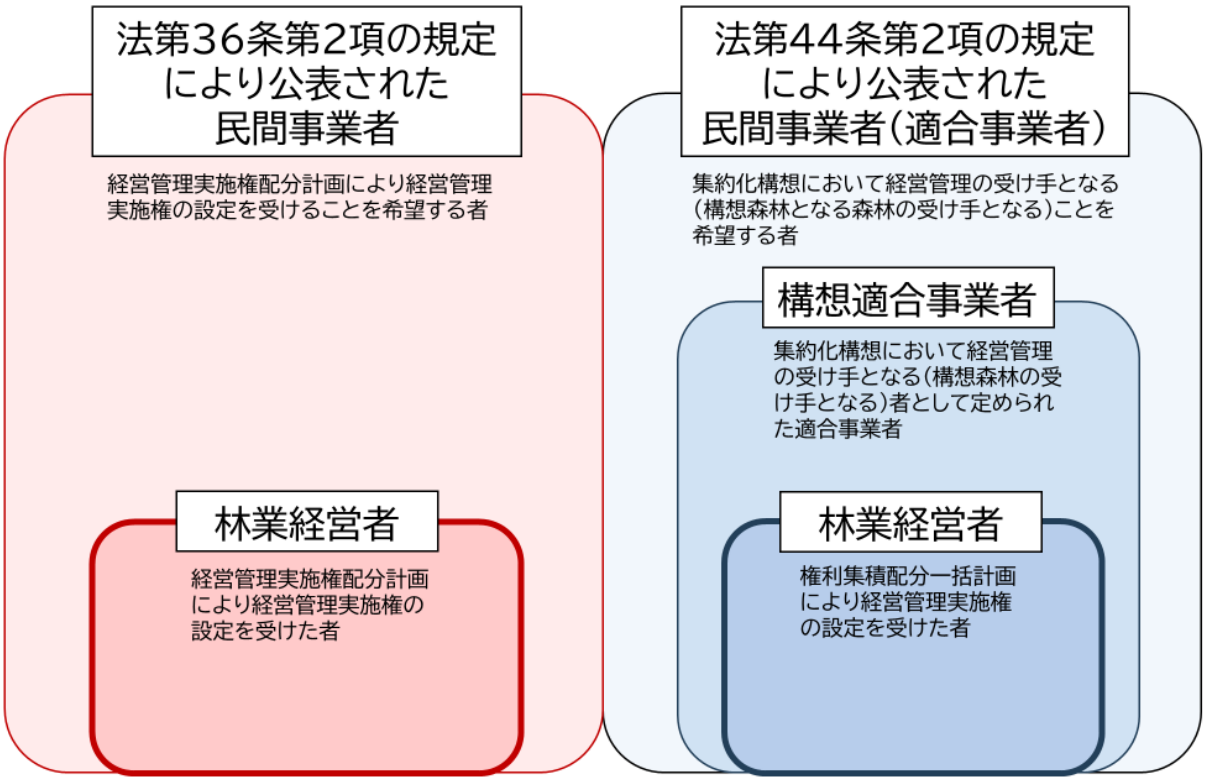


図　5：森林経営管理法における民間事業者

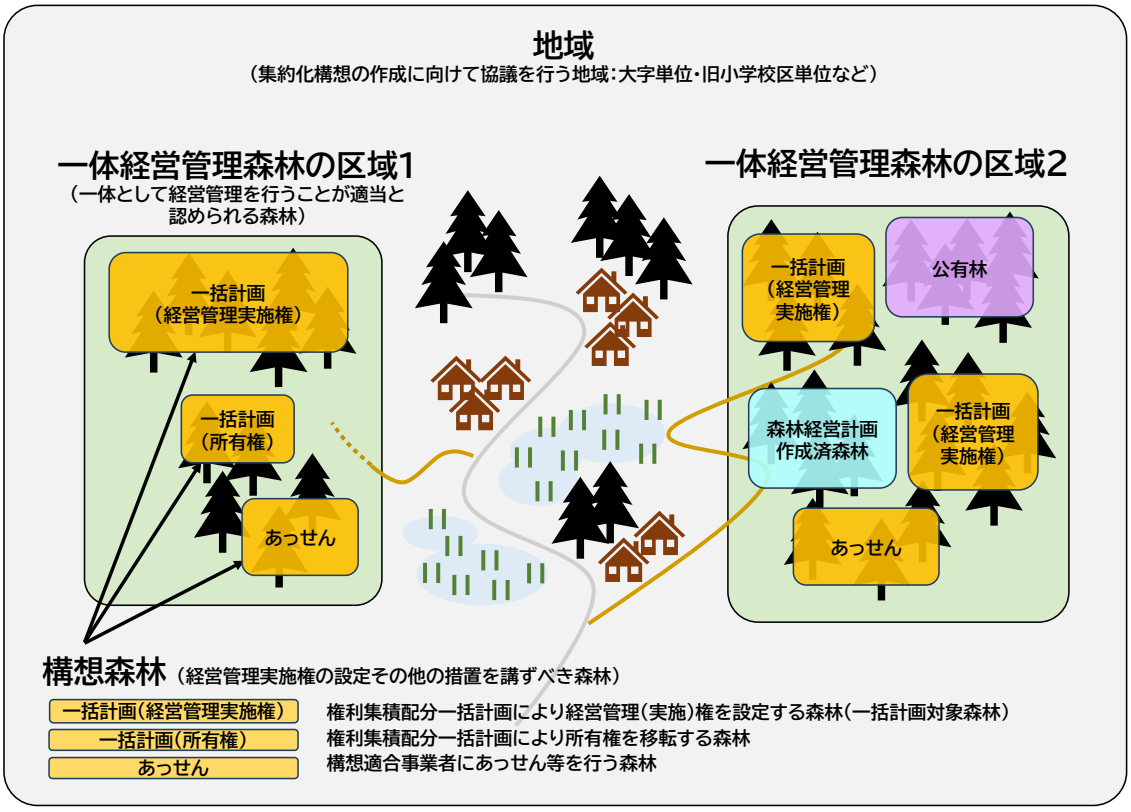


図　6：一体経営管理森林及び構想森林のイメージ

13－４　民間事業者の公募・公表（都道府県実施）

（民間事業者の公募及び公表）
第四十四条　都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、定期的に、都道府県が定める区域（第五十条第一項において「公募区域」という。）ごとに、集約化構想が定められる場合に当該集約化構想において定められる前条第二項第一号に掲げる区域内の森林について経営管理を行うことを希望する民間事業者を公募するものとする。
２　都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による公募に応募した民間事業者のうち次に掲げる要件に適合するもの及びその応募の内容に関する情報を整理し、これを公表するものとする。
一　経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること。
二　経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること。

（森林経営管理法施行規則）
（法第四十四条第一項の規定による民間事業者の公募）
第四十一条　法第四十四条第一項の規定による公募は、毎年一回以上定期的に、当該公募の開始の日から三十日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（法第四十四条第一項の規定による公募に係る民間事業者に関する情報の整理及び公表）
第四十二条　市町村は、都道府県に対し、法第四十四条第一項の規定による公募に応募した民間事業者の中から、同条第二項の規定に基づき都道府県が公表する民間事業者にふさわしい者を推薦することができるものとする。
２　法第四十四条第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

都道府県は、定期的に、都道府県が定める区域ごとに、集約化構想が定められる場合に当該集約化構想において定められる一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する民間事業者を公募する必要があります。さらに、都道府県は、応募のあった民間事業者の中から法の要件に適合する者及びその応募の内容に関する情報を整理し、これを公表※１する必要があります（法第 44 条関係）。

具体的な事務の進め方については、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者（法第 36 条関係）の公募・公表の手続※２に準じています。

なお、２つの公募・公表制度が併存していますが、両者の要件、基準は同一であることから、一括して公募・公表手続を実施することも可能です。また、いずれかの仕組みで公表されている民間事業者が他方に位置付けられることを望んだ場合には、簡易な手続で可能とできることとします（長官通知第 18 において準用する第 13 の３の(4)、別記様式第 15 号）

※１　公表された者を「適合事業者」と呼びます。

※２　「森林経営管理制度に係る事務の手引（その１　経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成等　編）」４－３　民間事業者の公募・公表（都道府県実施）参照。

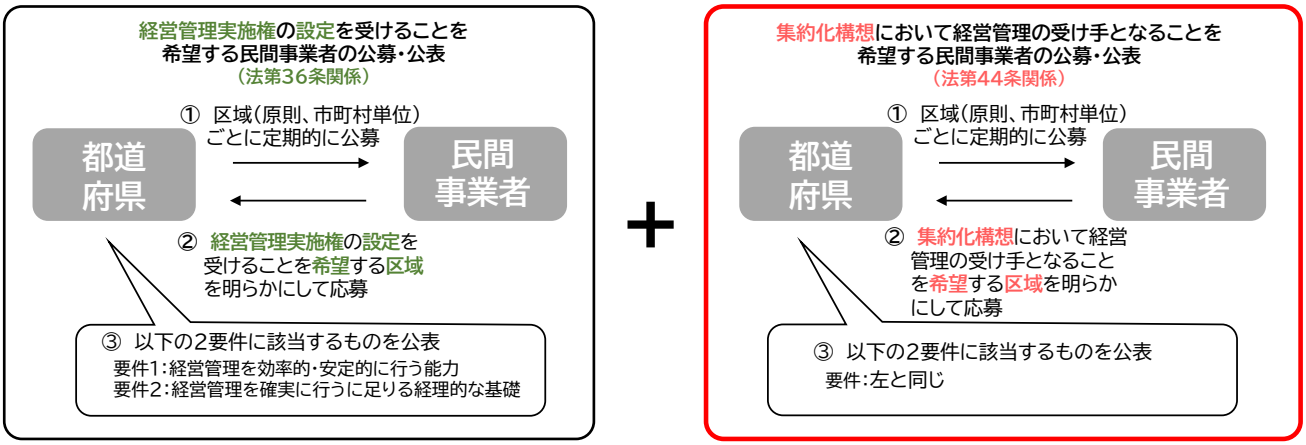


図 7：２つの公募・公表制度

13－４－１　民間事業者の公募・公表の進め方

構想適合事業者は長期にわたって森林の経営管理を行うことになるため、このような責務を担える者が適切に公表・選定されるよう手続を進めることが重要です。

民間事業者の公募・公表の事務については都道府県が行うこととしています（法第 44 条第１項及び第２項）が、これは以下の理由によるものであり、これらに留意して取り組む必要があります。

①　民間事業者には市町村域を越えて活動する者が多いため、市町村がそれぞれに公募すると、民間事業者は個々の市町村に応募することとなり負担が大きくなること。

②　都道府県が一括して公募・公表することで市町村の事務負担の軽減につながること。

③　都道府県の有する民間事業者に関する知見やノウハウを活用できること。

都道府県が民間事業者の公募・公表を行う際には、市町村の意向が反映されるように、市町村との連携を図ることとします（長官通知第 18 において準用する第 13 の１の(1)）。

また、法第 64 条第１項の規定に鑑み、都道府県と森林管理局及び森林管理署等は、民間事業者の公募・公表が円滑に行われるよう相互に必要な情報を共有する等連携を図るよう努めることとします（長官通知第 18 において準用する第 13 の１の(2)）。

13－４－２　都道府県による民間事業者の公募

13－４－２－１　公募の実施

都道府県は、定期的に、都道府県が定める区域ごとに、集約化構想が定められる場合に当該集約化構想において定められる一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する民間事業者を公募する必要があります（法第 44 条第１項）。

また、当該公募はインターネットの利用その他適切な方法により行う必要があります（規則第 41 条）。具体的には、都道府県は公募要領等を策定し（13－４－２－２）、都道府県のホームページ等を利用して、広く公募について周知することとします。また、市町村や民間事業者等が組織する団体等にも周知することが望まれます（長官通知第 18 において準用する第 13 の２の(1)）。

都道府県は年１回以上定期的に、当該公募の開始の日から 30 日以上の期間を定めて公募を行う必要があります（規則第 41 条）。そのため、規則第 41 条で定める回数及び期間以上であれば、公募の回数や募集期間について、都道府県の事務や地域の実情を踏まえて設定することが可能です。

法第 43 条第３項の規定により市町村等が集約化構想を作成することを踏まえ、「都道府県が定める区域」については、市町村単位を基本とします※１が、公募の方法としては、都道府県全域で一括して公募を行い、民間事業者が応募する際に、集約化構想における一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する区域（市町村）※２を記載させることをもって、都道府県が定める区域（市町村）ごとに公募したものとして差し支えありません。なお、都道府県は、13－４－１の趣旨を踏まえた上で、都道府県の出先機関等の単位でそれぞれ公募手続を行うことも可能です（長官通知第 18 において準用する第 13 の２の(2)）。

※１　市町村が適合事業者を選定する際には、当該市町村内の区域内の森林について経営管理を行うことを希望している適合事業者が対象となるため、応募する民間事業者がどの市町村において集約化構想における一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望しているのかを整理する必要があります。

※２　民間事業者が希望する区域については、都道府県が定める区域（市町村）のうち、①既に経営管理権が設定されている区域（市町村）に限定することや、②将来的に経営管理権が設定されることを前提として経営管理の再委託を受けることが可能な区域（市町村）に限定することも可能です。

また、民間事業者が希望する区域がその事務所から遠隔地である場合は、適切な経営管理を実施することができる根拠を民間事業者から求めることが望まれます。

13－４－２－２　公募要領等の策定

都道府県は、民間事業者を公募するに当たり、公募要領等をあらかじめ定めることとします（長官通知第 18 において準用する第 13 の３）。その際、当該公募要領等には以下を明記することとします（長官通知第 18 において準用する第 13 の３の(1)から(4)）。

①　応募のあった民間事業者のうち、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること（法第 44 条第２項第１号）及び経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること（同項第２号）という要件（以下「法の要件」という。）に適合するものについて、その応募の内容に関する情報を整理して公表すること。

②　応募の内容のうち公表（公開しておくものを含む。）されることとなる情報の範囲。

③　法の要件に適合するか否かを判断する基準。

④　法の要件に適合するか否かを判断するために必要な情報として民間事業者に提出を求める内容。

なお、２つの公募・公表制度が併存していますが、両者の法の要件、基準は同一であることから、一括して公募・公表手続を実施することも可能とします（法第 36 条第２項に係る公表基準と法第 44 条第２項に係る公表基準とで異なる基準を定めることも可能です。）。また、既に法第 36 条第２項の規定により公表されている民間事業者において、法の要件に適合することが確認できている内容については、提出を省略することができるものとします（別記様式第 15 号参照）。

13－４－３　法の要件に適合する適合事業者の公表

13－４－３－１　法の要件に該当するか否かを判断する基準

集約化構想が定められる場合に当該集約化構想において定められる一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する民間事業者が法の要件に適合するか否かを判断する基準については、長官通知の別紙１（第 13 の４の(1)、第 18 関係）（下記参照）の考え方を参考に都道府県において定めることとします（長官通知第 18 において準用する第 13 の４の(1)）。

また、都道府県は、公表すべき民間事業者について市町村が都道府県に対して推薦できること（規則第 42 条第１項）を踏まえ、基準の設定に当たって事前に市町村に意見照会し、市町村からの意見を踏まえて基準を定めることとします（長官通知第 18 において準用する第 13 の４の(2)）。

基準については、都道府県内で共通のものが想定されますが、都道府県は、市町村からの意見があった場合等には、当該市町村の地域事情を踏まえた当該市町村にのみ適用する基準を定めることもできます（長官通知第 18 において準用する第 13 の４の(3)）。

「森林経営管理法の運用について」（平成 30 年 12 月 21 日付け 30 林整計第 713 号）（抜粋）

別紙１（第13の４の(1)、第18関係）

法第36条第２項及び法第44条第２項に規定する要件に適合するか否かを判断する項目とその基準の考え方

法第36条第２項及び法第44条第２項に規定する要件に関し、基本的な考え方は以下のとおりとする。

法第36条第１項及び法第44条第１項の規定による公募に応募できる民間事業者は、「森林組合・会社・個人経営等の組織形態を問わず、中長期にわたって継続的な経営管理を行うために必要な権原を取得し、当該権原に基づき、伐採等を、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により、又は他者へ請け負わせることにより実施している又は実施しようとする民間の事業者」とする。

１．経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること

民間事業者が、以下の（１）から（９）までの項目（（１）の項目については①又は②のいずれか）のうち、当該民間事業者の事業内容に該当する項目の基準をすべて満たしている場合には、本要件に適合すると判断するものとする。

【例外・留意事項】

① 規則第32条第１項及び第42条第１項の規定による市町村の推薦があったときは、当該推薦を受けた民間事業者については、当該推薦をもって（１）の項目の基準を満たしているものとみなすことができるものとする。

② 各地域における民間事業者の育成方針等を踏まえ、必要に応じ、項目の追加や統合、各項目の基準の変更等を行うことや、法第36条第２項の規定に係る公表基準と法第44条第２項の規定に係る公表基準とで異なる基準を定めることとして、差し支えないものとする。

③ 造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身又は直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者へ請け負わせる施業も含めて判断するものとする。他者へ請け負わせる施業も含めて判断する場合にあっては、請負先が（２）から（７）までの該当する項目の基準を満たしているかによって判断するものとする。

項目	基準	説明
(1)①生産量の増加又は生産性の向上	素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。 ただし、生産量又は生産性の実績が一定の水準以上ある場合には、当該実績以上の目標を有していれば足りるものとする。	現在の生産量の大小や生産性の高低は問わない。このため、生産量や生産性の下限等を設けることのないよう留意されたい。 「一定の割合」については、５年間で約２割又は３年間で約１割を目安とする。 「一定の水準」については、生産量に関し5,000㎥/年、生産性に関し間伐８㎥/人日、主伐11㎥/人日を目安とする。 生産性については、上記の物的労働生産性のほか、付加価値労働生産性等を用いることも可能とする。また、素材生産のほか、造林や保育の生産性等の目標を設定することも可能とする。
(1)②経営管理の対象となる森林の確保	経営管理の対象となる森林（所有権その他長期間経営し得る権利を取得しているものに限る。）の面積を、一定の割合以上で増加させる目標を有していること。 ただし、経営管理の対象となる森林の面積の実績が一定の水準以上ある場合には、当該実績以上の目標を有していれば足りるものとする。	「その他長期間経営し得る権利を取得しているもの」については、 ・　当該民間事業者が経営管理実施権の設定を受けた森林 ・　当該民間事業者が作成した森林経営計画の対象森林 ・　５年以上の長期にわたり、受託者の判断で伐採等を行うことができる契約を締結した森林 のいずれかとする。 「一定の割合」については、５年間で約２割又は３年間で約１割を目安とする。 「一定の水準」については、30haを目安とする。
(2)生産管理又は流通合理化等	以下のいずれかに該当すること。 ア　作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいること。 イ　製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材	

	での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等に取り組んでいること。 ウ　認定森林経営プランナーが在籍していること。	
（3）造林・保育の省力化・低コスト化	伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいること。	
（4）主伐後の再造林の確保	以下のいずれにも該当すること。 ア　主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること。 イ　主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいれば足りるものとする。	「一体的に実施する体制」とは、主伐と再造林の両方を実施できる体制があることとする。 ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定、請負契約による発注等により一体的に実施できる体制があることとする。 「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合には、原則として再造林を行っていること（経営管理実施権の設定を受けている森林については必ず再造林を行っていること）とする。
（5）生産や造林・保育の実施体制の確保	以下のいずれかに該当すること。 ア　素材生産又は造林・保育に関して３年以上の事業実績を有すること。 イ　所属する現場作業職員の現場従事実績等が３年以上であること。 ウ　林業技能士（１級又は２級）が在籍していること。 ただし、「事業実績」及び「現場従事実績等」が「３年以上」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で２年間の課程を修了し、かつ１年以上の現場従事実績を有している場合等作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、本基準を満たしているものとみなすことができるものする。	「事業実績」及び「現場従事実績等」の「３年以上」については、連続していることを要しない。

（６）伐採・造林に関する行動規範の策定等	伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。	「行動規範の策定等」には、民間事業者が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や都道府県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。 行動規範やガイドライン等には、伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込むことが望ましい。 また、行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制を整備することが望ましい。
（７）雇用管理の改善及び労働安全対策	以下のいずれにも該当していること。 ア　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第45号）第４条に基づく各都道府県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組を行っていること。 イ　現場作業職員等に対し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく安全衛生教育を行っていること。 ウ　労働者災害補償保険に加入していること（一人親方等の特別加入を含む）。 エ　以下に定める届出を行っていること（届出の義務がない場合を除く）。 ・　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出 ・　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出 ・　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出 オ　過去３年以内に休業４日以上の労働災害又は死亡災害（以下「死傷災害」という。）が発生していないこと。ただし、死傷災害が発生した場合であっても、適切な再発防止策が定められた場合は、上記基準を満たしているものとする。	「第４条に基づく（中略）取組又はこれに準ずる取組」については、例えば、以下の取組が該当する。 ・　現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休２日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生の充実等の雇用管理の改善 ・　リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策 「現場作業職員等」には事業主自身を含むものとする。 「安全衛生教育を行っていること」については、外部機関において必要な安全衛生教育を修了している場合を含むものとする。 「適切な再発防止策が定められた場合」については、同種災害の再発防止策から見て妥当な内容であり、それが現場作業職員を含む組織内全員に周知されていることとする。

（8）コンプライアンスの確保	以下のいずれにも該当していること。 ア　以下のいずれにも該当しないこと。 ・　業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから１年間を経過していない者 ・　業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者 ・　国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者 ・　（６）の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者 ・　その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 イ　以下のいずれにも該当すること（令和８年度末までに以下のいずれにも該当することとなることが確実と見込まれる場合を含む。）。 ・　民間事業者と森林所有者、民間事業者と請負事業者とで書面等により取引条件を明示していること。 ・　個人情報の取扱いに関する要領などを整備していること。	「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員又は個人事業主とする。 「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。 「その他（中略）相当の理由がある者」については、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者等が考えられる。
（9）常勤役員の設置	法人においては常勤の役員を設置していること。	

２．経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること

民間事業者が、次の項目の基準のいずれも満たしている場合には、本要件に適合すると判断するものとする。

（１）　直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。

（２）　経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。

（説明）

「経理状況が良好であること」については、以下のとおりとする。

・　法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が０％未満でないこと（債務超過でないこと）及び経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が直近３年間において全てマイナスという状態になっていないこと。

・　個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近３年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと。

・　これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後５年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

【補足】

・　１（７）オの基準については、死傷災害が発生した民間事業者を公表の対象から除外することを意図したものではなく、民間事業者における労働安全対策の取組を促進するためのものです。このため、死傷災害が発生した場合であっても、適切な再発防止策が定められた場合は、本基準を満たしているものとしています。

・　「適切な再発防止策が定められた場合」の判断基準については、林野庁 HP（森林で働く人たちの安全で快適な職場づくり：https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/anzen/index.html）などにおいて示される災害事例別の再発防止策と同等の内容が定められており、それが現場作業職員を含む民間事業者の組織内全員に周知されているか否かとします。

・　ただし、再発防止策が定められた場合であっても、保護具等の着用など労働安全衛生規則等において定められた事項を遵守せず、都道府県等から指導を受けたにも関わらず、再発防止策を守らずに死傷災害を繰り返し発生させた場合は、公表の取りやめも検討することとなります。

13－４－３－２　市町村による民間事業者の推薦

市町村は、都道府県に対し、応募した民間事業者の中から、都道府県が公表する民間事業者（適合事業者）にふさわしい者を推薦することができます（規則第 42 条第１項）。

そのため、都道府県は、応募のあった民間事業者に関する情報を整理した上で、公表する前に、民間事業者が集約化構想における一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する市町村ごとに、民間事業者に関する情報を当該市町村に提示することとします（長官通知第 18 において準用する第 13 の５の(1)）。

また、市町村は、提示された情報及び法の要件を踏まえて、必要に応じて公表すべき民間事業者の推薦を行うこととします（長官通知第 18 において準用する第 13 の５の(2)）。

市町村の推薦を受けた民間事業者については、長官通知の別紙１の項目のうち（１）に関して都道府県知事があらかじめ定めた基準を満たさない場合であっても基準を満たしたとみなし、当該市町村において集約化構想における一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行う者としてふさわしい者が公表できるよう配慮できるものとします（長官通知第 18 において準用する第 13 の５の(3)）。

13－４－３－３　適合事業者の公表

都道府県は、応募のあった民間事業者の中から、法の要件に適合する者及びその応募の内容に関する情報を整理し、これを公表する必要があります（法第 44 条第２項）。また、当該公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行う必要があります（規則第 42 条第２項）。

都道府県は、市町村から推薦を受けた場合はその意向も踏まえた上で、13－４－３－１の基準に基づき、応募のあった民間事業者が法の要件に適合するか否かを判断する※こととします（長官通知第 18 において準用する第 13 の６の(1)）。

（※この場合、都道府県は、都道府県内共通基準又は市町村別基準を作成した場合にあっては当該市町村別基準（13－４－３－１（又は長官通知第 18 において準用する第 13 の４の(3)参照）に基づき、法の要件に適合するか否かを判断することとなります。）

また、都道府県は、応募のあった民間事業者に対し、法の要件に適合するか否かについて事前に通知することが望まれます（長官通知第 18 において準用する第 13 の６の(2)）。

都道府県は、公表に当たり、都道府県のホームページ等を利用して、誰でも閲覧できるようにすることとします。なお、ホームページ等では民間事業者の名簿（一覧表）のみを掲載し、詳細の情報については都道府県の担当課等において閲覧できるようにすることも可能です（長官通知第 18 において準用する第 13 の６の(3)）。

13－４－３－４　公表内容の有効期間と内容の修正

都道府県は、公表内容の有効期間を３年、５年等の複数年とすることも、当該年度限りとすることも可能です。有効期間を複数年とした場合、民間事業者を公表した年以降で少なくとも年１回は当該民間事業者に対して公表内容の変更の有無を照会することが望まれます（長官通知第 18 において準用する第 13 の７の(1)）。

都道府県は、公表内容に変更が生じた場合は、速やかに公表内容を修正し、修正した旨を関係する市町村（民間事業者が集約化構想における一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する市町村）に通知することとします（長官通知第 18 において準用する第 13 の７の(2)）。

13－４－３－５　公表の取りやめ

都道府県は、公表した民間事業者が、公表後に法の要件に適合しなくなったと認められる場合は、当該民間事業者の情報についての公表を取りやめることとします（長官通知第 18 において準用する第 13 の８の(1)）。公表後に法の要件に適合しなくなったと認められる場合の具体例としては、定期的な公表情報の照会や、経営管理実施権が設定された森林において適切な経営管理が行われていない旨の市町村等からの報告等により法の要件に適合しなくなったと認められる場合を想定しています。

都道府県は、公表を取りやめた場合は、速やかに関係する市町村及び当該民間事業者にその旨を通知するとともに、当該民間事業者名及び公表を取りやめた理由を法第 44 条第２項の規定による民間事業者の公表と同様の手法により公表することとします（長官通知第 18 において準用する第 13 の８の(2)）。

市町村は、公表を取りやめた民間事業者が経営管理実施権の設定を受けていた場合、市町村は、権利集積配分一括計画のうち、当該民間事業者への経営管理実施権の設定に係る部分を取り消すことができます。

なお、公表の取りやめは行政手続法第２条に規定される不利益処分に該当しません。

13－５　協議の場の設置

13－５－１　協議の実施手順

（協議の場の設置等）
第四十五条　市町村等は、集約化構想を定める場合には、市町村森林整備計画を勘案して一以上の一体経営管理森林が存すると見込まれる地域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該地域における一体経営管理森林の区域及び当該区域における経営管理の方針その他経営管理の集約化を図るために必要な事項について、適合事業者及び当該地域内の森林の森林所有者、木材関連事業者（木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材を利用する事業を行う者をいう。）その他の当該地域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめるものとする。
２・３　（略）

（森林経営管理法施行規則）
（協議の場の設置の方法等）
第四十三条　法第四十五条第一項の規定による協議の場の設置は、あらかじめ協議の対象となる地域を公表する等により、幅広く適合事業者及び当該地域内の森林の森林所有者、木材関連事業者その他の当該地域の関係者の参加を求めて行うものとする。
２　法第四十五条第一項の規定による取りまとめは、その協議の結果として次に掲げる事項についてするものとする。
一　協議の場を設けた地域の範囲
二　協議の結果を取りまとめた年月日
三　法第四十三条第二項各号に掲げる事項
四　その他経営管理の集約化を図るために必要な事項

市町村等は「集約化構想」の作成の前提として、協議の場を設置し、「一以上の一体経営管理森林が存すると見込まれる地域」ごとに、地域の関係者で協議を行っていただきます（法第 45 条第１項）。

この「一以上の一体経営管理森林が存すると見込まれる地域」とは、市町村森林整備計画の内容や、森林経営計画の作成状況、地域の適合事業者の動向等地域の実情を踏まえ、
①　条件整備の実施により経済性が見込まれる団地性を有する森林等があり、
②　①の中に経営管理が行われてない森林等が存在することが見込まれ、
③　当該地域において施業地の確保に意欲のある適合事業者が存在することが見込まれる
地域をいいます（長官通知第 19 の１の(1)）。

当該「地域」の単位については、市町村等が、地域の実情に応じて、例えば、大字単位、小学校区単位、小流域単位等、関係者との協議が円滑に実施できると認める範囲で設定できます（長官通知第 19 の１の(1)）。なお、協議を実施する地域の選定の方法については、13－５－３において詳しく説明します。

協議の場では、「一体経営管理森林の区域及び当該区域における経営管理の方針その他経営管理の集約化を図るために必要な事項」について協議します。この必要な事項とは、法第 43 条第２項各号に掲げる事項（同条第３項各号に掲げる事項を含む。）及び、同条第４項各号に掲げる事項のうち必要なものを定めるため、協議すべき事項を指し、表 １の事項のことです（長官通知第 19 の１の(3)）。これらの事項については、13－５－９及び 13－６－１において詳しく説明します。

協議は、①協議を実施する地域の選定、②森林所有者への意向調査、③適合事業者・地域の関係者のリストアップ・声掛け、④協議の参加者に提供する情報の整理、⑤協議の実施日時・実施地域の公表と進めていきます。そのうえで、⑥協議を実施し、集約化構想の作成に必要な事項に

ついて取りまとめを行います（図 8）。①から⑥の詳細については、13－５－３から 13－５－９において説明します。

表 1：一体経営管理森林の区域及び当該区域における経営管理の方針
その他経営管理の集約化を図るために必要な事項

（1）法第 43 条第２項各号に掲げる事項（同条第３項各号に掲げるものを含む。）

Ⅰ　協議の場を設けた地域の範囲	
Ⅱ　協議の結果を取りまとめた年月日	
Ⅲ　法第 43 条第２項各号に掲げる事項	①　構想森林（１の区域において　経営管理が円滑に行われるよう経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林）
	②　構想適合事業者（適合事業者の中から選定された前号に掲げる森林において経営管理を行うべき適合事業者）
Ⅳ　その他経営管理の集約化を図るために必要な事項	

（2）法第 43 条第４項各号に掲げる事項

Ⅴ　林道の開設及び改良に関する事項
Ⅵ　施業実施協定等の締結に関する事項

① 協議の実施地域の選定	「集約化構想」制度に取り組む場合、その対象となる地域を選定しましょう。 今後、中長期にわたって、林業的に利用していく森林を見極め、集積・集約化を進めようとする地域を選定してください。
② 森林所有者への意向調査の実施	協議をする際、森林所有者の意向は重要な情報となります。このため、協議の実施地域が決まったら、その地域内の森林所有者に対する意向調査を実施します。
③ 適合事業者・地域の関係者のリストアップ・声掛け	適合事業者や地域の関係者をリストアップし、協議の実施に向けた調整をします。
④ 協議の参加者に提供する情報を整理	森林簿や林地台帳、経営計画の認定に係る情報、レーザ測量の解析データ、境界確定の情報など、市町村等が保有するデータのうち、協議に資する情報を整理。②の意向調査の結果と合わせて、協議において提供できるよう準備します。
⑤ 協議の実施日時・実施地域の公表等	ホームページなどで開催日時・場所を案内します。
⑥ 協議の実施・取りまとめ	協議を実施し、集約化構想の作成に必要な事項について取りまとめます。

図 8：協議の実施手順

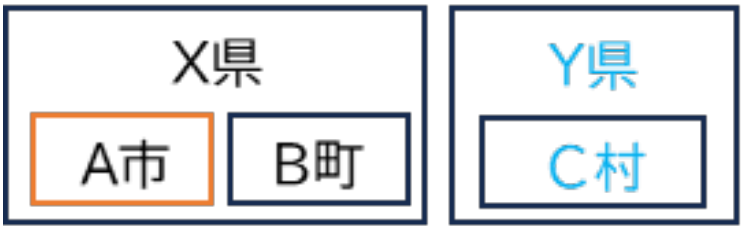
13－５－２　都道府県・市町村との共同実施について

（地域経営管理集約化構想の作成）
第四十三条　市町村は、単独で又は他の市町村若しくは都道府県（当該市町村又は当該他の市町村の区域をその区域に含む都道府県に限る。第三項において同じ。）と共同して、政令で定めるところにより、第四十五条第一項の協議の結果を踏まえ、一以上の一体経営管理森林が存する地域ごとに、当該地域における経営管理の集約化に関する構想（以下「集約化構想」という。）を定めることができる。
２～９　（略）

協議の実施や集約化構想の作成について、市町村は、単独で又は他の市町村若しくは都道府県（当該市町村又は当該他の市町村の区域をその区域に含む都道府県に限る。）と共同して行うことが可能です（法第 43 条第 1 項）。

都道府県においては、その専門的な知見や、広域的な視点を活かし、林道整備や原木流通に係る調整等、地域林業が抱える課題解決につなげることや、体制が不十分な市町村をサポートすること等を目的に、積極的に共同実施を検討してください。

なお、共同実施の場合は、共同する市町村と都道府県のすべてにおいて、作成した集約化構想の公告等の手続を実施してください。



① ○ A市＋B町、A市＋C村（他都道府県管内でも、市町村同士なら共同作成可能）
② ○ A市＋X県、A市＋B町＋X県（市町村と県は、1対1でも複数対1でも共同作成可能）
③ ○ A市＋C村＋X県＋Y県（他都道府県管内の市町村が共同作成者であれば、その市町村が属する都道府県と共同作成可能）
④ ○ A市＋C村＋X県（片方の市町村が属する都道府県のみが共同作成主体に入ることも可能）
⑤ × A市＋Y県、A市＋X県＋Y県（他都道府県管内の市町村が共同作成主体に入っていないのに、他都道府県との共同作成は不可）

図 9：共同実施のパターンについて（X 県 A 市から見た共同作成の可否）

13－５－３　協議を実施する地域の選定

（協議の場の設置等）
第四十五条　市町村等は、集約化構想を定める場合には、市町村森林整備計画を勘案して一以上の一体経営管理森林が存すると見込まれる地域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該地域における一体経営管理森林の区域及び当該区域における経営管理の方針その他経営管理の集約化を図るために必要な事項について、適合事業者及び当該地域内の森林の森林所有者、木材関連事業者（木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材を利用する事業を行う者をいう。）その他の当該地域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめるものとする。
２・３　（略）

市町村等は、集約化構想を定める場合には、一以上の一体経営管理森林が存すると見込まれる地域ごとに協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめます。

13－５－１でも説明していますが、この、「一以上の一体経営管理森林が存すると見込まれる地域」とは、

①　条件整備の実施により経済性が見込まれる団地性のある森林等があり、
②　①の中に経営管理が行われていない森林等が存在することが見込まれ、
③　当該地域において施業地の確保に意欲のある適合事業者が存在することが見込まれる

地域をいいます（長官通知第 19 の１の(1)）。

当該地域の単位については、例えば、大字単位、小学校区単位、小流域単位等が挙げられますが、市町村等が、地域の実情に応じて、関係者との協議が円滑に実施できると認める範囲で設定できるものとします（長官通知第 19 の１の(1)）。

地域の具体的な選定方法としては、例えば、表 2 のとおり、市町村森林整備計画のゾーニング、森林経営計画の作成状況や継続の見込み、森林簿などの森林資源情報や施業履歴、所有者不明森林の存在、過年度に実施した意向調査の結果等を踏まえて選定することが考えられます。

また、参考に、コラム６において、実際の選定手順のイメージを紹介しています。各パターンを組み合わせる、一部を取り入れるなどして地域を選定することも可能です。

なお、市町村単独での選定が難しい場合には、都道府県・森林管理署等（国有林）や森林総合監理士、林業経営体等の関係者と打ち合わせを行い、それらの者から意見を求めることも有効です（図 11）。なお、ここでいう「打ち合わせ」とは、法第 45 条に基づく「協議」ではなく、日々の業務における「打ち合わせ」を指します。

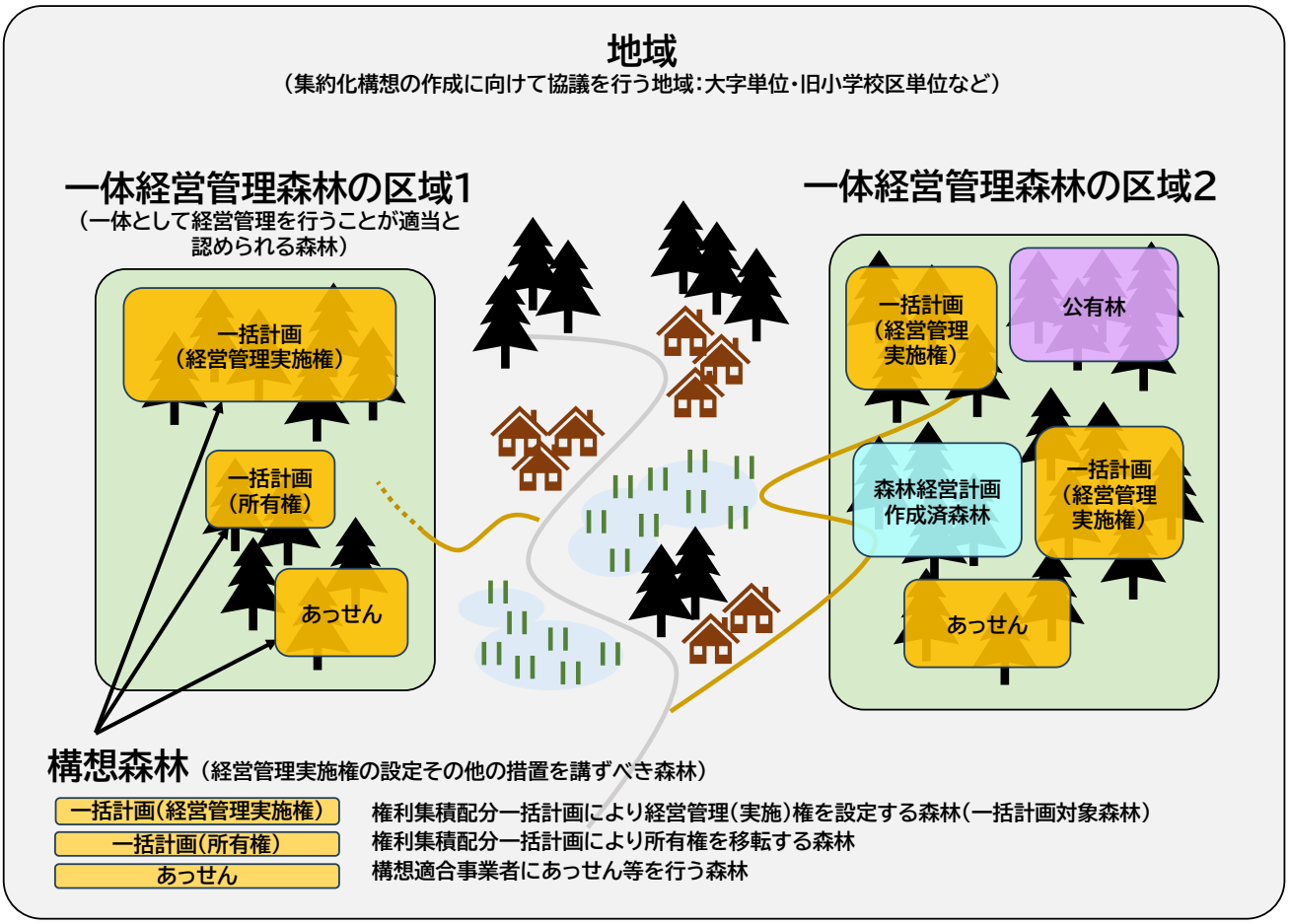


図　10：一体経営管理森林及び構想森林のイメージ（再掲）

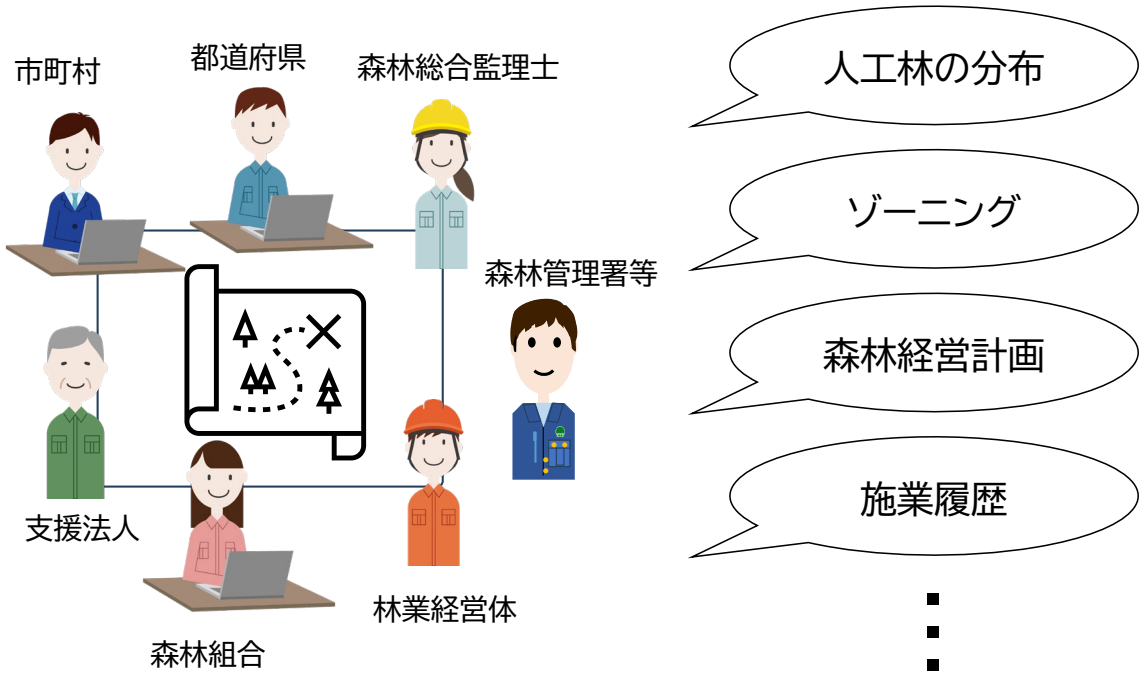
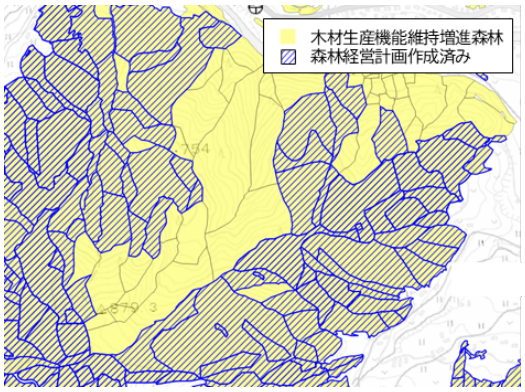
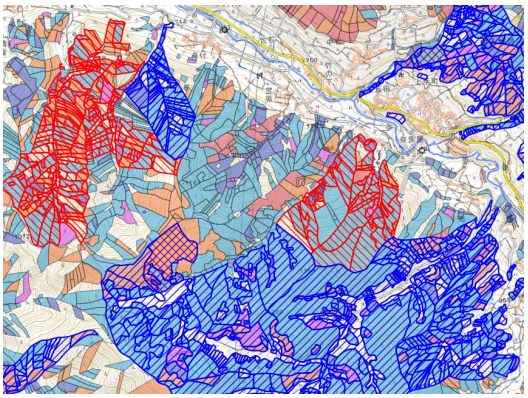
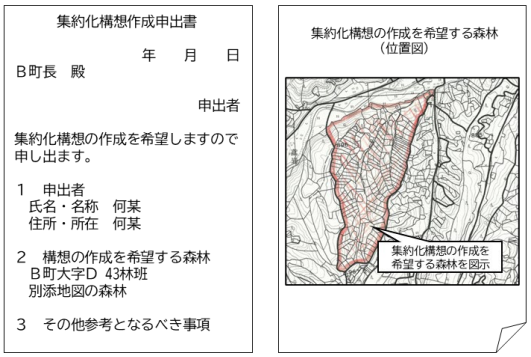
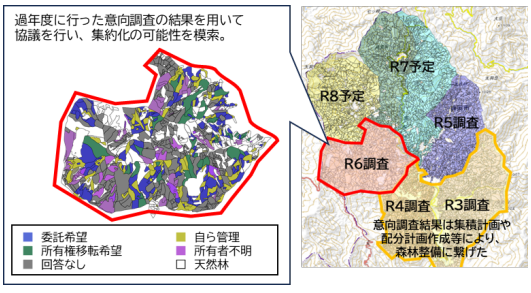


図　11：関係者での打ち合わせのイメージ

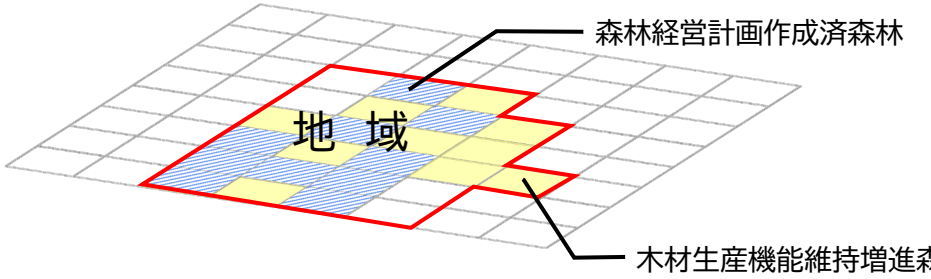
表 2：協議を実施する地域の選定方法の例

【選定例１】 市町村森林整備計画における「木材生産機能維持増進森林」の設定状況、森林経営計画の作成状況や継続の見込みから協議対象地域の案を整理。	
【選定例２】 地域の森林の資源状況、集約化の取組状況（森林経営計画、特定間伐等促進計画、独自事業による集約化施業の実施状況）、施業履歴、所有者不明森林の存在等を調査し、協議対象地域の案を整理。	
【選定例３】 市町村内で経営管理実施権の設定を希望する事業体から申出を受け、協議対象地域の案を整理。	
【選定例４】 旧市町村をエリア単位として、これまで実施してきた意向調査の結果を活用しながら、協議対象地域の案を整理。	

～コラム６　協議を実施する地域の選定手順のイメージ～

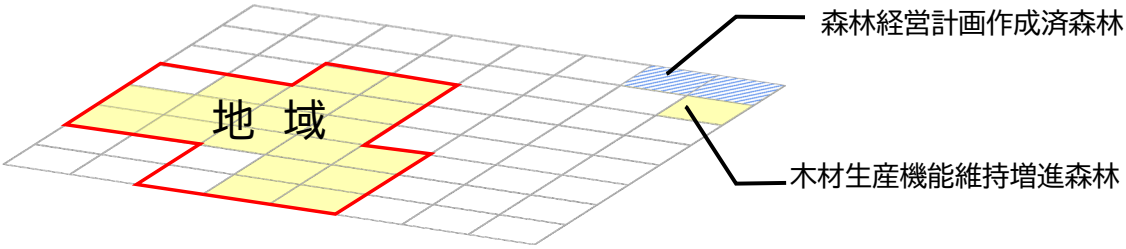
【パターン１】森林経営計画作成森林と一体的に整備を行うことを見据えて地域を選定

①　市町村森林整備計画で「木材生産機能維持増進森林」の区域を表示。
②　森林経営計画の作成状況を表示。
③　①に該当する森林かつ森林経営計画の団地内にある又は隣接しているものの、森林所有者が不明である等の理由により森林経営計画未作成の森林に対し、権利設定を行うこと見据え、それらの森林が含まれるエリアを地域として選定。



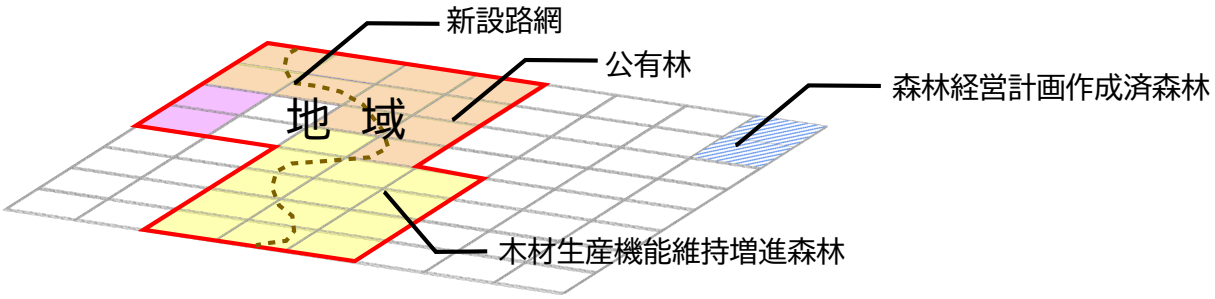
【パターン２】森林経営計画未作成の地域を選定

①　市町村森林整備計画で「木材生産機能維持増進森林」の区域を表示。
②　森林経営計画の作成状況を表示。
③　①に該当する森林かつ森林所有者が不明である等の理由により森林経営計画が全く作成されていないエリアについて、権利設定を行うこと見据え、地域として選定。



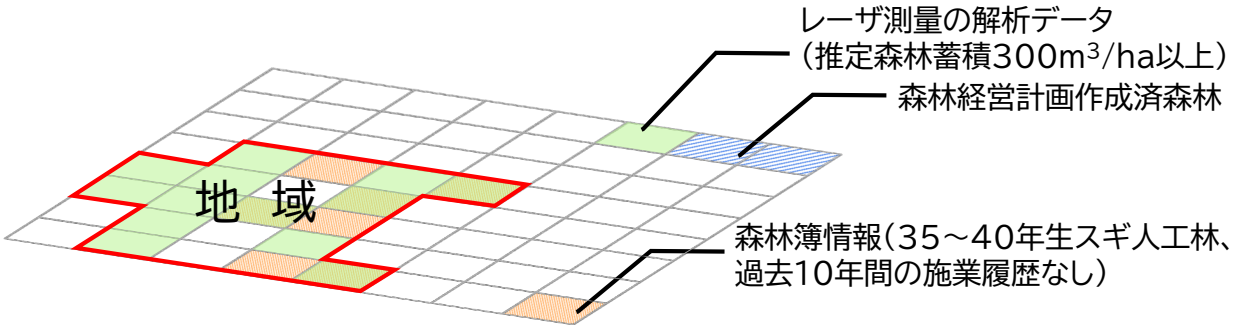
【パターン３】公有林と一体的に整備を行うことを見据えて地域を選定

①　公有林を表示（公有林を含め、地域一体で効率的な路網計画を検討することを想定）。
②　森林経営計画の作成状況を表示。
③　①に隣接しているものの、路網が整備されていない等の理由により、森林経営計画未作成の森林に対し、権利設定を行うこと見据え、それらの森林が含まれるエリアを地域として選定。



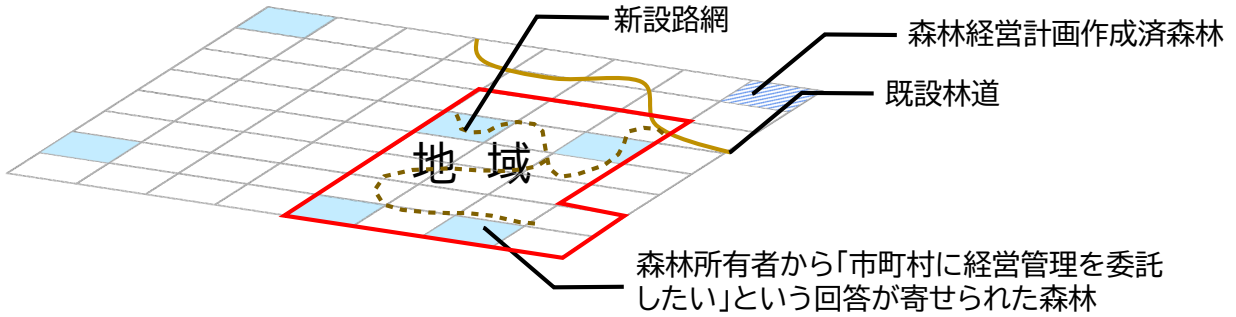
【パターン４】レーザ計測データ等を活用し地域を選定

① 森林簿情報を基に、35～40 年生スギ人工林であり、過去 10 年間の施業履歴がない森林を表示。
② レーザ測量の解析データ（例えば推定森林蓄積が 300㎥/ha 以上の森林）を表示。
③ 森林経営計画の作成状況を表示。
④ ①及び②に該当する森林であるものの、森林所有者が不明である等の理由により森林経営計画未作成の森林に対し、権利設定を行うこと見据え、それらの森林が含まれるエリアを地域として選定。



【パターン５】意向調査結果を基に地域を選定

① 過年度に実施した意向調査において、森林所有者から「市町村に経営管理を委託したい」という回答が寄せられた森林を表示。
② 森林経営計画の作成状況を表示。
③ 既設林道を表示。
④ ①に該当し、かつ森林経営計画未作成の森林であるものの、既設林道から分線を作設すれば比較的アクセスしやすいと考えられる森林について、権利設定を行うこと見据え、それらの森林が含まれるエリアを地域として選定。



13－５－４　意向調査

（協議の場の設置等）
第四十五条　（略）
２　集約化構想を定める市町村は、前項の協議を行う場合には、農林水産省令で定めるところにより、同項の地域（当該市町村の区域内のものに限る。）内の森林の森林所有者（第六条第一項の規定による申出に係るものを除く。）に対し、当該森林についての経営管理の意向に関する調査を行うものとする。ただし、当該森林について、既に第五条の規定による調査を行っている場合は、当該調査の実施をもって、この項の規定による調査の実施に代えることができるものとする。
３　（略）

（森林経営管理法施行規則）
（集約化構想の作成に係る意向調査）
第四十四条　法第四十五条第二項の規定による調査は、次に掲げる事項について行うものとする。
一　当該地域内の森林（同項の規定による調査を行う市町村が、当該地域において集約化構想を定めるために当該調査を行うことが必要かつ適当であると認めるものに限る。次号において同じ。）についての経営管理の現況
二　当該地域内の森林についての経営管理の見通し
三　その他参考となるべき事項

集約化構想を定める市町村は、協議を行う場合には、地域（当該市町村の区域内のものに限る。地域の選定方法については 13－５－３参照。）内の森林の森林所有者（法第６条第１項の規定による申出に係るものを除く。）に対し、当該森林についての意向調査を行うものとします（法第 45 条第２項）。

この意向調査は、協議を実施する地域内の森林のうち、市町村等が集約化構想の作成に必要かつ適当と認める範囲、すなわち、一体経営管理森林となりうると市町村が認める範囲で実施するものとします（長官通知第 19 の２の(1)）

その際、地域内の森林すべてについて意向調査を実施する必要は必ずしもなく、集約化構想の作成に必要かつ適当な範囲で実施いただくこととなりますが、必要な森林についての調査が行われないことのないよう、幅広く実施することが望ましいです（長官通知第 19 の２の(1)）。

また、地域内の森林について、経営管理権集積計画の作成に係る意向調査（法第５条の規定によるもの）が実施されている場合には、法第 45 条第２項の規定による意向調査の実施に代えてその結果を活用することができます（長官通知第 19 の２の(1)）。

13－５－４－１　意向調査の準備作業（森林の所有者の確認）

市町村は、13－５－３で選定した地域（当該市町村の区域内のものに限る。）内の森林について、当該森林の所有者を確認し、整理します。意向調査は、林地台帳の「現に所有している者・所有者とみなされる者」の欄に記載された者に実施することを標準とし、これが不明な場合は「登記簿上の所有者」の欄に記載された者に実施します。このため、手順としてはまず、「現に所有している者・所有者とみなされる者」を森林の所有者としてリスト化し、これが不明な森林については、「登記簿上の所有者」をリストに記載することとします（図 12）。なお、森林組合等の地元関係者からの聞き取り等により、現に所有者とみなされる者の情報があれば、「現に所有している者・所有者とみなされる者」の欄に記載することが可能です。

また、林地台帳の記載や関係者からの聞き取り等から当該森林の森林所有者が不明であることが明らかである場合は、意向調査を実施する前に相続人等の探索を行うことも一案です。ただし、住民票等を公用請求するにあたって、森林経営管理法第 10 条又は第 24 条の規定は、経営管理権集積計画を定めようとする場合の根拠規定であるため、事前の相続人等調査のために用いることはできません。そこで、事前の相続人等調査にあっては、森林法第 191 条の２及び第 191 条の４第２項を用いることとし、林地台帳の記載を改めた上で、意向調査等を実施するようにしてください。

なお、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和２年法律第 41 号。以下「第 10 次地方分権一括法」という。）による森林法の一部改正により、地方税法上の守秘義務の対象である固定資産課税台帳情報について、市町村内部での利用の範囲が拡大されました。当該情報を活用することで、宛先不明の割合が減少することも期待されますので積極的に活用願います（令和２年６月 10 日施行）。※

また、森林法第 191 条の４第２項の規定による林地台帳の記載の修正については、固定資産税課税台帳のほか、住民基本台帳、登記簿、意向調査等の情報を基に実施することが可能です。

※　詳細は「固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について（平成 24 年３月 26 日付 23 林整計第 342 号林野庁計画課長通知、令和２年６月 15 日付２林整計第 212 号改正）」を参照。

※　固定資産課税台帳に係る情報は、森林法第 191 条の２及び第 191 条の４第２項の規定により関係部局から提供を受けて林地台帳の記載を修正した上で（林務部局が保有する情報とした上で）活用することを前提としています。

森林所有者等を確認する		
林地台帳等で所有者を確認	○市町村が所有する林地台帳等を用いて、意向調査対象森林として抽出した森林の所有者を整理 ※2－3－3で抽出した林小班と地番が1対1で対応していない場合もあるが、幅広にリスト化しておく ※「現に所有している者・所有者と見なされる者」と「登記簿上の所有者」の双方がある場合は、前者をリストに記載する	

図 12：意向調査対象森林における森林所有者確認作業の例

13－５－４－２　意向調査の実施（森林所有者への意向調査票の配布）

（協議の場の設置等）
第四十五条　（略）
２　集約化構想を定める市町村は、前項の協議を行う場合には、農林水産省令で定めるところにより、同項の地域（当該市町村の区域内のものに限る。）内の森林の森林所有者（第六条第一項の規定による申出に係るものを除く。）に対し、当該森林についての経営管理の意向に関する調査を行うものとする。ただし、当該森林について、既に第五条の規定による調査を行っている場合は、当該調査の実施をもって、この項の規定による調査の実施に代えることができるものとする。
３　（略）

（森林経営管理法施行規則）
（集約化構想の作成に係る意向調査）
第四十四条　法第四十五条第二項の規定による調査は、次に掲げる事項について行うものとする。
一　当該地域内の森林（同項の規定による調査を行う市町村が、当該地域において集約化構想を定めるために当該調査を行うことが必要かつ適当であると認めるものに限る。次号において同じ。）についての経営管理の現況
二　当該地域内の森林についての経営管理の見通し
三　その他参考となるべき事項

意向調査は、当該地域内の森林についての経営管理の現況、当該地域内の森林についての経営管理の見通し、その他参考となるべき事項について行う必要があります（規則第 44 条）。

市町村は、13－５－３で選定した地域内の森林の集約化構想の作成に必要かつ適当な範囲で選定した森林の林地台帳に記載された森林所有者に対し、当該森林の意向調査を行うこととします。なお、「現に所有している者・所有者とみなされる者（の共有者）」の欄と「登記簿上の所有者（の共有者）」の欄に異なる記載がある場合は、まず前者に意向調査を実施し、これが不明であれば後者に意向調査を実施することとします。

意向調査は、次の表 3 に掲げる事項について記載した意向調査票により行う必要があります（規則第 44 条第１～３号。別記様式第 79 号の模範例を参照）。規則第 44 条第１～３号の内容が含まれていれば、意向調査票に記載する質問の数や具体的な内容は、様々に工夫することが可能ですので、模範例を参考としつつ、地域の実情に応じた内容としてください。加えて、権利集積配分一括計画においては、森林所有者から構想適合事業者への直接の所有権の移転も可能であることから、「二　当該地域内の森林についての経営管理の見通し（規則第 44 条第２号）」において、所有権の移転（森林の売却又は寄付等）に関する意向も把握できるものとすることが望ましいです（長官通知第 19 の２の(2)）。なお、森林所有者の誤解を招かないために、意向調査票には、「この調査において経営や管理を委ねる、森林を手放すことを希望されることをもって、市や林業経営体が森林の経営や管理の委託を受けること等を約束するものではない。」といった趣旨の注釈を付すことが有効と考えます。

意向調査は、森林所有者に所有森林の経営方針等を伺う調査ですので、森林所有者が法の趣旨・内容を十分に理解した上で回答することが重要です。このため、実施に当たっては、意向調査票の送付のみならず、都道府県の出先機関、森林施業プランナー、自治会関係者等と連携し、集落座談会の開催、訪問調査の実施、市町村の広報誌等を活用した周知、森林組合が実施している会合の場を活用し、法の趣旨・内容の説明、地域の森林の経営管理の意向の取りまとめ等を行うことが望ましいです。このほか、調査の時期をお盆や正月の帰省時期に合わせることで、意向調査への関心を高めるといった工夫も調査の回答率を上げるためにも有効です。

表 3：意向調査票に記載する事項

記載事項	記載内容
一　当該地域内の森林についての経営管理の現況（規則第 44 条第１号）	当該地域内の森林についての経営管理の現況として、現在の管理や手入れの状況を確認するための事項を記載すること。
二　当該地域内の森林についての経営管理の見通し（規則第 44 条第２号）	当該地域内の森林についての経営管理の見通しとして、今後、当該森林の経営管理を自ら行う、自ら委託先を探して委託する、市町村に委託する等の意向を確認するための事項を記載すること。 併せて、森林の売却又は寄付の意向を確認するための事項を記載することが望ましい（公有林化を進めるものではない旨の説明が必要）。
三　その他参考となるべき事項（規則第 44 条第３号）	権利集積配分一括計画を定めるに当たって一、二の他に参考となるべき事項を記載すること。 「参考となるべき事項」とは、意向調査の対象者が当該森林の森林所有者か否かを確認するための事項を記載することとし、その他、地域の実情に応じて権利集積配分一括計画定めるに当たって参考となると考えられる事項を記載すること。

意向調査票を送付する際は、森林所有者に法の趣旨を十分に理解してもらえるよう、法が施行されたことのお知らせや法の概要を記載したパンフレット等をあわせて送付することが望ましいです。その際には、所有山林の現在の状況等の情報を届けることも森林所有者からの回答を得る上で効果的と考えます。メールや申請システムなどのオンラインによる調査（例えば、オンライン上に入力フォームを作成して行うような調査）も可能であり、意向調査の負担軽減及び効率化に資すると考えられます。なお、森林所有者から回答を受け取る期限については、森林所有者が自身の意向について十分検討できる時間を確保するため、意向調査票の発送日から１月程度を確保することが望ましいです。

また、意向調査結果の有効活用と、知り得た個人情報の取扱いの明確化の観点から、この調査により取得した情報は、

① （氏名等の特定の個人を識別できる情報は削除した上で、意向を地図に表示するなどにより）協議の参加者に提供すること

② 集約化構想作成後、構想適合事業者（受け手）に（氏名等を含めた）特定の個人を識別できる情報を提供すること

があります。これらは、制度上、本人同意なく実施可能なよう措置していますが、このようなことがあることを、意向調査票に明示するなど、個人情報への配慮をすることが望ましいと考えます。

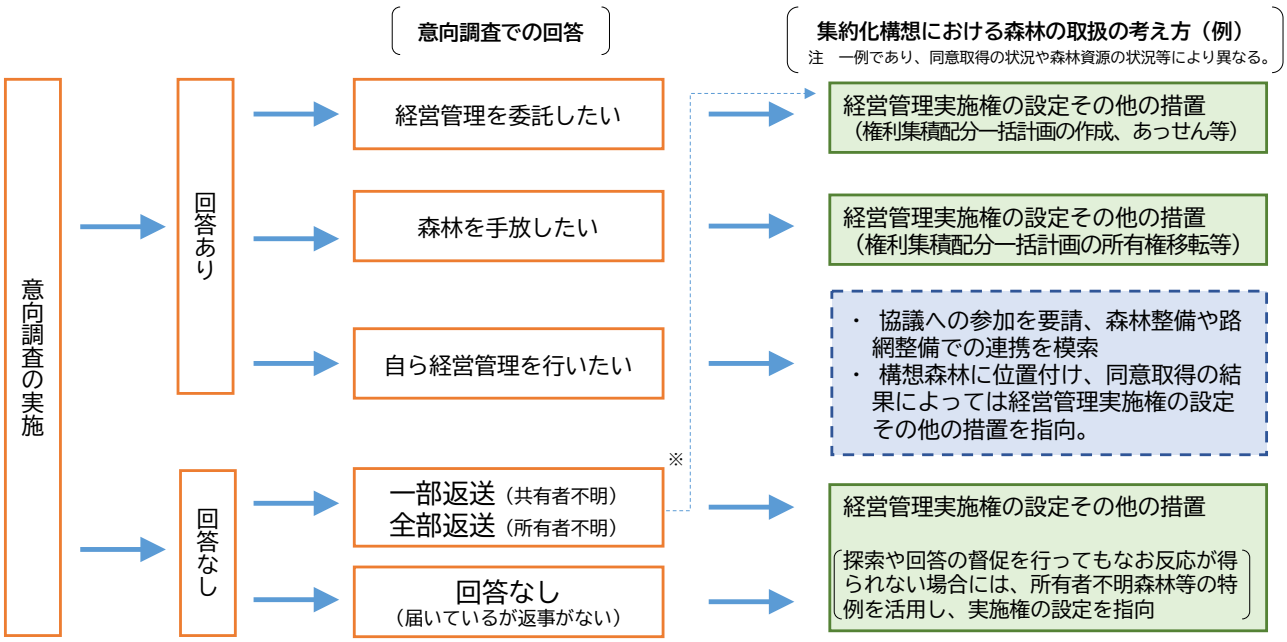
13－５－４－３　意向調査を踏まえた検討

意向調査を実施したら、協議の円滑な実施に資するよう、適切に情報を整理し、保存しましょう（長官通知第第 19 の２の(3)）。回答の有無・内容によって、例えば、図 13 のようなイメージで、集約化構想における当該森林の取扱いの方向性を検討しましょう。

意向調査において、森林所有者から、市町村において経営管理を行うことを希望する旨の意向が示された場合であって、法第 45 条第１項の協議の結果、当該森林所有者の所有森林が一体経営管理森林の区域に含まれることとなったときは、市町村及び適合事業者は当該森林所有者に対し、集約化構想の作成やこれに基づく経営管理実施権の設定その他の措置を講ずることの必要性について理解を求めるよう努めてください（長官通知第 19 の２の(4)）。

意向調査により、森林所有者から自ら経営管理を行う、又は自ら委託先を探して経営管理を委託する旨の意向が示された場合であって、協議の場における協議の結果、当該森林所有者の所有森林が一体経営管理森林の区域に含まれることとなったときは、市町村及び適合事業者は当該森林所有者に対し、集約化構想の作成やこれに基づく経営管理実施権の設定その他の措置を講ずることの必要性について理解を求めるよう努めるとともに、必要に応じて施業実施協定や施業施設協定など、当該適合事業者と連携して一体的かつ効率的な経営管理を実施するための取組について、働きかけを行ってください。（長官通知第 19 の２の(5)）。

意向調査を実施した森林のうち、協議の結果、一体経営管理森林の区域に含まれないこととなった森林については、当該森林に関する情報を整理し、保存するものとし、あわせて、経営管理の円滑化を図る観点から、必要に応じて経営管理権集積計画の作成その他の必要な措置を講ずることが重要です（長官通知第 19 の２の(6)）。



※　間伐（間伐に伴う木材の販売を含む）、保育を内容とする経営管理権の場合には、過半数の同意で権利集積配分一括計画の作成が可能。

図 13：集約化構想における森林の取扱いの方向性

13－５－５　協議の参加者に提供する情報の整理

（協議の場の設置等）
第四十五条　（略）
２　（略）
３　市町村等は、第一項の協議を行う場合には、同項の地域の関係者の理解と協力を得るため、当該地域内の森林に関する地図を活用し、当該森林の森林所有者の当該森林についての経営管理の意向、当該森林に係る森林資源の状況その他の経営管理の集約化に資する情報を提供することその他の必要な措置を講ずるものとする。

市町村等は、協議を行う場合には、協議対象地域の関係者の理解と協力を得るため、当該地域内の森林に関する地図を活用し、当該森林の森林所有者の当該森林についての経営管理の意向、当該森林に係る森林資源の状況その他の経営管理の集約化に資する情報を提供することその他の必要な措置を講ずるものとします（法第 45 条第３項）。

ここでいう、「当該地域内の森林に関する地図」とは、対象地域の森林の状況を客観的に把握するための地図をいい、市町村等において利用している森林ＧＩＳ等のシステムを活用するなどにより、森林の現況や森林資源の状況、森林所有者の意向など、協議の円滑な実施に資する情報を確認できるものを指します（長官通知第 19 の３の(1)）。

集約化構想では、集積・集約化を図る森林や、必要な路網整備等の条件整備の内容を定めるため、協議において、森林所有者への意向調査の結果（委託したい／手放したい等）や、市町村が整備している林地台帳（森林の所在、面積、共有の有無、地籍調査や境界確定に資する測量の実施状況、森林経営計画の作成状況など）、都道府県が整備している森林簿（樹種、林齢、材積、傾斜や林道からの距離、施業履歴など）、都道府県等がレーザ測量等を実施して把握した森林資源・地形情報などの情報（長官通知第 19 の３の(2)）を、大判の紙媒体や森林ＧＩＳ等により共有することで、協議への参加者の理解が深まり、円滑な話し合いが可能となると考えます。

これらの情報については、市町村等は、協議に参加する者に対してのみ提供することとし、提供に当たっては、当該情報に含まれる氏名その他の特定の個人を識別することができる記述等については削除してください。当該情報の提供には、森林所有者本人の同意取得は不要です（長官通知第 19 の３の(2)）。

なお、都道府県の森林簿取扱要領等において、市町村から第三者に対しての森林簿等の提供を認めていない場合には、当該要領等に森林経営管理法第 45 条第３項及び第 46 条の規定に基づく情報提供を、例外規定として追加することが必要です。その際、必要に応じ、当該要領等に「森林経営管理法第 45 条第３項及び第 46 条の規定に基づき情報提供を行う場合は、事前に○○県に相談すること。」といった規定を追加することも可能です。

これらのほか、必要に応じて、法第 45 条第３項に規定する「その他の措置」として、例えば、森林・林業に関して知識・経験を有する専門家への参加の要請や、対象森林の現地確認などを行いましょう（長官通知第 19 の３の(3)）。

（例）市町村等が協議において提供可能な情報（経営管理の集約化に資する情報）
森林簿情報、林地台帳情報、意向調査結果、施業履歴、森林解析データ　ほか

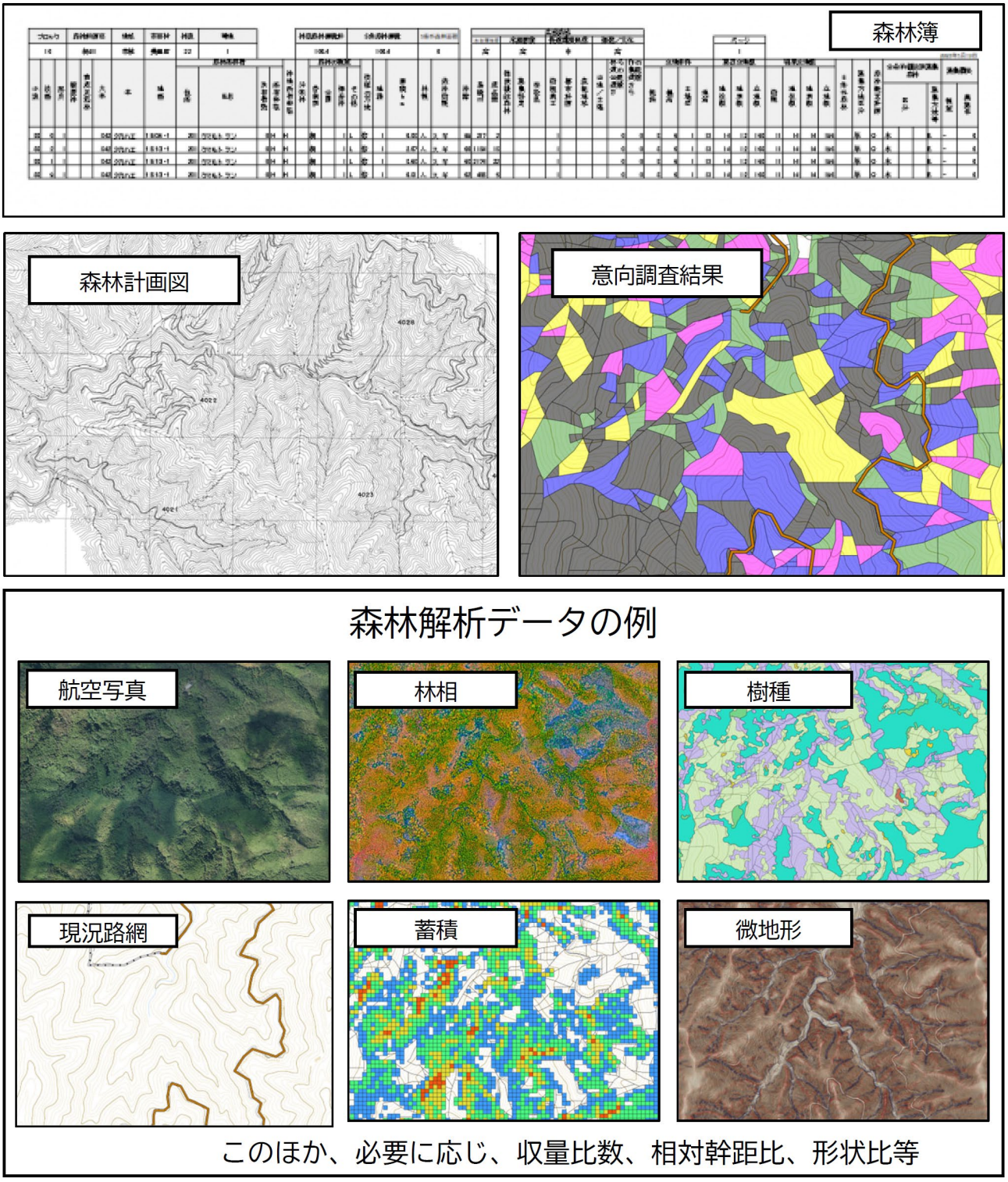


図　14：市町村等が協議において提供可能な情報（経営管理の集約化に資する情報）

13－５－６　協議の場の設置方法・協議の参加者の選定

（協議の場の設置等）
第四十五条　市町村等は、集約化構想を定める場合には、市町村森林整備計画を勘案して一以上の一体経営管理森林が存すると見込まれる地域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該地域における一体経営管理森林の区域及び当該区域における経営管理の方針その他経営管理の集約化を図るために必要な事項について、適合事業者及び当該地域内の森林の森林所有者、木材関連事業者（木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材を利用する事業を行う者をいう。）その他の当該地域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめるものとする。
２・３　（略）

（森林経営管理法施行規則）
（協議の場の設置の方法等）
第四十三条　法第四十五条第一項の規定による協議の場の設置は、あらかじめ協議の対象となる地域を公表する等により、幅広く適合事業者及び当該地域内の森林の森林所有者、木材関連事業者その他の当該地域の関係者の参加を求めて行うものとする。
２　（略）

市町村等は、協議の実施にあたっては、あらかじめ協議の対象となる地域を公表する等により、幅広く適合事業者及び当該地域内の森林の森林所有者、木材関連事業者その他の当該地域の関係者の参加を求めて行うものとします（法第 45 条第１項）。

協議の場の協議には、作成主体の「市町村等」と一以上の「適合事業者」が必ず参加する必要があります（長官通知第 19 の１の(4)）。なお、公平性の観点から、当該協議の対象地域を含む公募区域において経営管理を行うことを希望した適合事業者全てに対し、参加の呼びかけを行ってください（参加の有無は各適合事業者の判断となります）。

集約化構想は、地域の関係者の連携によって集積・集約化を進めるためのものであるため、以上の者のほか、地域の実情に応じ、市町村等が必要と認める地域の関係者の参加を求めます。

① 地域の代表者（自治会の会長等）など、地域の森林所有者の探索等に寄与し得る者、
② 国有林や公有林の管理者など、連携して経営管理の集約化に取り組み得る森林の管理主体、
③ 木材の有利販売に寄与し得る者など、木材関連事業者、※
④ 民間の森林総合監理士等の有識者や専門的知見を有する経営管理支援法人

など、地域の実情に応じ、経営管理の集約化の円滑な推進に寄与する者への参加を求めるよう努めてください（長官通知第 19 の１の(4)）。表 4 の例を参考に、必須参加者に加えて、地域の実情等に応じた適切な地域の関係者をリストアップし、協議への参加を呼びかけましょう。

※　③における木材関連事業者とは、法第 45 条第１項において「木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材を利用する事業を行う者をいう。」とされており、その中には、燃料材の供給事業者・調達事業者や地域材を利用しようとする建築主となる事業者などを含みます（長官通知第 19 の１の(4)）。

なお、集約化構想の作成においては、公平性の担保の観点から、構想案について、適合事業者（都道府県による公募・公表において当該地域を含む区域（市町村単位が基本）を希望していた者に限る。）の全て及び協議の参加者に意見聴取を行うほか（13－６－４）、公告・縦覧手続を

行うこととしています（13－６－５）。このことを踏まえて、協議の参加者を検討することが重要です。

表 4：協議の場の参加者と役割の例

参加者	役　割
市町村 ※必須	・協議の事前準備、進行、取りまとめ ・意向調査の実施・結果の整理、森林に関する情報の提供
適合事業者 【対象地域で活動を希望している者】※必須	・施業内容や採算性、路網整備など集約化の可能性の検討 ・受け手となるか否かの表明
都道府県	・市町村との集約化構想の共同作成による積極的支援 ・森林総合監理士等による専門的見地からの助言、支援 ・協議の運営に係る市町村のサポート ・森林に関する情報の提供
森林所有者 【地域の代表者（自治会の会長等）】 ※全員が参加する必要はない	・地域の森林づくりに関する意見・要望等 ※地域の代表者（自治会の会長等）など、地域の森林所有者の探索等に寄与し得る者への声がけを検討しましょう。
森林の経営管理を行っている主体① 【都道府県、市町村、森林整備センター（公有林・分収林）】 【森林組合、経営管理を行っている森林所有者（自ら経営管理する意向の者を含む）】	・森林施業や路網整備等での連携の検討、技術的支援等 ※地域内の公有林を一体経営管理森林に含めて、森林施業や路網整備等での連携を図ることは、公有林の効率的な管理にもつながりますので、積極的に検討しましょう。
森林の経営管理を行っている主体② 【森林管理署等（国有林）】	・森林施業や路網整備等での連携の検討、技術的支援等 ※国有林は一体経営管理森林には該当しないものの、協議対象地域に国有林を含めたうえで、管轄する森林管理署等に声をかけ、森林整備推進協定の締結などを通じて連携を図ることは、施業の効率化や木材の有利販売に有効です。森林整備推進協定や森林管理署等による技術支援の取組は、林野庁ホームページ（民有林への貢献 https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/index.html）で紹介しています。 ※協議対象地域に国有林がない場合でも、森林管理署等に協議の場への参加を呼びかけ、技術支援を求めることが可能です。

木材関連事業者 【製材事業者、工務店等】 ※法第 45 条第 1 項において「木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材を利用する事業を行う者をいう。」とされており、その中には、燃料材の供給事業者・調達事業者や地域材を利用しようとする建築主となる事業者などを含むものとする。	・川中、川下における木材の需要動向の共有 ・協定締結等による安定供給の可能性の検討
経営管理支援法人等	・専門的知見を踏まえた意見 ・事務局（市町村から委託を受けた場合）
その他有識者等 【民間の森林総合監理士、学識経験者、市民団体等】	・地域の森林づくりに関する意見等

13－５－７　地域・協議の実施日等の公表

（森林経営管理法施行規則）
（協議の場の設置の方法等）
第四十三条　法第四十五条第一項の規定による協議の場の設置は、あらかじめ協議の対象となる地域を公表する等により、幅広く適合事業者及び当該地域内の森林の森林所有者、木材関連事業者その他の当該地域の関係者の参加を求めて行うものとする。
２　（略）

市町村等は、協議の場を設置しようとするときは、インターネットの利用又は市町村等の公報等へ掲載するなどして、あらかじめ、その①対象地域、②日時及び③場所を公表する等により、幅広く適合事業者及び地域の関係者の参加を求めて行います（規則第 43 条第１項、長官通知第 19 の１の(2)）。

以下の、インターネットを利用した地域・協議の実施日等の公表のイメージと、適合事業者等の地域の関係者に対し、協議の実施について通知する場合のイメージを参考にしてください。

なお、公表は必須ではありませんが、当該協議に基づく集約化構想において構想適合事業者（構想森林の受け手）などが決まるため、公表することで、当該協議について事前に知らされなかった利害関係者との間のトラブルを防ぐことにもつながります。

集約化構想

更新日：令和9年3月15日

集約化構想の作成に向けた協議の実施

・「協議」は、地域の森林について、①将来に渡って、その森林を、だれが、どのようにまとめて、効率的に管理していくか、
②効率的に管理していくため、路網整備をはじめ、どのような条件整備が必要かといった内容について、話し合いをする場です。
・協議には、適合事業者などの林業関係者、対象森林の権利者の方、地域の住民の方、･･･が参加できます。
・協議は、以下のスケジュールで開催します。
・協議への参加を希望される場合は、開催日前日までに以下の連絡先にご連絡ください。

開催日一覧

対象地域	日時	会場	参加を希望される場合の連絡先
大字〇〇 （林班：56、57）	令和9年4月16日(金) 19:00～	〇〇公民館 1階　多目的ホール1	メール TEL FAX
大字〇〇 （林班：78）	令和9年6月20日(金) 19:00～	〇〇集会所 1階　会議室1	メール TEL FAX

図 15：地域・協議の実施日等の公表のイメージ

事　務　連　絡
令和〇年〇月〇日

〇〇森林組合　御中
〇〇株式会社　御中
大字〇〇行政区 御中
〇〇　〇〇　　様

〇〇町役場農林課

集約化構想の作成に向けた協議の実施について（通知）

平素より〇〇町の農林行政に多大なる御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、下記のとおり、集約化構想の作成に向けた協議を実施することとなりましたので、お知らせいたします。
参加を希望される場合には、下記のとおり御連絡ください。

今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

記

１　対象地域　大字〇〇字〇〇　〇〇番地～〇〇番地（林班〇〇～〇〇）
２　協議日時　令和〇年〇月〇日　午後〇〇時～〇〇時
３　協議場所　〇〇区集会所
４　連絡先　　〇〇町役場農林課　担当：〇〇
　　（TEL：～～～　Mail：～～～）
５　参加希望の場合の手続
　令和〇年〇月〇日までに、上記連絡先に、参加者の氏名・連絡先・～を御連絡ください。

※別紙　集約化構想の概要、対象地域の地図

図 16：適合事業者等の地域の関係者に送付する通知のイメージ

13－５－８　協議の実施

協議では、以下に示すとおり、集約化構想に定めるべき事項について協議してください（詳細は13－６－１参照）。

この協議の内容を取りまとめたもの（13－５－９）が、基本的には集約化構想の案になることを想定しています。したがって、集約化構想に記載する内容（13－６－１）を意識して協議を行ってください。

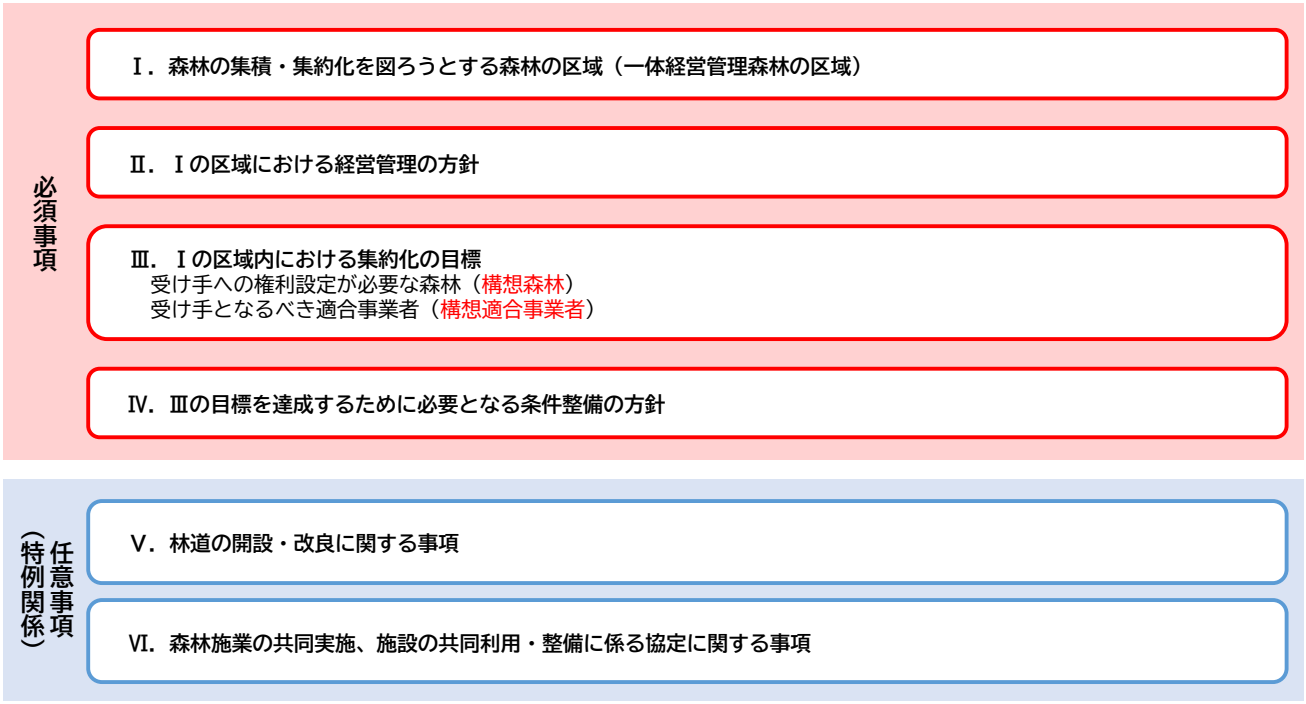


図 17：協議事項（集約化構想に定める事項に同じ）

13－５－９　協議の取りまとめ

（森林経営管理法施行規則）
（協議の場の設置の方法等）
第四十三条　（略）
２　法第四十五条第一項の規定による取りまとめは、その協議の結果として次に掲げる事項についてするものとする。
一　協議の場を設けた地域の範囲
二　協議の結果を取りまとめた年月日
三　法第四十三条第二項各号に掲げる事項
四　その他経営管理の集約化を図るために必要な事項

協議の結果の取りまとめでは、
Ⅰ　協議の場を設けた地域の範囲
Ⅱ　協議の結果を取りまとめた年月日
Ⅲ　集約化構想の必須記載事項（法第 43 条第２項各号に掲げる事項（同条第３項各号に掲げる目標として同条第３項各号に掲げる事項を含む）（表 5 参照）
Ⅳ　その他経営管理の集約化を図るために必要な事項
について取りまとめることとしています（長官通知第 19 の１の(5)）。

なお、「Ⅳ　その他経営管理の集約化を図るために必要な事項」とは、集約化構想の任意記載事項である、
Ⅴ　林道の開設及び改良に関する事項
Ⅵ　施業実施協定等の締結に関する事項
等が挙げられます（長官通知第 19 の１の(5)）。

あわせて、経営管理実施権の設定その他の措置を講ずる森林の位置、路網計画等を記載した地図を作成することが望ましいです。

これらについて、取りまとめの様式例（別記様式第 78 号）を参考に記載してください。
なお、協議の結果、具体的の記載内容を市町村等に一任することとしたものや、協議が整わなかったものについては、取りまとめにはその旨を記載してください（長官通知第 19 の１の(5)）。
また、協議の取りまとめは、公表する必要はありません。

表 5：協議の取りまとめの記載内容のうち集約化構想の記載事項

協議する事項	具体的な内容	備考
Ⅰ　一体経営管理森林の区域	・法第 45 条第１項の協議の結果、協議を行った地域の中で、協議に参加した適合事業者の意向等を踏まえ明らかにした一体経営管理森林の区域（例えば、数 ha～数十 ha 程度※あくまで目安であり、制限するものではない。）を、一	・林地台帳の情報と整合を取り、実面積が林地台帳と異なるときはカッコ書きで実面積を記載。 ・森林経営計画作成済など、既に集積・集約化されている箇所や面積等を記載することを推奨。

	以上記載（長官通知第 17 の３の(2)） ・一体経営管理森林の区域の所在、地番、林小班、合計面積を記載。	
Ⅱ　前号に掲げる区域における経営管理の方針	市町村森林整備計画に定める公益的機能別施業森林区域等や、一体経営管理森林の区域における森林の資源状態等に照らし、実施すべき経営管理の方針を記載（長官通知第 17 の３の(3)）。	
Ⅲ　前号に掲げる方針を踏まえた経営管理の集約化に関する目標	法第 45 条第１項の協議の結果を踏まえ、同条第３項各号に掲げる事項（経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林（構想森林）、当該森林において経営管理を行うべき適合事業者（構想適合事業者））等を記載（長官通知第 17 の３の(4)）。	
①　構想森林（Ⅰの区域において　経営管理が円滑に行われるよう経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林）	経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林（構想森林）の所在、地番、林小班、合計面積を記載。	・単独又は複数の林業経営体が、中長期にわたって一体的かつ効率的な経営管理を行うために必要となる権原の設定その他の措置を講ずべき森林を定める（長官通知第 17 の３の(4)）。 ・例えば、一体経営管理森林の区域内において、既に森林経営計画が作成されており、集約化構想の実現に向けて経営管理実施権の設定等が必要ないと市町村等が判断する森林については、構想森林として定める必要はない。（長官通知第 17 の３の(4)）。 ・別途、地図を作成し表示。
②　構想適合事業者（適合事業者の中から選定された前号に掲げる森林において経営管理を行うべき適合事業者）	経営管理を行うべき適合事業者（構想適合事業者）の所在と名称を記載。	・構想森林において中長期にわたって一体的かつ効率的な経営管理を行うべき適合事業者を定める（長官通知第 17 の３の(4)）。

		・この際、一体経営管理森林の区域内において一以上の適合事業者を定めることはできる一方で、一筆の森林単位においては、一に限って適合事業者を定める（規則第 37 条、長官通知第 17 の３の(4)）。 ・別途、地図を作成し表示。
Ⅳ　前号に掲げる目標を達成するために必要な作業路網の整備その他の措置に関する方針	Ⅲの目標を達成するため実施すべき、 ①　効率的な経営管理の実施に必要な路網整備や、 ②　森林所有者の探索、森林の土地の境界の明確化や共有者不明森林等への対応、必要なあっせんなど、林業経営体が中長期にわたって経営管理を行うために必要な権原の設定に必要な措置、 ③　複数の林業経営体が一体的な経営管理を行うための経営管理の共同化に係る協定の締結、原木安定供給体制の構築に向けた協定の締結その他の措置 等経営管理の集約化に必要となる条件整備の内容とその取組方針を記載（長官通知第 16 の１の(4)、第 17 の３の(5)）。	・別途作成する地図にも、構想の作成時点で想定している路網計画を可能な範囲で記載。 ・③については、適宜、市町村で記入欄を設けて記載。 （例：施業の共同化、施設の整備・利用の共同化、鳥獣被害・森林病害虫対策、原木の安定供給・高付加価値化、施業の省力化・低コスト化、生物多様性への配慮等）
Ⅴ　林道の開設及び改良に関する事項	開設／拡張の別、種類、区分、位置、路線名、延長及び箇所数、利用区域面積、うち前半５か年分、対図番号、備考等について記載。	法第 48 条第１項の規定による要請を行う場合における法第 43 条第４項第１号に規定する林道の開設及び改良に関する事項については、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について（平成 12 年５月８日付け 12 林野計第 188 号林野庁長官通知）の別記様式（記載要領）第６の４に規定

		する「林道の開設及び拡張に関する計画」の表の内容が記載されている必要がある。（長官通知第 17 の３の(6)）。
Ⅵ　前項第二号に掲げる適合事業者が同項第一号に掲げる森林の森林所有者等（森林法第十条の七に規定する森林所有者等をいう。第四十九条において同じ。）となった場合における施業実施協定（同法第十条の十一第一項に規定する施業実施協定であって、同項に規定する森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものをいう。第四十九条において同じ。）又は施業施設協定（同法第十条の十一の九第一項に規定する施業施設協定をいう。第四十九条において同じ。）の締結に関する事項	○施業実施協定 森林法第 10 条の 11 第３項に規定する事項（①～⑤）等 ① 協定の目的となる森林の区域、面積 ② 森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期等 ③ ②のために必要な作業路網その他の施設の設置及び維持運営に関する事項 ④ 協定の有効期間 ⑤ 違反した場合の措置 を記載。 ○施業施設協定 森林法第 10 条の 11 の９第２項に規定する事項（①～④）等 ① 協定の目的となる森林の区域、面積・施業施設の位置 ② 施業施設の設置又は維持運営に関する事項 ③ 協定の有効期間 ④ 違反した場合の措置 を記載。	法第 49 条に規定する特例を活用する場合は、法第 43 条第４項第２号に規定する施業実施協定又は施業施設協定の締結に係る事項について、施業実施協定にあっては、森林法第 10 条の 11 第３項に規定する事項が、施業施設協定にあっては、同法第 10 条の 11 の９第２項に規定する事項が記載されている必要がある（長官通知第 17 の３の(7)）。

協議の取りまとめ（記載例）

年　月　日

協議の結果の取りまとめについて

A市

森林経営管理法第 45 条第１項の規定に基づき、協議の結果を取りまとめる。

記

１　協議の実施状況

（１）協議の対象地域
　　A市大字C地域（〇林班、△林班）

（２）協議の実施時期
　　年　月　日

（３）協議の出席者
　　何某１、何某２、何某３・・・

２　協議の結果について
　　別紙のとおり

（別紙）

協議の結果

１　一体経営管理森林の区域

整理番号	所在・地番	林班（林小班）	面積（ha）	備考
区域１	A市B町大字C●●番地	〇林班〇小班	〇□ha	
	A市B町大字C●▲番地	〇林班〇小班	〇△ha	
	・・・	・・・	・・・	
			計　□△ha	
区域２	A市B町大字C◆●番地	△林班△小班	△□ha	森林経営計画 作成済　◇ha
	A市B町大字C◆▲番地	△林班◇小班	△△ha	
	・・・	・・・	・・・	
			計　□□ha	

※備考には、森林経営計画作成済など、既に集約化されている箇所や面積等の記載を推奨。

2　１に掲げる区域における経営管理の方針

整理番号	経営管理の方針
共通事項	・　主伐、造林、間伐及び保育、作業路網の整備等については、Ａ市森林整備計画に定める方法を遵守し実施する。
区域１	・　比較的傾斜が緩く、路網からの距離が近い森林又は森林作業道作設が可能な森林は、主伐・再造林・保育による森林資源の循環利用を図ることを基本とする。 ・　一方で、急傾斜で路網からの距離が遠いなど条件が悪い森林については、間伐を繰り返し長伐期化を図ることを基本とする。 ・　区域内の南側に位置するＡ市公有林と路網整備で連携を図る。 ・　隣接する国有林との間で、森林整備推進協定等を締結し、路網整備、協調出荷、事業時期の調整等を行う。
区域２	・　株式会社▲▲林業が森林経営計画を一部の森林で作成済。 ・　今般、集約化する森林についても、同社の森林経営計画に編入し、間伐を中心に施業を実施する。 ・　集落に近接した森林では、土砂流出防止に配慮し作業を実施する。

3　２に掲げる方針を踏まえた経営管理の集約化に関する目標

（１）経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林（構想森林）及び（２）経営管理を行うべき適合事業者（構想適合事業者）

整理番号	所在・地番	林小班	面積（ha）	適合事業者の名称	適合事業者の住所
区域１－１	Ａ市Ｂ町大字Ｃ●●番地	○林班○小班	○□ha	●●森林組合	Ａ市Ｂ町大字Ｃ●▲番地
	Ａ市Ｂ町大字Ｃ●◆番地	○林班○小班	□○ha		
	・・・	・・・	・・・		
			計　○▽ha		
区域１－２	Ａ市Ｂ町大字Ｃ●▲番地	○林班□小班	○△ha	株式会社■■林業	Ａ市Ｂ町大字Ｄ■▲番地
	Ａ市Ｂ町大字Ｃ●■番地	○林班□小班	△○ha		
	・・・	・・・	・・・		
			計　▽○ha		
区域２	Ａ市Ｂ町大字Ｃ◆●番地	△林班△小班	△□ha	株式会社▲▲林業	Ｅ市Ｆ町大字Ｇ▲●番地
	Ａ市Ｂ町大字Ｃ◆▲番地	△林班◇小班	△△ha		
	・・・	・・・	・・・		
			計　□□ha		

4　３に掲げる目標を達成するために必要な作業路網の整備その他の措置の方針

（１）森林経営管理制度の活用方法

整理番号	森林経営管理制度の活用方法

区域１	構想森林については、構想適合事業者（受け手）に経営管理実施権を設定することを基本とする。ただし、森林所有者が所有権を手放すことを希望する場合には、構想適合事業者（受け手）への所有権の移転も検討する。
区域２	経営管理実施権は設定せず、構想適合事業者（受け手）へのあっせんでの対応を基本とする。

（２）路網整備の計画

森林作業道を作設（別紙の地図のとおり）

（３）森林所有者の同意取得に向けた方針

・ 構想適合事業者（受け手）に、３（１）で定める構想森林について、Ａ市が保有する森林所有者等の個人情報を提供し、市と連携しながら同意取得に向けた働きかけを実施する。
・ 所有者不明森林等については、特例の活用を検討する。
・ 地籍調査未実施箇所については、境界明確化をあわせて実施する。

（４）その他

①鳥獣被害・森林病害虫対策

・ シカ被害対策として、再造林後にはシカ防護柵を設置する。

②原木の安定供給

・ 集約化した地域において生産される木材の安定供給体制を構築し、構想森林において持続可能な林業を図るため、協議出席のＺ木材と木材安定供給協定を締結する。

5 林道の開設及び改良に関する計画（任意記載）

開設／拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半5か年分	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	Ａ市	○線	8.8 km	55 ha	○		

6 施業施設協定の締結に関する事項（任意記載）

（１）目的となる森林の区域及び面積 【森林法第 10 条の 11 の９第２項第１号】

整理番号	所在				面積（ha）
	番号	字	地番	林小班	
区域1	1	○○	○○	○○	0.2 ha
	2	○○	○○	○○	0.1 ha

（２）施業施設の設置又は維持運営 【森林法第 10 条の 11 の９第２項第２号】

整理番号	施業施設	施設位置（別図）	設置者	施設の規格	維持運営の内容・方法	維持運営に要する費用の負担方法
区域１	森林作業道	森林作業道１	株式会社■■林業	L=[200-500 m] ※	共同で定期的な見回り・草刈りを実施。	●●森林組合・株式会社■■林業が利用面積に応じ負担

	土場	土場１	株式会社■■林業	［100-500 ㎡］※		●●森林組合・株式会社■■林業が 1/2 ずつ負担

※　協定締結時には、この範囲内で規格を確定させる。

（３）施業施設協定の有効期間【森林法第 10 条の 11 の９第２項第３号】

協定締結時には、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 11 の９第３項において準用する法第 10 条の 11 の４第２項の認可の公告があった日から 10 年以内で定める。

（４）施業施設協定に違反した場合の措置【森林法第 10 条の 11 の９第２項第４号】

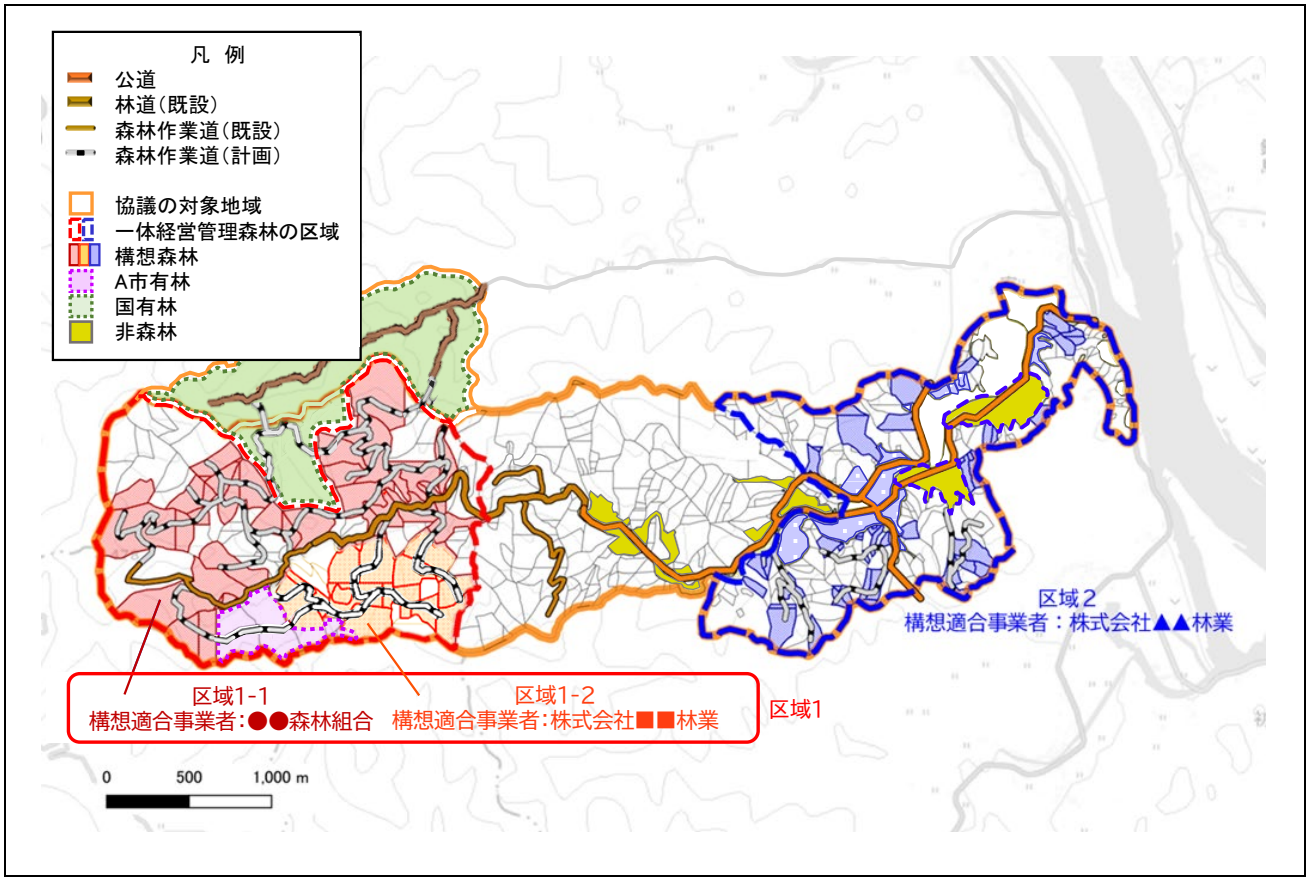
・　施業施設の設置又は維持運営を実施しない協定参加者がある場合には、その者に対して、協定の必要性を再認識させるとともに、相当の期間内に実施するよう是正を求める旨申し入れる。
・　上記の申し入れに従わない場合には、一定の違約金を当該協定参加者から徴収することができるものとする。

※　別図を添付（略）

７　その他（任意記載）

当該地域において、現状施業が行われていないが、構想森林として位置づけないこととした森林についても、適切な経営管理の実現に向け、必要に応じ、経営管理権集積計画の作成、市町村経営管理事業の実施等を検討する。

（別紙）構想森林、構想適合事業者を示した地図



13－６　集約化構想の作成

13－６－１　集約化構想の記載内容

（地域経営管理集約化構想の作成）
第四十三条　市町村は、単独で又は他の市町村若しくは都道府県（当該市町村又は当該他の市町村の区域をその区域に含む都道府県に限る。第三項において同じ。）と共同して、政令で定めるところにより、第四十五条第一項の協議の結果を踏まえ、一以上の一体経営管理森林が存する地域ごとに、当該地域における経営管理の集約化に関する構想（以下「集約化構想」という。）を定めることができる。
２　集約化構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　一体経営管理森林の区域
二　前号に掲げる区域における経営管理の方針
三　前号に掲げる方針を踏まえた経営管理の集約化に関する目標
四　前号に掲げる目標を達成するために必要な作業路網の整備その他の措置に関する方針
３　市町村（当該市町村が他の市町村又は都道府県と共同して集約化構想を定める場合にあっては、当該市町村及び当該他の市町村又は当該都道府県。以下「市町村等」という。）は、集約化構想において、前項第三号に掲げる目標として次に掲げる事項を定めるとともに、これらの事項を記載した地図を作成するものとする。
一　前項第一号に掲げる区域において経営管理が円滑に行われるよう経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林
二　適合事業者（次条第一項の規定による公募において、集約化構想が定められる場合に前項第一号に掲げる区域を含む同条第一項に規定する公募区域において経営管理を行うことを希望した適合事業者に限る。第七項及び第四十五条第一項において同じ。）の中から選定された前号に掲げる森林において経営管理を行うべき適合事業者
４　集約化構想においては、第二項各号に掲げる事項のほか、同項第一号に掲げる区域における経営管理の集約化に関する次に掲げる事項を定めることができる。
一　林道の開設及び改良に関する事項
二　前項第二号に掲げる適合事業者が同項第一号に掲げる森林の森林所有者等（森林法第十条の七に規定する森林所有者等をいう。第四十九条において同じ。）となった場合における施業実施協定（同法第十条の十一第一項に規定する施業実施協定であって、同項に規定する森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものをいう。第四十九条において同じ。）又は施業施設協定（同法第十条の十一の九第一項に規定する施業施設協定をいう。第四十九条において同じ。）の締結に関する事項
５～９　（略）

市町村は、単独で又は他の市町村若しくは都道府県（当該市町村又は当該他の市町村の区域をその区域に含む都道府県に限る）と共同して、協議の結果を踏まえ、一以上の一体経営管理森林が存する地域ごとに、集約化構想を定めることができます（法第 43 条第１項）。

この「一以上の一体経営管理森林が存する地域」とは、法第 45 条第１項の協議の結果、協議を行った地域のうち、

①　条件整備の実施により経済性が見込まれる団地性のある森林等があり、
②　①の中に経営管理が行われず、又は行われないおそれのある森林が存在し、
③　当該地域において施業地の確保に意欲のある適合事業者が存在する

地域をいいます（長官通知第 17 の１）。

市町村等は、協議の取りまとめ（13－５－９）に基づき、表 6 に示すとおり、

Ⅰ　一体経営管理森林の区域
Ⅱ　前号に掲げる区域における経営管理の方針
Ⅲ　前号に掲げる方針を踏まえた経営管理の集約化に関する目標
Ⅳ　前号に掲げる目標を達成するために必要な作業路網の整備その他の措置に関する方針

について定めます。また、必要に応じ、取りまとめにおいて定めなかった事項についても具体化して定めます（長官通知第 17 の３の(1)）。

併せて、市町村等は、Ⅲ①②を記載した、構想森林の位置と構想適合事業者の名称を記載した地図を作成するものとします。なお、地図には、構想の作成時点で想定している路網計画を可能な範囲で記載することが望ましいです。

さらに、市町村は、Ⅰ～Ⅳのほかに、集約化構想の任意記載事項として、表 7 に示すとおり、

Ⅴ　林道の開設及び改良に関する事項
Ⅵ　施業実施協定等の締結に関する事項

について定めることができます（法第 43 条第４項各号）。それぞれの記載事項の内容は、協議の取りまとめを踏まえて記載することとします。市町村等が任意規定事項にⅤ及びⅥの項目について定めた場合には、それぞれ第 48 条、第 49 条の特例を活用することができます（13－７－３、13－７－４参照）。

集約化構想の作成にあたっては、様式例（別記様式第 72 号）を参考に記載してください。

表 6：集約化構想の記載内容（必須事項）

記載事項	記載内容	備考
Ⅰ　一体経営管理森林の区域	・法第 45 条第１項の協議の結果、協議を行った地域の中で、協議に参加した適合事業者の意向等を踏まえ明らかにした一体経営管理森林の区域（例えば、数 ha～数十 ha 程度※あくまで目安であり、制限するものではない。）を、一以上記載（長官通知第 17 の３の(2)） ・一体経営管理森林の区域の所在、地番、林小班、合計面積を記載。	・林地台帳の情報と整合を取り、実面積が林地台帳と異なるときはカッコ書きで実面積を記載。 ・森林経営計画作成済など、既に集積・集約化されている箇所や面積等を記載することを推奨。
Ⅱ　前号に掲げる区域における経営管理の方針	市町村森林整備計画に定める公益的機能別施業森林区域等や、一体経営管理森林の区域における森林の資源状態等に照らし、実施すべき経営管理の方針を記載（長官通知第 17 の３の(3)）。	
Ⅲ　前号に掲げる方針を踏まえた経営管理の集約化に関する目標	法第 45 条第１項の協議の結果を踏まえ、同条第３項各号に掲げる事項（経営管理実施権の設定その他の措置を講ず	

	べき森林（構想森林）、当該森林において経営管理を行うべき適合事業者（構想適合事業者））等を記載（長官通知第 17 の３の(4)）。	
①経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林（構想森林）の所在、地番、林小班、合計面積を記載。	経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林（構想森林）の所在、地番、林小班、合計面積を記載。	・単独又は複数の林業経営体が、中長期にわたって一体的かつ効率的な経営管理を行うために必要となる権原の設定その他の措置を講ずべき森林を定める（長官通知第 17 の３の(4)）。 ・例えば、一体経営管理森林の区域内において、既に森林経営計画が作成されており、集約化構想の実現に向けて経営管理実施権の設定等が必要ないと市町村等が判断する森林については、構想森林として定める必要はない。（長官通知第 17 の３の(4)）。 ・別途、地図を作成し表示。
②経営管理を行うべき適合事業者（構想適合事業者）の所在と名称を記載。	経営管理を行うべき適合事業者（構想適合事業者）の所在と名称を記載。	・構想森林において中長期にわたって一体的かつ効率的な経営管理を行うべき適合事業者を定める（長官通知第 17 の３の(4)）。 ・この際、一体経営管理森林の区域内において一以上の適合事業者を定めることはできる一方で、一筆の森林単位においては、一に限って適合事業者を定める（規則第 37 条、長官通知第 17 の３の(4)）。 ・別途、地図を作成し表示。
Ⅳ　前号に掲げる目標を達成するために必要な作業路網の整備その他の措置に関する方針	Ⅲの目標を達成するため実施すべき、 ①　効率的な経営管理の実施に必要な路網整備や、 ②　森林所有者の探索、森林の土地の境界の明確化や共有者不明森林等への対応、必要なあっせんな	・別途作成する地図にも、構想の作成時点で想定している路網計画を可能な範囲で記載。 ・③については、適宜、市町村で記入欄を設けて記載。 （例：施業の共同化、施設の整備・利用の共同化、鳥獣被

	ど、林業経営体が中長期にわたって経営管理を行うために必要な権原の設定に必要な措置、 ③ 複数の林業経営体が一体的な経営管理を行うための経営管理の共同化に係る協定の締結、原木安定供給体制の構築に向けた協定の締結その他の措置 等経営管理の集約化に必要となる条件整備の内容とその取組方針を記載（長官通知第 16 の１の(4)、第 17 の３の(5)）。	害・森林病害虫対策、原木の安定供給・高付加価値化、施業の省力化・低コスト化、生物多様性への配慮等）

表 7：集約化構想の記載内容（任意事項）

記載事項	記載内容	備考
V 林道の開設及び改良に関する事項	開設／拡張の別、種類、区分、位置、路線名、延長及び箇所数、利用区域面積、うち前半５か年分、対図番号、備考等について記載。	法第 48 条第１項の規定による要請を行う場合における法第 43 条第４項第１号に規定する林道の開設及び改良に関する事項については、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について（平成 12 年５月８日付け 12 林野計第 188 号林野庁長官通知）の別記様式（記載要領）第６の４に規定する「林道の開設及び拡張に関する計画」の表の内容が記載されている必要がある（長官通知第 17 の３の(6)）。
VI 施業実施協定等の締結に関する事項	○施業実施協定 森林法第 10 条の 11 第３項に掲げる事項（①～⑤）等 ① 協定の目的となる森林の区域、面積 ② 森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期等	法第 49 条に規定する特例を活用する場合は、法第 43 条第４項第２号に規定する施業実施協定又は施業施設協定の締結に係る事項について、施業実施協定にあっては、森林法第 10 条の 11 第３項に規定する事項が、施業施設協定にあっ

	③ ②のために必要な作業路網その他の施設の設置及び維持運営に関する事項 ④ 協定の有効期間 ⑤ 違反した場合の措置 を記載。 ○施業施設協定 森林法第 10 条の 11 の９第２項に掲げる事項（①～④）等 ① 協定の目的となる森林の区域、面積・施業施設の位置 ② 施業施設の設置又は維持運営に関する事項 ③ 協定の有効期間 ④ 違反した場合の措置 を記載。	ては、同法第 10 条の 11 の９第２項に掲げる事項が記載されている必要がある（長官通知第 17 の３の(7)）。

集約化構想（記載例）

A市C地域集約化構想

A市

作成年月日	年　月　日
変更年月日	年　月　日
協議の実施年月日	年　月　日
集約化構想の期間	年　月　日～　年　月　日
市町村名	A市
地域名	C地域

・作成年月日、集約化構想の期間の始期は、公告日とする。

・集約化構想の期間は、同意取得、権利設定、特例の活用にどの程度の時間を要するか考慮して、おおむね10年を超えない範囲で定める。

1　一体経営管理森林の区域

整理番号	所在・地番	林班（林小班）	面積（ha）	備考
区域１	A市B町大字C●●番地	○林班○小班	○□ha	
	A市B町大字C●▲番地	○林班○小班	○△ha	
	・・・	・・・	・・・	
			計　□△ha	
区域２	A市B町大字C◆●番地	△林班△小班	△□ha	
	A市B町大字C◆▲番地	△林班◇小班	△△ha	森林経営計画作成済　◇ha
	・・・	・・・	・・・	
			計　□□ha	

※備考には、森林経営計画作成済など、既に集約化されている箇所や面積等の記載を推奨。

・一体経営管理森林の区域の所在、地番、林小班、合計面積を記載。別紙とすることも可能。
（林地台帳の情報と整合を取り、実面積が林地台帳と異なるときはカッコ書きで実面積を記載）
・備考欄には、森林経営計画作成済など、既に集積・集約化されている箇所や面積等を記載することを推奨。

2　1に掲げる区域における経営管理の方針

整理番号	経営管理の方針
共通事項	・　主伐、造林、間伐及び保育、作業路網の整備等については、A市森林整備計画に定める方法を遵守し実施する。
区域１	・　比較的傾斜が緩く、路網からの距離が近い森林又は森林作業道作設が可能な森林は、主伐・再造林・保育による森林資源の循環利用を図ることを基本とする。 ・　一方で、急傾斜で路網からの距離が遠いなど条件が悪い森林については、間伐を繰り返し長伐期化を図ることを基本とする。 ・　区域内の南側に位置するA市公有林と路網整備で連携を図る。 ・　隣接する国有林との間で、森林整備推進協定等を締結し、路網整備、協調出荷、事業時期の調整等を行う。
区域２	・　株式会社▲▲林業が森林経営計画を一部の森林で作成済。 ・　今般、集約化する森林についても、同社の森林経営計画に編入し、間伐を中心に施業を実施する。 ・　集落に近接した森林では、土砂流出防止に配慮し作業を実施する。

・経営管理に係る方針を市町村森林整備計画等も踏まえつつ記載。

・経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林(構想森林)の所在、地番、林小班、合計面積を記載。
・あわせて、当該森林について、地図に表示。
・経営管理を行うべき適合事業者(構想適合事業者)の名称と所在を記載。

3　2に掲げる方針を踏まえた経営管理の集約化に関する目標

（１）経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林（構想森林）及び（２）経営管理を行うべき適合事業者（構想適合事業者）

整理番号	所在・地番	林小班	面積（ha）	適合事業者の名称	適合事業者の住所
区域１－１	A市B町大字C●●番地	○林班○小班	○□ha	●●森林組合	A市B町大字C●▲番地
	A市B町大字C●◆番地	○林班○小班	□○ha		
	・・・	・・・	・・・		
			計　○▽ha		
区域１－２	A市B町大字C●▲番地	○林班□小班	○△ha	株式会社■■林業	A市B町大字D■▲番地
	A市B町大字C●■番地	○林班□小班	△○ha		
	・・・	・・・	・・・		
			計　▽○ha		
区域２	A市B町大字C◆●番地	△林班△小班	△□ha	株式会社▲▲林業	E市F町大字G▲●番地
	A市B町大字C◆▲番地	△林班◇小班	△△ha		
	・・・	・・・	・・・		
			計　□□ha		

・経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林(構想森林)の所在、地番、林小班、合計面積を記載。別紙とすることも可能。
・あわせて、当該森林について、地図に表示。
・経営管理を行うべき適合事業者(構想適合事業者)の名称と所在を記載。

4　3に掲げる目標を達成するために必要な作業路網の整備その他の措置の方針

（１）森林経営管理制度の活用方法

整理番号	森林経営管理制度の活用方法
区域１	構想森林については、構想適合事業者（受け手）に経営管理実施権を設定することを基本とする。ただし、森林所有者が所有権を手放すことを希望する場合には、構想適合事業者（受け手）への所有権の移転も検討する。
区域２	経営管理実施権は設定せず、構想適合事業者（受け手）へのあっせんでの対応を基本とする。

・(必要に応じて一体経営管理森林ごとに)森林経営管理制度の活用方法について記載。
・なお、集約化構想はあくまで目指すべき集約化の絵姿を定めるものであり、経営管理実施権の設定によらない方法を記載することも可能。

（2）路網整備の計画

森林作業道を作設（別紙の地図のとおり）

・路網整備の計画については、別紙の地図にも、構想の作成時点で想定している路網計画を可能な範囲で記載。

（3）森林所有者の同意取得に向けた方針

・　構想適合事業者（受け手）に、3（1）で定める構想森林について、A市が保有する森林所有者等の個人情報を提供し、市と連携しながら同意取得に向けた働きかけを実施する。
・　所有者不明森林等については、特例の活用を検討する。
・　地籍調査未実施箇所については、境界明確化をあわせて実施する。

・構想作成後の同意取得の方針、所有者不明森林等の特例の活用方針、境界明確化への取組方針等を記載。

（4）その他

①鳥獣被害・森林病害虫対策
・　シカ被害対策として、再造林後にはシカ防護柵を設置する。

②原木の安定供給
・　集約化した地域において生産される木材の安定供給体制を構築し、構想森林において持続可能な林業を図るため、協議出席のZ木材と木材安定供給協定を締結する。

・必要な措置は、適宜、市町村で記入欄を設けて記載。
（例：施業の共同化、施設の整備・利用の共同化、鳥獣被害・森林病害虫対策、原木の安定供給・高付加価値化、施業の省力化・低コスト化、生物多様性への配慮等）

5　林道の開設及び改良に関する計画（任意記載）

開設／拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半5か年分	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	A市	○線	8.8 km	55 ha	○		

・林道の開設及び改良を検討している場合には、地域森林計画に記載される事項と同等の事項を記載（任意）。
・当該計画については、地図上でも計画を図示。
・法第48条の特例を活用する際は必ず記入。

6　施業施設協定の締結に関する事項（任意記載）

（1）目的となる森林の区域及び面積　【森林法第10条の11の9第2項第1号】

整理番号	所在				面積（ha）
	番号	字	地番	林小班	
区域1	1	○○	○○	○○	0.2 ha
	2	○○	○○	○○	0.1 ha

・施業実施協定、施業施設協定を締結し、施業の共同化や施設整備・利用の共同化を行うことを検討している場合に記載（任意）。
・法第49条の特例を活用する際は必ず記入。

（2）施業施設の設置又は維持運営　【森林法第10条の11の9第2項第2号】

整理番号	施業施設	施設位置（別図）	設置者	施設の規格	維持運営の内容・方法	維持運営に要する費用の負担方法
区域1	森林作業道	森林作業道1	株式会社■■林業	L=[200-500 m]※	共同で定期的な見回り・草刈りを実施。	●●森林組合・株式会社■■林業が利用面積に応じ負担
	土場	土場1	株式会社■■林業	[100-500 m^2]※		●●森林組合・株式会社■■林業が1/2ずつ負担

※　協定締結時には、この範囲内で規格を確定させる。

（3）施業施設協定の有効期間【森林法第10条の11の9第2項第3号】

協定締結時には、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の11の9第3項において準用する法第10条の11の4第2項の認可の公告があった日から10年以内で定める。

（4）施業施設協定に違反した場合の措置【森林法第10条の11の9第2項第4号】

・　施業施設の設置又は維持運営を実施しない協定参加者がある場合には、その者に対して、協定の必要性を再認識させるとともに、相当の期間内に実施するよう是正を求める旨申し入れる。
・　上記の申し入れに従わない場合には、一定の違約金を当該協定参加者から徴収することができるものとする。

※　別図を添付（略）

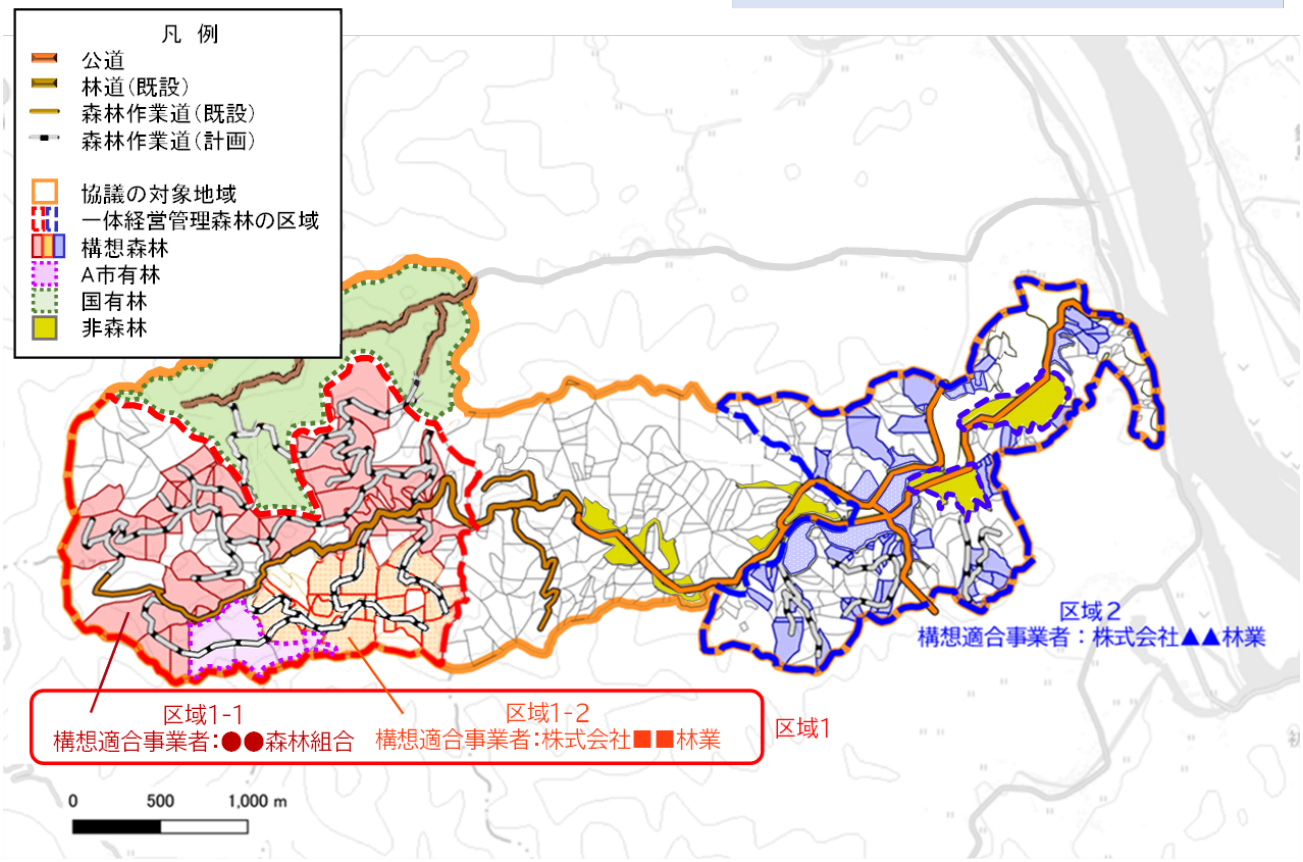
・法の規定事項ではないが、自由記載項目を設けてもよい（任意）。
・記載例では、構想森林として位置づけないこととした森林の扱いについて記載。

7　その他（任意記載）

当該地域において、現状施業が行われていないが、構想森林として位置づけないこととした森林についても、適切な経営管理の実現に向け、必要に応じ、経営管理権集積計画の作成、市町村経営管理事業の実施等を検討する。

（別紙）構想森林、構想適合事業者を示した地図

・地図では、
①経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林を図示。
②経営管理を行うべき適合事業者を記載。
③集約化構想の作成時点で想定している路網計画を可能な範囲で記載。



13－６－２　集約化構想の要件等

13－６－２－１　集約化構想の期間

（森林経営管理法施行令）
（地域経営管理集約化構想の作成）
第三条　法第四十三条第一項に規定する集約化構想は、おおむね十年を超えない範囲内でその実現のために必要な期間につき定めるものとする。
２　（略）

集約化構想は、森林の自由な権利移転（森林所有者による売買、別の業者による立木購入等）等を制限する効力を有するものではないことから、構想作成後は早期に同意取得などの具体的な取組を進めて権利設定等を進め、集約化構想の実現につなげていくことが望ましいです。

取組が早期に行われない場合、世代交代等地域の情勢に変化が生じ、描いた地域の森林の将来像を実現できなくなるおそれがあります。また、集約化構想は制度に基づく権利設定等の受け手を一事業者に限定するものであり、無期限でこの限定を継続させることは適当ではありません。

したがって、集約化構想は、「おおむね十年を超えない範囲内でその実現のために必要な期間」につき定めるものとしています（令第３条第１項）。この期間とは、集約化構想を定めた場合に、その実現のために、法に基づく権利集積配分一括計画の作成（共有者不明森林等に係る特例の活用を含む。）や、集約化構想で定めた受け手（構想適合事業者）へのあっせん、筆界特定の申請の特例（13－７－２参照）の活用等の条件整備を実施することができる期間をいいます（長官通知第 17 の２の(1)）。これらについては、定めた期間が終了する前に行う必要がありますので、当該期間は集約化構想の実現のために必要十分な期間としてください。

なお、当該期間については、「おおむね十年を超えない範囲内」での変更（例えば、当初４年としていたものを、数年延長すれば権利設定等に係る準備が終わるとして６年に延長する場合等）であれば可能です。この範囲外での変更については、集約化構想の期間に係る規定を設けている趣旨から判断し、適当ではないと考えられます。

※1　「おおむね 10 年」という期間は、集約化構想を作成した後、一括計画の作成等に向けた境界の明確化や森林所有者の同意取得、特例手続などの必要な一連の取組の実施に要する期間として、最も時間がかかるケースを想定し、設定したものです。

※2　構想に基づいて設定する経営管理（実施）権自体の存続期間は、これとは別に自由に設定できます。（通常の場合は上限なし、共有林において間伐等経営管理権を設定する場合の 1/2 超の同意や所有者不明森林等の特例を活用する場合は上限 50 年となります。）

また、集約化構想を定めた場合には、以下の特例等が活用できますが、定めた期間を超えた場合、これらが活用できなくなります。

① 権利集積配分一括計画を活用した構想適合事業者に対する構想森林の権利設定・所有権の移転（第 51 条関係）
② 構想適合事業者に対する構想森林の関係権利者に関する情報の提供（第 46 条関係）
③ 筆界特定（不動産登記法）の申請特例（第 47 条関係）
④ 林道の開設及び改良に係る計画について、都道府県に対する地域森林計画（森林法）の変更等の要請（第 48 条関係）
⑤ 施業実施協定・施業施設協定（森林法）の認可に係る公告・縦覧手続の合理化（第 49 条関係）

なお、当該記載が意味するところとしては、集約化構想の期間は、権利設定等を行うための準備期間であり、経営管理（実施）権の存続期間は、これに縛られることなく設定できるというものです。

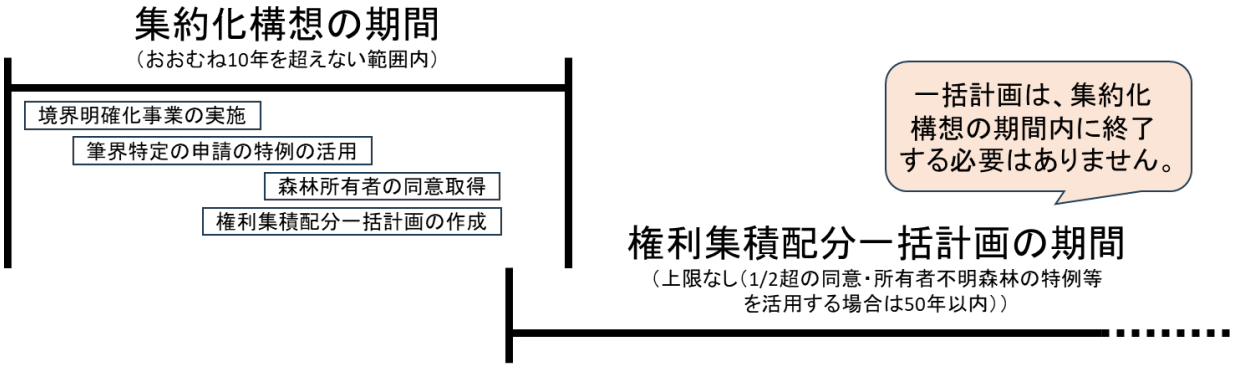


図 18：集約化構想の期間の考え方のイメージ

13－６－２－２　協議の結果の内容の程度と集約化構想を定めるか否かの判断

集約化構想は、協議を行うことにより、地域内の一体経営管理森林の区域及び当該区域における経営管理の方針その他経営管理の集約化を図るために必要な事項を取りまとめたと市町村等が認めた場合に定めるものとします（令第３条第２項）。

この「当該地域における・・・経営管理の集約化を図るために必要な事項」とは、法第 43 条第２項各号（第３項各号に掲げるものを含む。）及び同条第４項各号に掲げる事項のうち必要なもの、すなわち集約化構想の記載内容（13－６－１）です（長官通知第 17 の２の(2)）。

また、「適切に取りまとめられたと・・・市町村等が認めた場合」とは、法第 45 条第１項の協議の結果として、上記の事項が適切に取りまとめられ、集約化構想を作成することで、経営管理の集約化を円滑に推進することができると市町村等が認めた場合をいいます（長官通知第 17 の２の(3)）。

（森林経営管理法施行令）
（地域経営管理集約化構想の作成）
第三条　（略）
２　前項の集約化構想は、法第四十五条第一項の協議を行うことにより、同項の一体経営管理森林の区域及び当該区域における経営管理の方針その他経営管理の集約化を図るために必要な事項が適切に取りまとめられたと法第四十三条第三項に規定する市町村等が認めた場合に定めるものとする。

協議の結果、必要な事項が取りまとまらなかった場合には、集約化構想を定める必要はありません。一方で、当該地域内で適切な経営管理が行われるために必要な場合には、改めて集約化構想を定めるための協議の実施や、市町村による集積計画の作成、市町村森林経営管理事業の実施等に取り組むことが望ましいです。

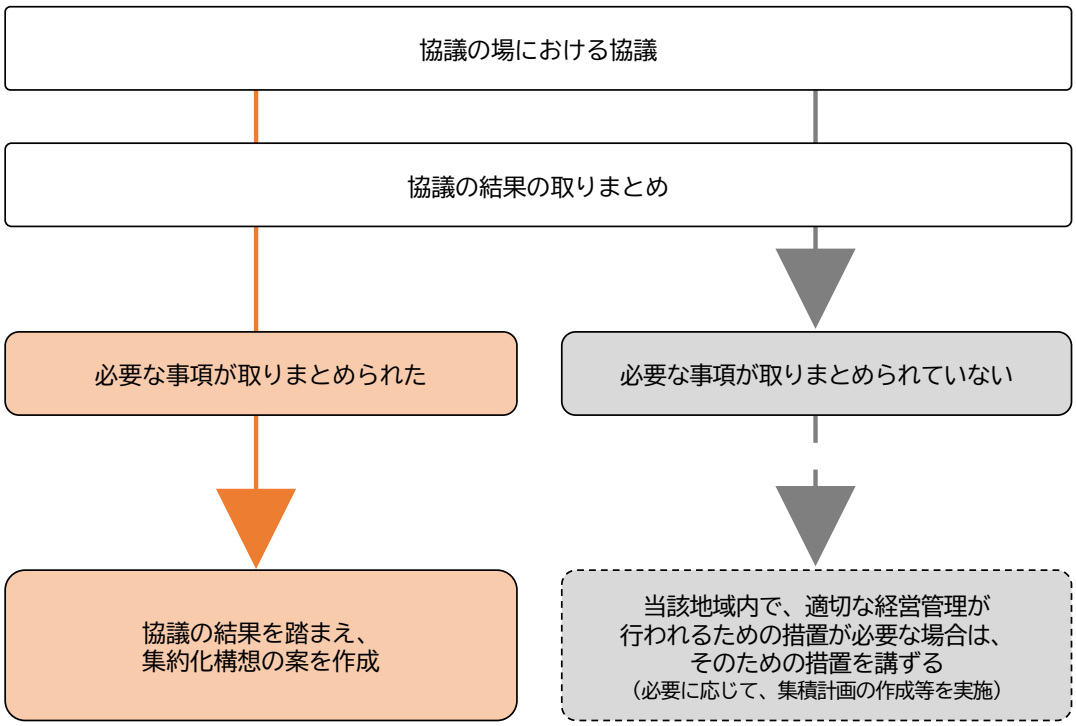


図 19：協議の結果の内容の程度と集約化構想を定めるか否かの判断

13－６－２－３　集約化構想の要件①　他の計画との調和

（地域経営管理集約化構想の作成）
第四十三条　（略）
２～４　（略）
５　集約化構想は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。
一　集約化構想を定める市町村が森林法第十条の五第一項の規定によりたてた市町村森林整備計画（第四十五条第一項において単に「市町村森林整備計画」という。）、当該市町村の区域をその区域に含む都道府県の治山事業の実施に関する計画その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものであること。
二　（略）
６～９　（略）

集約化構想は、市町村森林整備計画、都道府県の治山事業の実施に関する計画その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものである必要があります（法第43条第５項第１号）。

そのため、集約化構想の内容は、市町村森林整備計画に定められた同条第２項各号に掲げる計画事項の内容に沿ったものとなっている必要があります（長官通知第17の４）。

また、「その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画」として、都道府県知事がたてる地域森林計画とも調和が保たれている必要があるため、当該森林が森林法第 25 条又は第 25 条の２の規定により指定された保安林である場合は、集約化構想の記載内容が当該保安林の指定施業要件を満たしたものとなっている必要があります（長官通知第 17 の４）。この点、必要に応じ、治山事業の計画・保安林の指定施業要件の内容に適合しているか否かを、都道府県へ確認してください。

【市町村森林整備計画との調和（具体的なイメージ）】

ⅰ　一体経営管理森林の区域：
市町村森林整備計画のゾーニングに沿っていること
（市町村森林整備計画においてゾーニングが十分にできていない場合には、その趣旨に照らして適切な区域設定となっていること）

ⅱ　経営管理の方針：
主伐や間伐など、施業種に応じて、市町村森林整備計画に定める標準的な方法等によって実施されることが明確にされていること

ⅲ　経営管理の集約化の目標：
市町村森林整備計画に定める集積・集約化に関する記載事項と矛盾がないこと

ⅳ　路網整備等の条件整備の方針：
路網整備が市町村森林整備計画において定める標準的な方法等によって実施されることが明確にされていること　等

図 20：他の計画との調和　～市町村森林整備計画との調和を例に～

13－６－２－４　集約化構想の要件②　一構想森林一構想適合事業者

（地域経営管理集約化構想の作成）
第四十三条　（略）
２～４　（略）
５　集約化構想は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。
一　（略）
二　経営管理の集約化を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
６～９　（略）

（森林経営管理法施行規則）
（集約化構想の基準）
第三十七条　法第四十三条第五項第二号の農林水産省令で定める基準は、当該集約化構想に定められている同条第三項第一号に掲げる一の森林につき同項第二号に掲げる適合事業者が一に限り定められていることとする。

集約化構想では、一筆の構想森林（経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林）ごとに構想適合事業者が一者に限り定められている必要があります（規則第 37 条）。

仮に、一筆の構想森林について複数の適合事業者が受け手（構想適合事業者）として設定された場合、

① 同一の構想森林について複数の適合事業者にその関係権利者に係る情報が提供され、別々の適合事業者から同一の関係権利者に接触が行われることとなり、関係権利者に無用な混乱を生じさせる蓋然性が高いこと

② 一筆の構想森林を複数に切り分けて、別々の適合事業者に経営管理実施権の設定や所有権の移転など、必要な権利設定・移転を図るのは実務上も困難であること

から、適合事業者への円滑な権利設定を進めるうえで支障が生じることとなります。

このため、集約化構想の基準として、当該集約化構想に定められている法第 43 条第３項第１号に掲げる森林（構想森林）ごとに、同項第二号に掲げる適合事業者が、一者に限り定められていることとしています。

なお、一つの集約化構想や一体経営管理森林区域の中で、各々別筆の構想森林ごとに複数の構想適合事業者を定めることは差し支えありません（13－６－１や別記様式第 72 号の記載例参照）。

13－６－３ 集約化構想の変更

（地域経営管理集約化構想の作成）
第四十三条 （略）
２～５ （略）
６ 集約化構想を定めた市町村等は、情勢の推移により必要が生じたときは、当該集約化構想を変更するものとする。
７ 市町村等は、集約化構想を定め、又はこれを変更する場合には、あらかじめ、適合事業者及び第四十五条第一項の地域の関係者の意見を聴くものとする。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
８・９ （略）

（森林経営管理法施行規則）
（集約化構想の軽微な変更）
第三十八条 法第四十三条第七項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。
一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
二 個人である法第四十六条に規定する構想適合事業者がその経営組織を変更してその者又はその者の営む事業に従事する者を主たる組合員、社員又は株主とする法人となったことに伴う変更
三 前二号に掲げるもののほか、集約化構想に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

集約化構想を定めた市町村等は、情勢の推移により必要が生じたときは、当該集約化構想を変更するものとします（法第 43 条第６項）。変更を行う場合には、協議の実施等により関係者間で合意を得た上で、13－６－４（集約化構想の意見聴取）、13－６－５（集約化構想案の公告・縦覧）及び 13－６－６（集約化構想の公告・公開）の手続を行ってください。

上記にかかわらず、実質的な変更を伴わない変更の場合は、軽微な変更として扱い、13－６－４から 13－６－６の手続を経る必要はありません。

ここでいう「軽微な変更」とは、

① 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

② 個人である構想適合事業者がその経営組織を変更してその者又はその者の営む林業に従事する者を主たる組合員、社員又は株主とする法人となったことに伴う変更
③ ①・②に掲げるもののほか、集約化構想に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

を指します（規則第 38 条各号、長官通知第 17 の５の(3)）。

③の「実質的な変更を伴わない変更」とは、集約化構想の主たる内容の変更を伴わず、適合事業者や地域の関係者、利害関係人に与える影響が軽微なものをいいます。

具体的には、集約化構想の作成に係る法第 45 条第１項の協議の取りまとめの範囲内で、当該集約化構想に定めた一体経営管理森林の区域内の構想森林の範囲や経営管理の方針等を形式的に変更する場合が挙げられます（長官通知第 17 の５の(3)）。

一方で、一体経営管理森林の区域の追加や、経営管理の方針の大幅な変更、構想適合事業者の変更など、適合事業者や地域の関係者、利害関係人に大きな影響を与えるものは軽微な変更には含まれないものとします（長官通知第 17 の５の(3)）。

13－６－４ 集約化構想の意見聴取

（地域経営管理集約化構想の作成）
第四十三条 （略）
２～６ （略）
７ 市町村等は、集約化構想を定め、又はこれを変更する場合には、あらかじめ、適合事業者及び第四十五条第一項の地域の関係者の意見を聴くものとする。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
８～９ （略）

（森林経営管理法施行規則）
（集約化構想の軽微な変更）
第三十八条 法第四十三条第七項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。
一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
二 個人である法第四十六条に規定する構想適合事業者がその経営組織を変更してその者又はその者の営む事業に従事する者を主たる組合員、社員又は株主とする法人となったことに伴う変更
三 前二号に掲げるもののほか、集約化構想に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

市町村等は、集約化構想を定め、又はこれを変更する場合には、あらかじめ、適合事業者及び第 45 条第１項の地域の関係者の意見を聴くものとします（別記様式第 73 号及び第 74 号）。集約化構想の作成・変更の内容について、理解を得てください。ただし、軽微な変更（13－６－３参照）については、この限りではありません。

意見聴取の対象者については、公平性の担保の観点から、以下のように規定しています。

①「適合事業者」

法第 44 条第１項の規定による公募において、集約化構想が定められる場合に、法第 43 条第７項の規定による意見聴取を行おうとする集約化構想に定める一体経営管理森林の区域を含む公募区域（法第 44 条第１項に規定する公募区域をいう。以下同じ。）において経営管理を行うことを希望した適合事業者の全てです。

この場合において、適合事業者は、意見聴取を行おうとする集約化構想のうち、当該適合事業者が経営管理を行うことを希望した公募区域に係る部分に限って、意見を申し出ることができます。

②「地域の関係者」
意見聴取を行おうとする集約化構想の作成に係る協議の場に参加した者をいいます。

13－6－5 集約化構想案の公告・縦覧

（地域経営管理集約化構想の作成）
第四十三条 （略）
２～７ （略）
８ 市町村等は、集約化構想を定め、又はこれを変更する場合（前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をする場合を除く。）には、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該集約化構想の案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合において、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該集約化構想の案について、当該市町村等に意見書を提出することができる。
９ （略）

（森林経営管理法施行規則）
（集約化構想の案の公告）
第三十九条 法第四十三条第八項の規定による公告は、集約化構想を定め、又はこれを変更する旨及び当該集約化構想の案について、市町村等の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

市町村等は、集約化構想を定め、又はこれを変更する場合（軽微な変更を除く）には、その旨を公告し、当該集約化構想の案を当該公告の日から２週間公衆の縦覧に供するものとします（法第 43 条第８項）。

この場合において、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに市町村に意見書を提出することができます。利害関係人は、集約化構想に定める一体経営管理森林の区域内の森林の権利者（所有権、賃借権、地上権等）など、集約化構想によってその権利関係につき利害関係を有する者を想定しています。

当該公告及び公衆への縦覧は、市町村等の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行ってください（法第 43 条第８項、規則第 39 条、長官通知第 17 の５の(4)）。

なお、様式については、（別記様式第 75 号、第 76 号及び第 77 号）を参考にしてください。

なお、意見書の提出があった場合には、市町村等は必要に応じて集約化構想案の考え方を説明し、理解を得ることが重要です。多数の者から反対の声がある場合や、受け手決定の公平性に疑義が生じた場合など、集約化構想に定める取組に著しく支障が生じると判断される場合は、構想を再検討するなどの対応をとることが考えられます。

一方で、意見書の提出があったものの、その意見を反映するにあたり、集約化構想案の軽微な修正に留まる場合には、改めて修正案を公告せず、当該構想を定め、又は変更する旨の公告をして差し支えありません。

13－６－６　集約化構想の公告・公開

（地域経営管理集約化構想の作成）
第四十三条　（略）
２～８　（略）
９　市町村等は、集約化構想を定め、又はこれを変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

（森林経営管理法施行規則）
（集約化構想の公告）
第四十条　前条の規定は、法第四十三条第九項の規定による公告について準用する。

市町村は、集約化構想を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その旨を公告する必要があります（法第 43 条第９項）。

当該公告は、集約化構想を定めた、又はこれを変更した旨を市町村等の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとします。また、当該構想の存続期間中、当該集約化構想をインターネットや市町村の担当課等において公開しておく必要があります（規則第 40 条、長官通知第 17 の５の(5)）。

13－７　集約化構想の特例

13－７－１　関係権利者に関する情報の提供

（関係権利者に関する情報の提供）
第四十六条　市町村等は、集約化構想を定めた場合には、農林水産省令で定めるところにより、構想森林（第四十三条第三項の規定により当該集約化構想において定められた同項第一号に掲げる森林をいう。以下同じ。）ごとに、構想適合事業者（同項の規定により当該集約化構想において定められた同項第二号に掲げる適合事業者をいう。以下同じ。）の求めに応じ、当該集約化構想の実現のために必要な限度において、当該構想適合事業者に対し、当該構想森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（以下この条において「関係権利者」という。）の氏名その他の関係権利者に関する情報を提供することができる

（森林経営管理法施行規則）
（関係権利者に関する情報の提供）
第四十五条　法第四十六条の求めは、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してするものとする。
一　申出者の氏名又は名称及び住所
二　申出者が経営管理を行うべきものとして定められた構想森林のうち当該求めに係る森林の所在
三　前号に規定する森林についての関係権利者に関する情報の利用目的
四　前三号に掲げるもののほか、市町村等が必要と認める事項
２　市町村等は、前項第二号に規定する森林についての関係権利者に関する情報を提供する場合には、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止及び利用目的の制限その他の当該情報の適切な管理のために必要な条件を付すことができる。

市町村等は、集約化構想を定めた場合には、構想森林（経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林）ごとに、構想適合事業者の求めに応じ、当該集約化構想の実現のために必要な限度において、当該構想適合事業者に対し、当該構想森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の氏名その他の関係権利者に関する情報を提供することができます（第 46 条）。

これは、構想適合事業者が、自律的に、森林所有者に対し集積・集約化に向けた働きかけを実施できるようになり、市町村と林業経営体の連携した効果的な制度推進が可能となるよう措置しているものです。

法第 46 条に基づき提供することができる情報は、関係権利者の氏名のほかに、住所、電話番号等や対象森林に係る関連情報※であって、市町村等の林務担当部局が把握しているものです。これらの情報の提供には、本人の同意取得は不要です（長官通知第 20 の１）。

※　法第 45 条第３項に規定する「経営管理の集約化に資する情報」（13－５－５参照）等であり、具体的には、意向調査の結果のほか、市町村が整備している林地台帳（森林の所在、面積、共有の有無、地籍調査や境界確定に資する測量の実施状況、森林経営計画の作成状況など）、都道府県が整備している森林簿（樹種、林齢、材積、傾斜や林道からの距離、施業履歴など）、市町村等がレーザ測量等を実施して把握した森林資源・地形情報などです（長官通知第 19 の３の(2)、第 20 の１）。

なお、都道府県の森林簿取扱要領等において、市町村から第三者に対しての森林簿等の提供を認めていない場合には、当該要領等に森林経営管理法第 45 条第 3 項及び第 46 条の規定に基づく情報提供を、例外規定として追加することが必要です。その際、必要に応じ、当該要領等に「森林経営管理法第 45 条第３項及び第 46 条の規定に基づき情報提供を行う場合は、事前に○○県に相談すること。」といった規定を追加することも可能です。

また、構想適合事業者は、情報提供を求めるに当たっては、①申出者の氏名又は名称及び住所、②申出者が経営管理を行うべきものとして定められた構想森林のうち当該求めに係る森林の所在、③当該求めに係る森林についての関係権利者に関する情報の利用目的、④その他市町村等が必要と認める事項について記載した申出書（別記様式第 80 号）を提出するものとします（規則第 45 号）。

当該求めに応じて情報を提供する場合には、市町村等は、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止及び利用目的の制限その他の当該情報の適切な管理のために必要な条件を付すことができます。

なお、個人情報の提供を受ける構想適合事業者は、一般的に、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 16 条第２項に規定する「個人情報取扱事業者」に該当し、同法の規律の適用対象となると考えられます。同法の具体的な規定については個人情報保護委員会のホームページを参照ください。

（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）｜個人情報保護委員会　参照）

■　提供可能な個人情報

(1)提供可能な個人情報の対象者
・　申出のあった構想森林について、①所有権、②地上権、③質権、④使用貸借による権利、⑤賃借権、⑥その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（市町村等（林務担当部局）が把握しているもの）

(2)提供可能な個人情報の内容
・　(1)の者の氏名、住所、電話番号等
・　対象森林に係る関連情報（森林簿情報、林地台帳、意向調査結果等）
※　市町村等（林務担当部局）が把握しているもの
※　提供につき、本人の同意取得は不要

(3)提供する個人情報の範囲
・　市町村等が集約化構想の実現のため必要と認める範囲
（例えば、申出書記載の利用目的が集約化構想実現の観点から不適切と判断すれば提供しないことも可）

図　21：提供可能な情報

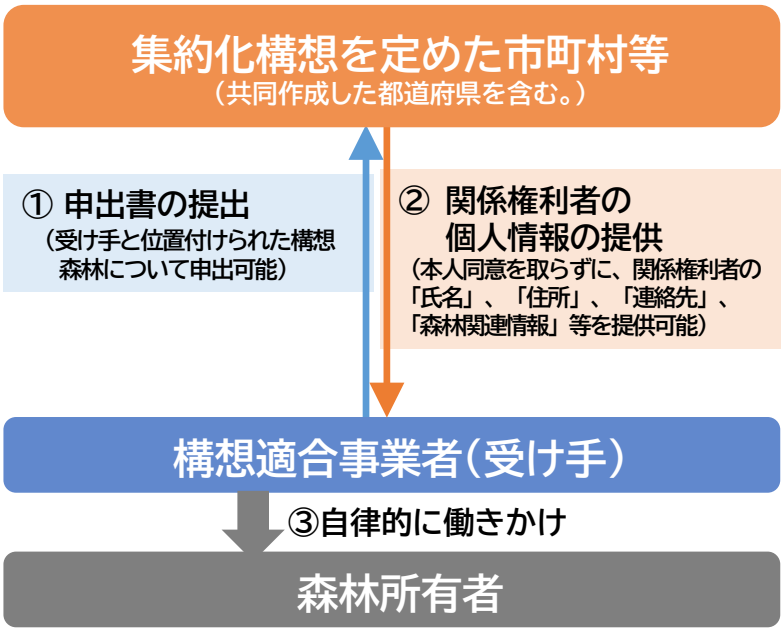


図　22　：手続の流れ

13－７－２　不動産登記法の特例　筆界特定の申請の特例

集約化構想を定めた場合、一体経営管理森林の区域内の森林の土地については、森林経営管理法による特例として、地籍調査等を実施していなくとも、一定の条件の下であれば、対象土地（不登法第 123 条第３号に規定する対象土地をいう。以下同じ。特定を希望する筆界で相互に隣接する土地。）のうち一方の土地の所有者の同意を得た上で、市町村等が筆界特定の申請を行うことが可能です（法第 47 条）。

13－７－２－１　筆界特定制度の概要（不登法における通常の筆界特定の申請）

（不動産登記法）（定義）

第百二十三条　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　筆界　表題登記がある一筆の土地（以下単に「一筆の土地」という。）とこれに隣接する他の土地（表題登記がない土地を含む。以下同じ。）との間において、当該一筆の土地が登記された時にその境を構成するものとされた二以上の点及びこれらを結ぶ直線をいう。

二　筆界特定　一筆の土地及びこれに隣接する他の土地について、この章の定めるところにより、筆界の現地における位置を特定すること（その位置を特定することができないときは、その位置の範囲を特定すること）をいう。

三　対象土地　筆界特定の対象となる筆界で相互に隣接する一筆の土地及び他の土地をいう。

四　関係土地　対象土地以外の土地（表題登記がない土地を含む。）であって、筆界特定の対象となる筆界上の点を含む他の筆界で対象土地の一方又は双方と接するものをいう。

五　所有権登記名義人等　所有権の登記がある一筆の土地にあっては所有権の登記名義人、所有権の登記がない一筆の土地にあっては表題部所有者、表題登記がない土地にあっては所有者をいい、所有権の登記名義人又は表題部所有者の相続人その他の一般承継人を含む。

（筆界特定登記官）

第百二十五条　筆界特定は、筆界特定登記官（登記官のうちから、法務局又は地方法務局の長が指定する者をいう。以下同じ。）が行う。

（筆界特定の申請）

第百三十一条　土地の所有権登記名義人等は、筆界特定登記官に対し、当該土地とこれに隣接する他の土地との筆界について、筆界特定の申請をすることができる。

２　地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等のうちいずれかの者の同意を得たときは、筆界特定登記官に対し、当該対象土地の筆界（第十四条第一項の地図に表示されないものに限る。）について、筆界特定の申請をすることができる。

３～５　（略）

筆界特定制度は、土地の所有者として登記されている人などの申請に基づいて、法務局又は地方法務局（以下「法務局等」という。）の筆界特定登記官が、申請人等に意見陳述等の機会を与えた上で、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、現地における土地の筆界の位置（その位置を特定することができないときは、その位置の範囲）を特定する制度です（不登法第６章）。例えば隣人同士で筆界の位置に争いがあるような場合に、この筆界特定制度を活用することによって、法務局等による公的な判断として筆界を明らかにすることができ、裁判を起こさずとも比較的労力がか

からない方法で問題解決を図ることが可能となります。筆界紛争当事者の一方が話し合いに応じてくれないような場合でも、もう一方の当事者のみの意思によって申請できるメリットもあります。

筆界特定は、要件を満たした土地の所有権登記名義人等（不登法第 123 条第５号に規定する所有権登記名義人等をいう。以下同じ。）又は地方公共団体が申請することができます（不登法第 131 条第１項及び第２項）。この申請を受けて、筆界調査委員が土地の実地調査や測量など様々な調査を行い、筆界に関する意見を筆界特定登記官に提出します(不登法第 134 条から第 137 条及び第 142 条)。また、筆界特定登記官は、筆界特定をするまでの間に、筆界特定の申請人等に対し、意見を述べ、又は資料を提出する機会を与えます（不登法第 140 条）。その上で、筆界特定登記官が当該意見を踏まえ、登記記録等収集した資料を総合的に考慮して筆界特定書を作成し、申請人等に通知するとともに公告します（不登法第 143 条及び第 144 条）。

通常、森林整備を目的として境界を明確化する場合には、所有権の範囲を画する線であって私法上の境界である「所有権界」（所有者間の合意などによって変更することができる線）について、国庫補助事業や市町村等の独自財源による、森林境界の明確化に資する事業（以下「森林境界明確化事業」という。）を活用しながら、森林所有者等に同意を得て確定することが多いかと思います。一方で、筆界特定制度で特定される位置はこうした「所有権界」ではなく、登記された土地の範囲を区画するものとして定められた線であって公法上の境界である「筆界」の位置（原則として、所有者間の合意などによって変更することができない線）になります。

筆界特定とは、新たに筆界を決めたり所有権の範囲を確定したりするものではなく、実地調査や測量を含む様々な調査を行った上で、当該土地が登記された時の筆界を筆界特定登記官が明らかにするものであることに注意が必要です。また、申請から筆界特定の結果が出るまでの期間は事案によるため、集約化構想に基づく森林整備等を実施する場合は、筆界特定の通知が届くまで申請箇所は未着手にするなど十分に考慮してください。

そして筆界特定の結果は、裁判のように法的拘束力を有するわけではなく、事実上の証明力があるのみであり、筆界特定それ自体に対する不服の申立てや抗告訴訟の提起はできない性質のものですので、ご留意ください。筆界特定の結果に異議がある者は、改めて筆界の確定に係る裁判を起こすことが可能です。

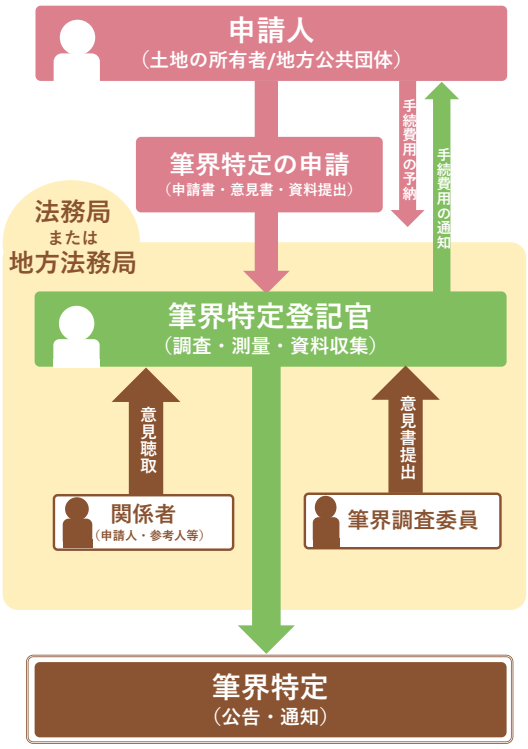


図 23：筆界特定制度のフロー（法務省リーフレット「ご存知ですか？筆界特定制度」を改変）

13－7－2－2　本特例の概要（法の規定による筆界特定の申請）

（不動産登記法の特例）

第四十七条　市町村等は、集約化構想を定めた場合において、一筆の土地（当該集約化構想において定められた第四十三条第二項第一号に掲げる区域内の森林の土地に限る。）及びこれに隣接する他の土地であって、森林法第百九十一条の四第一項に規定する林地台帳に同項第三号に掲げる事項として当該一筆の土地と当該他の土地との境界に関する測量が実施された旨が記載されており、かつ、当該境界が特定されていないものがあるときは、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百三十一条第二項の規定にかかわらず、これらの土地の所有権登記名義人等（同法第百二十三条第五号に規定する所有権登記名義人等をいう。）のうちいずれかの者の同意を得たときは、同法第百二十五条に規定する筆界特定登記官に対し、当該一筆の土地と当該他の土地との筆界（同法第百二十三条第一号に規定する筆界をいい、同法第十四条第一項の地図が作成されていないものに限る。）について、同法第百二十三条第二号に規定する筆界特定の申請をすることができる。

上記のとおり、筆界特定は、要件を満たした土地の所有権登記名義人等又は地方公共団体が、その申請をすることができます（不登法第 131 条第１項及び第２項）。このうち、地方公共団体が申請を行うためには、実質的な要件として、当該土地において地籍調査等が行われても、なお筆界が不明である必要があります。

今般、森林経営管理法における不登法の特例として、市町村又は市町村と共同で集約化構想を作成した都道府県（以下「市町村等」という。）は、地籍調査等を行っていなくても、一定の要件の下で、法務局等に対し筆界特定の申請を行うことができるようになりました（法第 47 条。以下同条の規定による申請を「特例申請」という。）。

森林においては地籍調査等が未実施の箇所も多くありますが、この特例により、そのような森林であっても、
①　対象土地のうち一方の森林の土地の所有者が分からず境界に関する合意を得られない
②　資料・情報等の不足により対象土地の双方の森林の土地の所有者の間で境界に関する合意を得られない
といった課題の解決のため、筆界特定制度を活用することができることとしたものです。

特例申請をするための要件は、以下のとおりです（法第 47 条、長官通知第 20 の２）。

特例申請をするための要件

● 対象土地の一方又は双方が、集約化構想において定められた区域内の森林（一体経営管理森林の区域内）の一筆の土地であること。

● 対象土地に係る林地台帳に、他の土地との境界に関する測量が実施された旨が記載（※）されており、かつ当該境界が特定されていないこと。

（※　森林境界明確化事業を実施した結果、境界（所有権界）が特定されていない場合、当該境界に関する何らかの測量の成果があり、森林法第 191 条の４第１項に規定する林地台帳の記載事項のうち「森林の土地の境界に関する測量等の実施状況」における「境界の確定に資する測量」の欄に「済」又は「一部済」と記載されている必要があります。）

● 対象土地の所有権登記名義人等のうちいずれかの者の同意を得ていること（共有状態にある場合は共有者のうちいずれかの者の同意で可。）。

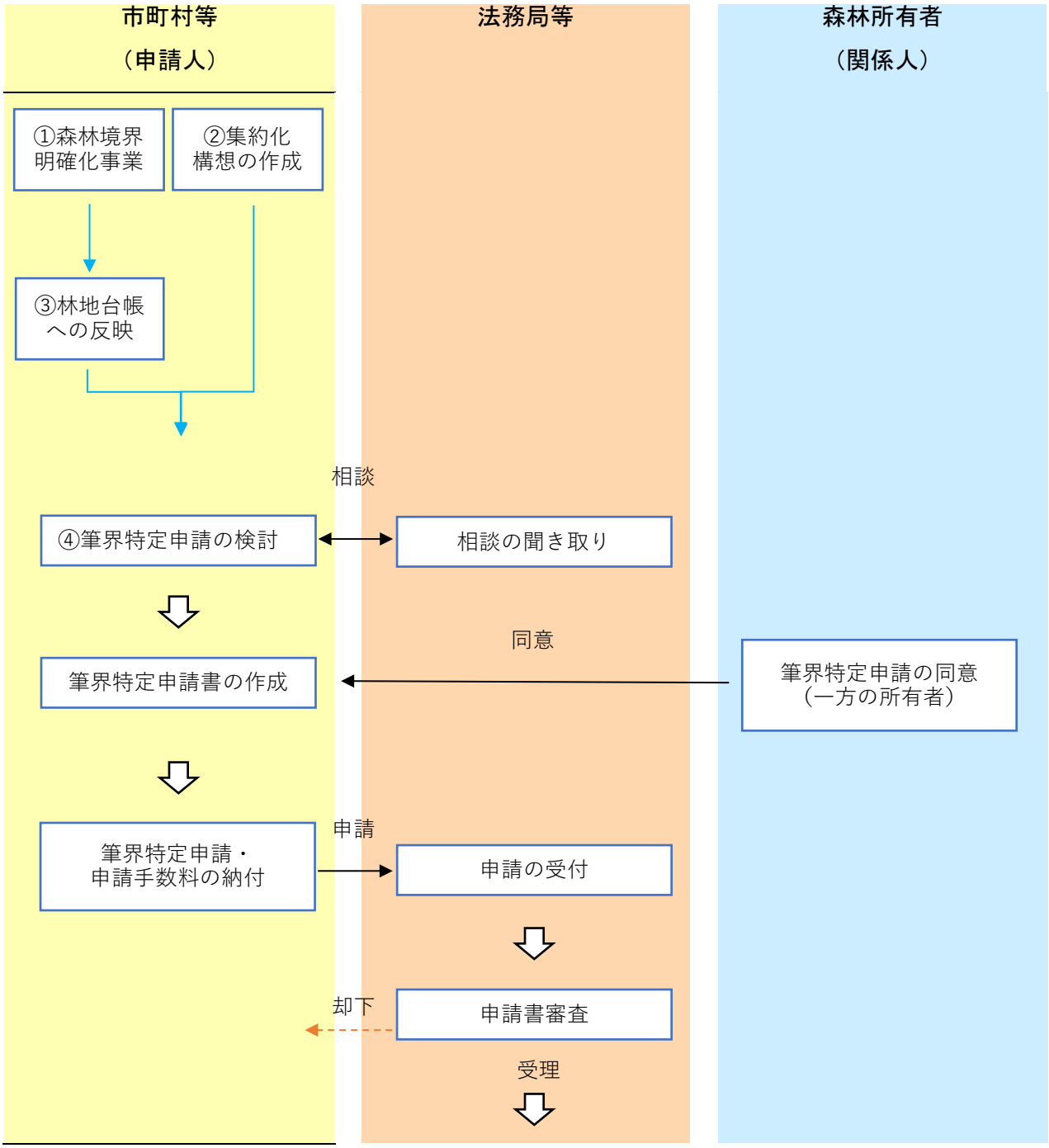
● 不登法第 14 条第１項の地図（※）が作成されていないこと。

（※　地籍調査等が実施された場合には、その成果に基づき、不登法第 14 条第１項の地図が法務局等に備え付けられます。なお、当該地図が備え付けられており、かつ、当該地図において現に筆界未定とされている筆界を対象とする場合には、不登法第 131 条第２項の規定による通常の筆界特定の申請が可能ですので、特例申請を行うことはできません。）

13－７－２－３　特例申請の手続フロー

特例申請の手続は、図 24 に示すような流れで進めます。林地台帳において「境界の確定に資する測量」を行った旨の記載があり、かつ未だに境界が特定されていない森林について、集約化構想を作成した場合、市町村等は対象土地のうち一方の森林の土地の所有者の同意を得て筆界特定申請書を作成します。筆界特定申請書の提出を受け付けた法務局等においては、審査・調査等を行い、意見聴取等の手続を経て、筆界特定を行います。申請人となる市町村等（※）が行う具体的な手続については、13－７－２－４及び 13－７－２－５において説明します。

〔 ※　市町村と集約化構想を共同作成した都道府県による申請も、もちろん可能です。 〕



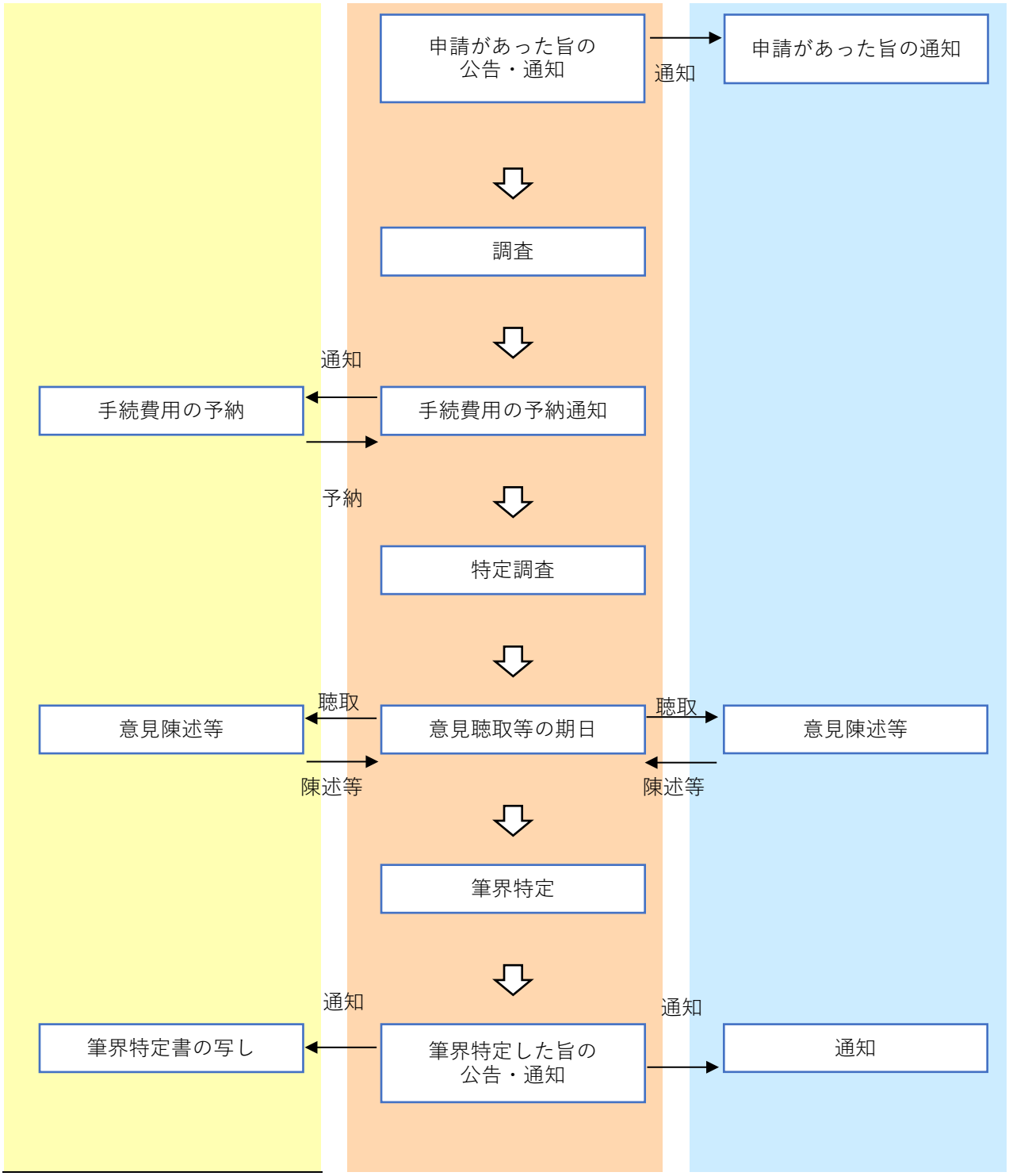


図 24：特例申請の事務フロー

13－７－２－４　特例申請までの事前準備

①　森林境界明確化事業の実施

集約化構想やこれに先立つ協議を通じて、経営管理の集約化に当たって境界を明確にすべき森林が判明した場合には、国庫補助金や森林環境譲与税等も活用しつつ、森林境界明確化事業を行ってください。その結果、一部の境界を特定することができなかった場合など、事業の結果に応じて、特例申請の活用を検討してください。（なお、過去、森林境界明確化事業が行われて、境界に関する測量の何らかの成果が既に存在し、林地台帳の「境界の確定に資する測量」の欄に「済」又は「一部済」と入力されている場合には、③へ進みます。）

②　林地台帳への「境界の確定に資する測量」に係る情報の反映

特例申請を行うことを検討する場合は、林地台帳制度の運用について（平成 29 年３月 29 日付け 28 林整計第 395 号林野庁長官通知）や林地台帳制度の運用上の留意事項について（平成 29 年３月 29 日付け 28 林整計第 400 号林野庁森林整備部計画課長通知）、林地台帳及び地図運用マニュアル（平成 29 年３月 30 日付け 28 林整計第 407 号林野庁森林整備部計画課長通知）を参照しながら、①の結果等について林地台帳に記載してください。記載がない場合には、特例申請を行うことができなくなるため、ご留意ください（※）。

※　林地台帳の「境界の確定に資する測量」の欄に当該一筆の土地と当該他の土地との境界に関する測量が実施された旨が記載されている必要があります。森林境界明確化事業を実施したが、当該境界が特定されていない場合において、境界に関する測量の成果があるときは、「境界の確定に資する測量」の欄に「済」又は「一部済」と入力します。

③　集約化構想の作成

市町村等において、協議の結果を踏まえて集約化構想を作成します。特例申請は、集約化構想を作成した場合に市町村等が行うことができる特例のため、集約化構想を作成しなかった場合には行うことができませんので注意してください。特例申請を行うかどうか検討している、行うかどうか不明といった場合には、まずは集約化構想を作成することが望ましいです。

④　法務局等への事前相談

特例申請を行うことが見込まれる事案が発生した場合には、速やかに法務局等へ相談を行い、求められる資料・図面等を提供し助言その他の必要な協力を求めるなど、事前に十分な調整を行うほか、その申請後に法務局等から追加の資料、測量成果等の提供の求めがあった場合には、速やかに対応するなど、十分な連携を図るようにしてください。申請後、却下事由に相当すれば、却下されることもあるため、申請前に法務局等に対して十分な相談を行うようにしてください。筆界特定の申請があった旨の公告又は通知がされる前に筆界特定の申請が取り下げられ、又は却下された場合には、申請人の請求により、納付された手数料から納付すべき手数料の半額を控除した

額が還付されますが、当該公告又は通知がされた後は申請手数料（13－７－２－５－３参照）の還付はありません。

また、筆界特定制度においては、森林の現況や提出資料等の関係で、調査を尽くしても、位置（線）の特定ではなく範囲の特定にとどまってしまう可能性があります。このため、申請をするに当たり、筆界特定を申請する目的を達するためには位置の特定と範囲の特定のどちらが必要となるか、事前に法務局等に相談することとしてください。なお、法務局等に相談することで、筆界特定制度を活用するまでもなく、境界問題が解決する場合もありますので、事前に幅広く法務局等へ相談することを推奨します。

13－７－２－５　特例申請の手続の具体的な内容

13－７－２－５－１　申請書の作成

（不動産登記法）
（筆界特定の申請）
第百三十一条　（略）
２　（略）
３　筆界特定の申請は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
一　申請の趣旨
二　筆界特定の申請人の氏名又は名称及び住所
三　対象土地に係る第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる事項（表題登記がない土地にあっては、同項第一号に掲げる事項）
四　対象土地について筆界特定を必要とする理由
五　前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
４　筆界特定の申請人は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。
５　第十八条の規定は、筆界特定の申請について準用する。この場合において、同条中「不動産を識別するために必要な事項、申請人の氏名又は名称、登記の目的その他の登記の申請に必要な事項として政令で定める情報（以下「申請情報」という。）」とあるのは「第百三十一条第三項各号に掲げる事項に係る情報（第二号、第百三十二条第一項第四号及び第百五十条において「筆界特定申請情報」という。）」と、「登記所」とあるのは「法務局又は地方法務局」と、同条第二号中「申請情報」とあるのは「筆界特定申請情報」と読み替えるものとする。

（森林経営管理法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報の特例に関する省令）
不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百三十一条第三項第五号及び第百五十条の規定に基づき、森林経営管理法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報の特例に関する省令を次のように定める。
（筆界特定申請情報の特例）
第一条　筆界特定（不動産登記法第百二十三条第二号に規定する筆界特定をいう。以下同じ。）の申請人が森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十七条の規定に基づいて筆界特定の申請をする者である場合には、不動産登記法第百三十一条第三項第五号の法務省令で定める事項は、不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百七条第二項各号に掲げるもののほか、申請人が森林経営管理法第四十七条の規定に基づいて申請をする者である旨とする。
（筆界特定添付情報の特例）

第二条　前条に規定する場合においては、不動産登記規則第二百九条第一項各号に掲げるもののほか、次に掲げる情報を法務局又は地方法務局に提供しなければならない。
一　対象土地（不動産登記法第百二十三条第三号に規定する対象土地をいう。以下同じ。）の一方又は双方が、申請人が森林経営管理法第四十三条第一項の規定に基づいて定めた集約化構想において定められた同条第二項第一号に掲げる区域内の森林の一筆の土地であることを証する情報
二　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百九十一条の四第一項に規定する林地台帳に同項第三号に掲げる事項として前号の一筆の土地とこれに隣接する他の土地（対象土地に限る。）との境界に関する測量が実施された旨が記載されていることを証する情報
三　対象土地の所有権登記名義人等（不動産登記法第百二十三条第五号に規定する所有権登記名義人等をいう。以下同じ。）のうちいずれかの者の同意を得たことを証する当該所有権登記名義人等が作成した情報
2　前項第三号に規定する情報を記載した書面には、その作成者が記名しなければならない。

市町村等は、別記様式第 81 号を用いて申請書を作成します。作成に当たっては、次に掲げる事項を明らかにする必要があります（不登法第 131 条第３項、不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号。以下「不登規則」という。）第 207 条及び森林経営管理法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報の特例に関する省令（令和７年法務省令第 57 号）第１条）。

申請書において明らかにする事項	備考
(1)　法第 47 条の規定に基づき筆界特定を申請する者である旨	
(2)　申請の趣旨	対象土地を明らかにした上で、その筆界を求める旨の表示があればよい。なお、所有権界等、筆界以外の特定を求める申請は却下されるので、留意。
(3)　対象土地について筆界特定を必要とする理由	例えば、「森林境界明確化事業において境界測量を実施したが、隣接地所有者による境界の確認や立会いへの協力が得られない」等の具体的な事情を記載する。
(4)　申請人（市町村等）の名称	市町村長名等を記載。
(5)　代理人によって筆界特定の申請をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名	
(6)　申請人又は代理人の電話番号その他の連絡先	
(7)　対象土地及び関係土地（不登法第 123 条第４号に規定する関係土地をいう。以下同じ。対象土地に隣接する対象土地	表題登記がない土地の現地の状況を具体的に明示する方法と

以外の土地。）に係る不動産番号又は不動産所在事項（表題登記がない土地にあっては、不登法第 34 条第１項に掲げる事項及び該当土地を特定するに足りる事項）並びに対象土地の固定資産税額評価額	して、図面を利用する方法等が考えられる。
(8)　対象土地及び関係土地に係る所有権登記名義人等の氏名又は名称及び住所その他の連絡先	
(9)　対象土地及び関係土地に係る工作物、囲障又は境界標の有無その他の関係土地の状況	現地の状況を具体的に明示する方法として、図面を利用する方法等が考えられる。
(10)　申請人が境界（筆界）として主張する線があれば当該線及びその根拠	円滑に筆界特定をできるよう、市町村は、現況等を踏まえて、できるだけ筆界と思われる線を事前に想定した上で申請するよう留意。 筆界として主張されている線の位置を具体的に明示する方法として、図面を利用する方法等が考えられる。
(11)　関係人（対象土地の所有権登記名義人等）が対象土地の境界（筆界）として特定の線を主張するときは、その主張を聞き取った内容	筆界として主張されている線の位置を具体的に明示する方法として、図面を利用する方法等が考えられる。
(12)　申請に係る境界（筆界）について民事訴訟の手続により筆界の確定を求める訴えに係る訴訟が係属しているときは、その旨及び事件の表示その他これを特定するに足りる事項	
(13)　筆界特定添付情報等（添付書面）の表示	
(14)　不登法第 139 条第１項の規定により提出する意見又は資料があるときは、その表示	
(15)　筆界特定の申請の年月日	
(16)　筆界特定申請書を提出する法務局等の表示	

13－７－２－５－２　添付書類の作成

特例申請をする場合は、申請書のほか、次に掲げる情報を法務局等に提供する必要があります。

添付書類	内容・留意事項等
(1)　申請人たる市町村等の区域内に存する対象森林（土地）の所有権登記名義人等のうちいずれかの者の同意書（当該同意に係る所有権登記名義人等が記名をしたもの） 【別記様式第 82 号】	特例申請をする場合は、市町村等は、対象土地の所有権登記名義人等のうちいずれかの者の同意を得て、同意書を作成する必要があります。なお、当該同意書は、当該所有権登記名義人等が記名したものでなければなりません。 同意をした者が法人である場合についても、不登法第 131 条第１項に基づき筆界特定を申請した対象土地の所有権登記名義人等が法人である場合の取扱い（不登規則第 209 条第１項第１号参照）に準じ、申請人である市町村等に対し、同意をした法人の会社法人番号（該当法人が会社法人等番号を有しない法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する情報）の提出を求める等して、当該法人の代表者の資格を有する者が同意書を作成していることを確認します。
(2)　申請について同意をした者が、対象土地の所有権登記名義人等の相続人その他の一般承継人であるときは、戸籍その他の一般承継を証する資料	同意した者が所有権の登記名義人の相続人である場合など、登記記録だけでは同意した者が対象土地の所有権登記名義人等であることが確認できない場合は、不登法第 131 第１項の規定に基づき所有権登記名義人等が筆界特定の申請をする場合における取扱い（不登規則第 209 条第１項第３号、第４号及び第６号参照）に準じ、申請人（市町村等）は相続人等に対し、相続があったことを証する情報（戸籍若しくは除籍の全部事項証明書又は個人事項証明書、法定相続証明情報その他の書面）等の提出を求める、又は、当該市町村等は、同意をした者が対象土地の所有権登記名義人等であると確認した経緯を聴取する等して、対象土地の所有権登記名義人等から同意を得ていることを確認します。
(3)　代理権限証明情報	代理人によって筆界特定の申請をするときは、当該代理人の権限を証する情報を提出します。
(4)　調査結果書 【別記様式第 83 号】	申請人（市町村等）が、対象土地について、次に掲げる事項を調査した結果についてとりまとめます。
（ア）　本件筆界に対する意見（筆界（境界）案を含む） 【（別表１）１関係】	申請人（市町村等）が主張する境界線・点を(8)の森林境界保全図等に示した点番号と整合が合うように簡潔に記載してください。

（イ） 対象土地及び関係土地に関する基礎情報 【（別表１） ２関係】	① 「対象土地周辺の土地の沿革及び本件筆界の形成の経緯」の欄については、森林境界明確化事業を行う際に森林所有者（所有権登記名義人）を整理する際に取得している登記記録の情報を記載してください。 ② 「所有権登記名義人等」の欄については、登記記録に記載されている登記名義人の情報を記載し、「立会人」の欄には、森林境界明確化事業の際に、森林所有者等に境界の同意を取得した際の立会人や方法（状況）を記載してください。
（ウ） 筆界に関する資料 【（別表１） ３関係】	森林境界明確化事業の際に境界を推測するのに使用した根拠資料及び所有権登記名義人が主張する境界線・点に関する根拠資料を用意します。 なお、登記所保管資料は、申請を受けた登記所において自ら最新の情報を取り直すこともありますが、市町村等で収集している資料等があれば、提出をお願いします。予め資料等の提出を行わない場合には、どの資料を用いて申請がされているか登記所において確認するため、該当の資料についてチェックをいれてください。
（エ） 対象土地等の現況及び占有・利用状況並びに境界標及び囲障等の設置状況等 【（別表２） ４関係】	対象土地の立地や利用状況等の現況について、また境界標等が現地にある場合は、簡潔に境界標等の設置状況について記載してください。 現況写真については、空中写真等の画像をプリントアウトした資料を別添とすることも可能です。この場合は、画像に対応した意見書図面に記載した撮影方向番号、撮影年月日等を余白部分に記載してください。 なお、現地に境界標が無い場合は、境界標の設置状況の現況写真は省略できます。
（オ） 地域区分・精度区分 【（別表３） ５関係】	ポケットコンパスやハンディ GPS を用いた測量の場合は、該当する地域区分・精度区分は無いため記載は不要ですが、公共測量の場合は、可能な限り記載してください。
（カ） 筆界位置の計測結果 【（別表３） ６関係】	（オ）と同様に、ポケットコンパスやハンディ GPS を用いた測量では、本欄の記載は不要ですが、トータルステーションを用いた測量や航測法による測量、公共測量の場合は、可能な限り記載してください。 また、ポケットコンパス等を用いた測量を行ったことで本欄について記載できなかった場合は、「基本三角点等に基づく測量が出来ない理由」欄に具体的な理由を記載してください（ポケットコンパスは、

	磁北を基準とした測量機器であり、基準点を使用しない測量となるため、ハンディ GPS は、測位衛星より電波を受信して測量しており基準点を使用しない測量となるため　等）。
（キ）　対象土地の所有権登記名義人・関係人等の主張・陳情内容 【（別表４）７関係】	現地立会により森林所有者等（所有権登記名義人）に境界を確認した場合は、それぞれの森林所有者等の主張する境界線・点について、出来る限り詳細な根拠を記載してください。 また、関係人に対しても、当該境界線・点について可能な限り聞き取りを行い、根拠を付して記載してください。 なお、航測法による森林境界明確化事業を行った場合は、森林所有者等の主張する境界線・点の根拠となる資料（現況写真やリモートセンシングデータ（以下「リモセンデータ」という。）等）も添付するようにしてください。
（ク）　調査結果の総合的考察 【（別表５）８関係】	（キ）の対象土地の所有権登記名義人・関係人等の主張・陳述を踏まえ、申請人が主張する境界線及びその根拠を記載してください。
(5)　対象土地に係る固定資産税評価額がわかる資料	13－７－２－５－１の(7)のうち対象土地の固定資産税評価額の算定に用いた資料になります。申請手数料として納付する額は、固定資産課税台帳に登録された土地の価格に基づいて算出することになります。 なお、本資料については、法令上添付が要求されている筆界特定添付情報ではありませんが、手続の円滑な進行の観点からできるだけ提供することが望ましいです。
(6)　現地案内図	申請箇所の立地・経路がわかる現地案内図を作成します。本案内図の縮尺は任意ですが、市役所等の目印となる施設（ランドマーク）等から当該申請箇所までの経路が判読しやすい地図が望ましいです。 なお、本案内図については、法令上添付が要求されている筆界特定添付情報ではありませんが、手続の円滑な進行の観点からできるだけ提供することが望ましいです。
(7)　集約化構想における構想森林を示した地図	集約化構想における「構想森林及び構想適合事業者を示した図面」に申請箇所を図示した地図を作成します。 なお、「構想森林、適合事業者を示した図面」に、市役所等の目印となる施設が表示され、申請箇所までの経路が明確に判読できる場合は、(5)現地案内図と兼ねることができます。

(8)　集約化構想の写し	特例申請においては、その対象とする土地の一方又は双方が、集約化構想において定められた区域内の森林（一体経営管理森林の区域内）の一筆の土地である必要があります。そのことを確認するため、集約化構想の写しを提出します。
(9)　林地台帳の写し	特例申請においては、その対象とする土地について、林地台帳の「境界の確定に資する測量」の欄に「済」又は「一部済」と記載されている必要があります。そのことを確認するため、林地台帳の写しを提出します。
(10)　森林境界保全図等	申請箇所及び関係土地を含む周囲の境界線を明示した森林境界保全図等を作成します。森林境界明確化事業を航測法で実施した場合は、地番や境界点・境界線などを表示し、微地形表現図や空中写真、林相区分図など境界線の推測根拠として使用したリモセンデータを背景にして出力します。その際に、申請人が主張する境界線と当該隣接土地所有権登記名義人等が主張する境界線も明示するようにしてください。 また、地上法で森林境界明確化事業等を実施した場合は、地番や境界点、図根点又は基準点を表示させた図面を作成します。航測法と同様に、申請人が主張する境界線と当該隣接土地所有権登記名義人等が主張する境界線も明示するようにしてください。
(11)　その他森林境界を推測した際に使用した資料	森林境界明確化事業等を実施した際に使用した（境界推測に使用した）空中写真や微地形表現図、林相区分図などのリモセンデータやGISデータ（座標データを有したshapeファイル等）、筆界位置の計測データ（SIMAデータやCADデータ等）などを提出します。 その他、境界点・境界線を主張する根拠となる資料もあれば併せて提出します。

13－7－2－5－3　申請手数料の納付

特例申請の際には、申請人である市町村等は、登記手数料令（昭和24年政令第140号）で定めるところにより、申請手数料を納付する必要があります。この申請手数料は、当該土地とこれに隣接する他の土地それぞれの土地価格を加えて算出した額に応じて決まります。また、申請手数料は、収入印紙により納付する必要があります。（なお、筆界特定制度の活用に当たっては、申請手数料のほかに、測量費用の負担が必要となる場合があります。13－7－2－7を参照してください。）

（法務省 ｜ 筆界特定申請手数料一覧
https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/000131781.pdf）
※　申請手数料の算定方法は、登記手数料令第８条に規定されています。

（参考）

◎登記手数料令

第八条　不動産登記法第百三十一条第一項若しくは第二項、東日本大震災復興特別区域法第七十三条第一項、大規模災害からの復興に関する法律第三十六条第一項又は森林経営管理法第四十七条の規定による筆界特定の申請についての手数料は、一件につき、対象土地の価額として法務省令で定める方法により算定される額の合計額の二分の一に相当する額に筆界特定によつて通常得られることとなる利益の割合として法務省令で定める割合を乗じて得た額を基礎とし、その額に応じて、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に定めるところにより算出して得た額とする。

上欄	下欄
基礎となる額が百万円までの部分	その額十万円までごとに　八百円
基礎となる額が百万円を超え五百万円までの部分	その額二十万円までごとに　八百円
基礎となる額が五百万円を超え千万円までの部分	その額五十万円までごとに　千六百円
基礎となる額が千万円を超え十億円までの部分	その額百万円までごとに　二千四百円
基礎となる額が十億円を超え五十億円までの部分	その額五百万円までごとに　八千円
基礎となる額が五十億円を超える部分	その額千万円までごとに　八千円

2　前項の規定にかかわらず、同一の筆界に係る二以上の筆界特定の申請が一の手続においてされたときは、当該二以上の筆界特定の申請を一の筆界特定の申請とみなして、同項の規定を適用する。

3　不動産登記法第百三十三条第一項の規定による公告又は通知がされる前に、筆界特定の申請（前項に規定する場合にあつては、そのすべての筆界特定の申請）が取り下げられ、又は却下された場合には、筆界特定登記官は、筆界特定の申請人（次項において「申請人」という。）の請求により、納付された手数料の額から納付すべき手数料の額の二分の一の額を控除した金額の金銭を還付しなければならない。

4　前項の請求は、一の手数料に係る筆界特定の申請の申請人が二人以上ある場合には、当該各申請人がすることができる。

5　第三項の請求は、その請求をすることができる事由が生じた日から五年以内にしなければならない。

筆界特定申請書（記載例）

令和〇年〇月〇日※1

〇〇法務局※2　筆界特定登記官　殿

申請の趣旨※3

後記１記載の甲地と乙地との筆界について、森林経営管理法（平成３０年法律第３５号）第４７条の規定に基づき筆界の特定を求める。

なお、当該申請に当たっては、対象土地（甲１及び甲２）の所有権登記名義人からの同意を得ている。

申請人及び代理人の表示

申請人※4の名称　　▲市□□市長　〇〇〇〇　印

（▲市林業政策課〇〇〇〇　電話番号００－０００００－００００）

申請人代理人※4

筆界特定添付書面等の表示※5

■同意書　■調査結果書　■固定資産評価証明書※6

■現地案内図　■集約化構想における構想森林を示した地図

■集約化構想の写し　■林地台帳の写し　□森林境界保全図等

■手数料計算書　■対象土地の計測データ

□その他（　　）

1　対象土地及び対象土地に係る所有権登記名義人等の表示※7

甲地

不動産番号　　１２３４５〇〇〇〇〇〇〇〇

所　　在　　▲市△△町２０丁目

地　　番　　８１番

地　　目　　山林

地　　積　　５，８００㎡

所有権登記名義人等の氏名若しくは名称又は住所

▲市□□町１丁目〇番６号

林野　太郎

価　　格　　１，５６１，５０７円

乙地

不動産番号　　２３４５６〇〇〇〇〇〇〇〇

所　　在　　▲市△△町２０丁目

地　　番　　８２番

地　　目　　山林

地　　積　　４，６００㎡

所有権登記名義人等の氏名若しくは名称又は住所

▲市□□町５丁目〇番３０号

野山　平米

価　　格　　１，２３７，６６２円

２　関係土地及び関係土地に係る所有権登記名義人等の表示※8

関係土地１

不動産番号　　９８７６５〇〇〇〇〇〇〇

所　　在　　▲市△△町２０丁目

地　　番　　８４番

地　　目　　山林

地　　積　　４，１５４．５㎡

所有権登記名義人等の氏名若しくは名称又は住所

▲市□□町１８丁目〇番

山林　丸太

関係土地２

不動産番号　　２３４５６〇〇〇〇〇〇〇

所　　在　　▲市△△町２０丁目

地　　番　　８５番

地　　目　　山林

地　　積　　６，９５１．３㎡

所有権登記名義人等の氏名若しくは名称又は住所

〇都▲区□□１丁目〇番３号

森林　治水

※関係土地がある分（p36 の図の例でいえば、79 番及び 80 番）、欄を追加し、記載。

3　筆界特定を必要とする理由※9
対象土地甲及び乙の筆界について、森林境界明確化事業において境界測量を実施の上、令和〇〇年〇月〇日、対象土地甲及び乙の所有権登記名義人の両相続人に対し、所有権界（筆界）の確認を求めたところ、両者の主張が異なり、確認をすることができなかった。両者に対して、確認をすることができなければ森林管理経営制度における権利集積配分一括計画の対象森林から除く旨を伝えた上で、甲の所有権登記名義人から筆界特定申請をするための同意を得たことから、本件申請を行いたい。
4　対象土地及び関係土地の状況※10
（調査結果書項番４に記載した内容を要約したものを記載する。） ・現地は、ＪＲ〇〇駅から東に車で1時間30分ほどにある傾斜25度の森林 ・対象土地甲は、昭和44年に登記名義人がスギを植栽（57年生） ・対象土地乙及び関係土地１、関係土地２は、広葉樹林（林齢不明） ・関係土地１及び関係土地２は、対象土地甲と対象土地乙の南東側に位置し、尾根筋が境
5　申請人が対象土地の筆界として主張する線及びその根拠※11
（調査結果書項番８に記載した内容を要約したものを記載する。） スギ植栽時にＫ８点とＫ３点及びＰ１で囲まれた土地を植栽除地にしている可能性及び、広葉樹に被圧されスギ植栽木が衰退した可能性があり、また、隣接土地（７９番地及び８０番地）の境界が谷筋であることから、Ｋ８点とＫ３点を結んだ境界が自然と考えられる。
6　申請人が当該申請をすることについて同意した者が、特定の線を主張するときは、その主張を聞き取った内容※12
（調査結果書項番７（１）に記載した内容を要約したものを記載する。） Ｋ８点とＫ３点は、谷筋から尾根までを結ぶ線であり、境界として自然である。
7　関係人が筆界として特定の線を主張するときは、その主張を聞き取った内容
（調査結果書項番７（２）ないし（５）に記載した内容を要約したものを記載する。）

関係人Ｂ及びＣとも、関係土地１及び関係土地２と対象土地甲及び対象土地乙との境界は、尾根筋と認識。
8　筆界確定訴訟の有無※13
■　無 □　係属中（　　裁判所　事件番号　令和　　年（　）　　号 当事者の表示　原告　　被告　　）
9　申請情報と併せて提供する意見又は資料※14
（調査結果書項番３に記載した内容を要約したものを記載する。） ・旧土地台帳附属地図（和紙公図） ・リモートセンシングデータ（微地形表現図、林相識別図） ・森林境界保全図（座標値含む）

手数料印紙はり付け欄（収入印紙をはってください。）
手数料額　　８００　円※15

（○○○○○※16　法　　務　　春　　子　職印）※17

（固定資産評価証明書、現地案内図、集約化構想における構想森林を示した地図、集約化構想の写し、林地台帳の写し、手数料計算書、別紙図面、資料説明書は、いずれも省略。）

※1　筆界特定の申請年月日の表示（不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号。以下「規則」という。）第 207 条第３項第 10 号）である。

※2　筆界特定の申請をする法務局等の表示（規則第 207 条第３項第 11 号）である。

※3　申請の趣旨は、必要的筆界特定申請情報（筆界特定申請情報の内容として提供されないときは、申請の却下事由となる情報をいう。以下同じ。）である（不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 131 条第３項第１号）。申請の趣旨においては、申請人が、対象土地の筆界について筆界の特定を求めていることを明らかにする。

※4　申請人の氏名又は名称及び住所は、必要的筆界特定申請情報である（法第 131 条第３項第２号）。
括弧書きとして、担当部署に関する情報を記載することが望ましい。
また、代理人によって筆界特定の申請をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名は、必要的筆界特定申請情報である（規則第 207 条第２項第２号）。なお、代理申請を行う場合は、土地家屋調査士法（昭和 25 年第 228 号）第 68 条第１項の規定に留意すること。

※5　筆界特定添付情報があるときは、その表示を筆界特定申請情報の内容とすることとされている（規則第 207 条第３項第８号）。記載例では、提出するものの□を■にする方式により、添付情報を表示することとしている。

※6　固定資産評価証明書、現地案内図、手数料計算書は、法令上添付が要求されている筆界特定添付情報ではないが、手続の円滑な進行の観点から、できるだけ申請人が提供することが望ましい。

※7　対象土地の所在及び地番は、必要的筆界特定申請情報である（法第１３１条第３項第３号、規則第 207 条第２項第６号）。所在及び地番に代えて不動産番号を明らかにしてもよい（記載例では双方を記載しているが、一方でもよい。「不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて」（平成 17 年 12 月６日付け法務省民二第 2760 号民事局長通達）29）。地目及び地積は、必要的筆界特定申請情報ではないが、筆界特定登記官にとって参考となる情報として記載例に掲げている。
また、関係人の表示は、任意的筆界特定申請情報である（規則第 207 条第３項第３号）。記載例では、いずれの関係人がいずれの対象土地の所有権登記名義人等であるかを示すため、対象土地と当該対象土地に係る関係人とを併せて表示している。

※8　関係土地及び関係人の表示は、任意的筆界特定申請情報である（規則第 207 条第３項第２号及び第３号）。記載例では、いずれの関係人がいずれの関係土地の所有権登記名義人等であるかを示すため、関係土地と当該関係土地に係る関係人とを併せて表示している。
なお、筆界特定申請書に関係土地として表示された土地以外の土地であっても、筆界特定登記官が、関係土地となる可能性があるとして、手続上、関係土地と扱うことがあり得る。

※９　対象土地について筆界特定を必要とする理由（法第 131 条第３項第４号）とは、筆界特定の申請に至る経緯その他の具体的な事情をいい、必要的筆界特定申請情報である。筆界特定登記官が事案を早期に把握することが早期解決につながることからすると、できるだけ詳細な記載が望ましい。

※10　対象土地の状況は必要的筆界特定申請情報であり、関係土地の状況は任意的筆界特定申請情報である（規則第 207 条第２項第７号、第３項第４号）。これらの事項を筆界特定申請情報の内容とするに当たっては、図面を利用する等の方法により具体的に明示することとされている（同条第４項）。

※11　筆界についての申請人の主張及びその根拠は、任意的筆界特定申請情報である（規則第 207 条第３項第５号）。

※12　対象土地の所有権登記名義人等である関係人の筆界についての主張は、任意的筆界特定申請情報である（規則第 207 条第３項第６号）。

※13　申請に係る筆界について筆界確定訴訟が係属している旨及び当該訴訟を特定するに足りる事項は任意的筆界特定申請情報である（規則第 207 条第３項第７号）。筆界確定訴訟が係属しているときは係属中の欄にチェックし、係属裁判所、事件番号、当事者を記載することとなる。

筆界確定訴訟が係属していないときは、その旨を明らかにする必要はないが、記載例では、筆界特定登記官に対する情報提供として、筆界確定訴訟が係属していない旨を明らかにしている。

※14　筆界特定の申請とともに意見又は資料を提出するときは、その表示は、任意的筆界特定申請情報である（規則第 207 条第３項第９号）。これを筆界特定申請情報の内容とするには、資料提出書を提出し、これを引用すれば足りる。

※15　申請手数料の額は、筆界特定申請情報とされていないが、記載例では、参考となる情報として記載している。申請人が申請手数料の正確な額を算出できないときは、申請時には、申請手数料欄を空欄にしておき、後記 21 のとおりに手数料の一部を仮に納付し、不足額を納付するときに、申請手数料額を書き込むことが考えられる。

※16　代理人が資格者代理人である場合におけるその資格は、筆界特定申請情報ではないが、資格を記載することが望ましい。

※17　司法書士又は土地家屋調査士が代理人として申請書を作成したときは、職印を押印しなければならない（司法書士法施行規則（昭和 53 年法務省令第 55 号）第 28 条第１項、土地家屋調査士法施行規則（昭和 54 年法務省令第 53 号）第 26 条第１項）。

調査結果書（記載例）

（別表１）

令和〇年〇月〇日　　**調査結果書**　　年第　　号

申請人　▲市〇〇町
▲市（林業政策課）
（担当者）〇〇〇〇

電話番号　00-0000-0000

１　本件筆界に対する意見

本件筆界は、Ｋ８点とＫ３点を結ぶ直線
※本件筆界は、対象土地甲と対象土地乙との間の境界

２　対象土地・関係土地に関する基礎情報

（１）本件対象土地

対象土地甲：▲市△△町２０丁目８１番
対象土地乙：▲市△△町２０丁目８２番

（２）対象土地周辺の土地の沿革及び本件筆界の形成の経緯

明治40年４月〇日　表題部改製

昭和44年５月　対象土地甲にスギを植栽

（３）所有権登記名義人等

区分	所在	地番	地目	所有権 登記名義人	取得・登記 年月日	その他の参考情報
対象土地 甲	▲市△△町 ２０丁目	81	山林	林野　太郎	S37.9.18相続 S37.10.7登記	

立会人	
住所	▲市□□町１丁目〇番６号
氏名	林野　一郎
本人確認方法	■運転免許証　□個人番号カード　□面識有り □その他（社員証及び委任状）
所有権登記名義人との関係	□本人　■親族（相続人）　□管理者（　　）□代表者 □その他（）
立合・確認状況等	令和〇年〇月〇日　立会・確認（机上確認） 所定の日時に〇〇公民館にて立会い、机上による確認をした。 なお、図面等で境界点を確認している。

区分	所在	地番	地目	所有権登記名義人	取得・登記年月日	その他の参考情報
対象土地乙	▲市△△町２０丁目	82	山林	野山　平米（関係人Ａ）	S42.2.9相続 S42.3.17相続	

立会人	
住所	〇〇町４丁目〇番　マンション〇〇　３０４号室
氏名	野山　立米
本人確認方法	■運転免許証　□個人番号カード　□面識有り □その他（社員証及び委任状）
所有権登記名義人との関係	□本人　■親族（相続人）　□管理者（　　）□代表者 □その他（）
立合・確認状況等	令和〇年〇月〇日　立会・確認（机上確認） 所定の日時に〇〇公民館にて立会い、机上による確認をした。 なお、図面等で境界点を確認している。

区分	所在	地番	地目	所有権登記名義人	取得・登記年月日	その他の参考情報
関係土地１	▲市△△町２０丁目	84	山林	山林　丸太（関係人Ｂ）	H10.5.10相続 H10.6.1登記	

立会人						
住所	▲市□□町１８丁目〇番					
氏名	山林　丸太					
本人確認方法	■運転免許証　□個人番号カード　□面識有り □その他（社員証及び委任状）					
所有権登記名義人との関係	■本人　□親族（　　）　□管理者（　　）□代表者 □その他（）					
立合・確認状況等	令和〇年〇月〇日　立会・確認（机上確認）					
	所定の日時に〇〇公民館にて立会い、机上による確認をした。 なお、図面等で境界点を確認している。					
区分	所在	地番	地目	所有権登記名義人	取得・登記年月日	その他の参考情報
関係土地２	▲市△△町２０丁目	85	山林	森林　治水 （関係人Ｃ）	S58.9.18相続 S60.10.9登記	
立会人						
住所	〇都▲区□□１丁目〇番３号					
氏名	森林　治水					
本人確認方法	■運転免許証　□個人番号カード　□面識有り □その他（社員証及び委任状）					
所有権登記名義人との関係	■本人　□親族（　　）　□管理者（　　）□代表者 □その他（）					
立合・確認状況等	令和〇年〇月〇日　立会・確認（机上確認）					
	所定の日時に〇〇公民館にて立会い、机上による確認をした。 なお、図面等で境界点を確認している。					

3　筆界に関する資料		
資料区分		資料番号
登記所保管資料	■土地登記記録	1
	■土地閉鎖登記記録・閉鎖登記簿	2
	□建物登記記録	
	□建物閉鎖登記記録・閉鎖登記簿	
	■旧土地台帳	3
	□地図	
	□地図に準ずる図面	
	■閉鎖地図及び閉鎖地図に準ずる図面	4
	■旧土地台帳附属地図（和紙公図）	5
	□地積測量図・土地所在図	
	□筆界特定関係資料等	
	□基準点成果	
	□その他（　　）	
	□その他（　　）	
官公署等保管資料	□台帳申告書写し	
	□地籍図等	
	□国土調査等関係資料	
	□道路台帳	
	□道路台帳附属地図	
	□道路境界確定図等	
	□法定外公共物確定協議書等	
	□公共用地払下げ図面等	
	□河川法の適用河川境界承認図等	
	□換地確定図	
	□戦災復興区画整理図	

	■空中写真	6
	□農業委員会の許可書等	
	□基準点成果	
	■その他（微地形表現図、林相識別図）	7、8
	■その他（林地台帳、森林簿（植栽の事実がある場合））	9
	■その他（集約化構想の写し）	10
作成資料	■森林境界保全図（座標値含む）	11
	■現地案内図	12
	■集約化構想における構想森林を示した地図	13
	□実測図・現況測量図	
	□測量データ（基準点情報含む）	
	■筆界確認書・立会証明書等（同意書）	14
	■重ね図（公図＋現況測量図＋平成〇年空中写真）	15
	□その他（　　）	
その他	□境界標・囲障等の写真	
	■その他（現況写真）	16
	□その他（　　）	

（別表２）

４　対象土地等の現況及び占有・利用状況並びに境界標及び囲障等の設置状況等
（１）対象土地等の現況、占有・利用状況
・現地は、ＪＲ〇〇駅から東に車で１時間 30 分ほどにある傾斜 25 度の森林 ・対象土地甲は、昭和 44 年に登記名義人がスギを植栽（57 年生） ・対象土地乙及び関係土地１、関係土地２は、広葉樹林（天然更新） ・関係土地１及び関係土地２は、対象土地甲と対象土地乙の南東側に位置し、尾根筋が境

①	②
（空中写真） 撮影年月日　H30 年５月〇日 備考	（画像） 撮影年月日 備考

（２）境界標の設置状況
Ｋ５点に民石標が設置

点名	境界標		設置の経緯及び確認状況	
Ｋ５	民石標	□新設 ■既存 □復元 □入替え	設置経緯	設置者及び設置時期は不明
			確認状況	意見書図面のとおり民石標が設置されており、８２番、８５番、９６番の所有者（立会人）は異議無く確認した。

遠景	（現地写真） 撮影年月日　令和○年○月○日 備考	近景	（現地写真） 撮影年月日　令和○年○月○日 備考
（３）囲障等の設置状況			
なし			
設置経緯		設置経緯	
（画像） 撮影年月日 備考		（画像） 撮影年月日 備考	

（別表３）

5　地域区分・精度区分			
地域区分	□市街地地域（甲２まで）	□村落・農耕地域（乙１まで）	■山林・原野地域（乙３まで）
地図等の精度区分	□甲１　□甲２　□甲３　□乙１　■乙２　乙３　□なし		
6　筆界位置の計測結果			
基準点測量等			
測地系	■世界測地系　□変換パラメータ（　　）　□任意座標（　　）		
使用機器	□TS　□GNSS　■その他（GIS：航測法）		
観測方法	□放射　□結合　□閉合　□交会　□単回　□対回　□平均　□その他（）		
	□スタティック　□短縮スタティック　□RTK　□ネットワーク型 RTK　□その他（）		
観測日	年　月　日　～　年　月　日		
使用した基本三角点等	点名	等級・種別	標識
補助基準点	点名	等級・種別	標識
恒久的地物	点名	等級・種別	標識

遠景	（画像） 撮影年月日 備考	近景	（画像） 撮影年月日 備考
基本三角点等に基づく測量が出来ない理由			

（別表４）

7　対象土地の所有権登記名義人、関係人等の主張・陳述内容			
（１）対象土地甲の所有権登記名義人（林野一郎（林野太郎の相続人））			
聴取の日時：	○年○月○日（○）	聴取方法：	■立会い　□電話　□手紙 □その他（机上確認）
本件筆界	Ｋ８点とＫ３点を結んだ直線		
根拠	①Ｋ８点とＫ３点は、谷筋から尾根までを結ぶ線であり、境界として自然である。 ②登記上の地積は、５，８００平米となっており、樹種界を境とすると約１，５３５平米狭くなる。		
（２）対象土地乙の所有権登記名義人（野山立米（野山平米の相続人））			
聴取の日時：	○年○月○日（○）	聴取方法：	■立会い　□電話　□手紙 □その他（机上確認）
本件筆界	Ｋ８点とＰ１点を結んだ直線		
根拠	①スギを植栽した際は、対象土地甲の全面積に植栽しているはずであり、Ｋ８点とＫ３点及びＰ１で囲まれた土地にスギが植栽されていないのは不自然である。 ②登記上の地積は、４，６００平米となっており、Ｋ８点とＫ３点を結んだ直線を境とすると約８３０平米狭くなる。		
（３）関係人：Ｂ（山林丸太）			
聴取の日時：	○年○月○日（○）	聴取方法：	■立会い　□電話　□手紙 □その他（机上確認）
本件筆界	本件境界については、認識を有しない		
根拠	関係土地１と対象土地甲及び対象土地乙の境界は、尾根筋と認識		
（４）関係人：Ｃ（森林治水）			
聴取の日時：	○年○月○日（○）	聴取方法：	■立会い　□電話　□手紙 □その他（机上確認）
本件筆界	本件境界については、認識を有しない		
根拠	関係土地２と対象土地甲及び対象土地乙の境界は、尾根筋と認識		

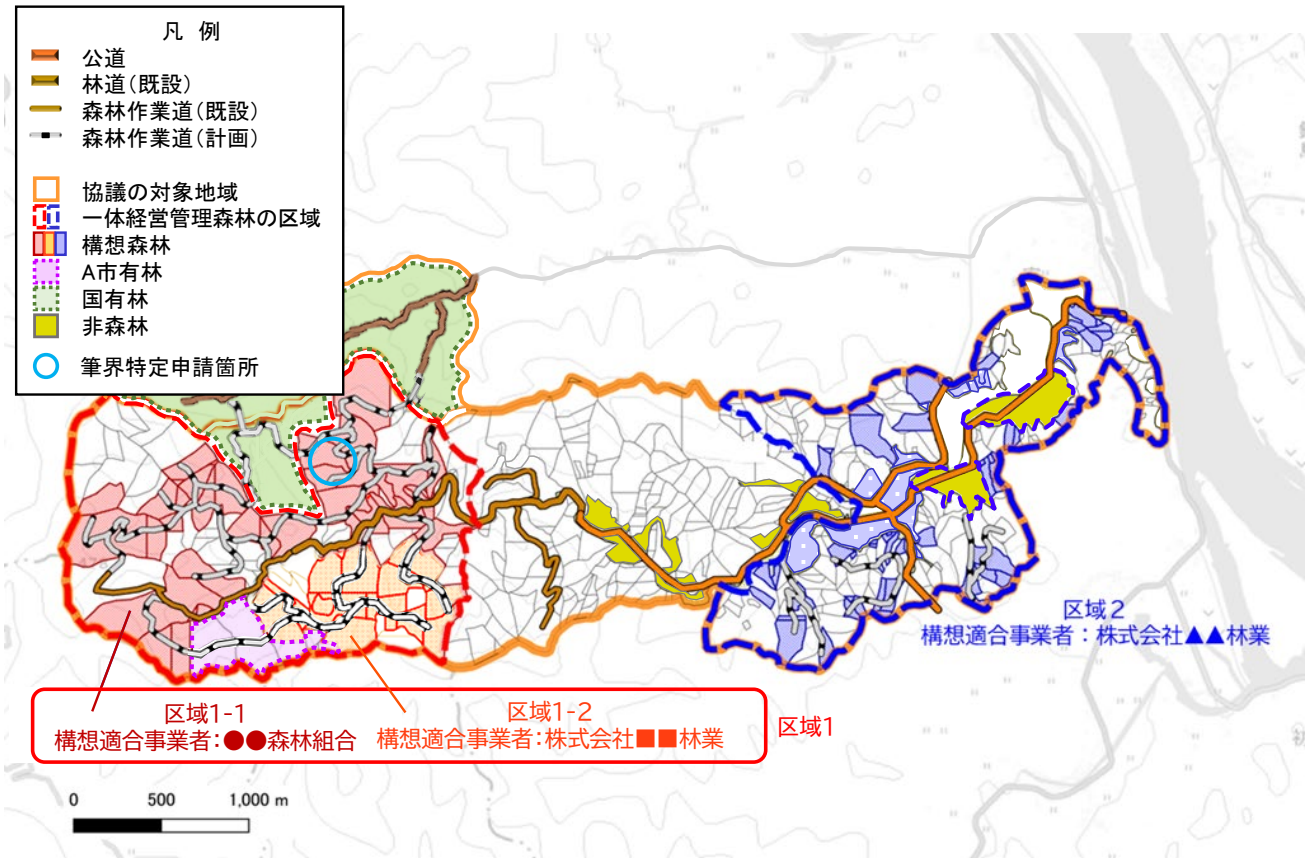
（５）参考人：			
聴取の日時：	年　月　日 （〇）	聴取方法：	□立会い　□電話　□手紙 □その他（　　）
陳述内容			

（別表５）

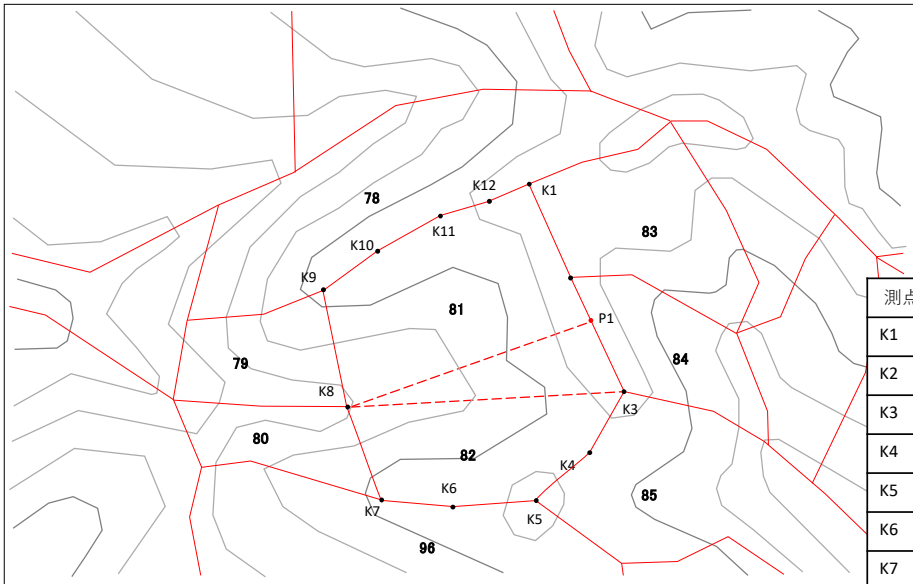
８　調査結果の総合的考察	※現地の占有状況、申請人等の陳述内容等に基づき、申請人が主張する筆界線及びその根拠について簡潔に記載
スギ植栽時にＫ８点とＫ３点及びＰ１で囲まれた土地を植栽除地にしている可能性及び、広葉樹に被圧されスギ植栽木が衰退した可能性があり、また、関係土地（７９番地及び８０番地）の境界が谷筋であることから、Ｋ８点とＫ３点を結んだ境界が自然と考えられる。	

－－

集約化構想における構想森林を示した地図（例）

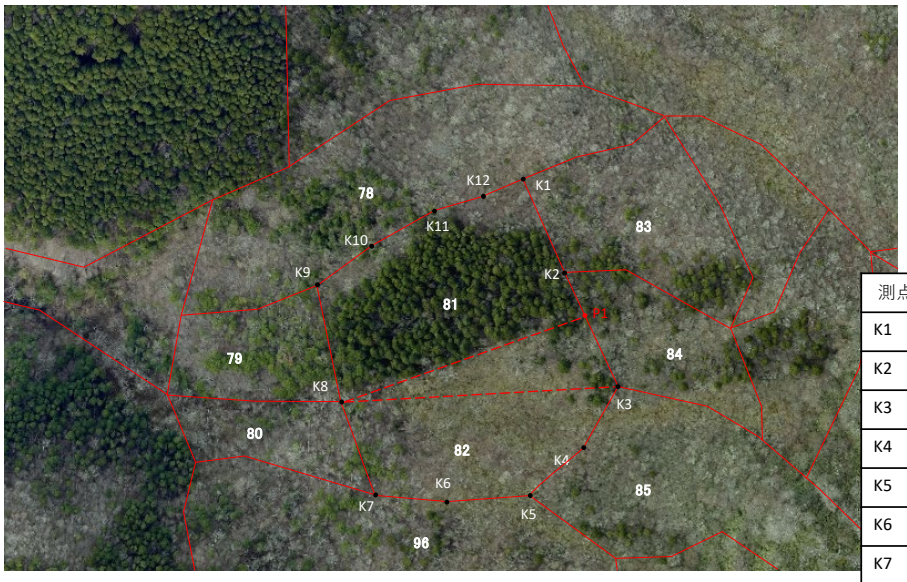


調査結果書添付関係図　（双方の言い分が食い違う場合のイメージ）



凡例		
	● Kn	境界点
	● Pn	主張点

測点名	X座標	Y座標	備考
K1	-19,929.536	-68,490.727	
K2	-19,942.984	-68,509.443	
K3	-19,954.881	-68,579.956	
K4	-19,991.277	-68,588.003	
K5	-19,014.312	-68,592.915	石標
K6	-19,053.218	-68,556.033	
K7	-19,038.767	-68,522.657	
K8	-19,033.222	-68,518.563	
K9	-19,014.965	-68,462.752	
K10	-19,003.467	-68,463.733	
K11	-19,985.103	-68,471.168	
K12	-19,936.893	-68,489.769	
P1	-19,947.433	-68,523.396	



凡例		
	● Kn	境界点
	● Pn	主張点

測点名	X座標	Y座標	備考
K1	-19,929.536	-68,490.727	
K2	-19,942.984	-68,509.443	
K3	-19,954.881	-68,579.956	
K4	-19,991.277	-68,588.003	
K5	-19,014.312	-68,592.915	石標
K6	-19,053.218	-68,556.033	
K7	-19,038.767	-68,522.657	
K8	-19,033.222	-68,518.563	
K9	-19,014.965	-68,462.752	
K10	-19,003.467	-68,463.733	
K11	-19,985.103	-68,471.168	
K12	-19,936.893	-68,489.769	
P1	-19,947.433	-68,523.396	

13－７－２－６　対象土地の一方が所有者不明森林であった場合の相続人等の探索範囲

対象土地の一方が森林境界明確化事業等で所有者不明森林と整理されていた場合の所有者探索の範囲は、６－２―３（不明森林所有者の探索）と同様に、不明森林所有者が個人の場合は、登記名義人等とその相続人までとなります。したがって、登記名義人等に配偶者がいる場合は、登記名義人等の戸籍謄本等に記載されている配偶者又は子が探索の範囲となります。登記名義人等に配偶者がいない場合は、登記名義人等の戸籍謄本等に記載されている直系尊属（父母）や兄弟姉妹が探索を行っておく範囲となります。

13－７－２－７　現地測量等の費用負担

筆界特定において、法務局等が必要と認める場合には、改めて現地測量等を行うことがあります（特例申請の要件である森林境界明確化事業の測量は、筆界特定で求められる精度を満たしていないことが多いと考えられます）。現地測量等が行われる場合、その費用は申請人である市町村等が負担することとなります（不登法第 146 条）。

測量費用については一律ではなく、それぞれの事案において筆界特定に必要と考えられる範囲で積算されます。そのため、筆界特定手続の申請がなされた後、測量等を行う必要があると判断される時期まで具体的な金額は分かりませんが、数十万円以上かかることがあることに十分に留意する必要があります。

したがって、筆界特定制度の活用を検討するに当たっては、市町村等と関係者との間で、申請手数料も含めた費用負担のあり方等について事前に意思疎通を図っておくことが望ましいと考えられます。

13－７－３　林道の開設及び改良に関する地域森林計画変更等の要請

（林道の開設及び改良に係る地域森林計画の変更等の要請）
第四十八条　市町村（集約化構想を市町村と共同して定めた都道府県の区域内の市町村を除く。）は、集約化構想において第四十三条第四項第一号に掲げる事項を定めた場合には、当該市町村の区域をその区域に含む都道府県の知事に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該集約化構想において定められた当該事項に関連して必要となる森林法第五条第一項の地域森林計画（以下この項及び次項において単に「地域森林計画」という。）をたて、又はこれを変更することの要請をすることができる。この場合においては、当該要請に係る地域森林計画の素案を添えなければならない。
２　前項の規定による要請を受けた都道府県知事は、遅滞なく、当該要請を踏まえた地域森林計画（当該要請に係る地域森林計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる地域森林計画をいう。次項において同じ。）をたて、又はこれを変更する必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。
３　第一項の規定による要請を受けた都道府県知事は、当該要請を踏まえた地域森林計画をたて、又はこれを変更する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした市町村に通知しなければならない。

（森林経営管理法施行規則）
（林道の開設及び改良に係る地域森林計画の変更等の要請）
第四十六条　法第四十八条第一項の規定による要請は、要請書に当該要請に係る集約化構想及び地域森林計画の素案を添えて、これらを都道府県の知事に提出してするものとする。

（森林法）
（地域森林計画の案の縦覧等）
第六条　（略）
２　（略）
３　都道府県知事は、第一項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。この場合において、当該地域森林計画の案に係る森林計画区の区域内に第七条の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、都道府県知事は、併せて関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。
４　（略）
５　都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、前条第三項に規定する事項を除き、農林水産省令で定めるところにより、当該地域森林計画に定める事項のうち次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める手続を経なければならない。
一　次号から第四号までに掲げる事項以外の事項　農林水産大臣に協議すること。
二　（略）
三　前条第二項第七号に掲げる事項のうち森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十八条第一項の規定による同項に規定する市町村からの要請に係る部分　農林水産大臣及び当該市町村の長に協議すること。
四　（略）
６・７　（略）

（森林法施行規則）
（地域森林計画の協議等の手続）
第三条　法第六条第五項第一号から第三号までの規定による農林水産大臣への協議は、同条第三項の規定による意見の聴取の後（法第三十九条の四第三項の異議の申立てがあつたときは、法第六条第三項及び第三十九条の四第三項の規定による意見の聴取の後。次項において同じ。）、法第五条第二項第八号及び同条第三項に規定する事項に係るものを除き、法第六条第七項の規定により公表しようとする地域森林計画並びにその対象とする森林において樹種、林相、林齢及び森林所有者を同じくする森林ごとに明らかにされた森林の面積、立木の材積、森林の年間成長量その他の森林の現況に関する資料並びに森林計画区ごとに明らかにされた造林面積、伐採立木材積その他の森林施業の実施に関する資料を農林水産大臣に提出してするものとする。
２　法第六条第五項第三号の規定による同号に規定する当該市町村の長（以下この項において単に「当該市町村の長」という。）への協議は、同条第三項の規定による意見の聴取の後、前項の規定による農林水産大臣への協議の前に、地域森林計画に記載しようとする法第五条第二項第七号に規定する事項のうち森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十八条第一項の規定に基づく要請に係る部分を記載した書類を当該市町村の長に提出してするものとする。

3　法第六条第五項第四号又は第六項の規定による届出は、同条第三項の規定による意見の聴取の後、それぞれ地域森林計画に記載しようとする法第五条第二項第八号又は同条第三項に規定する事項を記載した書類を農林水産大臣に提出してするものとする。

市町村は、集約化構想において、任意の記載事項として、「林道の開設及び改良に関する事項」を定めた場合、都道府県に対して、当該都道府県がたてる「地域森林計画」にこれを盛り込むよう要請することができます。具体の手続については、図 25 のとおり、法第 48 条と森林法第６条に跨って規定しています。

なお、集約化構想を都道府県と市町村が共同して定める場合に、当該要請が可能なケースは、コラム７のとおり、構想作成市町村から、作成主体に入っていない都道府県であって当該市町村の区域をその区域に含むものに対するケースです（長官通知第 20 の３の(1)に掲げる①及び②に該当しない場合）。

また、集約化構想に定めた林道が既に地域森林計画に記載されている場合や、都道府県と市町村の間の話し合いで、当該集約化構想に定めた林道を地域森林計画に盛り込むことの調整が図られた場合等は、要請の必要はありません。

（１）市町村から都道府県への要請

当該要請を行う場合、市町村は、都道府県に対し、要請書（別記様式第 84 号）に当該要請に係る集約化構想及び地域森林計画の素案を添えて提出します（規則第 46 条）。

この「地域森林計画の素案」とは、当該集約化構想に定めた事項のうち、法第 43 条第４項第１号に規定する「林道の開設及び改良に関する事項」（長官通知第 17 の３の(6)により記載した事項）を抜き出して作成するものとします（長官通知第 20 の３の(2)）。

なお、当該申請を行う場合、集約化構想における「林道の開設及び改良に関する事項」には、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について（平成 12 年５月８日付け 12 林野計第 188 号林野庁長官通知）の別記様式第６の４の「林道の開設及び拡張に関する計画」の表※の内容が記載されている必要があります（長官通知第 17 の３の(6)）。

※　「林道の開設及び拡張に関する計画」の表については、都道府県によっては体裁を変更している場合がありますが、その場合は、要請を受ける都道府県の地域森林計画の表の体裁に合わせてください。

また、要請の内容が、「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」の別記様式第３の５の「林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項」の記載の変更を伴うものである場合は、当該事項に係る「地域森林計画の素案」についても併せて作成してください（長官通知第 20 の３の(2)）。

（２）要請を受けた都道府県における対応（要請を受け入れる場合）

市町村からの要請を受けた都道府県は、遅滞なく、当該要請を踏まえた地域森林計画（当該要請に係る地域森林計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる地域森林計画をいう。次項において同じ。）をたて、又はこれを変更する必要があるかどうかを判断します（法第 48 条第２項）。この場合、「遅滞なく」とは、２月を目安とします（長官通知第 20 の３の(4)）。

都道府県は、要請を受け入れ、地域森林計画の変更等を行う場合は、地域森林計画の案を作成し（法第 48 条第２項）、地域森林計画に記載しようとする事項のうち、当該要請に係る部分を記載した書類をもって要請をした市町村の長に協議します（森林法第６条第５項第３号、森林法施行規則第３条第２項）。

ここでいう「地域森林計画をたて、又はこれを変更するかどうかを判断し、その必要があると認めるとき」について、集約化構想が定められることで、当該地域における一体的かつ効率的な経営管理の実施が推進されることを踏まえ、都道府県知事は、当該要請に係る林道の開設及び改良の必要性について判断することとします（長官通知第 20 の３の(3)）。

なお、都道府県は、要請を受け入れる場合には、なるべく早期の地域森林計画の変更等に努めてください。

※　地域森林計画をたて又は変更を行う期限については設けませんが、当該特例の趣旨を踏まえると、次の計画をたてるタイミングが５年後など、期間が空いてしまう場合には、それまでに当該計画の変更を行い、要請の内容を反映いただくことが望ましいと考えます。

また、要請をした市町村の長への協議は、森林法第６条第３項に規定する地域森林計画の案の意見の聴取の後、同条第５項に規定する農林水産大臣への協議の前に行ってください（森林法施行規則第３条第２項）。

（３）要請を受けた都道府県における対応（要請を受け入れない場合）

都道府県は、地域森林計画の変更等を行わないと判断した場合には、遅滞なく、その旨及びその理由を、要請に対する回答（別記様式第 85 号）に記載し、当該要請をした市町村に通知しなければならないものとします（法第 48 条第３項）。この場合、「遅滞なく」とは、２月を目安とします（長官通知第 20 の３の(4)）。



図 25：林道の開設及び改良に関する地域森林計画変更等の要請の流れ

～コラム７　集約化構想を都道府県と市町村が共同して定める場合に要請が可能なケース～

集約化構想を都道府県と市町村が共同して定める場合に、法第 48 条第 1 項の規定に基づく、市町村による都道府県に対する要請が可能なのは、以下の①～④のうち、④に該当するケースです。

① 構想作成市町村→構想作成都道府県（当該市町村の区域を含むもの）
② 構想作成市町村→作成主体に入っていない都道府県（当該市町村の区域を含まないもの）
③ 構想作成市町村→構想作成都道府県（当該市町村の区域を含まないもの）
④ 構想作成市町村→作成主体に入っていない都道府県（当該市町村の区域を含むもの）

①のケースは、構想作成都道府県は、集約化構想において林道の開設及び改良に関する事項を定める以上、自らたてる地域森林計画と整合をとることは当然であるため、当該規定の対象とはなりません。

また、②及び③のように、市町村が当該市町村の区域をその区域に含まない都道府県に対して、当該規定による要請を行えるようにすることは適切でないため、このようなケースは本規定の対象となりません。

④のように、構想作成市町村から作成主体に入っていない都道府県であって当該市町村の区域をその区域に含むものに対するケースのみが対象となります。

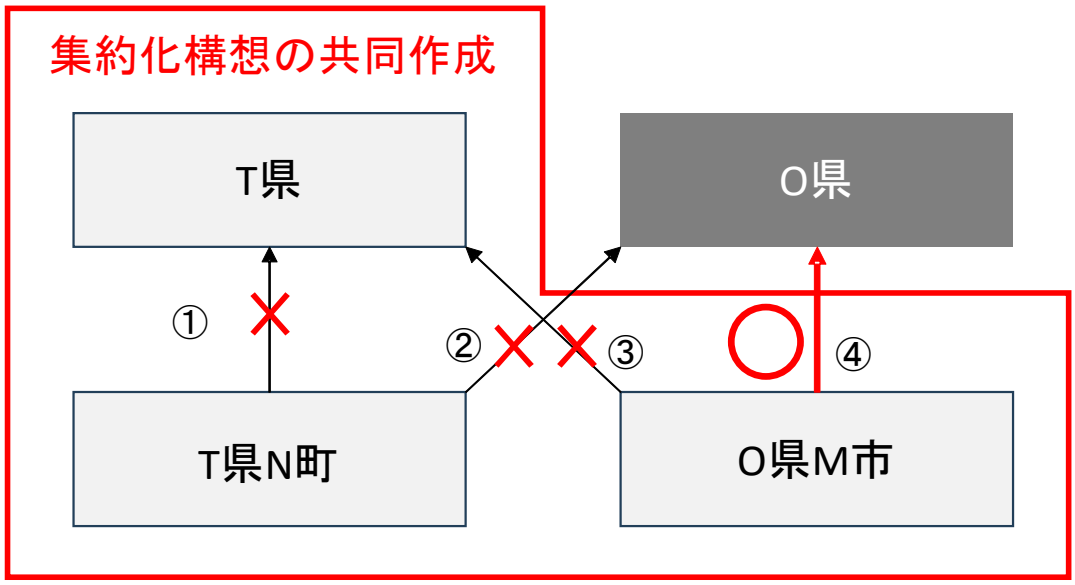


図 26：法第 48 条に基づく要請が可能なケース

13－７－４　森林法の特例　施業実施協定等の認可に係る手続の簡素化

（森林法の特例）
第四十九条　構想適合事業者が構想森林の森林所有者等となった場合において、集約化構想（第四十三条第四項第二号に掲げる事項が定められているものに限る。）に従って当該構想適合事業者が締結する施業実施協定又は施業施設協定に関する森林法第十条の十一の三第一項（同法第十条の十一の九第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第四十三条第九項の規定による公告があったことをもって、同法第十条の十一の三第一項の規定による公告及び縦覧があり、かつ、同項の縦覧期間が満了したものとみなす。

（森林法）
（施業実施協定の縦覧等）
第十条の十一の三　市町村の長は、第十条の十一第一項又は第二項の認可の申請があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該施業実施協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供しなければならない。
２　（略）

（施業施設協定）
第十条の十一の九　対象森林の森林所有者等及び当該対象森林の施業を実施するために必要な作業路網その他の施設（以下この条において「施業施設」という。）の施設所有者等（当該施業施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。）は、当該市町村の長認可を受けて、当該対象森林について一定の区域を定め、その区域内の森林の施業を実施するために必要な施業施設の設置又は維持運営に関する協定（以下この条において「施業施設協定」という。）を締結することができる。
２　（略）
３　第十条の十一（第四項及び第五項に限る。）から前条までの規定は、施業施設協定並びに当該施業施設協定の対象となる森林及び施業施設について準用する。この場合において、第十条の十一第四項中「森林の土地の所有者」とあるのは「施業施設協定の対象となる施業施設の施設所有者等（第十条の十一の九第一項に規定する施設所有者等をいう。以下同じ。）」と、第十条の十一の三第一項及び第十条の十一の四第一項中「第十条の十一第一項又は第二項」とあるのは「第十条の十一の九第一項」と、同項第二号中「森林」とあるのは「森林及び施業施設協定の対象とする施業施設」と、同項第四号中「第十条の十一第一項の認可の申請に係る施業実施協定にあつては、森林経営管理法」とあるのは「森林経営管理法」と、同条第二項中「明示し」とあるのは「明示し、かつ、施業施設協定の対象とする施業施設である旨を当該施業施設内の見やすい場所に、又は当該施業施設が存する旨をその敷地である土地の区域内の見やすい場所に明示し」と、第十条の十一の五第一項、第十条の十一の七第一項及び前条第二項中「森林の土地の所有者」とあるのは「施設所有者等」と、第十条の十一の六中「森林の土地の所有者」とあるのは「施業施設協定の対象とする施業施設の施設所有者等」と、第十条の十一の七第一項中「第十条の十一第一項若しくは第二項」とあるのは「第十条の十一の九第一項」と、前条第一項中「第十条の十一第一項若しくは第二項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

集約化構想には、施業実施協定等※に関する事項（施業の共同化、施設の整備・利用の共同化の取組に関する事項）を定めることができます（法第 43 条第４項第２号）。

上記の事項を定めた集約化構想に従って構想適合事業者らが施業実施協定等を締結したときは、集約化構想の作成時に公告・縦覧（利害関係人からの意見への対応を含む）が行われていることを踏まえ、森林法に基づく市町村の長の認可を受けるための同法第 10 条の 11 の３に規定する公告・縦覧（利害関係人からの意見への対応を含む）を不要とします（法第 49 条、図 27）。なお、この特例を受けるにあたっては、以下の（１）及び（２）に留意してください。

※森林法第 10 条の 11 第１項に規定する施業実施協定及び森林法第 10 条の 11 の９第１項に規定する施業施設協定を指します。
施業実施協定制度とは、森林所有者等が締結する森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する協定について、市町村の長の認可により承継効（協定の認可の公告後に

森林所有者等となった者に対しても、その効力があるものとするもの。）を付与する制度です。
　施業施設協定制度とは、森林施業の共同化を伴わず、森林施業に必要な施設（施業施設：森林作業道や土場等）の設置又は維持運営について取り決めた協定について、市町村の長の認可により承継効を付与する制度です。

（１）集約化構想に記載する事項

法第 49 条に規定する特例を活用する場合は、法第 43 条第４項第２号に規定する施業実施協定又は施業施設協定の締結に係る事項について、施業実施協定にあっては、森林法第 10 条の 11 第３項に掲げる事項が、施業施設協定にあっては、同法第 10 条の 11 の９第２項に掲げる事項が記載されている必要があるものとします（長官通知第 17 の３の(7)）。

当該事項を定めようとする場合、その内容については、具体的かつ明確であることが望ましいですが、集約化構想を作成する時点において、施業時期や施設の規格等の事項を確定できない場合には、いくつかの代替案を同時に示す、あるいは施業時期や施設の規格等に幅をもたせて記載することも可能です。この場合、「協定締結時には、これらの事項が具体化される」旨を集約化構想中に明記してください。

なお、当該事項を定めようとする際は、「市町村森林整備計画等の運用について」（平成３年７月 25 日付け３林野計第 305 号林野庁長官通知）における協定の締結事項についての記載を参考としてください。

（２）協定締結者

法第 49 条に規定する「構想適合事業者が構想森林の森林所有者等となった場合」とは、構想適合事業者が、経営管理実施権の設定その他必要な措置を講じられたことで、経営管理を行うために必要な権原の設定を受け、森林法第 10 条の７に規定する「森林所有者等」に該当することとなったことをいうものとします（長官通知第第 20 の４）

なお、集約化構想を作成する時点において、構想適合事業者は、未だ構想森林の森林所有者等となっていないため、当該者が協定締結時に森林所有者等となる予定である旨を、集約化構想中に明記してください。

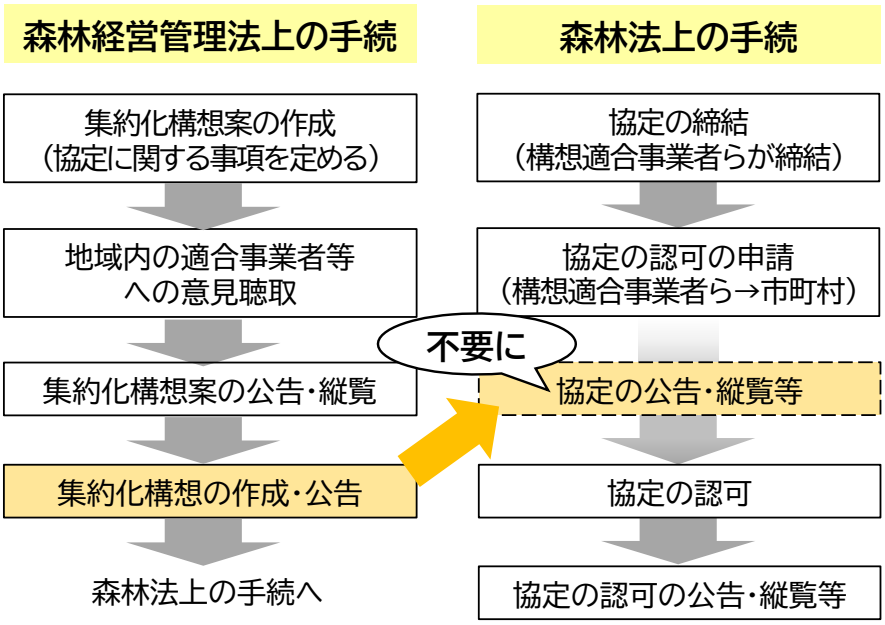


図　27：手続の簡素化のイメージ

13－８　適合事業者による集約化構想作成の申出・申出への対応

13－８－１　適合事業者からの申出

（適合事業者による集約化構想の作成の申出）
第五十条　適合事業者は、農林水産省令で定めるところにより、第四十四条第一項の規定による公募において集約化構想が定められる場合に経営管理を行うことを希望した公募区域内の森林の区域について、当該森林の所在地の市町村に対し、集約化構想を定めるべきことを申し出ることができる。
２　（略）

（森林経営管理法施行規則）
（集約化構想の作成の申出）
第四十七条　法第五十条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してするものとする。
一　申出者の氏名又は名称及び住所
二　当該申出に係る森林の区域
三　その他参考となるべき事項

適合事業者は、第 44 条第 1 項の規定による公募において集約化構想が定められる場合に経営管理を行うことを希望した公募区域内の森林の区域について、当該森林の所在地の市町村に対し、集約化構想を定めるべきことを申し出ることができます（法第 50 条第 1 項）。

法第 50 条第 1 項の申出は、申出者の氏名又は名称及び住所、当該申出に係る森林の区域その他参考となるべき事項を記載した申出書により行う必要があります（規則第 47 条、別記様式第 86 号参照）。「その他参考となるべき事項」は、当該森林について集約化構想を定める際に参考となるべき事項であり、当該適合事業者が周辺の森林で経営管理を行っている場合の森林の所在等の情報などが考えられます。

市町村は、申出があった森林について、集約化構想を定める必要があると判断した場合は、集約化構想の作成手続を行うこととします。

13－８－２　申出があった森林について集約化構想を定めない場合

（適合事業者による集約化構想の作成の申出）
第五十条　（略）
２　前項の規定による申出を受けた市町村は、当該申出に係る森林の区域について集約化構想を定めないこととしたときは、その旨及びその理由を、当該申出をした適合事業者に通知するよう努めるものとする。

適合事業者から集約化構想を定めるべき申出を受けた市町村は、当該申出に係る森林について集約化構想を定めないこととしたときは、その旨及びその理由を、当該申出をした適合事業者に通知するように努める必要があります（法第 50 条第２項）。

「当該申出に係る森林について集約化構想を定めないこと」とするときは、地域の実情等に応じて、市町村において判断する必要がありますが、一体的かつ効率的な経営管理の実施を実現するとの集約化構想の趣旨に適合しない場合には、集約化構想を定める必要性は低いと判断し、集約化構想を定めないこととすることができます。

この集約化構想の趣旨に適合しない場合とは、例えば、以下のような場合が考えられます。

① 既に経営管理の集約化が行われている
② 係争地であり、ただちに経営管理実施権の設定が困難
③ 申出のあった森林が小規模で、かつ、その周辺に集約化に適した森林が少ないなど、経営管理の集約化を図ることが困難
④ 他に優先すべき森林が存在しており一旦保留としたい

市町村は、集約化構想を定めないこととした旨及びその理由を、当該申出をした適合事業者に通知する場合は、当該申出に係る森林の所在、地番及び面積、集約化構想を定めないこととした理由等を記載した書類（別記様式第 87 号参照）の郵送等により行うこととします。

また、当該申出に係る森林の区域について集約化構想を定めないこととした場合においても、当該申出に係る森林に関する情報を整理し、保存してください。さらに、当該区域のうちに、既に森林所有者に対する意向調査を実施している森林が含まれている場合には、その結果を踏まえたあっせんを行うなど、経営管理の円滑化の観点から、必要な措置を講ずるよう努めてください。（長官通知第 20 の５）。

14. 権利集積配分一括計画の作成等について

14－１　権利集積配分一括計画作成の事務の流れ

集約化構想を作成した場合には、構想森林について、構想適合事業者が、中長期にわたって適切に経営管理を行っていけるよう、 図 28 のような手段で、必要な権利を集積していく必要があります。そのため、法では、図 28 のうち、①の手段を迅速に講じることができるよう「権利集積配分一括計画」の仕組みを設けました。

市町村は、集約化構想や、その作成に先立つ協議の結果を踏まえ、集約化構想の実現のために、構想森林について当該市町村への経営管理権の集積と構想適合事業者への経営管理実施権の設定を一括して行うことが必要かつ適当と認める場合に、権利集積配分一括計画を作成します（14－２）。

権利集積配分一括計画のうち、法第 51 条第２項第１号に定める事項（市町村への経営管理権の集積に関する事項。以下「経営管理権の設定に関する事項」という。）に係る部分及び法第 51 条第２項第２号に定める事項（構想適合事業者への経営管理実施権の設定に関する事項。以下「経営管理実施権の設定に関する事項」という。）に係る部分については、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画それぞれの手続に準じて作成・公告します（14－３－１）。これにより、権利集積配分一括計画においては、現行の「経営管理権集積計画」と「経営管理実施権配分計画」を一度に作成するのと同じ効果を得られます（図 29）。また、権利集積配分一括計画のうち、経営管理権の設定に関する事項に係る部分及び経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分については、共有林において間伐等経営管理権を設定する場合にいわゆる 1/2 超の同意取得で足りる（事務の手引その１　２－５－５参照）ほか、所有者不明森林等に係る特例（14－７参照）を活用することもできます。

加えて、権利集積配分一括計画においては、任意事項として、所有権の移転についても措置することができます（法第 51 条第４項に定める構想適合事業者への所有権の移転に関する事項。以下「所有権の移転に関する事項」という。）（図 29）。所有権の移転に関する事項に係る部分については、当事者間の話し合いの結果を市町村が取りまとめて作成します（14－３－３参照）。その際、当該森林の所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又は使用及び収益を目的とする権利を有する関係権利者全員の同意が得られている必要があります（14－３－５参照）。

なお、集約化構想を作成して構想森林及び構想適合事業者を定めた後、実際に当該構想適合事業者に対して森林の経営管理の委託や所有権の移転を行っていく手段としては、市町村が権利集積配分一括計画を作成するだけでなく、森林所有者等と構想適合事業者が直接的に契約を締結するなども考えられます。それぞれの手段には、構想適合事業者、市町村、森林所有者の各々の観点から見て、表 8 のようなメリット・デメリットがあります。したがって、それぞれの手段のメリット・デメリットを検証しながら、各地域の実情に応じて柔軟に対応していくことが重要です。

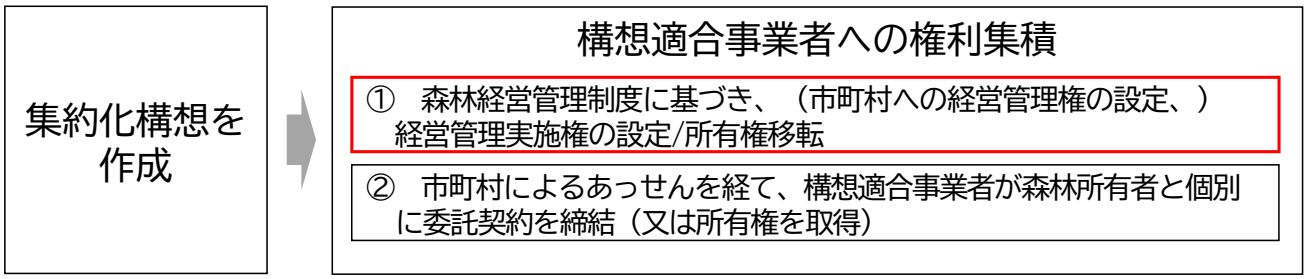


図 28：集約化構想の実現のための構想適合事業者への権利集積

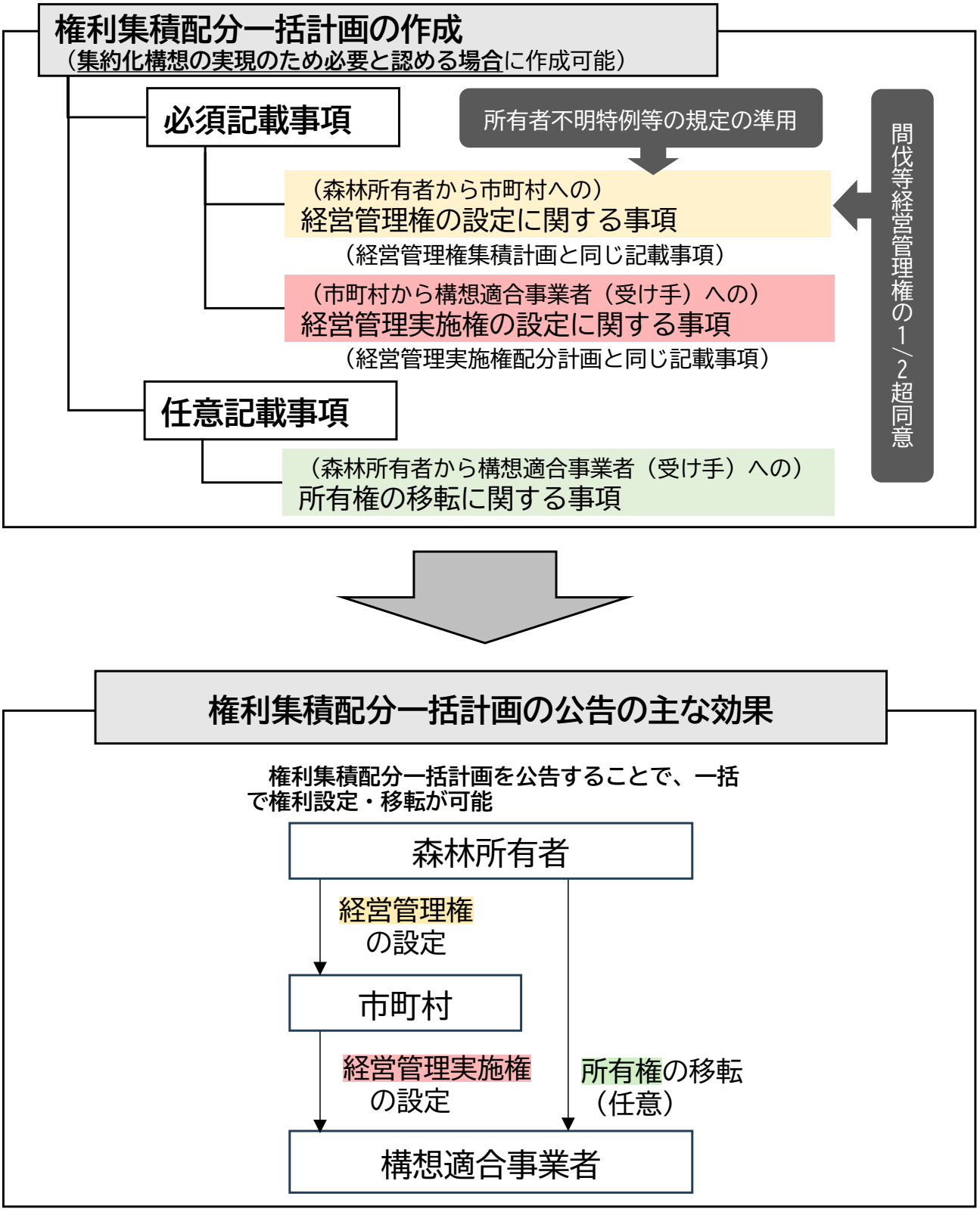


図　29：権利集積一括計画の記載事項及び公告の主な効果

表 8：権利集積配分一括計画を活用するメリット・デメリット

○森林の経営管理の委託

方法	構想適合事業者	市町村	森林所有者
① **構想適合事業者と森林所有者とで、森林経営に係る委託契約を締結**	○ 取引慣行上一般的なため比較的容易に実施可能 × 中長期的かつ安定的な権利ではない(長期の契約も締結可能だが、代替わり等のリスク) × 所有者不明森林や同意が取得できない森林等への対応ができない	○ 権利設定に係る市町村の事務負担が発生しない × 個別の契約内容が集約化構想に沿ったものであることの制度的担保がない。	○ 取引慣行上一般的なため比較的容易に実施可能 × 構想適合事業者が契約の履行が出来なくなった場合のリスクがある
② **権利集積配分一括計画により、構想適合事業者に経営管理実施権を設定**	○ 行政計画により一括して構想森林の権利を取得可能(個別に各森林所有者と契約を締結する必要は無い) ○ 中長期的かつ安定的な権利を取得可能(法律に基づく「承継効」がある) ○ 特例を活用し、所有者不明森林や同意が取得できない森林等についても権利設定可能 × 行政計画に基づき取得するため、①に比べて手続が負担	○ 集約化構想に沿った経営管理の実施が担保可能 ○ 中長期的かつ安定的な権利を構想適合事業者に設定し、当該構想適合事業者の育成や、適正な森林整備の実施の確保が可能 × 市町村に一定の事務負担が発生	○ 構想適合事業者が契約の履行が出来なくなったとしても、市町村に経営管理権が残るため、引き続き経営管理を委託し続けることができる

○森林の所有権移転

方法	構想適合事業者	市町村	森林所有者
① **森林所有者から構想適合事業者に対し構想森林の所有権を移転**	○ 自らの財産として経営管理可能 × イニシャルコストの負担が発生	○ 経営管理の実施能力・基盤のある林業経営体への権利集積につながる × 構想適合事業者が不適切な経営管理を行う可能性 (その場合、森林法に基づく勧告等の措置により是正)	○ (所有森林を手放すことを希望する森林所有者にとっては、)手放すことが可能 ○ 市町村の関与の下、経営管理の能力・基盤のある者へ売却等が可能 × 相続未登記の土地について、自ら是正する登記が必要
② **権利集積配分一括計画により所有権を移転**	○ 自らの財産として経営管理可能 ○ 行政計画により一括して構想森林の所有権を取得可能(個別に各森林所有者と契約を締結する必要は無い) ○ 特例により、登記手続について、市町村に対し、嘱託登記を行うよう要請可能 × イニシャルコストの負担が発生	○ 経営管理の実施能力・基盤のある林業経営体への権利集積につながる × 構想適合事業者が不適切な経営管理を行う可能性 (その場合、森林法に基づく勧告等の措置に加えて、森林経営管理法に基づく勧告や林業経営体の公表の取りやめが考えられる) × 市町村に一定の事務負担が発生	○ (所有森林を手放すことを希望する森林所有者にとっては、)手放すことが可能 ○ 市町村の関与の下、経営管理の能力・基盤のある者へ売却等が可能 ○ 市町村による代位登記が実施される場合は、承諾のみで良い

権利集積配分一括計画の作成は、図 30 に示すような流れで進めます。具体的な手続等については、14－２から 14－７において説明します。

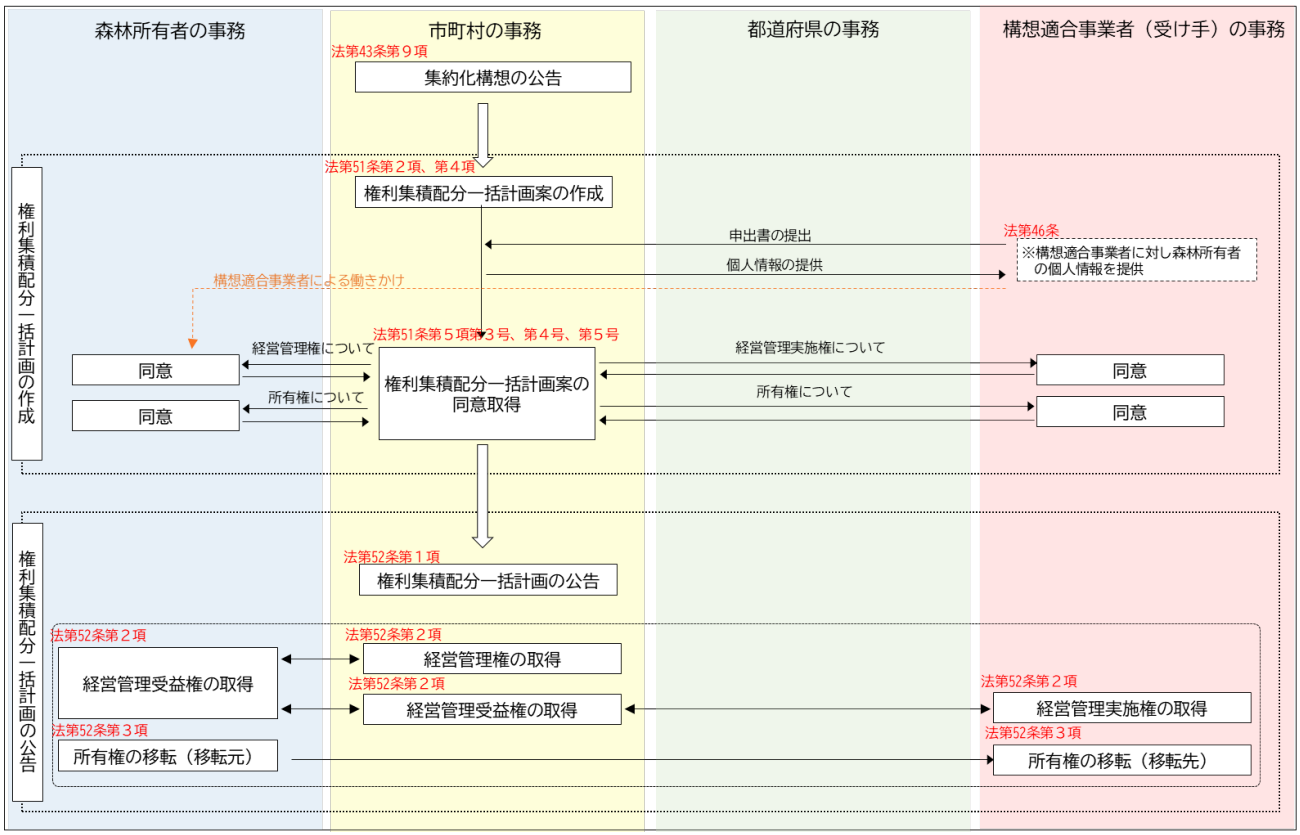


図 30：権利集積配分一括計画を定めるまでの流れ

14－２　権利集積配分一括計画を定める森林について

（権利集積配分一括計画の作成）
第五十一条　市町村は、集約化構想を定めた場合において、当該集約化構想の実現のため、当該集約化構想において定められた構想森林の全部又は一部について、当該市町村への当該構想森林の経営管理権の集積及び当該経営管理権に基づく構想適合事業者への経営管理実施権の設定を一括して行うことが必要かつ適当であると認めるときは、権利集積配分一括計画を定めるものとする。
２～５　（略）

市町村は、集約化構想の実現のため、当該集約化構想において定められた構想森林の全部又は一部について、市町村への経営管理権の集積及び構想適合事業者への経営管理実施権の設定を一括して行うことが必要かつ適当であると認めるときは、権利集積配分一括計画を定めるものとします（法第 51 条第１項）。

「当該市町村への当該構想森林の経営管理権の集積及び当該経営管理権に基づく構想適合事業者への経営管理実施権の設定を一括して行うことが必要かつ適当であると認めるとき」とは、地域の実情等を考慮したうえで、市町村が、集約化構想の実現のために行う構想適合事業者への権利集積の全部又は一部を、権利集積配分一括計画によって行うことが適当であると認めたときをいいます（長官通知第 21 の１）。

14－３　権利集積配分一括計画の作成

ここでは、14－３－１において、経営管理権・経営管理実施権に関する事項の記載内容等について、14－３－２において、所有権の移転に関する事項の記載内容等について、それぞれを分けて説明します。計画作成後の同意取得や公告等については、両者をまとめて行うものであるため、本手引においても、まとめて説明します。

14－３－１　権利集積配分一括計画（経営管理権・経営管理実施権に関する事項）

14－３－１－１　権利集積配分一括計画の記載内容（経営管理権・経営管理実施権に関する事項）

（権利集積配分一括計画の作成）
第五十一条　（略）
２　権利集積配分一括計画においては、当該権利集積配分一括計画に従って行われる次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を定めるものとする。
一　市町村への経営管理権の集積　次に掲げる事項
イ　市町村が経営管理権の設定を受ける構想森林（以下「一括計画対象森林」という。）の所在、地番、地目及び面積
ロ　一括計画対象森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所
ハ　市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間
ニ　市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
ホ　販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法
ヘ　一括計画対象森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件
ト　ハに規定する存続期間の満了時及び第九条第二項又は第五十三条において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項若しくは第三十二条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法
チ　その他農林水産省令で定める事項
二　構想適合事業者への経営管理実施権の設定　次に掲げる事項
イ　経営管理実施権の設定を受ける構想適合事業者の氏名又は名称及び住所
ロ　構想適合事業者が経営管理実施権の設定を受ける一括計画対象森林の所在、地番、地目及び面積
ハ　ロに規定する一括計画対象森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所
ニ　構想適合事業者が設定を受ける経営管理実施権の始期及び存続期間
ホ　構想適合事業者が設定を受ける経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
ヘ　ロに規定する一括計画対象森林に係る前号ホに規定する金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法
ト　市町村に支払われるべき金銭がある場合（チに規定する清算の場合を除く。）における当該金銭の額の算定方法及び当該金銭の支払の時期
チ　ニに規定する存続期間の満了時及び第四十一条第二項の規定により同項に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法
リ　その他農林水産省令で定める事項
３～５　（略）

（森林経営管理法施行規則）
（権利集積配分一括計画に定めるべき事項）
第四十八条　法第五十一条第二項第一号チの農林水産省令で定める事項は、市町村が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（同号ハからホまで及びトに掲げる事項を除く。）とする。
２　法第五十一条第二項第二号リの農林水産省令で定める事項は、構想適合事業者が設定を受ける経営管理実施権並びに森林所有者及び市町村が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理実施権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（同号ニからチまでに掲げる事項を除く。）とする。
３　（略）

権利集積配分一括計画においては、市町村への経営管理権の集積及び構想適合事業者への経営管理実施権の設定に係る事項（表 9 の一及び二に掲げる事項（法第 51 条第２項各号に掲げる事項））を定める必要があります。その際、権利集積配分一括計画は、経営管理実施権の設定を受ける構想適合事業者ごとに作成します。ただし、森林所有者ごとにページを分けて整理しておくことで、①同意取得の際に、森林所有者に当該計画について説明する場面では、該当ページのみを抜き出し、他の森林所有者に関する部分の黒塗り作業の手間を省くことができる、②何らかの理由で、ある者が所有する森林に設定された経営管理実施権を解除する場合にも、様式自体のフォーマットを変更せずに、該当ページのみを抜き取ることができる、等の作業の効率化が図られます。

なお、権利集積配分一括計画においては、経営管理権集積計画を作成してから経営管理実施権配分計画を作成する場合と異なり、作成後から直ちに構想適合事業者が経営管理実施権に基づき経営管理を行うことが前提となりますが、作成後に何らかの理由で経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分が解除された場合、市町村が経営管理権に基づき経営管理を行うこととなります。したがって、権利集積配分一括計画には、経営管理実施権に係る部分だけでなく、経営管理権に基づく経営管理の内容や、その際の支払われるべき金銭の額の算定方法についても定めておく必要があります。

具体的な記載内容等については、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の記載内容等に準じるため（長官通知第 21 の２の(1)及び(2)）、あわせて以下も参考にしてください（別記様式第 88 号）。

「森林経営管理制度に係る事務の手引（その１　経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成等　編）」

２－５　経営管理権集積計画の作成・同意取得

４－５　経営管理実施権配分計画の作成・同意取得

表 9：権利集積配分一括計画の記載内容（経営管理権、経営管理実施権に関する事項）

記載事項		記載内容	備考
一　市町村への経営管理権の集積			
	イ　市町村が経営管理権の設定を受ける構想森林（以下「一括計画対象森林」という。）の所在、地番、地目及び面積	経営管理権を設定する森林の所在、地番、地目及び地番ごとの面積について記載すること。※	林地台帳の情報と整合性をとること。 なお、実面積が林地台帳の情報と異なる場合はカッコ書きで実面積を記載すること。 対象森林の場所を示した図面を添付すること。

	ロ　一括計画対象森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所	当該権利集積配分一括計画の当事者となる森林所有者（共有林の場合は共有者全員（数人の共有に属する一括計画対象森林について間伐等経営管理権を設定する場合は、当該一括計画対象森林について所有権を有する者の同意に関しては、当該一括計画対象森林の立木竹及び土地のそれぞれについて２分の１を超える共有持分を有する者でも可））の氏名又は名称及び住所を記載すること。	林地台帳の情報と整合性をとること。 また、計画作成後に、森林所有者が変更となり、市町村の職権により森林所有者の名義を変更する場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類（森林の土地の所有者となった旨の届出書（森林法第 10 条の７の２）の写し等）を添付すること。 なお、共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により計画を定める場合は、森林所有者の名称等の記載が不十分又は空白となるため、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。 また、共有林において間伐等経営管理権を設定するに当たり全員同意を取得しなかった場合（いわゆる 1/2 超の同意の場合）は、共有者の一部が記載されないこととなるため、いわゆる 1/2 超の同意により定めた旨がわかる書類を添付すること。
	ハ　市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間	「始期」には、経営管理権に基づく経営管理を開始する時期を記載すること。 「存続期間」には、経営管理権に基づく経営管理を行う期間を記載すること。	経営管理の実施により森林の機能が引き続き確保されるよう配慮して設定すること（長官通知第 21 の２の(1)において準用する第４の２の(2)）。「存続期間」には特例を活用する場合（７参照）を除き上限及び下限はないが、「経営管理の内容」に構想適合事業者による主伐を含む場合は、存続期間中に成林に一定の目処がつくよう、15 年以上かつ主伐後 10 年以上の期間が確保されるよう設定すること。

			また、森林経営計画を作成する場合は、５年以上の期間が確保されるよう設定すること。 このほか、共有者不明森林等に係る特例措置の活用が想定される場合は、同意取得から公告までに一定の期間を要することから、「始期」を「公告の日から」と記載しておくことが考えられる。
	ニ　市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	経営管理権に基づいて行う立木の伐採、木材の販売、造林及び保育の具体的な方法等を記載すること。	記載に当たっての留意事項は 14－３－４を参照
	ホ　販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法	経営管理権に基づく経営管理により発生する利益の算定方法並びにその支払の時期、相手方及び方法について記載すること。 ここで「販売収益」とは、木材の販売収入をいう。「伐採等に要する経費」は施業の実施に要した費用、木材の販売手数料、運材費その他諸経費をいう。	記載に当たっての留意事項は 14－３－２を参照
	ヘ　一括計画対象森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件	森林所有者が、当該権利集積配分一括計画対象森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨を記載すること。	詳細については 14－３－６を参照
	ト　ハに規定する存続期間の満了時及び法第九条第二項又は法第五十三条において準用する法第十五条第二項、第二十三条第二項若しくは第三十二条第二項の規定により委託が解除されたものとみなされ	市町村が森林所有者に対して支払うべき金銭がある場合は、その金銭を支払う相手方及びその方法を記載すること。なお、森林所有者が金銭を負担する可能性がある場合には、森林所有者が金銭を市町村に支払う方法も記載すること。	市町村が搬出間伐を実施し利益が生じた場合、森林所有者が経費の一部を負担することを申し出てきた場合等、金銭のやり取りが生じる場合を想定して記載すること。

	た時における清算の方法		
	チ　その他農林水産省令で定める事項	市町村が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（ハからホまで及びトに掲げる事項を除く。）を記載すること（規則第48条第1項）。 「経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項」とは主に以下の事項が考えられる。 ア　森林所有者が権利集積配分一括計画の取消しを望む場合は、権利集積配分一括計画のうち当該森林所有者に係る部分の当該計画を作成した市町村の同意が必要であること。 イ　経営管理権の設定を受けた市町村又はその委託を受けて施業を実施する者は、経営管理の実施にあたり、経営管理権が設定された森林に立ち入り、森林作業道等の施設を設置し又は設置した施設を利用できること。また、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者は、経営管理権が設定された森林に立ち入ることができること。 ウ　経営管理権が設定された森林について、災害が生じ	

		ることで当該権利集積配分一括計画に記載された経営管理の内容を実施することが著しく困難となった場合は、受託者である市町村は経営又は管理をする責任を免れること。また、市町村が当該権利集積配分一括計画を取り消すことができること。 エ　経営管理権が設定された森林の立木の所有権は引き続き森林所有者に帰属すること。 オ　へにより森林所有者が権利を移転又は設定した場合のほか、森林所有者及びその相続人又は受遺者に権利の喪失があった場合、森林所有者が住所又は名称を変更した場合等、権利集積配分一括計画の名義等の変更を要するときは、森林所有者等は遅滞なく市町村へ申し出ること。 カ　権利集積配分一括計画のうち経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分が解除された場合において、市町村が経営管理実施権配分計画を作成・公告する場合には、森林所有者の同意は不要であること。 キ　権利集積配分一括計画が作成・公告された場合は、当該森林に関する受託者としての責任は経営管理実施権を設定された構想適合事業者が負い、経営管理によ	

		り発生する金銭の支払については、構想適合事業者が行うこと。 ク　販売収益が生じた場合には、市町村は森林所有者に対して販売収益及び経費の明細書を提出すること。 ケ　その他当該権利集積配分一括計画に定めのない事項や疑義が生じた場合は協議により定めること。	明細書の記載事項は「権利集積配分一括計画～経営管理権、経営管理実施権に関する事項～（記載例）」を参照。
二　構想適合事業者への経営管理実施権の設定			
	イ　経営管理実施権の設定を受ける構想適合事業者の氏名又は名称及び住所	当該権利集積配分一括計画の当事者となる民間事業者の氏名又は名称及び住所を記載すること。	
	ロ　構想適合事業者が経営管理実施権の設定を受ける一括計画対象森林の所在、地番、地目及び面積	経営管理実施権を設定する森林の所在、地番、地目及び地番ごとの面積を記載すること。※	林地台帳の情報と整合性をとること。 対象森林の場所を示した図面を添付すること。
	ハ　ロに規定する一括計画対象森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所	一のロに同じ。	一のロに同じ。
	ニ　構想適合事業者が設定を受ける経営管理実施権の始期及び存続期間	「始期」には、ロの森林について経営管理実施権に基づく経営管理を開始する時期を記載すること。 「存続期間」には、ロの森林について経営管理実施権に基づく経営管理を行う期間を記載すること。	「始期」は少なくとも経営管理権の始期以降とすること。 「存続期間」は、経営管理権の存続期間の満了時期以内とすること。 なお、経営管理の内容に植栽を伴う主伐を含む場合は、存続期間中に成林に一定の目処がつくよう、15 年以上の期間かつ主伐後 10 年以上が確保されるよう経営管理権及び経営管理実施権を設定すること。

			※別記様式第 88 号においては、一のハと同一の欄となっている。
	ホ　構想適合事業者が設定を受ける経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容	ロの森林において、林業経営者が経営管理実施権に基づいて行う立木の伐採、木材の販売、造林、保育等の具体的な経営管理の内容を記載すること。	主伐を含む場合にあっては、天然更新ではなく、植栽による造林が確保されるよう、その旨記載すること。
	ヘ　ロに規定する一括計画対象森林に係る一のホに規定する金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法	「一　市町村への経営管理権の集積」のホで記載した算定方法、支払時期、相手方及び方法を記載すること（14－３－１参照）。	金銭の額の算定内容の詳細が分かるよう、構想適合事業者が提出した見積額を添付すること。
	ト　市町村に支払われるべき金銭がある場合（チに規定する清算の場合を除く。）における当該金銭の額の算定方法及び当該金銭の支払の時期	市町村に支払われるべき金銭が生じない場合は、その旨を記載すること。	市町村に支払われるべき金銭は基本的に生じないと考えられるが、仮に何らかの事由で生じる場合には金銭の詳細を記載することができる。
	チ　ニに規定する存続期間の満了時及び第四十一条第二項の規定により委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法	林業経営者が森林所有者（及び市町村）に対して支払うべき金銭が残る場合は、その金銭を支払う相手方及びその方法の詳細を記載すること。 なお、森林所有者又は市町村が金銭を負担する可能性がある場合には、森林所有者及び市町村が金銭を構想適合事業者に支払う方法も記載すること。	市町村に支払うべき金銭が残る場合は、トにおいて市町村に支払われるべき金銭が生じると記載した場合を想定している。 また、森林所有者又は市町村が経費の一部を負担することを申し出た場合を想定して記載すること。
	リ　その他農林水産省令で定める事項	構想適合事業者が設定を受ける経営管理実施権並びに森林所有者及び市町村が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理実施権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（ニからチまでに掲げる事項を除	

		く。）を記載すること（規則第 48 条第２項）。 「経営管理実施権並びに森林所有者及び市町村が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理実施権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項」とは以下の事項をいう。 ア　経営管理実施権が設定された森林について、災害が生じることで当該権利集積配分一括計画に記載された経営管理の内容を実施することが著しく困難となった場合は、受託者である林業経営者は経営又は管理をする責任を免れること。また、経営管理実施権を設定する理由がなくなるため、市町村が取り消すことができること。 イ　森林所有者又は林業経営者が権利集積配分一括計画の取消しを望む場合は、森林所有者、構想適合事業者及び当該権利集積配分一括計画を定めた市町村の同意が必要であること。 ウ　林業経営者は、設定された経営管理実施権を第三者に移転若しくは設定できないこと。 エ　経営管理実施権の設定を受けた林業経営者又はその委託を受けて施業を実施する者は、経営管理の実施にあたり、経営管理実施権が設定された森林に立ち入	

		り、森林作業道等の施設を設置し又は設置した施設を利用できること。 オ　経営管理実施権が設定された森林の立木の所有権は引き続き森林所有者に帰属すること。 カ　販売収益が生じた場合には、森林所有者に対して販売収益及び経費の明細書を提出すること。 キ　その他計画に定めのない事項や疑義が生じた場合は協議により定めること。	明細書の記載事項は「権利集積配分一括計画～経営管理権、経営管理実施権に関する事項～（記載例）」を参照

14－３－１－２　森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法に係る留意事項

（権利集積配分一括計画の作成）
第五十一条　（略）
２　（略）
３　前項第一号ホに規定する算定方法を定めるに当たっては、計画的かつ確実に伐採後の造林及び保育が実施されるよう、伐採後の造林及び保育に要する経費が適切に算定されなければならない。
４・５　（略）

権利集積配分一括計画においては、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法を記載する必要があります。この算定方法を定めるに当たっては、計画的かつ確実に伐採後の造林及び保育が実施されることにより森林の経営管理が行われるよう、伐採後の造林及び保育に要する経費が適切に算定されなければなりません（法第 51 条第３項）。そのため、「金銭の額の算定方法」を定めるに当たっては、伐採後の造林及び保育に要する経費の算定方法を明示することとします（長官通知第 21 の２の(1)において準用する第４の２の(4)）。

経営管理実施権配分計画においては民間事業者から企画提案時に見積書の提出がありますが、権利集積配分一括計画においては基本的に企画提案は行われません。このため、権利集積配分一括計画では、計画案の作成時に、構想適合事業者から伐採等に係る経費及び販売収益の見積書を提出させる等の方法により、金銭の額の算定内容の詳細が分かるようにするものとします。

なお、「販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法」は、森林所有者の利害に直結し、場合によっては経営管理を行う中で、その妥当性等について、森林所有者から市町村に対して説明が求められることが想定されます。このため、この部分については、市町村担当者が計画内容に即しているか否かを事後に確認できる簡潔明瞭な記載ぶりとすることが望ましいです。権利集積配分一括計画のうち経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分が解除された場合において、経営管理権に基づき市町村が市町村森林経営管理事業を行うときは、森林所有者に利益を還元しないことも想定されますが、この場合も利益を還元しない旨を記載する必要がありますので留意してください。

「販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法」の設定に当たり、「ア：市町村が経営管理を実施する場合」と、「イ：構想適合事業者が経営管理を実施する場合」とでは、実施する経営管理の内容及びその経費並びに経費の支出方法（例えば、市町村は公費から、構想適合事業者は木材の販売収益から）等が異なるため、「ア」の場合と、「イ」の場合の算定方法とは分けて記載することとします。記載例としては表 10 のとおりです。

なお、権利集積配分一括計画であっても、「ア」の場合について記載する必要がある理由については、14－３－１－１に記載したとおりです。

表 10：金銭の額の算定方法の記載例

記載項目	記載内容の例
ア　経営管理権に基づき市町村が市町村森林経営管理事業を行う場合の算定方法	間伐に要する経費は、市町村が負担し、木材の販売収益が得られた場合には、本経費に充当する。
イ　経営管理実施権に基づき構想適合事業者が伐採等を行う場合の算定方法	木材の販売収益から伐採等に要する経費を差し引くこととする。 「木材の販売収益」は、構想適合事業者が権利集積配分一括計画作成時に提出する見積額を元に市町村が算定した額又は実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 「伐採等に要する経費」は、 ①　間伐、造林及び保育に係る経費については、都道府県が決定している森林整備事業に係る標準単価を基に構想適合事業者が権利集積配分一括計画作成時に提出した見積額 ②　主伐に係る経費については、構想適合事業者が権利集積配分一括計画作成時に提出した見積額 とする。

※　具体的な記載例については、権利集積配分一括計画～経営管理権、経営管理実施権に関する事項～（記載例）を参照してください。

なお、「金銭の額の算定方法」の設定に当たっては、経営管理権・経営管理実施権の存続期間中に森林についての火災、気象災、噴火災が発生した場合に備え、森林保険への加入について森林所有者と協議することが望ましいです。

森林所有者が森林保険に加入することに同意する場合には、森林保険の加入者、費用の負担者、支払われる保険金がある時の請求及び受領する者について整理することとします。例えば、

①　構想適合事業者が森林保険に加入し、その保険料を経費として計上する旨

②　市町村が森林保険に加入することができることとする旨

等を記載することが考えられます。

「金銭の支払の方法」の例としては、口座振込みや手渡し等の方法を記載することが考えられます。

「支払の時期」の例としては、伐採前や伐採後等の時期を記載することが考えられます。

「相手方」の例として、森林所有者や森林所有者の親族等を記載することが考えられます。

14－３－１－３　（記載例）権利集積配分一括計画～経営管理権、経営管理実施権に関する事項～

権　利　集　積　配　分　一　括　計　画

様式は、適宜形式などを変更しても構いません。

経営管理実施権の設定を受ける者ごとに作成する。

整理番号	括R08-01	経営管理実施権の設定を受ける者（丙）	（氏名又は名称） ●●	（住所又は所在地） ●●県●●市●▲◆
		経営管理実施権を設定する（経営管理権の設定を受ける）市町村（乙）	（名称） ●●市長　●●●●	（所在地） ●●県●●市●●●

1　個別事項

森林所有者ごとにシートを分けて作成すると扱いやすい。

※経営管理の内容に主伐を含める場合は15年を超える期間とする。
※経営管理権の存続期間内で設定する。

整理番号	括R08-01	森林所有者番号	所01	経営管理権及び経営管理実施権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） ◆◆◆◆				（住所又は所在地） ●●県●●市◆◆◆						
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理権及び経営管理実施権の始期	経営管理権及び経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理の内容（C）		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢			経営管理権	経営管理実施権	経営管理権	経営管理実施権		
1	●●市●●	123	12	16	山林	1.25	スギ	65	2026.4.1	15年 (2041.3.31)	別添１のC-1参照	別添４のC-1参照	別添２のD-1参照	別添５のD-1参照	—	
2	同上	123	12	17	山林	0.84	スギ	55	同上	同上	別添１のC-1参照	別添４のC-1参照	別添２のD-1参照	別添５のD-1参照	—	
3	同上	124	12	19	山林	4.64	ヒノキ	64	同上	同上	別添１のC-1参照	別添４のC-1参照	別添２のD-1参照	別添５のD-1参照	—	
4	同上	124	12	20	山林	3.78	スギ	58	同上	同上	別添１のC-1参照	別添４のC-1参照	別添２のD-1参照	別添５のD-1参照	—	
5	同上	124	12	22	山林	5.12	スギ	60	同上	同上	別添１のC-1参照	別添４のC-1参照	別添２のD-1参照	別添５のD-1参照	—	
6	同上	124	12	23	山林	2.01	スギ	58	同上	同上	別添１のC-1参照	別添４のC-1参照	別添２のD-1参照	別添５のD-1参照	—	
7	同上	125	13	4	山林	2.43	ヒノキ	47	同上	同上	別添１のC-2参照	別添４のC-2参照	別添２のD-1参照	別添５のD-2参照	—	
8	同上	125	13	7	山林	0.09	スギ	63	同上	同上	別添１のC-2参照	別添４のC-2参照	別添２のD-1参照	別添５のD-2参照	—	
9	同上	126	13	8	山林	0.19	スギ	65	同上	同上	別添１のC-2参照	別添４のC-2参照	別添２のD-1参照	別添５のD-2参照	—	
10	同上	126	13	10	山林	0.37	スギ	51	同上	同上	別添１のC-2参照	別添４のC-2参照	別添２のD-1参照	別添５のD-2参照	—	

整理番号	括R08-01	森林所有者番号	所01	経営管理権及び経営管理実施権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）◆◆◆◆	（住所又は所在地）●●県●●市◆◆◆

番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（F）			Dを支払うべき時期、相手方及び方法		丙が乙にEを支払うべき時期	備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	乙→甲	丙→甲		
1	●●県●●市▲▲	××××	土地の所有権	別添３参照	別添６参照	—	
2	●●県●●市▲▲	××××	土地の所有権	別添３参照	別添６参照	—	
3				別添３参照	別添６参照	—	
4				別添３参照	別添６参照	—	
5				別添３参照	別添６参照	—	
6				別添３参照	別添６参照	—	
7				別添３参照	別添６参照	—	
8				別添３参照	別添６参照	—	
9				別添３参照	別添６参照	—	
10				別添３参照	別添６参照	—	

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙）　住所　（同上）　●●

権利の設定をする市町村（乙）　住所　（同上）　●●市長　●●●●

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住所　（同上）　◆◆◆◆

（記載注意）

（1）　この個別事項は、経営管理権を設定する者又は経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、それぞれ別葉とすること。
（2）　共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
（3）　間伐等経営管理権を設定するに当たり全員同意を取得しなかった場合は、1/2超の同意により定めた旨がわかる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
（4）　森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
（5）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該権利集積配分一括計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権及び経営管理実施権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
（6）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。
（7）（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

１　経営管理権に関する事項に係る共通事項

この権利集積配分一括計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（2）受託者の義務

①　経営管理実施権が設定されていない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権が設定されている場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該権利集積配分一括計画又は経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの権利集積配分一括計画又は経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（3）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

※権利集積配分一括計画に基づく経営管理実施権が取り消された後、経営管理実施権配分計画に基づき他の民間事業者に経営管理実施権を設定する場合を考慮して記載。

（4）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この権利集積配分一括計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（5）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

※権利集積配分一括計画に基づく経営管理実施権が取り消された後、市町村が経営管理を実施する（市町村森林経営管理事業を実施する）場合を考慮して記載。

（6）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この権利集積配分一括計画の経営管理権の設定に関する事項に係る部分のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に権利集積配分一括計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（９）、(10)により復旧を行う場合を除き、関係権利者の同意を得て、この権利集積配分一括計画の経営管理権の設定に関する事項に係る部分のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　（６）①及び②のほか、当該経営管理権集積計画は、甲又は乙から申出があり、甲、乙及びその他の関係権利者の合意が得られた場合には、その全部又は一部を取り消すことができる。

この場合において乙は、森林経営管理制度の趣旨、当該森林における経営管理の状況その他の事情を勘案するものとする。

④　甲及び乙は、この権利集積配分一括計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

⑤　乙は、甲からの申出に応じてこの権利集積配分一括計画のうち経営管理権の設定に関する事項に係る部分を取り消す場合にあっては、甲に対し、当該取消しの日から起算して過去５年間以内に実施された当該権利集積配分一括計画に係る市町村森林経営管理事業の実施にかかった費用に相当する額を請求することができる。

（7）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、（９）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（8）甲への通知
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（9）森林保険（経営管理実施権が設定されていない場合）
※市町村が保険金を代理受領し復旧する場合を想定
① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年●月●日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

（10）森林保険（経営管理実施権が設定されている場合）
※経営管理実施権者が保険金を代理受領し復旧する場合を想定
① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

（11）災害等による経営又は管理の不実施
次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（12）損害の賠償
① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

（13）経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

（14）甲の通知及び届出
① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該権利集積配分一括計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

（15）経営管理実施権配分計画の作成
① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの権利集積配分一括計画のうち経営管理権の設定に関する事項に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
② 経営管理実施権が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
③ 甲が権利集積配分一括計画の経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分又は経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権配分に
より設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

（16）その他
この権利集積配分一括計画のうち経営管理権の設定に関する事項に係る部分に定めのない事項及びこの権利集積配分一括計画のうち経営管理権の設定に関する事項に係る部分に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

3　経営管理実施権に関する事項に係る共通事項

この権利集積配分一括計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、当該森林の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより伐採等を実施し、販売収益を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

（2）善管注意義務

①　丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。

②　甲は、この権利集積配分一括計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

（3）監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年１回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

（4）報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回報告しなければならない。

（5）経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

（6）経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この権利集積配分一括計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（7）経営管理実施権の設定等の条件

①　乙は、当該森林に係る権利集積配分一括計画の経営管理権の設定に関する事項に係る部分のうち全部又は一部を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該権利集積配分一括計画の経営管理権の設定に関する事項に係る部分の全部又は一部を取り消した場合は、当該権利集積配分一括計画の経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分のうち当該取消に係る部分を取り消すものとする。

②　乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、権利集積配分一括計画のうち経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分を取り消すことができる。

ア　偽りその他不正な手段により乙に権利集積配分一括計画を定めさせたことが判明した場合

イ　森林経営管理法第44条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合

ウ　当該森林について経営管理を行っていないと認める場合

エ　権利集積配分一括計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合

オ　正当な理由がなくて（4）の報告をしない場合

③　乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災害により被害が発生して(10) により復旧を行う場合を除き、丙の同意を得て、この権利集積配分一括計画の経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

④　（7）①から③までのほか、当該経営管理実施権配分計画は、乙又は丙から申出があり、乙及び丙の合意が得られた場合には、その全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、乙は、制度の趣旨、当該森林における経営管理の状況その他事情を勘案するものとする。

⑤　乙及び丙は、この権利集積配分一括計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。

⑥　丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。

⑦　丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

（8）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（9）森林への立入り及び施設の利用等

①　丙は、（1）及び（10）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。

②　丙は、（1）及び（10）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③　丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（10）森林保険　※経営管理実施権者が保険金を代理受領し復旧する場合を想定

①　気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。

②　丙は、丙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。

③　天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。

（11）災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

①　災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

②　路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③　当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（12）損害の賠償

①　丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

②　丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

（13）経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

①　経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払（１の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が１の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。）は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

②　経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が１の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理によって見込まれた利益に相当する額を支払うものとする。

（14）その他

この権利集積配分一括計画の経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分に定めのない事項及びこの権利集積配分一括計画の経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
C-1	＜経営管理実施権が設定される場合　パターンⅠ＞ ○　経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ※＜パターンⅠ＞、＜パターンⅡ＞は記載例です。実際には、ひとつの記載にして下さい。 ＜経営管理実施権が設定される場合　パターンⅡ＞ ○　経営管理実施権者が主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。 ○　主伐後の植栽については、地拵え後、スギを2,000～3,000本/haの密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設を設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年●回、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。 ○　保育については、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。 ○　なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ※　なお、経済動向、木材需給状況その他の情勢変化により、主伐並びに主伐後の植栽及び保育の実施が困難になるなど再に上る中長期的かつ安定的な林業経営の支障となる状況が生じたときにあっては、主伐に代わり間伐等を実施すること又は主伐を取りやめることについて、丙から乙に協議することができる。 ※当該森林の保護に関する事項は、当該森林の立地条件や利用状況等の地域の実情に応じて、巡視回数や必要な措置を定めること。 ＜経営管理実施権が設定され ○　乙は、○○市森林整備計画を踏まえ、期間中に必要となる箇所の間伐を行う。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ※権利集積配分一括計画に基づく経営管理実施権が取り消された後、市町村が経営管理を実施する（市町村森林経営管理事業
C-2	＜経営管理実施権が設定される場合　パターンⅡ＞ ○　経営管理実施権者が間伐及び間伐により生じた木材の販売を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ＜経営管理実施権が設定されていない場合＞ ○　乙は、○○市森林整備計画を踏まえ、期間中に必要となる箇所の間伐を行う。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２【経営管理権】
木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

（ア　甲に対して権利集積配分一括計画の公告時に利益を支払う場合の例）

	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
D-1	※権利集積配分一括計画に基づく経営管理実施権が取り消された後、経営管理実施権配分計画に基づき他の民間事業者に経営管理実施権を設定する場合を考慮して記載。 ＜経営管理実施権が設定される場合＞ （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費を控除した利益とし、乙が算定する。 ○　乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、権利集積配分一括計画又は経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 （2．伐採等に要する経費の算定方法） ○　乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、権利集積配分一括計画又は経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3．留意事項） ○　木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○　経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ＜経営管理実施権が設定されていない場合　パターンⅰ＞ （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 （2．留意事項） ○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。 ※＜パターンⅰ＞、＜パターンⅱ＞は記載例です。実際には、ひとつの記載にして下さい。 ＜経営管理実施権が設定されていない場合　パターンⅱ＞ （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○　利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 ○　乙が算定する利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費については、●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価等を基に乙が算定する。 （2．留意事項） ○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添３【経営管理権】　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法
（ア　甲に対して権利集積配分一括計画の公告時に利益を支払う場合の例）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（時期）
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、権利集積配分一括計画又は経営管理実施権配分計画の公告後に速やかに行うものとする。

（相手方及び方法）
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されていない場合　パターンｉ＞
（時期）
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（相手方及び方法）
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

＜経営管理実施権が設定されていない場合　パターンⅱ＞
（時期）
○　乙から甲に対する支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

（相手方及び方法）
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

※＜パターンｉ＞、＜パターンⅱ＞は記載例です。実際には、ひとつの記載にして下

別添２【経営管理権】
木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（Ｄ）の額の算定方法
（イ　甲に対して伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合の例）

	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（Ｄ）の額の算定方法
D-1	＜経営管理実施権が設定される場合＞ （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。 ○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （２．木材の販売収益の額の算定方法） ○　主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （３．伐採等に要する経費の算定方法） ○　乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、権利集積配分一括計画又は経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、権利集積配分一括計画又は経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、権利集積配分一括計画又は経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、権利集積配分一括計画又は経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、権利集積配分一括計画又は経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 （４．留意事項） ○　木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○　経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○　乙が伐採等に要する経費を算定する際、●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価が見積実施時点から経費算定時点で大幅に上昇又は下落し、経営管理実施権者の中長期的かつ安定的な林業経営に支障が生じる等の場合には、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、権利集積配分一括計画に添付された経費の見積額から、標準単価の増減率を参考として見積額を見直すことについて、経営管理実施権者が乙に協議することができる。 ＜経営管理実施権が設定されていない場合　パターンｉ＞ （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 （２．留意事項） ○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。 ＜経営管理実施権が設定されていない場合　パターンⅱ＞ （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は、●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に乙が算定し、甲に支払う。 （２．留意事項） ○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

※経営管理実施権の期間が長期にわたる場合に必要に応じて記載して下さい。

※＜パターンｉ＞、＜パターンⅱ＞は記載例です。実際には、ひとつの記載にして下さい。

別添３【経営管理権】　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法
（イ　甲に対して伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合の例）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（時期）
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

（相手方及び方法）
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されていない場合　パターンｉ＞
（時期）
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（相手方及び方法）
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

＜経営管理実施権が設定されていない場合　パターンⅱ＞
（時期）
○　乙から甲に対する支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする

（相手方及び方法）
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

※＜パターンｉ＞、＜パターンⅱ＞は記載例です。実際には、ひとつの記載にして下さい。

別添４　経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（Ｃ）

	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
Ｃ-1	○　主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。 ○　主伐後の植栽については、地拵え後、スギ・コンテナ苗を2,000本/haの密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設の設置及び維持管理を実施するものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年●回、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。 ○　保育については、存続期間終了時に成林するよう、2～6年生時に下刈を年１回以上、10年生時に除伐１回を実施するものとする。 ○　なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ※　なお、経済動向、木材需給状況その他の情勢変化により、主伐並びに主伐後の植栽及び保育の実施が困難になるなど丙による中長期的かつ安定的な林業経営の支障となる状況が生じたときにあっては、主伐に代わり間伐等を実施すること又は主伐を取りやめることについて、丙から乙に協議することができる。 **※当該森林の保護に関する事項は、当該森林の立地条件や利用状況等の地域の実情に応じて、巡視回数や必要な措置を定めること。**
Ｃ-2	○　存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を１回実施するものとする。 ○　なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添５【経営管理実施権】
木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

（ア　甲に対して権利集積配分一括計画の公告時に利益を支払う場合の例）

	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
D-1	（1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○　乙が算定する利益は、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、権利集積配分一括計画に添付された利益の見積額とする。 （2．伐採等に要する経費の算定方法） ○　乙が算定する主伐後の植栽及び保育に係る経費については、見積り実施時点で有効な●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、権利集積配分一括計画に添付された経費の見積額とする。 （3．留意事項） ○　木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○　丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
D-2	（1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から利用間伐主伐に係る経費及び木材の販売に係る経費を控除した利益とし、乙が算定する。 ○　乙が算定する利益は、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、権利集積配分一括計画に添付された利益の見積額とする。 （2．伐採等に要する経費の算定方法） ○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、権利集積配分一括計画に添付された経費の見積額とする。 （3．留意事項） ○　丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。

別添６【経営管理実施権】　甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

（ア　甲に対して権利集積配分一括計画の公告時に利益を支払う場合の例）

森林所有者番号	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
所01	＜時期＞ ○　丙から甲に対するDの支払については、権利集積配分一括計画の公告後に速やかに行うものとする。 ＜相手方及び方法＞ ○　次の支払先に支払うものとする。 （支払先）　甲の指定する口座
所02	＜時期＞ ○　丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 ＜相手方及び方法＞ ○　次の支払先に支払うものとする。 （支払先）　甲の指定する口座

※森林所有者が複数いる場合は、森林所有者番号を追加する。

別添５【経営管理実施権】
木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

（イ　甲に対して伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合の例）

	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
D-1	（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。 （２．木材の販売収益の額の算定方法） ○　主伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （３．伐採等に要する経費の算定方法） ○　乙が算定する主伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、権利集積配分一括計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、権利集積配分一括計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する主伐後の植栽及び保育に係る経費については、見積り実施時点で有効な●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、権利集積配分一括計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、権利集積配分一括計画に添付された見積額とする。 （４．留意事項） ○　木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○　丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。 ○　乙が伐採等に要する経費を算定する際、●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価が見積実施時点から経費算定時点で大幅に上昇又は下落し、丙の中長期的かつ安定的な林業経営に支障が生じる等の場合には、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、権利集積配分一括計画に添付された経費の見積額から、標準単価の増減率を参考として見積額を見直すことについて、丙が乙に協議することができる。
D-2	（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （２．木材の販売収益の額の算定方法） ○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （３．伐採等に要する経費の算定方法） ○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、見積りの実施時点で有効な●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、権利集積配分一括計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、権利集積配分一括計画に添付された経費の見積額とする。 （４．留意事項） ○　丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。

別添６【経営管理実施権】　甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
（イ　甲に対して伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合の例）

森林所有者番号	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
所01	＜時期＞ ○　丙から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 ＜相手方及び方法＞ ○　次の支払先に支払うものとする。 （支払先）　甲の指定する口座

14－３－２　権利集積配分一括計画（所有権の移転に関する事項）

（権利集積配分一括計画の作成）
第五十一条　（略）
２～３　（略）
４　市町村は、集約化構想を定めた場合において、当該集約化構想の実現のため、第二項各号に定める事項のほか、当該集約化構想において定められた構想森林（一括計画対象森林を除く。以下この項において同じ。）の立木竹及び土地を対象として、構想適合事業者への所有権の移転の促進を行おうとするときは、権利集積配分一括計画に次に掲げる事項を定めることができる。
一　所有権の移転を受ける構想適合事業者の氏名又は名称及び住所
二　構想適合事業者が所有権の移転を受ける構想森林の立木竹及び土地の所在、地番、地目及び面積
三　構想適合事業者に前号に規定する構想森林の立木竹及び土地について所有権の移転を行う者の氏名又は名称及び住所
四　構想適合事業者が移転を受ける所有権の移転の後における森林の立木竹及び土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法
五　その他農林水産省令で定める事項
５　（略）

（森林経営管理法施行規則）
（権利集積配分一括計画に定めるべき事項）
第四十八条　（略）
２　（略）
３　法第五十一条第四項第五号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　構想適合事業者が所有権の移転を受ける構想森林の立木竹及び土地について当該権利集積配分一括計画において定められた森林の立木竹及び土地の利用目的に従って行おうとする経営管理の内容及びその実施期間
二　構想適合事業者が所有権の移転を受ける構想森林の立木竹及び土地についての所有権の移転に係る法律関係に関する事項（法第五十一条第四項第四号に掲げる事項を除く。）

市町村は、集約化構想の実現のため、当該集約化構想において定められた構想森林の立木竹及び土地（※）を対象として、権利集積配分一括計画に基づき、構想適合事業者への所有権の移転を行うことができます（法第 51 条第４項各号）。

例えば、森林を一体的かつ効率的に経営管理するべく、一団の森林の複数の森林所有者から所有権の移転を行いたい場合などには、民-民の間で所有者ごとに売買契約を交わして所有権を移転するよりも、権利集積配分一括計画に基づき一括して所有権の移転を行う方が効率的・効果的と考えられます。また、一体経営管理森林の森林所有者の中に、経営管理の委託ではなく所有権自体を手放したいという方がいた場合に、権利集積配分一括計画の中でそのようなニーズに応えることもできます。このほか、権利集積配分一括計画に基づき所有権の移転を行った場合には、表 8（14－１参照）に示すようなメリットのほか、14－６に示すような特例等の対象となります。

なお、権利集積配分一括計画において、所有権の移転はあくまで補完的な位置付けです。経営管理実施権の設定等を行う場合に限って所有権の移転も同時に実施することができるのであって、所有権の移転のみを目的とした権利集積配分一括計画は作成できませんのでご留意ください（長官通知第 21 の２の(3)）。

また、権利集積配分一括計画に基づく所有権の移転については、集約化構想において定められた構想森林について、同じく集約化構想において定められた構想適合事業者に対して行うもののみ可能です。いわゆる「公有林化」（市町村への所有権の移転）については、この仕組みによって行うことはできません。

※　「立木竹」と「土地」の双方の移転のみが可能です。いずれかのみを対象として所有権の移転を行うことはできません（長官通知第 21 の２の(3)）。

14－３－２－１　権利集積配分一括計画に基づく所有権の移転の流れ

権利集積配分一括計画に基づく所有権の移転は、図 31 に示すような流れで進めます。具体的な手続については、14－３－２－２～14－３－２－６において説明します。

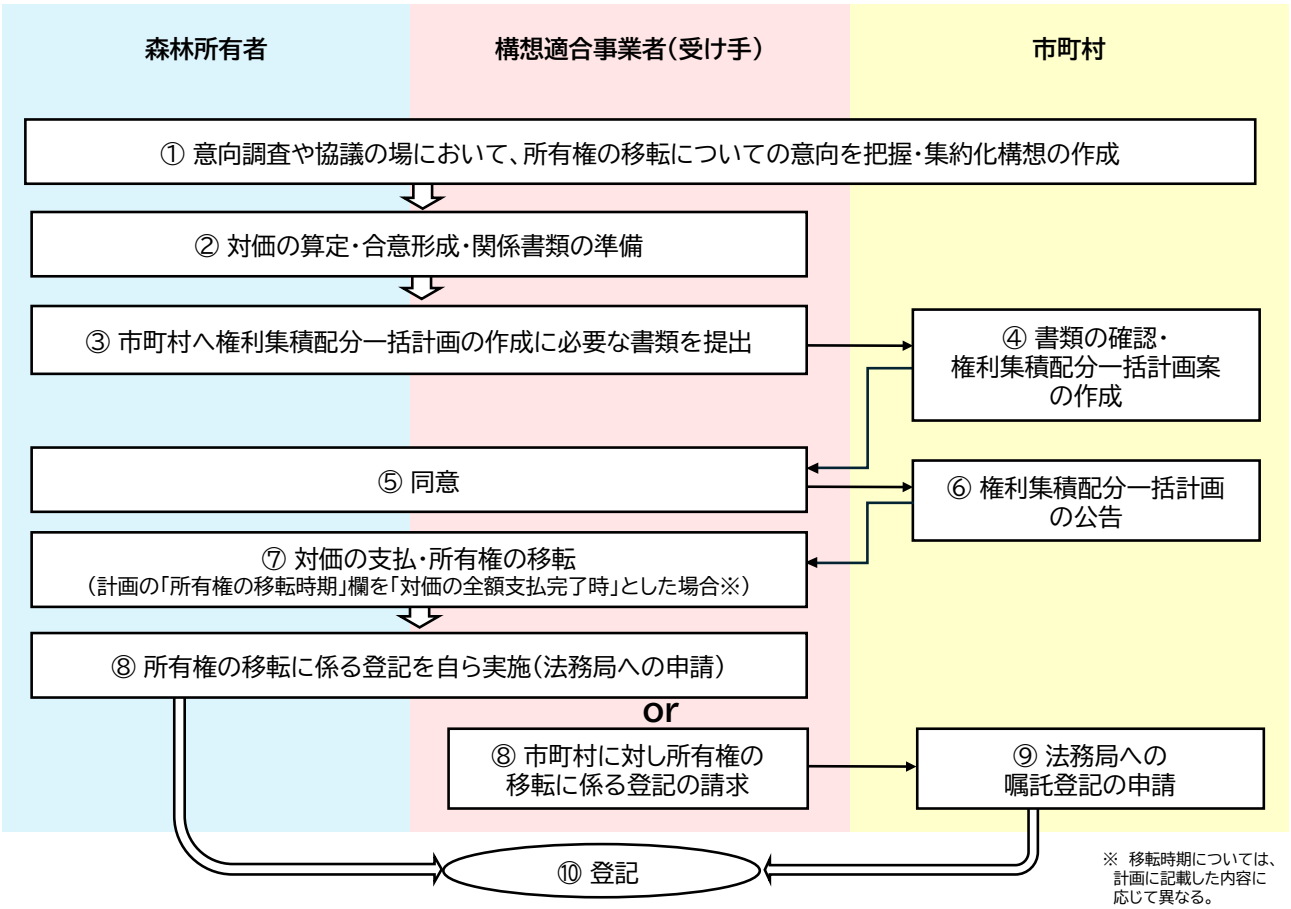


図 31：権利集積配分一括計画に基づく所有権の移転に係るフロー

14－３－２－２　権利集積配分一括計画に基づく所有権の移転の事前準備

①　所有権の移転についての意向の把握・集約化構想の作成

意向調査や協議の場において、森林所有者における所有権の移転の意向を把握します。意向調査票の具体的な内容については、13－５－４－２及び別記様式第 79 号を参考にしてください。

所有権の移転の意向が示された森林について、協議の結果、所有権の受け手が決まった場合には、集約化構想において、その森林を構想森林として、所有権の受け手を構想適合事業者として位置づけます。※

※　集約化構想の時点では、構想森林について、経営管理を委託する予定の森林なのか、それとも所有権の移転を行う予定の森林なのかなどを区別して記載する必要はなく、単に「構想森林」としておくことで差し支えありません。

②　対価の算定・両者合意・関係書類の準備

○　対価の算定

構想適合事業者は、森林所有者から所有権の移転の意向が示された森林であって集約化構想において構想森林として定められた森林について、対価を算定します。※

なお、所有権の移転は、基本的に有償となることを想定していますが、無償での所有権の移転も可能です。

※　森林の売買・評価

都市近郊林のような価格水準の高い地域以外での森林の取引においては、土地そのものの価値よりも、その土地に生育している立木の価値で評価されることが多く、立木の樹種や量（材積）、搬出条件や市況等により価格が左右されます。

買い手となる構想適合事業者は、森林の土地のみならず、その上にある立木の樹種や材積等の情報をしっかりと把握するとともに、森林所有者に対し、得られた情報とそれに基づく価値の評価を事前に十分に説明することが重要です。

なお、森林の売買・評価にあたっては、以下のホームページも参考にしてください。

森林の売買・評価に関する情報　｜林野庁
(https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/shinrinbaibai/sinrinbaibai_hyouka.html)

○　合意形成

構想適合事業者は、自身が所有権の受け手となる旨、所有権の移転に係る対価、森林の利用目的等について森林所有者等（※）に説明するなどを通じ、両者の合意形成を図ります。

その際、例えば、森林所有者への最初の連絡は市町村から行うなど、構想適合事業者と森林所有者との合意に向けた話合いはスムーズに進むよう、市町村は適宜サポートを行います。

※ 権利集積配分一括計画に基づく所有権の移転については、構想森林の立木竹及び土地ごとに、構想適合事業者並びに当該構想森林の立木竹及び土地について所有権を有する者に加え、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部の同意が必要ですが（法第 51 条第５項第５号イ）、この合意形成の時点で、以上の者とも合意形成を図ってください。なお、共有林について所有権の移転を行う場合は、共有者全員の同意が必要ですので、共有者全員とも合意形成を図ってください。

○ 関係書類の準備

権利集積配分一括計画に基づく所有権の移転においては、当該計画が、いわゆる売買契約書としての効果を持つこととなり、個別に当事者間で契約を結ぶことなく所有権の移転が可能となります（細かい契約内容を別途定めることは可能です）。構想適合事業者は、森林所有者と協力し、権利集積配分一括計画（所有権の移転に関する事項）を作成するために必要な書類（14－３－２－３に記載する書類）を収集してください。また、権利集積配分一括計画に基づき所有権を移転した後は、登記の手続を行うことになります（14－３－２－５を参照）。これに必要な書類（登記済権利証・登記識別情報通知書、印鑑証明書等）も合わせて準備しておきます。

14－３－２－３ 権利集積配分一括計画の作成に必要な書類（所有権の移転に関する事項）

権利集積配分一括計画（所有権の移転に関する事項）を作成するに当たり、当該計画の内容の正確性を期すため、市町村は、森林所有者及び構想適合事業者から、以下の①～④の書類の提出を受け、それらの内容を確認してください。

① 森林所有者と構想適合事業者の両者が所有権の移転に合意していることを示す書類

② 森林所有者が現にその森林の土地あるいは立木を所有していることの証明書類（表 11）

③ 構想適合事業者（個人あるいは法人）が現に存在していることの証明書類（表 12）

④ その他権利集積配分一括計画（所有権の移転に関する事項）を作成するのに必要な情報（別記様式第 88 号の各欄を埋めるのに必要な情報）が記載された書類

なお、これらについては、あくまで、市町村が権利集積配分一括計画（所有権の移転に関する事項）を作成するに当たり、最低限、確認しておく必要があるものを列記しているのであって、通常の売買契約に必要な書類を列記しているものではありませんので、ご留意ください。構想適合事業者は、これらの書類の他にも、必要に応じて、森林所有者との間で書類を取り交わしたり、細かい契約内容を別途定めることも可能です。

表 11：森林所有者が現にその森林の土地あるいは立木を所有していることの証明書類

①　当該森林の立木の所有者と当該森林の土地の所有者が同一である場合	当該森林の土地の登記事項証明書を添付すること。 ただし、当該森林の土地について相続、贈与、売買等を原因として所有権の移転があったにも関わらず、当該移転について登記をしていない場合は、当該森林の土地についての所有権の移転があったことを明らかにする資料として以下の資料のうち必要なものを併せて添付すること。 ア　戸籍謄本 イ　遺産分割協議書の写し ウ　贈与契約書の写し エ　売買契約書の写し オ　その他の当該森林の土地についての所有権の移転があったことを明らかにする資料
②　当該森林の立木の所有者と当該森林の土地の所有者が異なる場合（当該森林の立木の所有者と当該森林の土地の所有者が同一の場合であって、当該森林の立木の持分の割合と当該森林の土地の持分の割合とが異なる場合を含む。以下同じ。）	①のほか、当該森林について以下の資料のうち必要なものを添付すること。 ア　当該森林の土地についての賃貸借契約書の写し及び立木を所有する者であることを明らかにする資料（立木の登記事項証明書等） イ　地上権に関する登記事項証明書 ウ　その他の当該森林の土地の使用収益権に基づき当該土地上に立木を所有かつ育成する者であることを明らかにする資料 ただし、当該森林について相続、贈与、売買等を原因として所有権の移転があったにも関わらず、当該移転について登記等をしていない場合は、当該森林についての所有権の移転があったことを明らかにする資料として以下の資料のうち必要なものを併せて添付すること。 ア　戸籍謄本 イ　遺産分割協議書の写し ウ　贈与契約書の写し エ　売買契約書の写し オ　その他当該森林についての所有権の移転があったことを明らかにする資料

※　経営管理権集積計画等を作成する際に確認しておくことが望ましいとしている書類（２－３－７参照）と同様の書類

表 12：構想適合事業者（個人あるいは法人）が現に存在していることの証明書類

書類名称	個人	法人
登記事項証明書	－	○
住民票の写し	○	－

※　民間事業者に提出を求める内容の記載例（別記様式第 15 号）と同様の書類

14－３－２－４　権利集積配分一括計画の記載内容（所有権の移転に関する事項）

（権利集積配分一括計画の作成）
第五十一条　（略）
２～３　（略）
４　市町村は、集約化構想を定めた場合において、当該集約化構想の実現のため、第二項各号に定める事項のほか、当該集約化構想において定められた構想森林（一括計画対象森林を除く。以下この項において同じ。）の立木竹及び土地を対象として、構想適合事業者への所有権の移転の促進を行おうとするときは、権利集積配分一括計画に次に掲げる事項を定めることができる。
一　所有権の移転を受ける構想適合事業者の氏名又は名称及び住所
二　構想適合事業者が所有権の移転を受ける構想森林の立木竹及び土地の所在、地番、地目及び面積
三　構想適合事業者に前号に規定する構想森林の立木竹及び土地について所有権の移転を行う者の氏名又は名称及び住所
四　構想適合事業者が移転を受ける所有権の移転の後における森林の立木竹及び土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法
五　その他農林水産省令で定める事項
５　（略）

（森林法の特例）
第五十五条　第五十二条第一項の規定による公告があったときは、森林法第十条の七の二第一項本文の規定による届出があったものとみなす。

（森林経営管理法施行規則）
（権利集積配分一括計画に定めるべき事項）
第四十八条　（略）
２　（略）
３　法第五十一条第四項第五号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　構想適合事業者が所有権の移転を受ける構想森林の立木竹及び土地について当該権利集積配分一括計画において定められた森林の立木竹及び土地の利用目的に従って行おうとする経営管理の内容及びその実施期間
二　構想適合事業者が所有権の移転を受ける構想森林の立木竹及び土地についての所有権の移転に係る法律関係に関する事項（法第五十一条第四項第四号に掲げる事項を除く。）

権利集積配分一括計画には、表 13 の一～五に掲げる事項（法第 51 条第４項各号に掲げる事項）を定めます。また、これらのほか、補足事項として、森林法第 10 条の７の２に規定する森林の土地の所有者の届出において、新たに森林の土地の所有者となった者が市町村に対し提出する届出書（森林の土地の所有者となった旨の届出書）の記載事項についても、権利集積配分一括計画に記載しておく必要があります。（※）

市町村において、14－３－２－３において確認した書類を参考に、上記事項を記載した権利集積配分一括計画の案を作成しましょう（別記様式第 88 号参照）。

※　法第 55 条において、権利集積配分一括計画の公告があったときは、森林法第 10 条の７の２第１項本文の規定による届出があった（新たに森林の土地の所有者となった者から、市町村に対して、森林の土地の所有者となった旨の届出書が提出された）ものとみなすという森林法の特例が設けられています（14－６－２参照）。したがって、当該届出書に記載する事項については、権利集積配分一括計画においても、同様に記載するためです。
　具体的な記載事項については、14－３－２－６の記載例及び別記様式第 88 号を参照するとともに、記載方法については、必要に応じ、「森林の土地の所有者届出制度市町村事務処理マニュアル」（平成 24 年 10 月 16 日付け 24 林整計第 123 号）も参照してください。

表 13：権利集積配分一括計画の記載内容（所有権の移転に関する事項）

記載事項	記載内容	備考
一　所有権の移転を受ける構想適合事業者の氏名又は名称及び住所	当該所有権の移転を受ける構想適合事業者の氏名又は名称及び住所を記載すること。	権利集積配分一括計画による所有権の移転については、市町村もその旨を把握していることから、当該所有権の移転においては、森林法第 10 条の７の２に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出書の提出を不要としている（法第 55 条）。なお、市町村においては、当該届出があった場合と同様に、林地台帳への反映等の必要な事務を行うこと（14－６－２参照）。
二　構想適合事業者が所有権の移転を受ける構想森林の立木竹及び土地の所在、地番、地目及び面積	当該所有権の移転を行う森林の所在、地番、地目及び地番ごとの面積について記載すること。	林地台帳の情報と整合性をとること。 なお、実面積が林地台帳の情報と異なる場合はカッコ書きで実面積を記載すること。 対象森林の場所を示した図面を添付すること。
三　構想適合事業者に前号に規定する構想森林の立木竹及び土地について所有権の移転を行う者の氏名又は名称及び住所	当該所有権の移転をする当事者となる森林所有者（共有林の場合は共有者全員）の氏名又は名称及び住所を記載すること。	
四　構想適合事業者が移転を受ける所有権の移転の後における森林の立木竹及び土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法	利用目的、所有権の移転の時期、移転の対価、その支払の方法を記載すること。	○利用目的 一体経営管理森林の区域における他の森林と合わせて一体的かつ効率的に経営管理を実施することを目的としていることを明らかに利用目的を記載すること（長官通知第 21 の２の(5)）。 例えば、「一体経営管理森林の区域における一体的かつ効率的な経営管理の実施」などと記載すること。 経営管理実施権設定の対象となる森林と合わせ、一体的

		かつ効率的な経営管理の実施の観点から整合が取れている内容となる必要がある（14－３－４参照）。 ○所有権の移転の時期 「対価の全額支払完了時」とするのが一般的。そのほか、「権利集積配分一括計画の公告時」とする、あるいは引渡日を指定することも考えられる。 ○移転の対価、その支払の方法 移転の対価及びその支払の方法について記載。
五　その他農林水産省令で定める事項	構想適合事業者が所有権の移転を受ける構想森林の立木竹及び土地について当該権利集積配分一括計画において定められた森林の立木竹及び土地の利用目的に従って行おうとする経営管理の内容及びその実施期間を記載すること（規則第 48 条第３項第１号）。 構想適合事業者が所有権の移転を受ける構想森林の立木竹及び土地についての所有権の移転に係る法律関係に関する事項を記載（規則第 48 条第３項第２号）	規則第 48 条第３項第１号（法第 51 条第４項関係）の「利用目的に従って行おうとする経営管理の内容及びその実施期間」は、所有権の移転の目的となる構想森林が、法第 51 条第２項各号により経営管理実施権の設定等を行う構想森林と一体的に経営管理を行うものであることを踏まえ、経営管理実施権等に基づく経営管理の内容及び期間（同項第１号ハ及びニ並びに同項第２号ニ及びホに定める経営管理の実施期間及び内容）と齟齬が生じないよう定めるものとする（長官通知第 21 の２の(6)）。

14－３－２－５　権利集積配分一括計画に基づき所有権を移転した森林の登記

所有権を移転した森林については、速やかに登記を行ってください。権利集積配分一括計画に基づき所有権の移転を行った場合、その登記は、元の森林所有者と構想適合事業者が共同で自ら法務局等に対して申請するほか、構想適合事業者が元の森林所有者の同意を得て、市町村に対して所有権の移転に係る登記の請求をすることもできます。請求を受けた市町村は、法務局等に対し、所有

権の移転の登記を嘱託しなければなりません。嘱託登記に係る事務手続の詳細については、14－6－1を参照してください。

14－3－2－6　（記載例）権利集積配分一括計画～所有権の移転に関する事項～

4　所有権の移転に関する事項

（1）各筆明細

整理番号	括R08-01	森林所有者番号	所○	所有権の移転を受ける者の氏名又は名称及び住所（丙）		（氏名又は名称）●●	（住所又は所在地）●●県●●市●▲◆
				所有権を移転する者の氏名又は名称及び住所（丁）	土地	（氏名又は名称）◆◆	（住所又は所在地）●●県●●市●●◆
					立木竹	（氏名又は名称）（同上）	（住所又は所在地）（同上）

番号	所有権を移転する土地（G）										所有権の移転の内容（H）				備考
	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	所有権登記の~~有無~~ 土地	所有権登記の~~有無~~ 立木竹	森林の土地の境界	利用目的	所有権の移転時期	対価（税込み）	対価の支払方法	
1	●●市●●	124	12	19	山林	0.20	スギ	35	有	有	地籍調査済又は測量済	森林の効率的かつ一体的な経営管理	対価の全額支払完了時	●●円	別添7　参照	スギ 250本
2	同上	124	12	20	山林	0.25	スギ ヒノキ	42	有	有	未測量であるが境界は把握	森林の効率的かつ一体的な経営管理	対価の全額支払完了時	●●円	別添7　参照	スギ 200本 ヒノキ 100本
3	同上	124	12	21	山林	0.16	スギ	40	有	有	境界未把握、不明等	森林の効率的かつ一体的な経営管理	対価の全額支払完了時	●●円	別添7　参照	スギ 225本

番号	利用目的に従って行おうとする経営管理（I）		所有権を移転する土地の（丁）以外の権原者等（J）			備考
	経営管理の内容	実施期間	氏名又は名称	住所又は所在地	権原の種類	
1	別添8　①参照	2027.4.1～2042.3.31（15年間）	—	—	—	
2	別添8　①参照	2027.4.1～2042.3.31（15年間）	—	—	—	
3	別添8　②参照	2027.4.1～2042.3.31（15年間）	—	—	—	

この計画に同意する。

所有権の移転を受ける者（丙）		住所	（同上）	●●
所有権を移転する者（丁）	土地	住所	（同上）	◆◆
	立木竹	住所	（同上）	（同上）

（記載注意）
（1）　この各筆明細は、所有権の移転の当事者ごとに別葉とする。所有権の移転を受ける者が同一で、所有権を移転する者が異なる場合には、整理番号に枝番を付して整理する。
（2）　（G）欄の「面積」は、登記記録上の面積によるものとし、登記記録上の面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積等を（　）書きで下段に２段書きする。
（3）　（G）欄の「所有権の登記の有無」は、権利集積配分一括計画の森林所有者と一致する所有権登記がある場合には（有）を、一致する所有権登記がない場合には（無）と記載する。
（4）　（H）欄の「利用目的」は、所有権の移転による当該土地の利用目的（例えば森林の効率的かつ一体的な経営管理など）を記載する。
（5）　（H）欄の「対価」は当該土地の移転の対価（立木等の額を算入したときはその合計額。なお、この場合には備考欄にその種類、数量等を記載。）の額を記載する。
（6）　「備考」欄は、次の事項を記載する。
登記記録上に関係権利者以外に権利を有する者の登記（例えば抵当権の登記等）があるときは、その旨

（2）共通事項
この権利集積配分一括計画の定めるところにより行われる所有権の移転は、（1）の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。
① 所有権以外の権利の消滅
所有権を移転する土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、所有権を移転する者（譲渡人である丁）は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、所有権の移転時期までにその登記を抹消しなければならない。
② 障害の除去
譲渡人である丁は、所有権の移転を受ける者（譲受人である丙）が所有権を移転する土地の完全な所有権を行使するに当たり一切の障害のない事を保障しなければならない。
所有権を移転する土地に所有権を行使するにあたり障害となるものがあれば、譲渡人である丁は、譲受人である丙の指示により所有権の移転時期までに障害を取り除かなければならない。
③ 所有権の移転
この権利集積配分一括計画の公告をもって、この権利集積配分一括計画の定めるところにより、譲渡人である丁から譲受人である丙に所有権が移転する。
④ 租税公課の負担
所有権を移転する土地に係る固定資産税等は、その所有権の移転時期の属する年度については、譲渡人である丁が負担する。
＜嘱託登記による場合＞　※登記を市町村の嘱託により行う場合に記
⑤ 所有権の移転の登記
権利集積配分一括計画による所有権の移転の登記は、譲受人である丙の請求により、市町村の嘱託により行うものとし、譲渡人である丁はこれに協力しなければならない。なお、分筆の登記又は合筆の登記、贈与、売買等を原因として所有権の移転があったにも関わらず、当該移転について登記をしていない場合の登記など、森林経営管理法による不動産登記に関する政令に基づき市町村が嘱託することができない登記については、不動産登記法に基づき丁及び関係者が法務局等に対して申請し登記を行う。
⑥ 経費の負担
市町村が行う嘱託登記の事務について手数料を納付するなど所有権の移転の登記に要する経費が生じる場合等は、譲受人である丙が負担する。その他の経費については、譲渡人である丁及び譲受人である丙が協議して決める。
＜当事者自身で登記手続を行う場合＞　※登記を当事者自身により行う場合に記載
⑤ 所有権の移転の登記
権利集積配分一括計画による所有権の移転の登記は、譲渡人である丁と譲受人である丙が共同で自ら法務局等に対して申請する。ただし、当該森林の土地について相続、贈与、売買等を原因として所有権の移転があったにも関わらず、当該移転について登記をしていない場合等は、不動産登記法に基づき丁及び関係者が法務局等に対して申請し登記を行う。
⑥ 経費の負担
所有権の移転の登記に要する経費は、譲受人である丙が負担する。相続登記に要する経費等その他の経費については、譲渡人である丁及び譲受人である丙が協議して決める。
⑦ 所有権取得者の責務
譲受人である丙は、この権利集積配分一括計画の定める利用目的に即して、所有権の移転を受けた土地を適正かつ確実に利用しなければならない。
⑧ その他
この権利集積配分一括計画に定めのない事項及び権利集積配分一括計画に関し疑義が生じたときは、譲渡人である丁、譲受人である丙及び市町村が協議して定める。

（記載注意）これは、記載例であるので、所有権の移転の内容等に応じて必要な事項を定めること。

（3）新たに森林の土地の所有者となる者に関する補足事項
全ての（丙）

連絡先	電話番号	
	メールアドレス	
国内の連絡先※1	氏名又は名称	
	住所又は所在地	〒　　－
	電話番号	
	メールアドレス	
	担当課等	
	（丙）との関係	
国籍等※2	□ 日本国籍 □ 日本国籍以外　国名等： └ □ うち、永住者又は特別永住者　※3	

（丙）が法人の場合

代表者	代表者の氏名（代表者が法人の場合は法人名）	
	国籍等※2	□ 日本国籍 □ 日本国籍以外　国名等： └ □ うち、永住者又は特別永住者　※3
役員※4		□ 日本国籍の者が役員等の過半を占める □ 日本国籍以外の同一国の者が役員等の過半を占める 国名等： □ 上記のいずれにも該当しない　※6
議決権※5		□ 日本国籍の者が議決権等の過半を保有 □ 日本国籍以外の同一国の者が議決権等の過半を保有 国名等： □ 上記のいずれにも該当しない　※6

※1　（丙）の住所（法人の場合は本店の所在地）が国外の場合に記載
※2　法人の場合はその設立に当たって準拠した法令を制定した国についてレ印で選択及び記載
※3　日本国籍以外で「永住者又は特別永住者」に該当する場合にレ印で選択（個人に限る）
※4　持分会社の場合は業務を執行する社員について記載。それが法人である場合は※2と同様
※5　議決権保有者が法人である場合は※2と同様
※6　役員又は議決権について、過半を占める国がない場合にレ印で選択

別添７　所有権を移転する森林における対価の支払方法

	相手方及び方法
	○　次の支払先に令和●年●月●日までに【この計画が公告された日から２週間以内に】対価を支払うものとする。 （支払先）　丁の指定する口座

別添８　所有権を移転する森林において利用目的に従って行おうとする経営管理の内容

	経営管理の内容
①	○　主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を期間内の適時適切な時期に実施するものとし、その方法は市町村森林整備計画に定められた標準的な施業方法を踏まえて選択するものとする。 ○　なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ※当該森林の保護に関する事項は、当該森林の立地条件や利用状況等の地域の実情に応じて、巡視回数や必要な措置を定めること。
②	○　存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を１回実施するものとする。 ○　なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ※当該森林の保護に関する事項は、当該森林の立地条件や利用状況等の地域の実情に応じて、巡視回数や必要な措置を定めること。

14－３－３　権利集積配分一括計画の要件

（権利集積配分一括計画の作成）
第五十一条　（略）
２～４　（略）
５　権利集積配分一括計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。
一　権利集積配分一括計画の内容が集約化構想の実現に資するものであること。
二　森林法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画、都道府県の治山事業の実施に関する計画その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものであること。
三　第二項第一号に定める事項について、一括計画対象森林ごとに、当該一括計画対象森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部の同意が得られていること。ただし、数人の共有に属する一括計画対象森林について間伐等経営管理権を設定する場合における当該一括計画対象森林について所有権を有する者の同意については、当該一括計画対象森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。
四　第二項第二号に定める事項について、一括計画対象森林ごとに、同号イに規定する構想適合事業者の同意が得られていること。
五　前項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
イ　前項第二号に規定する構想森林の立木竹及び土地ごとに、同項第一号に規定する構想適合事業者並びに当該構想森林の立木竹及び土地について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部の同意が得られていること。
ロ　前項第一号に規定する構想適合事業者が、所有権の移転が行われた後において、同項第二号に規定する構想森林の立木竹及び土地を同項第四号に規定する森林の立木竹及び土地の利用目的に即して適正かつ確実に利用することができると認められること。

権利集積配分一括計画は、次の要件を満たす必要があります。

① 権利集積配分一括計画の内容が集約化構想の実現に資するものであること（法第 51 条第５項第１号）。

集約化構想は、一体経営管理森林の区域内における一体的かつ効率的な経営管理の実施を実現することを目的としています。このことに照らし、「集約化構想の実現に資するものであること」とは、具体的には、構想森林について構想適合事業者に対し設定される経営管理実施権又は移転される所有権に基づき実施される経営管理の内容及び期間が、当該構想森林に係る一体経営管理森林の区域における一体的かつ効率的な経営管理の実施の観点から見て、整合的であることをいいます（長官通知第 21 の３の(1)）。

② 市町村森林整備計画、都道府県の治山事業の実施に関する計画その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものであること（法第 51 条第５項第２号）。

具体的には、経営管理権・経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容が、市町村森林整備計画に定める伐採及び造林の標準的な方法等と調和が保たれたものである必要があります。

③ 経営管理権・経営管理実施権を設定する構想森林ごとに、その関係権利者（所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者）の全部の同意が得られていること（法第 51 条第５項第３号）。

ただし、共有林において間伐等経営管理権を設定する場合については、所有権を有する者の同意に関しては、当該森林の立木竹及び土地のそれぞれについて２分の１を超える共有持分を有する者の同意（いわゆる 1/2 超の同意）が得られていれば足りるものとされています。

※ 間伐等経営管理権については２－５－５を参照してください。

※ 同意取得については、所有者不明森林等に係る特例（14－７参照）も活用可能です。

④ 経営管理権・経営管理実施権を設定する構想森林ごとに、受け手となる構想適合事業者の同意が得られていること（法第 51 条第５項第４号）。

⑤ 所有権の移転に関する事項を定める場合には、次のいずれにも該当すること（法第 51 条第５項第５号）。

ⅰ 所有権の移転を行う構想森林の立木竹及び土地ごとに、

・当該構想森林の立木竹及び土地についての関係権利者

・受け手となる構想適合事業者

の全部の同意が得られていること。

ⅱ 受け手となる構想適合事業者が、所有権の移転が行われた後において、その利用目的に即して適正かつ確実に利用することができると認められること。

※ ⅰの関係権利者の同意については、「立木竹」「土地」それぞれについて、その全部の同意が必要となります。

※　ii の「その利用目的に即して適正かつ確実に利用することができる」とは、所有権の移転に係る森林について、同じ権利集積配分一括計画によって設定する経営管理実施権に基づく経営管理と合わせて、一体的かつ効率的な経営管理を行うと認められる必要があります。具体的には、以下のとおり、経営管理実施権に基づいて行う経営管理の内容・期間と、所有権の移転を受けて行う経営管理の内容・期間が、一体的かつ効率的な経営管理の実施の観点から見て、整合がとれたものである（図 32 参照）ことが必要です。

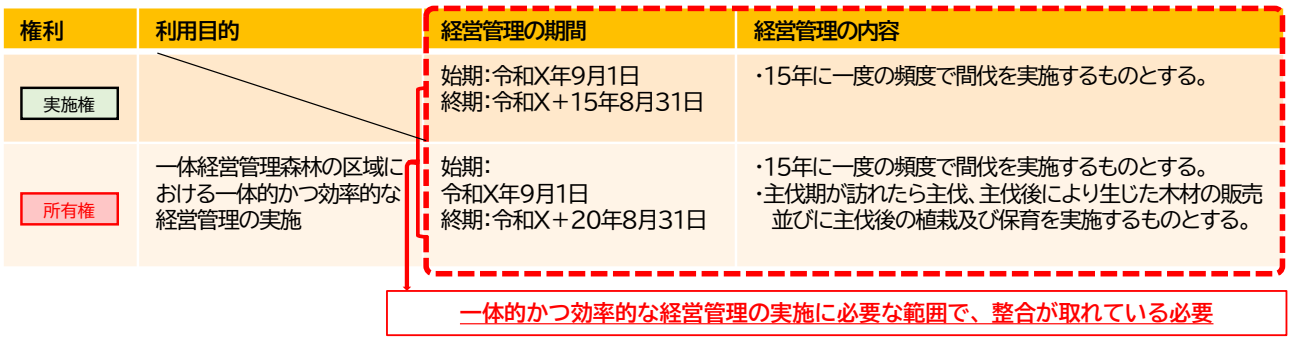


図 32 ：経営管理実施権に基づいて行う経営管理の内容・期間と所有権の移転に係る構想森林で行う経営管理の内容・期間の整合がとれた権利集積配分一括計画の記載例

14－3－4　権利集積配分一括計画の同意取得

（権利集積配分一括計画の作成）
第五十一条　（略）
２～４　（略）
５　権利集積配分一括計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。
一・二　（略）
三　第二項第一号に定める事項について、一括計画対象森林ごとに、当該一括計画対象森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部の同意が得られていること。ただし、数人の共有に属する一括計画対象森林について間伐等経営管理権を設定する場合における当該一括計画対象森林について所有権を有する者の同意については、当該一括計画対象森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。
四　第二項第二号に定める事項について、一括計画対象森林ごとに、同号イに規定する構想適合事業者の同意が得られていること。
五　前項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
イ　前項第二号に規定する構想森林の立木竹及び土地ごとに、同項第一号に規定する構想適合事業者並びに当該構想森林の立木竹及び土地について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部の同意が得られていること。
ロ　前項第一号に規定する構想適合事業者が、所有権の移転が行われた後において、同項第二号に規定する構想森林の立木竹及び土地を同項第四号に規定する森林の立木竹及び土地の利用目的に即して適正かつ確実に利用することができると認められること。

○　経営管理権・経営管理実施権に係る同意取得

経営管理権の設定に当たっては経営管理権集積計画に、経営管理実施権の設定に当たっては、経営管理実施権配分計画に準じます（長官通知第 21 の３の(2)）。詳しくは、それぞれ、

以下を参照してください。なお、確認書については、別記様式第 90 号－①を活用してください。

「森林経営管理制度に係る事務の手引（その１　経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成等　編）」

経営管理権集積計画：２－５－４　経営管理権集積計画の同意取得
２－５－５　同意取得（間伐等経営管理権を設定する場合）
経営管理実施権配分計画：４－５－３　経営管理実施権配分計画の同意取得

○　所有権の移転に係る同意取得

構想森林の立木竹及び土地ごとに、構想適合事業者並びに当該構想森林の立木竹及び土地について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部の同意が得られている必要があります。また、共有林について所有権の移転を行う場合は、共有者全員の同意が必要となります。

このため、権利集積配分一括計画を定める場合、市町村は、森林所有者をはじめとする関係権利者に対して、法の趣旨及び当該計画の内容について説明し、調整を図った上で同意を取りつけることとします。この際、必要に応じて、意向調査（13－５－４参照）において意向を表明した森林所有者の協力を得つつ、同意取得を行います。また、市町村は、構想適合事業者と権利集積配分一括計画の内容について協議し、同意を得ておく必要があります。森林所有者については、経営管理権集積計画における同意を記載する部分に氏名を記載するとともに、森林所有者以外の関係権利者についても、任意の様式による書面で同意を取得することとします。

あわせて、市町村は、関係権利者に対し、当該関係権利者が当該計画の内容を十分に理解した旨を記載した別記様式第 90 号－②の確認書をもって関係権利者の意思を確認するものとします※。市町村は、別記様式第 90 号－②の確認書について、公告を行った権利集積配分一括計画の原本とともに、少なくとも当該計画に記載された存続期間の間は保管することとします。

※　権利集積配分一括計画の作成にあたり、記名・押印を必須とはしていませんが、それらを省略したとしても、森林所有者をはじめとする関係権利者の同意を得ること、同意を得たことについて後に証明できるようにしておくことが必要です。したがって、押印等を省略した場合であっても、別記様式第 90 号－②の確認書も参考に、森林所有者等との合意形成の履歴を書面等により完備いただくことが望ましいと考えます。その際には、例えば、押印等に代えて署名で対応するなど、森林所有者等の負担も勘案しながら適切な方法を選択してください。

○　同意取得を行う主体

権利集積配分一括計画の同意取得については、集約化構想において、あらかじめ経営管理を担う者として構想適合事業者が定められていることを踏まえ、当該構想適合事業者に対して関係権利者に関する情報提供が可能な規定（法第 46 条）も活用しながら、市町村と構想適合事業者が連携して行ってください。（長官通知第 21 の３の(2)）。

14－４　権利集積配分一括計画の公告等

14－４－１　公告により得られる効果

（権利集積配分一括計画の公告等）
第五十二条　市町村は、権利集積配分一括計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。
2　前項の規定による公告があったときは、その公告があった権利集積配分一括計画のうち、前条第二項第一号に定める事項に係る部分にあっては前項の市町村が経営管理権集積計画を定めて第七条第一項の規定により公告したものと、前条第二項第二号に定める事項に係る部分にあっては前項の市町村が経営管理実施権配分計画を定めて第三十七条第一項の規定により公告したものとそれぞれみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第三十五条第二項第六号中「第四条第二項第五号」とあるのは「第五十一条第二項第一号ホ」と、第四十条第二項第二号中「第三十六条第二項各号」とあるのは「第四十四条第二項各号」とする。
3　第一項の規定による公告（前条第四項各号に掲げる事項が定められた権利集積配分一括計画に係るものに限る。第五十四条から第五十六条までにおいて同じ。）があったときは、その公告があった権利集積配分一括計画の定めるところにより所有権が移転する。

市町村は、権利集積配分一括計画を定めたときは、遅滞なく、その旨を公告する必要があります（法第 52 条第１項）。

公告があったときは、その公告があった権利集積配分一括計画のうち、経営管理権の設定に関する事項に係る部分にあっては、市町村が経営管理権集積計画を定めて法第７条第１項の規定により公告したものと、また経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分にあっては、市町村が経営管理実施権配分計画を定めて法第 37 条第１項の規定により公告したものと、それぞれみなして、この法律の規定が適用されます（法第 52 条第２項）。すなわち、権利集積配分一括計画を公告すると、経営管理権集積計画と経営管理実施権配分計画を一度に定めたものと同様の効果が得られます。

これにより得られる具体的な効果は、表 14 のとおりです。

また、権利集積配分一括計画に所有権の移転に関する事項に係る部分を記載した場合には、当該計画を公告した時点をもって当該計画の効果が発生し、その定めるところにより所有権が移転します（法第 52 条第３項）。※

※　例えば、権利集積配分一括計画において、所有権の移転の時期を「対価の全額支払完了時」と定めた場合には、対価の全額支払完了時に所有権が元の森林所有者から構想適合事業者に移転することとなります。

表 14：法第 52 条第２項の規定により適用する規定により得られる効果

規定	効果
①　法第７条第２項	権利集積配分一括計画のうち、法第 51 条第２項第１号に定める事項に係る部分の定めるところにより、市町村に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権が、それぞれ設定される。
②　法第７条第３項	①により市町村に設定された経営管理権は、法第 52 条第１項の規定による公告の後において当該経営管理権に係る森林の森林所

	有者となった者（国その他の規則第６条で定める者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
③　法第８条	市町村は、①により市町村に設定された経営管理権を有する森林の森林所有者が法第８条各号のいずれかに該当する場合には、権利集積配分一括計画のうち法第 51 条第２項第１号に定める事項に係る部分のうち、当該森林所有者に係る部分を取り消すことができる。
④　法第９条第１項	市町村は、③の規定による取消しをしたときは、規則第７条で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。
⑤　法第９条第２項	市町村は、④の規定による取消しをした旨の公告があったときは、当該取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなす。
⑥　法第 37 条第２項	権利集積配分一括計画のうち、法第 51 条第２項第２号に定める事項に係る部分に定めるところにより、構想適合事業者に経営管理実施権が、森林所有者及び市町村に経営管理受益権がそれぞれ設定される。
⑦　法第 37 条第３項	⑥により構想適合事業者に設定された経営管理実施権は、法第 52 条第１項の規定による公告の後において当該経営管理実施権に係る森林の森林所有者となった者（国その他の規則第 35 条に規定する者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
⑧　法第 37 条第４項	森林所有者が⑥により設定された経営管理受益権に基づき林業経営者（⑥により経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者をいう。以下同じ。）から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する法第７条第２項の規定により設定された経営管理受益権に基づき市町村から支払を受けたものとみなす。
⑨　法第 38 条	林業経営者は、販売収益について伐採後の植栽及び保育に要すると見込まれる額を適切に留保し、これらに要する経費に充てることにより、計画的かつ確実な伐採後の植栽及び保育を実施しなければならない。
⑩　法第 39 条	市町村は、林業経営者に対し、当該経営管理実施権の設定を受けた森林についての経営管理の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる（別記様式第 92 号）。
⑪　法第 40 条第１項	市町村は、法第 51 条第２項第１号に定める事項に係る部分について、 ・　法第９条第２項

	・　法第 53 条において準用する法第 15 条第２項、法第 23 条第２項又は法第 32 条第２項 の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた場合には、権利集積配分一括計画のうち、当該解除に係る経営管理権に基づいて設定された経営管理実施権に係る森林に係る部分を取り消すものとする。
⑫　法第 40 条第２項	市町村は、林業経営者が次のいずれかに該当する場合には、権利集積配分一括計画のうち当該林業経営者（構想適合事業者）に係る部分を取り消すことができる。 ア　偽りその他不正な手段により市町村に権利集積配分一括計画を定めさせたことが判明した場合 イ　法第 44 条第２項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合 ウ　経営管理実施権の設定を受けた森林について経営管理を行っていないと認める場合 エ　権利集積配分一括計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合 オ　正当な理由がなくて⑩の報告をしない場合 カ　その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合
⑬　法第 41 条第１項	市町村は、⑫の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。
⑭　法第 41 条第２項	市町村は、⑫の規定による取消しをした公告があったときは、当該取り消された部分に係る経営管理実施権に係る委託は、解除されたものとみなす。
⑮　法第 64 条第１項	国は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第２条第２項に規定する国有林野事業に係る伐採等を他に委託して実施する場合には、林業経営者に委託するように配慮するものとする。
⑯　法第 64 条第２項	森林法第７条の２第１項に規定する国有林を所管する国の機関及び関係地方公共団体は、相互に連携を図り、林業経営者に対し、経営管理に資する技術の普及に努めるものとする。
⑰　法第 65 条	国及び都道府県は、林業経営者に対し、経営管理実施権に基づく経営管理を円滑に行うために必要な指導及び助言を行うものとする。
⑱　法第 66 条	独立行政法人農林漁業信用基金は、林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援を行うことができる。

⑲　法附則第２条	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号）第９条に規定する資金であって林業経営者が貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「12 年」とあるのは、「15 年」とする。

14－４－２　公告・公開の方法

（権利集積配分一括計画の公告等）
第五十二条　市町村は、権利集積配分一括計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。
２　前項の規定による公告があったときは、その公告があった権利集積配分一括計画のうち、前条第二項第一号に定める事項に係る部分にあっては前項の市町村が経営管理権集積計画を定めて第七条第一項の規定により公告したものと、前条第二項第二号に定める事項に係る部分にあっては前項の市町村が経営管理実施権配分計画を定めて第三十七条第一項の規定により公告したものとそれぞれみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第三十五条第二項第六号中「第四条第二項第五号」とあるのは「第五十一条第二項第一号ホ」と、第四十条第二項第二号中「第三十六条第二項各号」とあるのは「第四十四条第二項各号」とする。
３　第一項の規定による公告（前条第四項各号に掲げる事項が定められた権利集積配分一括計画に係るものに限る。第五十四条から第五十六条までにおいて同じ。）があったときは、その公告があった権利集積配分一括計画の定めるところにより所有権が移転する。

（森林経営管理法施行規則）
（権利集積配分一括計画の公告）
第四十九条　法第五十二条第一項の規定による公告は、権利集積配分一括計画を定めた旨及び当該権利集積配分一括計画について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
（権利集積配分一括計画の作成手続の特例に関する準用）
第五十条　第十一条から第二十条まで及び第二十二条から第二十八条までの規定は、法第五十三条において法第二章第二節の規定を準用する場合について準用する。

公告は、権利集積配分一括計画を定めた旨及び当該権利集積配分一括計画について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行う必要があります（規則第 49 条）（別記様式第 93 号）。

なお、公告の終了後、当該権利集積配分一括計画については当該計画により設定された経営管理権及び経営管理実施権の存続期間中、インターネットや市町村の担当課等において公開しておく必要があります（長官通知第 22 の１の(1)）。※

また、市町村は、公告した権利集積配分一括計画について、その写しを林業経営者（経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者）及び関係権利者（当該計画により所有権の移転を行った者を含む。）に送付する等の方法により周知するよう努めるものとします（長官通知第 22 の２）。

※　設定された経営管理権及び経営管理実施権は、公告の後において当該経営管理権及び経営管理実施権に係る森林の所有者となった者に対しても、その効力があります（承継効）。そのため、当該森林に経営管理権及び経営管理実施権が設定されていることを知ら

（されずに購入等をした場合、新たな森林所有者に不測の不利益が生じるおそれがあります。よって、市町村は、14－４－３に記載しているとおり元の森林所有者から事前通知をさせるだけでなく、経営管理権及び経営管理実施権の存続期間中は誰でも当該森林にこれらの権利が設定されている旨を確認できるよう、公告後も権利集積配分一括計画をホームページ等で公開しておくこととします。）

なお、公告・公開に当たっては個人情報の保護の観点から、森林所有者及び関係権利者の氏名又は名称、住所、支払先等が公表されないように黒塗りにする等、十分留意することとします。加えて、所有権の移転に関する事項を記載する場合には、対価や新たに森林の土地の所有者となる者に関する補足事項についても、黒塗りにしてください。

黒塗りに当たっては、電子データ上で図形等により色を重ねるだけでは、PDF 編集等でマスキング部分を取り除くことが可能な場合もあります。このため、インターネット上に PDF を掲載する際は、印刷した紙に黒塗りをした上でスキャン及び電子化する、あるいは予めデータ上で個人情報を削除したものを掲載するなど、個人情報が確実に保護されるようにしてください。また、個人情報が閲覧できない状態になっているかについて、複数人でクロスチェックすることも効果的です。

14－４－３　森林所有者からの権利移転等の通知に対する対応

（権利集積配分一括計画の作成）
第五十一条　（略）
２　権利集積配分一括計画においては、当該権利集積配分一括計画に従って行われる次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を定めるものとする。
一　市町村への経営管理権の集積　次に掲げる事項
イ～ホ　（略）
ヘ　一括計画対象森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件
ト・チ　（略）
二　（略）
３～５　（略）

森林所有者は、一括計画対象森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知する必要があります（法第 51 条第２項第１号へ）。この通知は、設定又は移転を予定している権利の種類及び内容等を記載した書類により行うこととします（別記様式第 89 号参照）。

市町村は、森林所有者から新たに権利を設定又は移転する旨の通知があった場合、権利集積配分一括計画に基づく経営管理に支障がないか確認することとし、経営管理を実施する箇所に立ち

入る権利を設定しようとしている場合等、経営管理に支障があると認められる場合は、森林所有者と協議することが望ましいと考えられます。

なお、市町村は、森林所有者から新たな関係権利者となる予定の者に対して当該森林に経営管理権が設定されている旨を通知させることとします（長官通知第 22 の３の(1)において準用する第７の３の(1)）。その際、新たに関係権利者となる予定の者が、経営管理権が設定されていることに異議を有する場合は、市町村は当該森林の経営管理の状況等を踏まえ、市町村、現に権利集積配分一括計画の当事者である森林所有者、新たに関係権利者となる予定の者の三者で協議をして対応を検討することが望ましいと考えられます。

なお、特に森林所有者が変更となる場合は、市町村は、森林所有者から新たな森林所有者となる予定の者に対して当該森林に経営管理実施権が設定されている旨も合わせて通知させることとします（長官通知第 22 の３の(2)において準用する第 14 の４の(1)）。同時に、市町村は、経営管理実施権の設定を受けている林業経営者に対して森林所有者が変更となる旨の通知を行います。その際、新たな森林所有者となる予定の者が、経営管理実施権が設定されていることに異議を有する場合は、市町村、現に権利集積配分一括計画の当事者である森林所有者、新たに森林所有者となる予定の者及び経営管理実施権の設定を受けている林業経営者の四者で協議をして対応を検討することが望ましいと考えられます。

これらのほか、権利集積配分一括計画の公告後に新たに関係権利者となった者の取扱いについては、

(1)　権利集積配分一括計画のうち、法第 51 条第２項第１号に定める事項（市町村への経営管理権の集積に係る事項）に係る部分の取扱いについては、経営管理権集積計画の場合に準ずるものとします（長官通知第 22 の３の(1)）。※１

(2)　権利集積配分一括計画のうち、法第 51 条第２項第２号に定める事項（構想適合事業者への経営管理実施権の設定に係る事項）に係る部分の取扱いについては、経営管理実施権配分計画の場合に準ずるものとします（長官通知第 22 の３の(2)）。※２

※１　「森林経営管理制度に係る事務の手引（その１　経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成等　編）」２－６－２　公告後に新たに森林所有者となった者の取扱い参照。
※２　「森林経営管理制度に係る事務の手引（その１　経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成等　編）」４－６－２　公告後に新たに森林所有者となった者の取扱い参照。
※３　別記様式第 91 号を参照。

14－５　権利集積配分一括計画の取消し

権利集積配分一括計画の取消しについて、法には権利集積配分一括当該計画の全体を一度に取消す規定はありません。市町村は、権利集積配分一括計画を公告した後、以下の方法により経営管理権の設定に関する事項に係る部分、経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分についてそれぞれ取消しを行うこととなります。

取消し	法第８条及び第 40 条の規定による取消し	14－５－１
	双方合意による取消し 全部取消し 一部取消し その他	14－５－２ 14－５－２－１ 14－５－２－２ 14－５－２－３

14－５－１　法第 52 条で準用する法第８条及び法第 40 条の規定による取消し

（権利集積配分一括計画の公告等）
第五十二条　市町村は、権利集積配分一括計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。
２　前項の規定による公告があったときは、その公告があった権利集積配分一括計画のうち、前条第二項第一号に定める事項に係る部分にあっては前項の市町村が経営管理権集積計画を定めて第七条第一項の規定により公告したものと、前条第二項第二号に定める事項に係る部分にあっては前項の市町村が経営管理実施権配分計画を定めて第三十七条第一項の規定により公告したものとそれぞれみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第三十五条第二項第六号中「第四条第二項第五号」とあるのは「第五十一条第二項第一号ホ」と、第四十条第二項第二号中「第三十六条第二項各号」とあるのは「第四十四条第二項各号」とする。
３　（略）

（経営管理権集積計画の取消し）
第八条　市町村は、経営管理権を有する森林の森林所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことができる。
一　偽りその他不正な手段により市町村に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
二　当該森林に係る権原を有しなくなった場合
三　その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合
（経営管理権集積計画の取消しの公告）
第九条　市町村は、前条の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。
２　前項の規定による公告があったときは、経営管理権集積計画のうち前条の規定により取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなす。

（経営管理実施権配分計画の取消し）
第四十条　市町村は、第九条第二項又は第十五条第二項、第二十三条第二項若しくは第三十二条第二項（これらの規定を第五十三条において準用する場合を含む。）の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該解除に係る経営管理権に基づいて設定された経営管理実施権に係る森林に係る部分を取り消すものとする。
２　市町村は、林業経営者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該林業経営者に係る部分を取り消すことができる。
一　偽りその他不正な手段により市町村に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合
二　第三十六条第二項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
三　経営管理実施権の設定を受けた森林について経営管理を行っていないと認める場合
四　経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
五　正当な理由がなくて前条の報告をしない場合
六　その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合

（経営管理実施権配分計画の取消しの公告等）
第四十一条　市町村は、前条の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。
2　前項の規定による公告があったときは、経営管理実施権配分計画のうち前条の規定により取り消された部分に係る経営管理実施権に係る委託は、解除されたものとみなす。

権利集積配分一括計画の取消しについて、法には権利集積配分一括計画の全体を一度に取消す規定はありません。市町村は、権利集積配分一括計画のうち、経営管理権の設定に関する事項に係る部分については経営管理権集積計画と同様に、経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分については経営管理実施権配分計画と同様に、それぞれ取り消すことができます。なお、所有権の移転に関する事項に係る部分については、正当に効果が発生した後に取り消す（所有権を元の森林所有者に戻す）ことは基本的にはできません。

14－５－１－１　権利集積配分一括計画のうち経営管理権の設定に関する事項に係る部分の取消し

市町村は、権利集積配分一括計画のうち経営管理権の設定に関する事項に係る部分について、経営管理権を有する森林の森林所有者が法第８条第１項各号のいずれかに該当する場合には、権利集積配分一括計画の経営管理権の設定に関する事項に係る部分のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことができます（法第８条）。詳しくは、以下を参照してください。また、別記様式第 94 号～第 96 号を参照してください。

（「森林経営管理制度に係る事務の手引（その１　経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成等　編）」２－７－１　経営管理権集積計画の取消し）

14－５－１－２　権利集積配分一括計画のうち経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分の取消し

市町村は、一括計画対象森林において、法第９条第２項・法第 15 条第第２項・法第 23 条第２項・法第 32 条第２項のいずれかの規定により、権利集積配分一括計画のうち経営管理権の設定に関する事項に係る部分が取り消され、これに基づき、森林所有者から市町村への経営管理権に係る委託が解除されたものとみなされた場合には、権利集積配分一括計画のうち経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分のうち、当該解除に係る部分を取り消す必要があります（法第 40 条第１項）。また、市町村は、林業経営者（経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者）が法第 40 条第２項各号のいずれかに該当する場合には、権利集積配分一括計画の経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分のうち当該林業経営者に係る部分を取り消すことができます（法第 40 条第２項）。詳しくは、以下を参照してください。また、別記様式第 100 号及び第 101 号を参照してください。

（「森林経営管理制度に係る事務の手引（その１　経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成等　編）」４－９－１　経営管理実施権配分計画の取消し）

14－５－２　双方合意による権利集積配分一括計画の取消し

14－５－２－１　全部取消し

14－５－２－１－１　権利集積配分一括計画のうち経営管理権の設定に関する事項に係る部分の全部取消し

14－５－１－１で記載した、法第 52 条において準用する法第８条の規定による取消しのほか、市町村は、全ての関係権利者と市町村との合意があれば、権利集積配分一括計画のうち経営管理権の設定に関する事項に係る部分の全部を取り消すことができます。詳しくは、以下を参照してください。また、別記様式第 97 号～第 99 号を参照してください。

「森林経営管理制度に係る事務の手引（その１　経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成等　編）」２－７－２－１　経営管理権集積計画の全部取消し

14－５－２－１－２　権利集積配分一括計画のうち経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分の全部取消し

14－５－１－２で記載した、法第 52 条において準用する法第 40 条の規定による取消しのほか、市町村は、林業経営者と市町村との合意があれば、権利集積配分一括計画のうち経営管理実施権に関する事項に係る部分の全部を取り消すことができます。詳しくは、以下を参照してください。また、別記様式第 102 号及び第 104 号を参照してください。

「森林経営管理制度に係る事務の手引（その１　経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成等　編）」４－９－２－１　経営管理実施権配分計画の全部取消し

14－５－２－２　一部取消し

14－５－２－２－１　権利集積配分一括計画のうち経営管理権の設定に関する事項に係る部分の一部取消し

14－５－２－１－１の双方合意による全部取消しのほか、市町村は、関係権利者と市町村との合意があれば、権利集積配分一括計画のうち経営管理権の設定に関する事項に係る部分をその対象森林の一部について取り消すこともできます。詳しくは、以下を参照してください。また、別記様式第 97 号～第 99 号を参照してください。

「森林経営管理制度に係る事務の手引（その１　経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成等　編）」２－７－２－２　経営管理権集積計画の一部取消し

14－５－２－２－２　権利集積配分一括計画のうち経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分の一部取消し

14－５－２－１－２の双方合意による全部取消しのほか、市町村は、林業経営者と市町村との合意があれば、権利集積配分一括計画のうち経営管理実施権に関する事項に係る部分をその対象森林の一部について取り消すこともできます。詳しくは、以下を参照してください。また、別記様式第 102 号～第 104 号を参照してください。

「森林経営管理制度に係る事務の手引（その１　経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成等　編）」４－９－２－２　経営管理実施権配分計画の一部取消し

14－５－２－３　経営管理及び経営管理実施権の内容を変更する必要が生じた場合

権利集積配分一括計画は原則として変更することはできません。（ただし、関係権利者が変更となった場合については、市町村の職権により権利集積配分一括計画に記載された関係権利者の名義を変更することが可能です。）

一度、権利集積配分一括計画により経営管理権及び経営管理実施権を設定した森林において、これらの権利の存続期間中にその内容を変更する必要が生じた場合には、14－５－１又は14－５－２により関係権利者及び林業経営者の合意を得て権利集積配分一括計画を取り消し、新たな権利集積配分一括計画を作成・公告する必要があります。

なお、権利集積配分一括計画は、集約化構想において定められた構想森林及び構想適合事業者についてのみ、定めることができるものです（法第 51 条第１項）（14－２参照）。このため、通常、内容を変更した新たな権利集積配分一括計画を改めて作成・公告する場合には、その前提となる集約化構想も新たに作成・公告し直す必要があります。（例えば、元の集約化構想で構想森林として定められていなかった森林を一括計画対象森林に加えたい場合、元の集約化構想で定められていた構想適合事業者とは別の者を構想適合事業者としたい場合など。）

ただし、元の集約化構想の期間（おおむね 10 年を超えない範囲内の期間。13－６－２－１参照。）が未だ終了しておらず、かつ、新たな権利集積配分一括計画の内容も元の集約化構想の内容の範囲内である場合には、改めて新しい集約化構想を作成・公告し直す必要はありません。（例えば、元の集約化構想で既に構想森林として定められていた森林について、構想適合事業者は変えずに一括計画対象森林へ加えたい場合など。）

権利集積配分一括計画を作成するに当たっては、経営管理権及び経営管理実施権の存続期間を始めとする計画内容について、関係権利者や林業経営者と念入りに協議することが望ましいと考えられます。

14－５－３　権利集積配分一括計画の各部分取消し時の対応

権利集積配分一括計画には、①経営管理権の設定に関する事項（経営管理権集積計画）、②経営管理実施権の設定に関する事項（経営管理実施権配分計画）、③所有権の移転に関する事項の３つの要素があります。①に係る部分を取り消す場合と②に係る部分を取り消す場合の手続については、14－５－１及び 14－５－２に記載したとおりですが、これらの対応関係について、整理して示します。なお、③に係る部分については、正当に効果が発生した後に取り消す（所有権を元の森林所有者に戻す）ことは基本的にはできません。

①　権利集積配分一括計画のうち、経営管理権の設定に関する事項に係る部分の全部又は一部を取り消した場合、合わせて、経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分のうち当該取消しに係る部分を取り消すこととなります（図 33 左図参照）。

② 権利集積配分一括計画のうち、経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分のみを取り消した場合、当該権利集積配分一括計画は、経営管理権の設定に関する事項に係る部分のみが引き続き効力を有している状態となります。すなわち、経営管理権集積計画のみを作成しているのと同様の状態となることから、市町村は経営管理権に基づき、その期間内において、

（ア）法第 33 条第１項の規定により、市町村森林経営管理事業を実施すること

（イ）法第 35 条第１項の規定により、経営管理実施権配分計画を定めることにより、改めて民間事業者を選定し、経営管理実施権の設定を行うこと

のいずれかを実施することとなります（長官通知第 22 の４）。また、（イ）の場合において、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者を定めるときは、法第 36 条第３項の規定に基づき都道府県によって公表された民間事業者の中から、公正な方法（企画提案の公募）により選定するものとします（長官通知第 22 の４）（図 33 右図参照）。

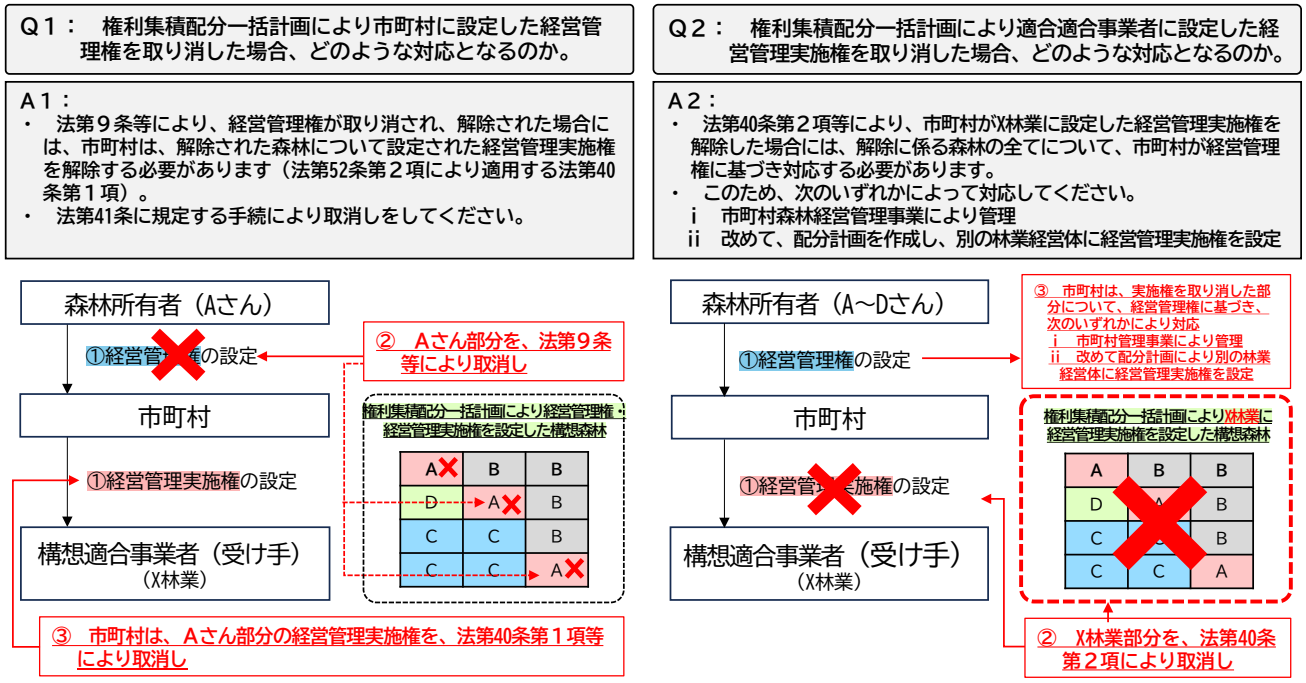


図 33：権利集積配分一括計画を取り消すことになった場合の対応方法

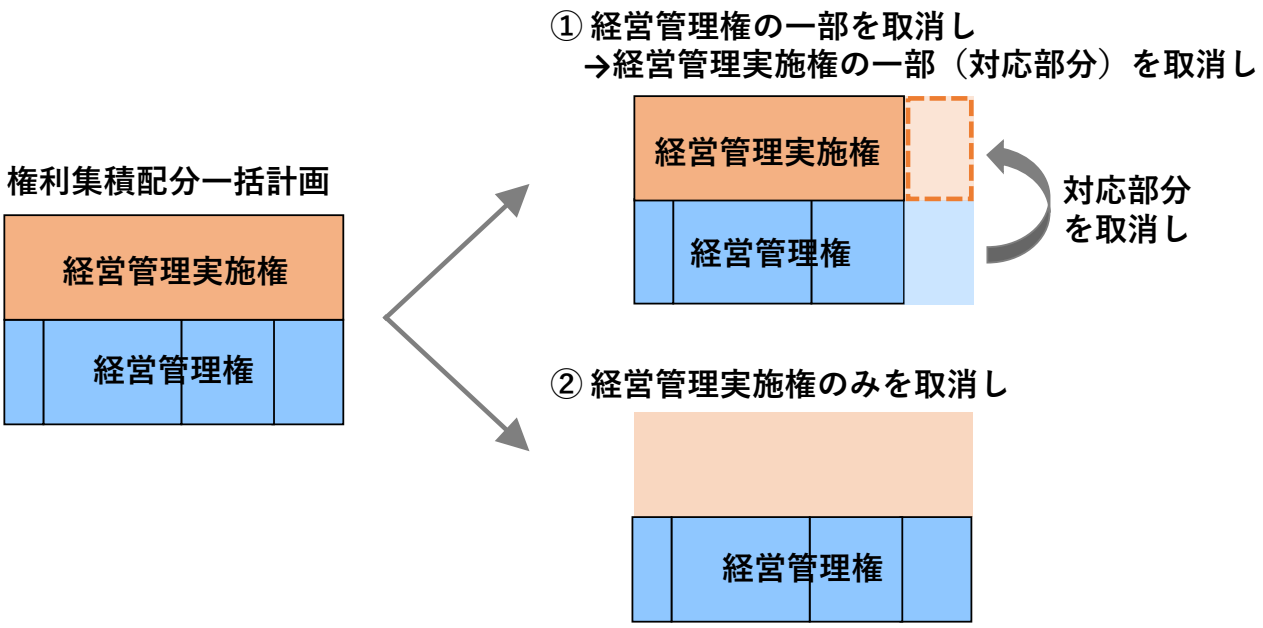


図　34：権利集積配分一括計画の取消しのパターン

14－６　権利集積配分一括計画の特例等①

14－６－１　登記の特例

権利集積配分一括計画に基づき森林の所有権移転を行った場合、法による特例として、所有権の移転を受けた構想適合事業者からの請求があれば、市町村は当該所有権移転の登記を嘱託しなければなりません（法第 54 条等）。

14－６－１－１　登記の特例

（登記の特例）
第五十四条　第五十二条第一項の規定による公告があった権利集積配分一括計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法の特例を定めることができる。

（森林経営管理法による不動産登記に関する政令）
（趣旨）
第一条　この政令は、森林経営管理法（以下「法」という。）第五十四条の規定による不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の特例を定めるものとする。

（参考：不動産登記法）
（共同申請）
第六十条　権利に関する登記の申請は、法令に別段の定めがある場合を除き、登記権利者及び登記義務者が共同してしなければならない。

不登法上、権利に関する登記の申請は、法令に別段の定めがあるときを除き、登記権利者及び登記義務者が共同してすることとされており（同法第 60 条）、権利集積配分一括計画に基づき構想森林の立木竹及び土地の所有権の移転が行われた場合には、登記権利者である構想適合事業者と登記義務者である森林所有者が共同して当該移転の登記を申請するのが原則です（長官通知第 23 の９）。また、この際、登記義務者において相続登記が行われていないなど、登記記録が現状と合っていない場合は、登記義務者は住所等の変更・更正の登記、所有権保存の登記、相続等による所有権移転の登記などを予め行う必要があります（図 35 左図）。

しかしながら、権利集積配分一括計画による所有権の移転は、権利関係を早期に安定させ経営管理の集約化を図るという政策目的を実現するものであることから、法第 54 条の規定に基づいて制定された森林経営管理法による不動産登記に関する政令（令和７年政令第 415 号。以下「森林登記令」という。）において、特例が定められました。これは、所有権の移転を受けた構想適合事業者から市町村に請求があった場合には、市町村に対して、当該移転の登記手続を単独で行う嘱託(※)権限を付与するとともに、これを義務付けるものです（長官通知第 23 の９、図 35 右図）。

※　国や地方公共団体が登記官に対して登記を要請することを嘱託といい、公的機関が関与する手続きは私人による申請とは区別されます。公的機関が登記義務者若しくは登記権利者である登記の手続、又は、国・地方公共団体が登記義務者や登記権利者でないものの一定の手続を主宰する立場から私人のため登記官に登記を促す手続のことをいい、基本的には、申請による登記に準じるものです。

森林登記令における嘱託登記は図 36 のような流れで進めます。

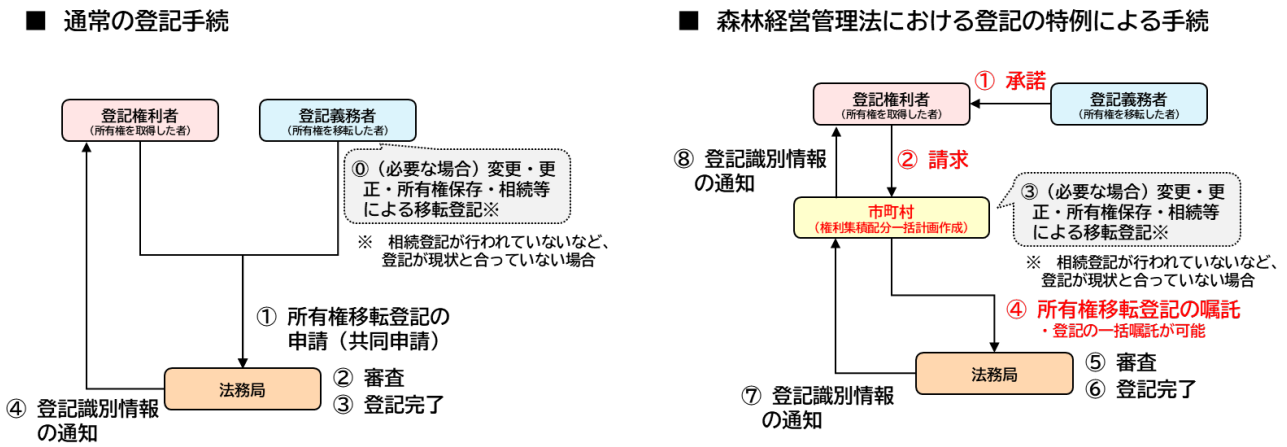


図　35：所有権移転に係る登記手続きの通常フロー（左図）と森林経営管理法における登記の特例によるフロー（右図）

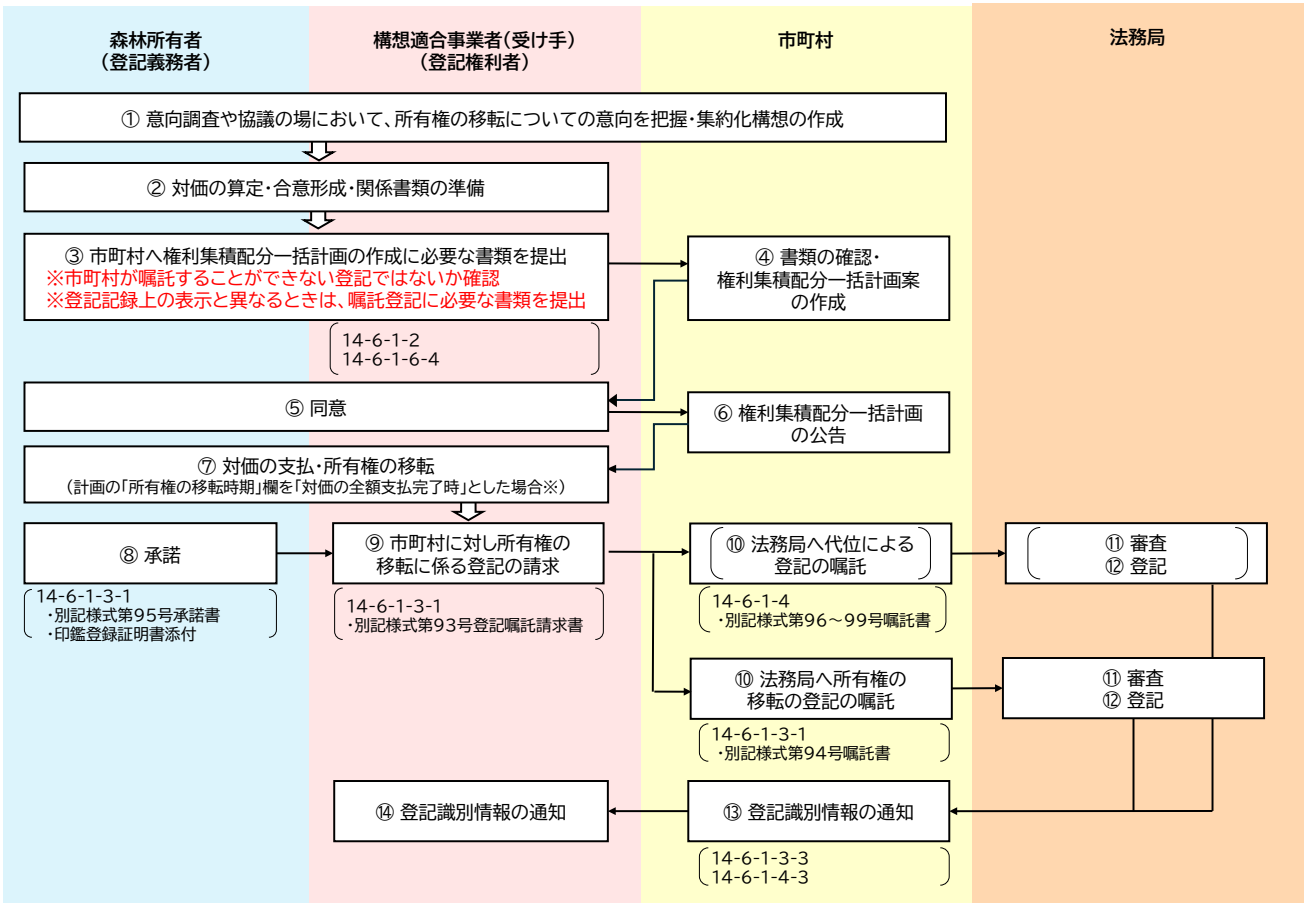


図　36：森林登記令に基づく嘱託登記のフロー

14－6－1－2 嘱託登記の範囲

（森林経営管理法による不動産登記に関する政令）
（所有権の移転の登記の嘱託）
第二条 法第五十二条第一項の規定による公告（法第五十一条第四項各号に掲げる事項が定められた権利集積配分一括計画に係るものに限る。次条において同じ。）があった権利集積配分一括計画に係る土地について、法第五十二条第三項の規定により所有権が移転した場合において、当該所有権の移転を受けた構想適合事業者の請求があるときは、市町村は、当該構想適合事業者のために、所有権の移転の登記を嘱託しなければならない。
（略）
（代位による登記の嘱託）
第五条 市町村は、第二条の規定により登記を嘱託する場合において、必要があるときは、次の各号に掲げる登記をそれぞれ当該各号に定める者に代わって嘱託することができる。
一 土地の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記 表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人その他の一般承継人
二 所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記 所有権の登記名義人又はその相続人その他の一般承継人
三 所有権の保存の登記 表題部所有者又はその相続人その他の一般承継人
四 相続その他の一般承継による所有権の移転の登記 相続人その他の一般承継人

法第 52 条第３項の規定により所有権が移転した場合における所有権の移転の登記については、所有権を取得した構想適合事業者の請求があるときは、市町村は、所有権の移転の登記を嘱託しなければなりません（森林登記令第２条、長官通知第 23 の９別紙２第１）（14－６－１－３を参照）。

また、市町村が、森林登記令第２条の所有権の移転の登記を嘱託する場合において、必要があるときは、その前提として森林登記令第５条により次の表 15 の（１）～（４）の登記を同条各号に定める者に代わって嘱託することができます（森林登記令第５条）。これを代位による登記といいます（14－６－１－４を参照）。

表 15：代位による登記

	森林登記令第５条に定める登記	森林登記令第５条に定める者
（１）	土地の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記	表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人その他の一般承継人
（２）	所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記	所有権の登記名義人又はその相続人その他の一般承継人
（３）	所有権の保存の登記	表題部所有者又はその相続人その他の一般承継人
（４）	相続その他の一般承継による所有権の移転の登記	相続人その他の一般承継人

一方で、次の（１）～（４）の登記は、森林登記令に基づき市町村が嘱託することはできないため、権利集積配分一括計画を作成するに当たり、事前に、これらの登記は特例の対象外となり、不登法に基づき関係者自身が申請する必要がある旨説明してください。

（1） 表題登記がない土地の表題登記

（2） 一筆の土地の一部につき所有権を移転しようとする場合における分筆の登記又は甲地を乙地に合併する場合における合筆の登記

（3） 土地の所有権を移転した者が次の①～③以外の者である場合における当該土地の所有権を移転した者のための当該所有権の移転又は当該所有権の保存の登記

①所有権の登記名義人

②登記記録の表題部に所有者として記録された者

③①又は②の者の相続人

（4） 売買等により所有権の移転の登記がなされた後に当該売買等が解除されたが、当該所有権の移転の登記の抹消が未了の土地につき、法第 52 条第 3 項の規定により所有権を移転しようとする場合における当該所有権の移転の登記の抹消等

14－6－1－3 所有権を取得した者のための所有権の移転の登記の嘱託

14－6－1－3－1 嘱託登記

（森林経営管理法による不動産登記に関する政令）

（所有権の移転の登記の嘱託）

第二条 法第五十二条第一項の規定による公告（法第五十一条第四項各号に掲げる事項が定められた権利集積配分一括計画に係るものに限る。次条において同じ。）があった権利集積配分一括計画に係る土地について、法第五十二条第三項の規定により所有権が移転した場合において、当該所有権の移転を受けた構想適合事業者の請求があるときは、市町村は、当該構想適合事業者のために、所有権の移転の登記を嘱託しなければならない。

（嘱託による登記手続）

第三条 前条の規定により登記を嘱託する場合には、不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第三条各号に掲げる事項のほか、前条の規定により登記を嘱託する旨を嘱託情報の内容とし、かつ、法第五十二条第一項の規定による公告があったことを証する情報及び登記義務者の承諾を証する当該登記義務者が作成した情報をその嘱託情報と併せて登記所に提供しなければならない。

（不動産登記令）

項	登記	申請情報	添付情報
一～二十七 （略）			
所有権に関する登記			
二十八～二十九 （略）			
三十	所有権の移転の登記		イ 登記原因を証する情報 ロ 法第六十三条第三項の規定により登記権利者が単独で申請するときは、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）及び遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）によって所有権を取得したことを証する情報 ハ 登記名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）
三十一～七十五 （略）			

別表（第三条、第七条関係）

権利集積配分一括計画の公告があったときに、法第 52 条第３項の規定により当該権利集積配分一括計画の定めるところによって所有権の移転が行われた場合において、所有権を取得した構想適合事業者から市町村に対して嘱託による当該移転の登記の請求（別記様式第 105 号）があったときは、市町村は、速やかに、その者のために当該登記を嘱託しなければなりません（森林登記令第２条）。

所有権を取得した構想適合事業者は、市町村に対して、以下のア～ウの添付情報を揃えた上で当該移転の登記の請求をします。

ア　登記義務者の承諾を証する当該登記義務者が作成した情報（印鑑登録証明書添付、別記様式第 107 号。森林登記令第３条）

イ　所有権を取得した者の住所を証する情報（個人にあっては住民票の写し、法人にあっては会社法人等番号等）

ウ　登録免許税の額に相当する金額の収入印紙や納付に係る領収証書等の添付

（その他、代位による登記が必要な場合は、相続その他の一般承継があったことを証する情報、地積測量図、所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更（更正）を証する情報等）

ウの登録免許税については、14－６－１－６－３を参照してください。

市町村は、所有権の移転の登記の嘱託について、構想適合事業者から請求のあった添付情報を含む以下のア～オの添付情報により登記所に登記を嘱託します。（森林登記令第３条及び不動産登記令（平成 16 年政令第 379 号）別表の 30 の項）（別記様式第 106 号）。

ア　権利集積配分一括計画（別記様式第 88 号）の全部の写し

イ　別記様式第 93 号など法第 52 条第１項の規定による公告があったことを証する情報

ウ　登記義務者の承諾を証する当該登記義務者が作成した情報（印鑑登録証明書添付、別記様式第 107 号。森林登記令第３条）

エ　所有権を取得した者の住所を証する情報（個人にあっては住民票の写し、法人にあっては会社法人等番号等）

オ　登録免許税の額に相当する金額の収入印紙や納付に係る領収証書等の添付

ア権利集積配分一括計画の全部の写しを添付するにあたっては、個人情報の保護の観点から、所有権を取得する者以外の構想適合事業者並びに登記義務者以外の森林所有者及び関係権利者の名称・住所、支払先、所有権の移転の対価、国籍等の情報を法務局へ提供することながいように黒塗りにする等、十分留意することとします。

なお、登記嘱託情報の作成に当たっては、登記原因は「森林経営管理法に基づく権利集積配分一括計画による売買」等と記載し、登記原因の日付は、権利集積配分一括計画に定める所有権の移転の時期（14－３－２－４を参照）を記載します。

14－６－１－３－２　登記の一括嘱託

（不動産登記令第四条の特例等を定める省令）
（一の嘱託情報によってすることができる所有権の移転の登記）
第二十七条　同一の権利集積配分一括計画に基づく二以上の不動産についての森林経営管理法による不動産登記に関する政令（令和七年政令第四百十五号。以下この章において「令」という。）第二条の規定による登記の嘱託は、不動産登記令第四条本文の規定にかかわらず、登記権利者が同一人である場合には、登記の目的又は登記原因が同一でないときでも、一の嘱託情報によってすることができる。

同一の権利集積配分一括計画に基づき数個の不動産について所有権の移転の登記を嘱託する場合には、登記権利者が同一人である場合に限り、登記原因又は登記の目的が同一でないときでも同一の嘱託書ですることが可能です（不動産登記令第四条の特例等を定める省令（平成 17 年法務省令第 22 号）第 27 条）。

2つ以上の不動産について、登記原因又は登記の目的が同一でないとき（登記義務者が異なる場合を含む）、同一の嘱託書で所有権の移転の登記を嘱託することができる

土地の表示					登記原因及びその日付	登記義務者	課税価額
何　郡　何　町							
不　動　産　番　号	1234567890123						
丁目・大字・字	地番	地目	地積㎡				
字甲	123番	山林	100		令和８年８月２日森林経営管理法に基づく権利集積配分一括計画による売買	何郡何町大字甲１番地 乙　某	金　　円
不　動　産　番　号	1234567890124						
字丙	504番	山林	200		同上	何郡何町大字丁３番地 株式会社戊　某 会社法人等番号 123456789012	金　　円

図 37：登記の一括嘱託の記載例（別記様式第 106 号）

14－６－１－３－３　登記識別情報の通知

（森林経営管理法による不動産登記に関する政令）
（登記識別情報の通知）
第四条　登記官は、第二条の規定による嘱託に基づき同条の登記を完了したときは、速やかに、登記権利者のために登記識別情報を嘱託者に通知しなければならない。
２　前項の規定により登記識別情報の通知を受けた嘱託者は、遅滞なく、これを同項の登記権利者に通知しなければならない。

法務局で登記が完了すると、登記官から速やかに市町村長に登記識別情報が通知されます（森林登記令第４条第１項）。

登記識別情報とは、登記名義人が登記を申請する場合に、登記名義人自らが当該登記を申請していることを確認するために用いられる符号その他の情報であり、登記名義人を識別することができるものです（不動産登記法第２条第 14 号）。

市町村は、法務局から所有権の移転の登記に係る登記識別情報の通知を受けたときは、遅滞なく、これを登記権利者に通知しなければなりません（森林登記令第４条第２項）。

14－６－１－４　代位による登記の嘱託

14－６－１－４－１　代位による登記の嘱託

（森林経営管理法による不動産登記に関する政令）
（代位による登記の嘱託）
第五条　市町村は、第二条の規定により登記を嘱託する場合において、必要があるときは、次の各号に掲げる登記をそれぞれ当該各号に定める者に代わって嘱託することができる。
一　土地の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記　表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人その他の一般承継人
二　所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記　所有権の登記名義人又はその相続人その他の一般承継人
三　所有権の保存の登記　表題部所有者又はその相続人その他の一般承継人
四　相続その他の一般承継による所有権の移転の登記　相続人その他の一般承継人

（不動産登記令）
（添付情報）
第七条　登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。
一　申請人が法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、次に掲げる情報
イ　会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下このイにおいて同じ。）を有する法人にあっては、当該法人の会社法人等番号
ロ　イに規定する法人以外の法人にあっては、当該法人の代表者の資格を証する情報
二　代理人によって登記を申請するとき（法務省令で定める場合を除く。）は、当該代理人の権限を証する情報
三　民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって登記を申請するときは、代位原因を証する情報
四　法第三十条の規定により表示に関する登記を申請するときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。第十六条第二項及び第十七条第一項を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）
五　権利に関する登記を申請するときは、次に掲げる情報
イ　法第六十二条の規定により登記を申請するときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）
ロ　登記原因を証する情報。ただし、次の（１）又は（２）に掲げる場合にあっては当該（１）又は（２）に定めるものに限るものとし、別表の登記欄に掲げる登記を申請する場合（次の（１）又は（２）に掲げる場合を除く。）にあっては同表の添付情報欄に規定するところによる。
（１）　法第六十三条第一項に規定する確定判決による登記を申請するとき　執行力のある確定判決の判決書の正本（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの正本を含む。以下同じ。）
（２）　法第百八条に規定する仮登記を命ずる処分があり、法第百七条第一項の規定による仮登記を申請するとき　当該仮登記を命ずる処分の決定書の正本
ハ　登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報
六　前各号に掲げるもののほか、別表の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同表の添付情報欄に掲げる情報
２　前項第一号及び第二号の規定は、不動産に関する国の機関の所管に属する権利について命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員が登記の嘱託をする場合には、適用しない。
３　次に掲げる場合には、第一項第五号ロの規定にかかわらず、登記原因を証する情報を提供することを要しない。

一　法第六十九条の二の規定により買戻しの特約に関する登記の抹消を申請する場合
二　所有権の保存の登記を申請する場合（敷地権付き区分建物について法第七十四条第二項の規定により所有権の保存の登記を申請する場合を除く。）
三　法第百十一条第一項の規定により民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十三条第一項の規定による処分禁止の登記（保全仮登記とともにしたものを除く。次号において同じ。）に後れる登記の抹消を申請する場合
四　法第百十一条第二項において準用する同条第一項の規定により処分禁止の登記に後れる登記の抹消を申請する場合
五　法第百十三条の規定により保全仮登記とともにした処分禁止の登記に後れる登記の抹消を申請する場合

別表（第三条、第七条関係）

項	登記	申請情報	添付情報
表示に関する登記に共通する事項			
一～三（略）			
土地の表示に関する登記			
四（略）			
五	地目に関する変更の登記又は更正の登記	変更後又は更正後の地目	
六	地積に関する変更の登記又は更正の登記（十一の項の登記を除く。）	変更後又は更正後の地積	地積測量図
七～十一（略）			
建物の表示に関する登記			
十二～二十一　（略）			
権利に関する登記に共通する事項			
二十二（略）			
二十三	登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記	イ　変更後又は更正後の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所 ロ　当該登記名義人（所有権の登記名義人に限る。）が法人であるときは、法人識別事項（法人識別事項が既に登記されているときを除く。） ハ　変更後又は更正後の所有権の登記名義人の住所が国内にないときは、国内連絡先事項（国内連絡先事項が既に登記されているときを除く。）	当該登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）
二十四～二十七（略）			
所有権に関する登記			

二十八	所有権の保存の登記（法第七十四条第一項各号に掲げる者が申請するものに限る。）	イ　申請人が法第七十四条第一項各号に掲げる者のいずれであるか。 ロ　法第七十四条第一項第二号又は第三号に掲げる者が表題登記がない建物について申請する場合において、当該表題登記がない建物が敷地権のある区分建物であるときは、次に掲げる事項 （１）　敷地権の目的となる土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番、地目及び地積 （２）　敷地権の種類及び割合	イ　表題部所有者の相続人その他の一般承継人が申請するときは、相続その他の一般承継による承継を証する情報（市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）を含むものに限る。） ロ　法第七十四条第一項第二号に掲げる者が申請するときは、所有権を有することが確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。）によって確認されたことを証する情報 ハ　法第七十四条第一項第三号に掲げる者が申請するときは、収用によって所有権を取得したことを証する情報（収用の裁決が効力を失っていないことを証する情報を含むものに限る。） ニ　登記名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報） ホ　法第七十四条第一項第二号又は第三号に掲げる者が表題登記がない土地について申請するときは、当該土地についての土地所在図及び地積測量図 ヘ　法第七十四条第一項第二号又は第三号に掲げる者が表題登記がない建物について申請するときは、当該建物についての建物図面及び各階平面図 ト　へに規定する場合（当該表題登記がない建物が区分建物である場合に限る。）において、当該区分建物が属する一棟の建物の敷地について登記された所有権、地上権又は賃借権の登記名義人が当該区分建物の所有者であり、かつ、区分所有法第二十二条第一項ただし書の規約における別段の定めがあることその他の事由により当該所有権、地上権又は賃借権が当該区分建物の敷地権とならないときは、当該事由を証する情報 チ　へに規定する場合において、当該表題登記がない建物が敷地権のある区分建物であるときは、次に掲げる情報 （１）　敷地権の目的である土地が区分所有法第五条第一項の規定により建物の敷地となった土地であるときは、同項の規約を設定したことを証する情報 （２）　敷地権が区分所有法第二十二条第二項ただし書の規約で定められている割合によるものであるときは、当該規約を設定したことを証する情報 （３）　敷地権の目的である土地が他の登記所の管轄区域内にあるときは、当該土地の登記事項証明書
二十九 （略）			
三十	所有権の移転の登記		イ　登記原因を証する情報 ロ　法第六十三条第三項の規定により登記権利者が単独で申請するときは、相続があったこ

			とを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）及び遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）によって所有権を取得したことを証する情報 ハ　登記名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）
三十一～七十五（略）			

（不動産登記規則）
（添付情報の省略等）
第三十七条　同一の登記所に対して同時に二以上の申請をする場合において、各申請に共通する添付情報があるときは、当該添付情報は、一の申請の申請情報と併せて提供することで足りる。
２　前項の場合においては、当該添付情報を当該一の申請の申請情報と併せて提供した旨を他の申請の申請情報の内容としなければならない。

森林登記令第５条の規定による代位による登記は、権利集積配分一括計画の定めるところに従い所有権の移転の効果が生じ（一般的には、権利集積配分一括計画に定める対価の支払期限までに対価が支払われ、当該権利集積配分一括計画に定める所有権の移転の時期が到来したときに効果が生じるとすることが想定されます。）、所有権を取得した構想適合事業者から市町村に対して嘱託による所有権の移転の登記の請求がされた日から行うことができます。当該登記は、当該所有権の移転について第三者に対する対抗力を与え、権利集積配分一括計画に係る所有権の移転の手続を完結させるものであることから、市町村は、当該請求があった場合には、速やかに、登記の嘱託を行う必要があります。

代位による登記の嘱託は、次の（１）～（４）の場合に行うことができます。

（１）土地の表示に関する登記事項の変更又は更正の登記

添付情報は、以下のとおりです（不動産登記令第７条及び別表の５又は６の項）（別記様式第 108 号）。

ア　代位原因を証する情報としての権利集積配分一括計画の全部又は一部の写し及び法第 52 条第１項の規定による公告があったことを証する情報

イ　地積測量図（「地積変更（更正）」の場合に限る。）。

ウ　相続その他の一般承継があったことを証する情報（相続人その他の一般承継人に代わって嘱託する場合に限る。）

アの権利集積配分一括計画の全部の写しを添付するにあたっては、14－６－１－３－１アと同様に、個人情報の保護の観点から、所有権を取得する者以外の構想適合事業者並びに登記義務者以外の森林所有者及び関係権利者の名称・住所、支払先、所有権の移転の対価、国籍等の情報を法務局へ提供することながいように黒塗りにする等、十分留意することとします。ま

た、ア権利集積配分一括計画の一部の写しを添付するにあたっては、土地の表示に関する登記事項がわかる情報を含む情報を添付することとなる。

ウの相続その他の一般承継があったことを証する情報とは、個人にあっては戸籍（又は除籍）の全部事項証明書若しくは個人事項証明書又は法定相続証明情報、その他必要に応じ、遺産分割協議書（印鑑証明書添付）等、法人にあっては会社法人等番号や法人合併の記載がある商業・法人登記の閉鎖事項証明書等です。

（２）所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記

添付情報は、以下のとおりです（不動産登記令第７条及び別表の 23 の項）（別記様式第 109 号）。

ア　代位原因を証する情報としての権利集積配分一括計画の全部又は一部の写し及び法第 52 条第１項の規定による公告があったことを証する情報

イ　変更（更正）を証する情報

ウ　相続その他の一般承継があったことを証する情報（相続人その他の一般承継人に代わって申請する場合に限る。）

イの変更（更正）を証する情報とは、個人にあっては住所変更の場合は住民票の写し、氏名変更の場合は戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書、法人にあっては商業・法人登記の全部事項証明書又は一部事項証明書、錯誤にあってはこれを証する情報（例えば個人の場合は、通常は住民票の写し、不在籍証明書、不在住証明書等）です。

アの代位原因を証する情報とは、（１）アと同様、ウの相続その他の一般承継があったことを証する情報とは、（１）ウと同様です。

（３）所有権の保存の登記

添付情報は、以下のとおりです（不動産登記令第７条及び別表の 28 の項）（別記様式第 110 号）。

ア　代位原因を証する情報としての権利集積配分一括計画の全部又は一部の写し及び法第 52 条第１項の規定による公告があったことを証する情報

イ　所有権を取得した者の住所を証する情報（個人にあっては住民票の写し、法人にあっては会社法人等番号等）

ウ　相続その他の一般承継があったことを証する情報

アの代位原因を証する情報とは、（１）アと同様、ウの相続その他の一般承継があったことを証する情報とは、（１）ウと同様です。

（４）相続その他一般承継による所有権の移転の登記

添付情報は、（３）と同様です（不動産登記令第７条及び別表の 30 の項）（別記様式第 111 号）。

表 16：代位による登記の嘱託に必要な添付情報

	(1)土地の表示に関する登記事項の変更又は更正の登記	(2)所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記	(3)所有権の保存の登記	(4)相続その他一般承継による所有権の移転の登記
代位原因を証する情報としての権利集積配分一括計画の全部又は一部の写し(※)	○	○	○	○
法第52条第1項の規定による公告があったことを証する情報(※)	○	○	○	○
地積測量図	△ 「地積変更(更正)」の場合に限る			
所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所の変更を証する情報		○ 変更の登記の場合		
（個人の場合） ・住所変更 住民票の写し ・氏名変更 戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書		△		
（法人の場合） 商業・法人登記の全部事項証明書又は一部事項証明書		△		
錯誤を証する情報 (個人の場合、住民票の写し、不在籍証明書、不在住証明書等)		○ 更正の登記の場合		
住所を証する情報			○	○
（個人の場合） 住民票の写し			△	△
（法人の場合） 会社法人等番号			△	△
相続その他の一般承継があったことを証する情報	○ 相続人その他の一般承継人に代わって嘱託する場合に限る	○ 相続人その他の一般承継人に代わって嘱託する場合に限る	○	○
（個人の場合） 戸籍(又は除籍)の全部事項証明書若しくは個人事項証明書又は法定相続証明情報、その他必要に応じ、遺産分割協議書(印鑑証明書添付)等	△	△	△	△
（法人の場合） 法人にあっては会社法人等番号や法人合併の記載がある商業・法人登記の閉鎖事項証明書等	△	△	△	△

（△：個人の場合又は法人の場合により必要となる情報が異なる）

（※）代位原因を示すものとしての権利集積配分一括計画書の全部又は一部の写し及び法 52 条第１項の規定による公告があったことを証する情報については、森林登記令第２条に基づき所有権を取得した構想適合事業者のために所有権の移転の登記を嘱託する場合の添付情報と同様の

ため、「後件添付」として代位による登記の嘱託に係る添付を省略しても差し支えありません（不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 37 条）。

14－６－１－４－２　代位による登記の一括嘱託

（不動産登記令）
（申請情報の作成及び提供）
第四条　申請情報は、登記の目的及び登記原因に応じ、一の不動産ごとに作成して提供しなければならない。ただし、同一の登記所の管轄区域内にある二以上の不動産について申請する登記の目的並びに登記原因及びその日付が同一であるときその他法務省令で定めるときは、この限りでない。

（不動産登記令第四条の特例等を定める省令）
（一の嘱託情報によってすることができる代位登記）
第二十八条　令第五条第一号及び第二号に掲げる登記の嘱託は、不動産登記令第四条本文の規定にかかわらず、登記の目的又は登記原因が同一でないときでも、当該各号に掲げる登記ごとに、一の嘱託情報によってすることができる。

同一の権利集積配分一括計画に基づき数個の不動産について書面により代位による登記の嘱託を行う場合の取扱いは、（１）～（３）のとおりです。

（１）不動産登記令第４条において、申請情報は、登記の目的及び登記原因に応じ、一の不動産ごとに作成して申請しなければならないと規定されていますが、例外として、不動産登記令第四条の特例等を定める省令第 28 条により、
①　土地の表題部の登記事項（地目、地積）に関する変更の登記又は更正の登記（図 38）（14－６－４－１の（１））
②　所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記（14－６－４－１の（２））
については、登記原因又は登記の目的が同一でないときでも①及び②の登記ごとに同一の嘱託書ですることが可能です。

（２）所有権の保存の登記については、登記原因は存在せず、登記の目的は全て「所有権の保存」で同一であることから、登記を受ける者が同一人である限り、同一の嘱託書ですることが可能です（不動産登記令第４条）。ただし、代位による登記と所有権の移転の登記を同一の嘱託書で行うことはできないため留意が必要です。所有権の保存の登記を同一の嘱託書でする場合、代位による登記は別記様式第 110 号の嘱託書により、所有権の移転の登記は別記様式第 106 号の嘱託書により行います。

（３）代位による登記の嘱託は、登記嘱託書を提出する方法によることのほか、オンラインで登記嘱託情報を提供する方法によることも可能です。
法務省の web サイトに不動産登記の電子申請（オンライン申請）について公開されていますので、参考にしてください。

参考：不動産登記のオンライン申請

不動産登記の申請は、法務局（登記所）等の窓口に出向くことなく、インターネットを利用して電子申請（オンライン申請）ですることができます。オンライン申請による場合の手続や操作等については、以下の法務省 web サイトを参照してください。

（不動産登記の電子申請（オンライン申請）について）
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji72.html
（「登記・供託オンライン申請システム」）
https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/toukinet/fudosan/fudosan.html#fudosanShinsei



図 38：代位による登記の一括嘱託の記載例（土地の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記の場合（別記様式第 108 号））

14－6－1－4－3　登記識別情報の通知

（森林経営管理法による不動産登記に関する政令）
（代位による登記の登記識別情報）
第六条　第四条の規定は、前条の規定による嘱託に基づいて同条第三号又は第四号に掲げる登記を完了したときについて準用する。

14－6－1－4－1の（3）所有権の保存の登記及び（4）相続その他一般承継による所有権の移転の登記について、法務局から登記識別情報の通知を受けた市町村は、遅滞なく、これを登記権利者（所有権を取得した構想適合事業者）に通知しなければなりません（森林登記令第６条）。

なお、14－6－1－4－1の（1）土地の表示に関する登記事項の変更又は更正の登記及び（2）所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記については、法務局から市町村へ登記識別情報が通知されることはないため、市町村から登記権利者（構想適合事業者）へ通知することはありません。

14－6－1－5　代位による登記の嘱託と所有権の移転の登記の嘱託との関係

代位による登記の嘱託と所有権の移転の登記の嘱託との関係について、土地の表題登記はあるが、所有権についての登記がない場合に留意すべき点は、次の（1）及び（2）のとおりです。

（1） 所有権を移転した者が、表題部に所有者として記録された者又はその相続人その他の一般承継人である場合には、当該者に代わって所有権の保存の代位による登記を嘱託し、次に所有権を取得した者のために所有権の移転の登記の嘱託を行うものです。

（2） 所有権を移転した者が、表題部に所有者として記録された者以外の者（アの相続人の場合を除く。）である場合には、14－６－１－２のとおり、嘱託による代位による登記はできないので、その者が自己のために所有権の取得の登記を行う必要があり、当該登記の完了後に初めて、市町村は、所有権を取得した者のために所有権の移転の登記を嘱託することができます。

代位による登記の嘱託及びそれに続く所有権の移転の登記の嘱託は、できる限り一括して行うことが適当です。この場合の添付書類については、14－６－１－４－１のとおり、代位原因を示すものとしての権利集積一括配分計画の全部又は一部の写し及び法第 52 条第１項の規定による公告があったことを証する情報については、後件添付として代位による登記の嘱託の添付を省略しても差し支えありません。

14－６－１－６ その他

14－６－１－６－１ 嘱託

（司法書士法）
（設立及び組織）
第六十八条 その名称中に公共嘱託登記司法書士協会という文字を使用する一般社団法人は、社員である司法書士及び司法書士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とし、かつ、次に掲げる内容の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。
一 社員は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有する司法書士又は司法書士法人でなければならないものとすること。
二 前号に規定する司法書士又は司法書士法人が社員になろうとするときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができないものとすること。
三 理事の員数の過半数は、社員（社員である司法書士法人の社員を含む。）でなければならないものとすること。
２ 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

第六十八条の二 （略）

（業務）
第六十九条 協会は、第六十八条第一項に規定する目的を達成するため、官公署等の嘱託を受けて、不動産の権利に関する登記につき第三条第一項第一号から第五号までに掲げる事務を行うことをその業務とする。
２ 協会は、その業務に係る前項に規定する事務を、司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者に取り扱わせてはならない。

（土地家屋調査士法）
（設立及び組織）
第六十三条 その名称中に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人は、社員である調査士及び調査士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とし、かつ、次に掲げる内容の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

一　社員は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有する調査士又は調査士法人でなければならないものとすること。
二　前号に規定する調査士又は調査士法人が社員になろうとするときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができないものとすること。
三　理事の員数の過半数は、社員（社員である調査士法人の社員を含む。）でなければならないものとすること。
2　前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

第六十三条の二　（略）

（業務）
第六十四条　協会は、第六十三条第一項に規定する目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる事務（同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）及びこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行うことをその業務とする。
2　協会は、その業務に係る前項に規定する事務を、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に取り扱わせてはならない。

森林登記令では、登記の嘱託は市町村が行うこととなっていますが、市町村は、公共嘱託登記司法書士協会又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会に嘱託（業務を委託）することが可能です（司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 68 条及び第 69 条、土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 63 条及び第 64 条）。

公共嘱託登記司法書士協会は、官公署等による不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与する目的を達成するため、官公署等の嘱託を受けて、不動産の権利に関する登記について、①登記又は供託に関する手続の代理、②法務局等に提出する書類の作成、③法務局等の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続の代理、④裁判所若しくは検察庁に提出する書類の作成又は筆界特定の手続で法務局等へ提出する書類の作成、⑤①～④の事務に関する相談、の業務を行うことができる組織です。

また、公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与する目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、①不動産の表示の関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量、②不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続の代理、③不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局等へ提出・提供する書類等の作成、の業務を行うことができる組織です。

森林登記令に基づく嘱託登記についても、公共嘱託登記司法書士協会及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会が行う業務として、嘱託することができます。

また、市町村が実施する嘱託業務の一部について、協会以外に、司法書士（司法書士法人）又は土地家屋調査士（土地家屋調査士法人）に委託することも可能と考えられます。

なお、市町村は、これらの委託経費も含めた嘱託登記に要する経費について、森林経営管理制度の推進に係る経費として、森林環境譲与税を活用することも可能です。

14－６－１－６－２　嘱託登記に要する経費

（地方自治法）

（手数料）
第二百二十七条　普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）
第二百二十八条　分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。
２～３　（略）

市町村は、森林登記令に基づいて行う嘱託登記に要する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条及び第 228 条第 1 項の規定により、条例に定めるところに従い登記の嘱託を請求した者（構想適合事業者）から手数料を徴収することができます。

手数料を徴収する場合は、各市町村における条例において、手数料に関する事項を定める必要があります。

また、測量及びこれに基づく測量図の作成等を依頼された場合には、前記手数料とは別にそれらに要した実費を徴収することができます。

14－６－１－６－３　登録免許税

（登録免許税法）
（非課税登記等）
第五条　次に掲げる登記等（第四号又は第五号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等がこれらの号に掲げる登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。
一　国又は別表第二に掲げる者がこれらの者以外の者に代位してする登記又は登録
二～十四　（略）

第六条～第八条　（略）

（課税標準及び税率）
第九条　登録免許税の課税標準及び税率は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、登記等の区分に応じ、別表第一の課税標準欄に掲げる金額又は数量及び同表の税率欄に掲げる割合又は金額による。

第十条～第二十二条　（略）

（嘱託登記等の場合の納付）
第二十三条　官庁又は公署が別表第一第一号から第三十一号までに掲げる登記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合には、当該登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該官庁又は公署に提出しなければならない。この場合において、当該官庁又は公署は、当該領収証書を当該登記等の嘱託書（当該官庁又は公署が電子情報処理組織を使用して当該登記等の嘱託を行う場合には、当該登記等に係る登記機関の定める書類。第二十五条及び第三十一条第三項において同じ。）に貼り付けて登記官署等に提出するものとする。
２　前項の場合において、登録免許税の額が三万円以下であるときは、登記等を受ける者は、同項の規定にかかわらず、同項の嘱託する官庁又は公署に対し、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を提出して登録免許税を国に納付することができる。この場合において、当該官庁又は公署は、当該印紙を同項に規定する登記等の嘱託書に貼り付けて登記官署等に提出するものとする。

別表第一　課税範囲、課税標準及び税率の表

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一　不動産の登記（不動産の信託の登記を含む。） （注）この号において「不動産」とは、土地及び建物並びに立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）第一条第一項（定義）に規定する立木をいう。		
（一）　（略） （二）　所有権の移転の登記 イ　相続又は法人の合併による移転の登記 ロ　共有物の分割による移転の登記 ハ　その他の原因による移転の登記 （三）～（十五）　（略）	 不動産の価額 不動産の価額 不動産の価額	 千分の四 千分の四 千分の二十
二～百六十　（略）		

（租税特別措置法）
（土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減）
第七十二条　個人又は法人が、平成二十五年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に、土地に関する登記で次の各号に掲げるものを受ける場合には、当該各号に掲げる登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。
一　売買による所有権の移転の登記　千分の十五
二　（略）
２～３　（略）

市町村が森林登記令に基づき登記を嘱託する場合の登録免許税は次のとおりです（図 39）。

（１） 代位による登記に係る登録免許税

非課税となります（登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）第５条第１号）。

（２） 所有権の移転の登記に係る登録免許税

当該登記を受ける者が登録免許税を納付しなければなりません。税率については、通常は不動産の価額の 20/1000（登録免許税法第９条及び別表第１の１の（２）のハ）ですが、所有権の移転が売買による場合には不動産の価額の 15/1000（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 72 条第１項第１号））となります。この場合において、当該登記を受ける者は、当該登記につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国（税務署、収納機関たる日本銀行、国税の収納を行うその代理店及び郵便局）に納付して当該納付に係る領収証書を市町村に提出するか、登録免許税の額に相当する金額の印紙を市町村に提出することとされています（登録免許税法第 23 条）。

参考：登録免許税の計算

登録免許税の具体的な計算は、法務省の web サイトをご参照ください。

（登録免許税の計算）
https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001443859.pdf

内容	課税標準	税率
売買 （対価を伴う場合）	不動産の価額	20/1,000 15/1,000（租税特別措置法第 72 条第１項第１号））
贈与 （無償譲渡の場合）	不動産の価額	20/1,000

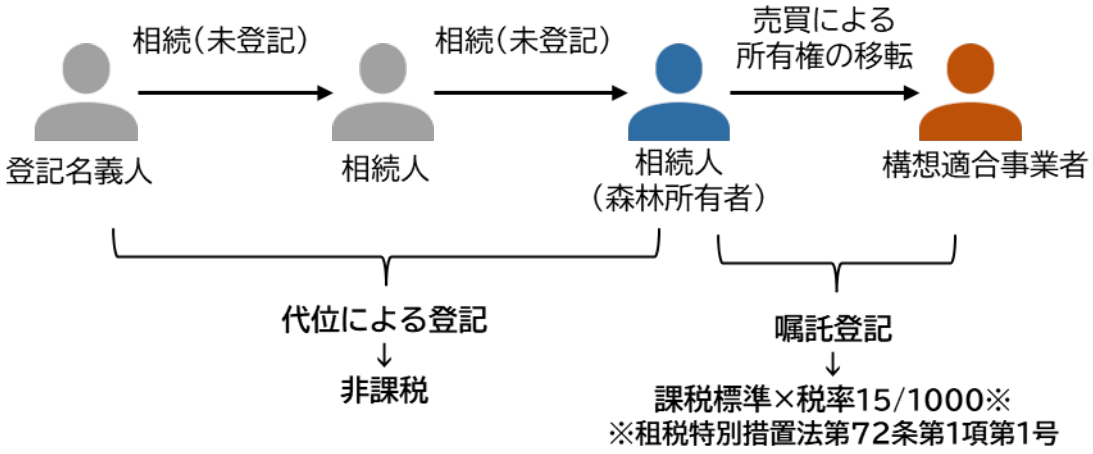


図 39：権利集積配分一括計画により所有権を移転し森林登記令に基づき嘱託登記をした場合の登録免許税の金額の例

14－６－１－６－４　書類の提出

市町村は、権利集積配分一括計画を定める場合において、当該権利集積配分一括計画に係る事項が登記記録上の表示と異なるときは、後日の嘱託登記等との関係もあり、事前に必要な書類（土地測量図、相続を証する書面等）を提出させることが適当です。

4－６－２　森林法の特例　森林の土地の所有者の届出に係る特例

（森林法の特例）
第五十五条　第五十二条第一項の規定による公告があったときは、森林法第十条の七の二第一項本文の規定による届出があったものとみなす。

森林法第 10 条の７の２では、「地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となった者は、市町村の長に届け出なければならない」こととされています。

一方で、権利集積配分一括計画による所有権の移転については、市町村もその旨を把握していることから、当該所有権の移転においては、この届出があったものとみなし、森林の土地の所有者届出書の提出が不要となります（法第 55 条）。そのため、当該届出書に記載する事項については、権利集積配分一括計画においても、同様に記載する必要があります（14－３－２－４）。

また、市町村においては、法第 51 条第４項の規定による所有権の移転に関する情報等について整理し、当該届出があった場合と同様に、森林法第 191 条の４第２項に基づき林地台帳の記載を修正してください（長官通知第 23 の 10）。

なお、法第 55 条の規定により、法第 52 条第１項による公告があったときは、森林法第 10 条の７の２第１項本文の規定による届出があったものとみなされるため、同条第２項の規定（森林法第 10 条の７の２第２項；保安林の場合の都道府県への通知）も適用されることとなります（長官通知第 23 の 10）。

14－６－３　所有権の移転に係る公庫資金の活用

構想適合事業者が権利集積配分一括計画に基づいて人工林等の所有権を取得する際の森林取得資金について、日本政策金融公庫の林業経営育成資金（森林取得）により長期融資（償還期限最長 25 年、上限 20 億円）が措置されています。最新の貸付条件等については、日本政策金融公庫のホームページをご参照ください。

林業経営育成資金（森林取得－林地取得）｜日本政策金融公庫
（https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ringyoikusei.html）

14－６－４　勧告

（勧告）
第五十六条　市町村の長は、第五十二条第一項の規定による公告があった権利集積配分一括計画の定めるところによる所有権の移転を受けた構想適合事業者が当該権利集積配分一括計画において定められた森林の立木竹及び土地の利用目的に従って森林の立木竹及び土地を利用していないと認めるときは、当該構想適合事業者に対し、相当の期限を定めて、当該利用目的に従って森林の立木竹及び土地を利用すべきことを勧告することができる。

市町村は、権利集積配分一括計画により森林の所有権の移転を受けた構想適合事業者が、当該計画に定めた利用目的に従って当該森林を利用していないと認めるときは、利用目的に従って森林を利用すべきことを勧告することができます（法第 56 条）。この「利用していないと認めるとき」とは、権利集積配分一括計画に定める経営管理の実施期間において

① 当該権利集積配分一括計画に定める当該森林の立木竹及び土地に係る利用目的と異なる目的で利用していると認めるときや、※１

② 当該権利集積配分一括計画に定める「利用目的に従って行おうとする経営管理の内容」（規則第 48 条第３項第１号）も踏まえ、利用目的に従った適切な経営管理を行っていないと認めるとき　※２

をいいます（長官通知第 23 の 11 の(1)）。

※１　例えば、利用目的において「森林の効率的かつ一体的な経営管理を行う」と記載しているにもかかわらず、森林の経営管理に当たる施業を何も行っていない（放置している）と認めるときや、資材置き場・廃棄場等として利用していると認めるとき、転用しようとしているときなどが考えられます。

※２　例えば、利用目的において「森林の効率的かつ一体的な経営管理を行う」と記載され、経営管理の内容においては周辺の経営管理実施権を設定した森林と合わせて間伐を行う旨が記載されているにもかかわらず、植栽を伴わない皆伐を行おうとしているときなどが考えられます。

市町村は、森林の開発行為の許可に関する都道府県知事から市町村への意見聴取（森林法第 10 条の２第６項）、森林所有者等からの伐採造林届出書の提出（同法第 10 条の８第１項）、森林所有者等からの森林経営計画の認定申請（同法第 11 条第１項）、保安林の転用解除の申請前に行わ

れる申請者から市町村への意見聴取（「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について（平成 12 年４月 27 日付け 12 林野治第 790 号農林水産事務次官依命通知）」第２の１（３)ア（オ））、森林所有者等からの施業の状況に関する報告（同法第 188 条第１項）、森林への立入調査（同法第 188 条第２項）等の機会を通じて、構想適合事業者が権利集積配分一括計画により所有権の移転を受けた森林に関する利用の状況を把握し、当該計画に定めた利用目的に従って利用されているかどうかを判断してください。※

例えば、権利集積配分一括計画による所有権の移転が行われた森林について、開発行為の許可に関する都道府県知事から市町村への意見聴取（森林法第 10 条の２第６項）や開発行為を目的とした森林所有者等からの伐採造林届出書の提出（同法第 10 条の８第１項）、保安林の転用解除に係る申請者から市町村への意見聴取（「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」第２の１（３)ア（オ））があれば、利用目的と異なる目的での利用（転用）手続を進めていることが把握できます。また、同様の森林について、権利集積配分一括計画の記載と異なる施業内容により森林所有者等からの伐採造林届出書の提出（同法第 10 条の８第１項）や森林所有者等からの森林経営計画の認定申請（同法第 11 条第１項）があれば、利用目的に従った適切な経営管理とは異なる利用手続を進めていることが把握できます。

※ 法においては、権利集積配分一括計画により所有権の移転を行った森林に関する報告徴求などの規定はありません。他方で、構想適合事業者は、権利集積配分一括計画の定めるところにより所有権の移転を受けた時点から森林所有者の立場となり、森林法を始めとする各法令の適用を受けることとなります。このため、市町村は、例えば上記に例示した各手続の機会を通じて、状況を把握することが有効と考えられます。ただし、これらの手続はいずれも森林法に規定されているものであり、特に森林法第 188 条第 1 項の規定による報告徴求や同条第２項の規定による立入調査については「この法律（森林法）の施行のため必要があるとき」に行うものとされていることから、徴求や調査の目的としては森林法上の適正な施業が実施されているか否か等を確認するものとして行うよう、ご留意ください。

（森林法）
（開発行為の許可）
第十条の二　地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模を超えるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
一～三　（略）
２～５　（略）
６　都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

（伐採及び伐採後の造林の届出等）
第十条の八　森林所有者等（市町村がその区域内において伐採する場合の当該市町村を除く。以下この条において同じ。）は、地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～十一　（略）
２・３　（略）

（森林経営計画）
第十一条　森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者は、自らが森林の経営を行う森林であつてこれを一体として整備することを相当とするものとして政令で定める基準に適合するものにつき、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、五年を一期とする森林の経営に関する計画（以下「森林経営計画」という。）を作成し、これを当該森林経営計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該森林経営計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。
２～６　（略）

（立入調査等）
第百八十八条　農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、森林所有者等からその施業の状況に関する報告を徴することができる。
２　農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入つて、測量又は実地調査をさせることができる。
３～６　（略）

「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」
（平成 12 年４月 27 日付け 12 林野治第 790 号農林水産事務次官依命通知）

第２の１（３）ア（オ）利害関係者の意見
転用解除に当たって、当該転用解除に利害関係を有する市町村の長の意見及び当該転用解除に直接の利害関係を有する者の意見を聴取していること。

権利集積配分一括計画に定めた利用目的に従って森林が利用されていないと判断される場合には、市町村は、構想適合事業者に対して、改善が図られるよう指導してください。指導してもなお、改善の兆しがなければ、構想適合事業者に対して、法第 56 条の規定による勧告をすることができます。勧告は、勧告書（別記様式第 112 号）により行ってください。

当該勧告を行ってもなお、構想適合事業者がそれに従わないことにより、経営管理が適切に行われていない状態が継続していると認められるときは、市町村は必要に応じて、その者に対し、当該森林について市町村による経営管理権集積計画の作成により、経営管理権を市町村に集積するように促します。（長官通知第 23 の 11 の(2)）。

なお、勧告は、相手方（構想適合事業者）がこれを尊重して行動することを前提としていますが、相手方がそれに従わなかったときの罰則等はなく、所有権を元の森林所有者に戻すような規定もありません。仮に、構想適合事業者が勧告に従わないことにより、経営管理が適切に行われていない状態が継続していると認められるときは、市町村は、その旨を都道府県に報告してください。市町村からの報告を受けた都道府県は、必要に応じて、都道府県で定める公募要領等に従い、当該構想適合事業者に係る法第 36 条第２項又は第 44 条第２項に基づく公表を取りやめることができます（長官通知第 23 の 11 の(3)）。（このような場合に公表を取りやめる根拠としては、長官通知別紙１の１の（８）「コンプライアンスの確保」のアに掲げる各要件のうち「その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」等を適用することが考えられます。）※

※　このほか、上記のとおり、森林所有者となった構想適合事業者は森林法を始めとする各法令の適用を受けることから、構想適合事業者が行った又は行おうとする伐採等の手続や内容

が各法令の規定に照らして適切なものではないと判断される場合には、当然ながら各法令に基づく措置をとることも考えられます。例えば、森林法の規定に基づく都道府県による開発行為の中止命令や復旧命令等（同法第 10 条の３）、市町村による伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令や伐採の中止命令、伐採後の造林命令等（同法第 10 条の９）、市町村による遵守すべき事項に従って施業すべき旨の勧告（同法第 10 条の 10）などが挙げられます。ただし、これらの手続はいずれも、森林法の法目的を達するため森林法上の定めに従って行うものであり、森林経営管理制度上の事情（権利集積配分一括計画に定める利用目的に従っていないこと）を理由としてこれらの措置をとるものではないことにご留意ください。森林経営管理制度上の目的に沿った適切な経営管理を促したい場合には、これらの措置と合わせて法第 56 条に基づく勧告も行うことが必要です。

（森林法）
（監督処分）
第十条の三　都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第四項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。
２　都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくて当該命令に従わなかつたときは、その旨及び当該命令に係る森林の土地の地番その他必要な事項を公表することができる。

（伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等）
第十条の九　市町村の長は、前条第一項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。
２　前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。
３　市町村の長は、前条第一項の規定により届出書を提出した者の行つている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従つていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従つて伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。
４　市町村の長は、前条第一項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、伐採の中止をすること又は伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。
一　当該伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
二　伐採前の森林が有していた水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
三　伐採前の森林が有していた水源の涵養の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
四　当該伐採跡地の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

（施業の勧告）
第十条の十　市町村の長は、森林所有者等がその森林の施業につき市町村森林整備計画を遵守していないと認める場合において、市町村森林整備計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができる。

（監督処分）
第三十八条　都道府県知事は、第三十四条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第六項の条件に違反して立木を伐採した者又は偽りその他不正な手段により同条第一項の許可を受けて立木を伐採した者に対

し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて造林に必要な行為を命ずることができる。
2　都道府県知事は、第三十四条第二項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第六項の条件に違反して同条第二項の行為をした者又は偽りその他不正な手段により同項の許可を受けて同項の行為をした者に対し、その行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。
3　都道府県知事は、第三十四条の二第一項の規定に違反した者に対し、当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて造林に必要な行為を命ずることができる。
4　都道府県知事は、森林所有者が第三十四条の四の規定に違反して、保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の期間内に、植栽をせず、又は当該指定施業要件として定められている植栽の方法若しくは樹種に関する定めに従つて植栽をしない場合には、当該森林所有者に対し、期間を定めて、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法と同一の方法により、当該指定施業要件として定められている樹種と同一の樹種のものを植栽すべき旨を命ずることができる。

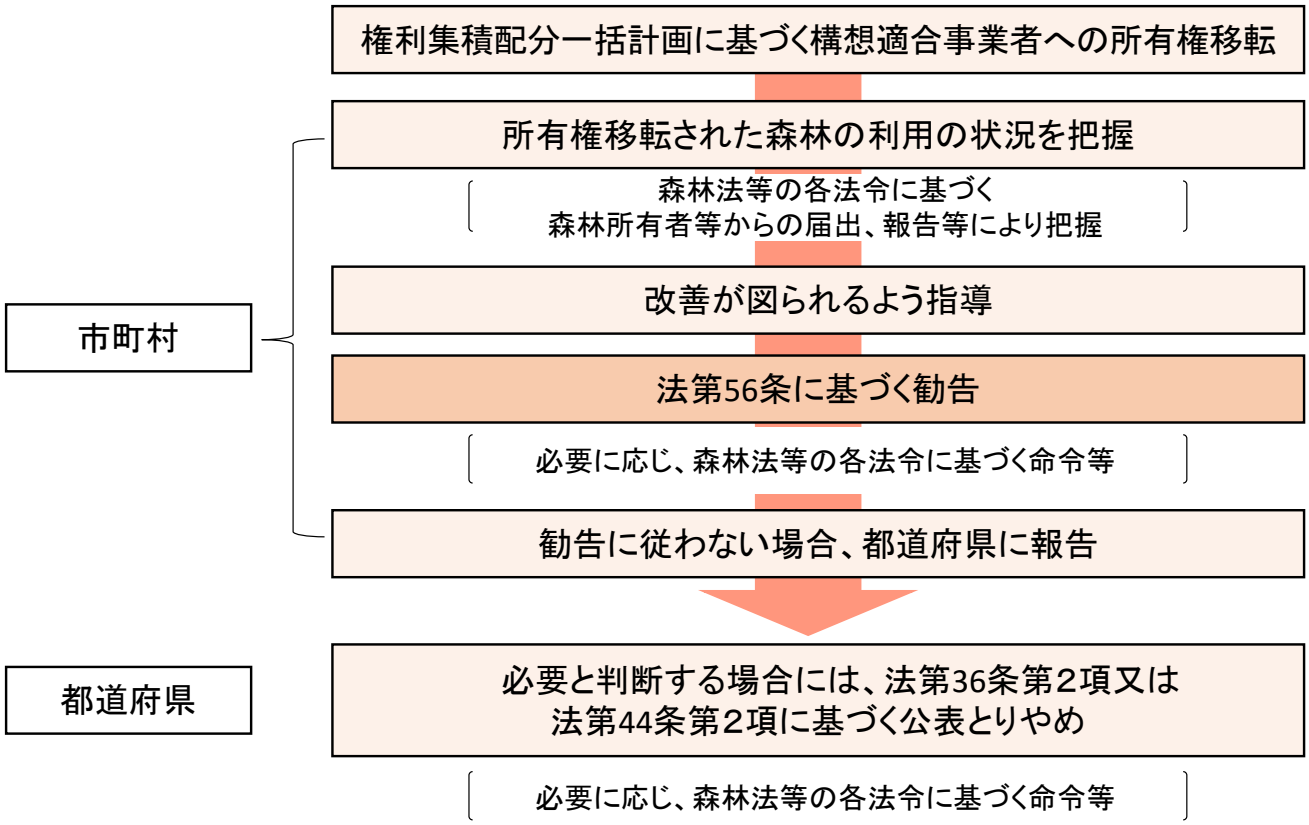


図　40：勧告のフロー

14－７　権利集積配分一括計画の特例等②

（権利集積配分一括計画の作成手続の特例）
第五十三条　第二章第二節の規定は、権利集積配分一括計画のうち第五十一条第二項第一号に定める事項に係る部分を定める場合において、当該部分に係る一括計画対象森林のうちに、共有者不明森林、確知所有者不同意森林又は所有者不明森林があるときについて準用する。この場合において、第二十一条第一項及び第三十条第一項中「第七条第一項」とあるのは、「第五十二条第一項」と読み替えるものとする。

法においては、森林所有者の全部又は一部が不明な森林等（共有者不明森林、所有者不明森林及び確知所有者不同意森林）についても、経営管理権集積計画を定めることが可能となるよう、特例が措置されています（法第 10～32 条）※。

権利集積配分一括計画において経営管理（実施）権の設定を行う場合にも、これらの特例に係る規定が準用されているため（法第 53 条）、当該特例の活用が可能です。

なお、法の準用規定が下位法令（政令及び規則）においても適用されるため、それらの条文には、改めての準用規定は設けられていません（条文上は経営管理権集積計画のまま）。
一方、長官通知には、分かりやすさの観点から、第 23 の１～８に準用規定を設けています。
また、これらの特例に係る別記様式（別記様式第 32～60 号）には、経営管理権集積計画の場合の記載方法に加え、【】で権利集積配分一括計画の場合の記載方法を示していますので、参考にしてください。

※　それぞれ、①所有者の一部が不明である場合に適用する「共有者不明森林に係る特例」、②所有者の全部が不明である場合に適用する「所有者不明森林に係る特例」、③確知している所有者の一部または全部が集積計画の作成に不同意である場合に適用する「確知所有者不同意森林に係る特例」として、14－７－１～14－７－３で解説します。

なお、共有林が入会林である場合には、別の手続きや手段による解決が可能な場合があるため、森林所有者への聞き取り等により、入会林であるか事前に確認することが有効です。入会林であった場合の対応については、所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドラインを参照してください。

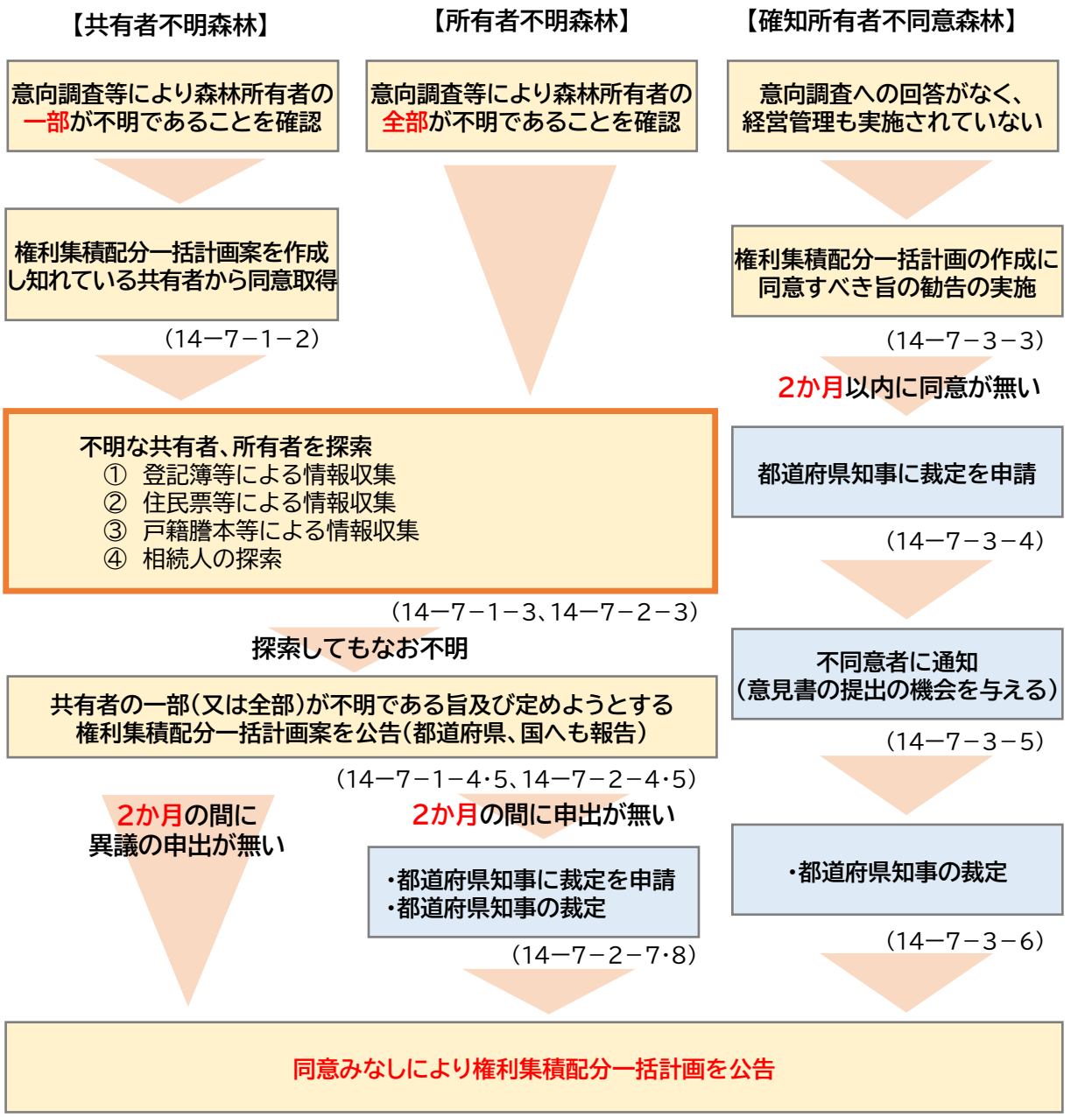


図　41：特例措置に関する主な事務の流れ

14－７－１　共有者不明森林に係る特例について

14－７－１－１　概要

市町村は、共有者の一部が不明であることが明らかとなった森林（共有者不明森林）において権利集積配分一括計画を定めようとする場合は、①不明な共有者を探索し、②なお不明の場合はその旨及び権利集積配分一括計画を公告し、③公告期間中に異議の申出がない場合は不明な共有者が同意したとみなして権利集積配分一括計画を定めることができます。

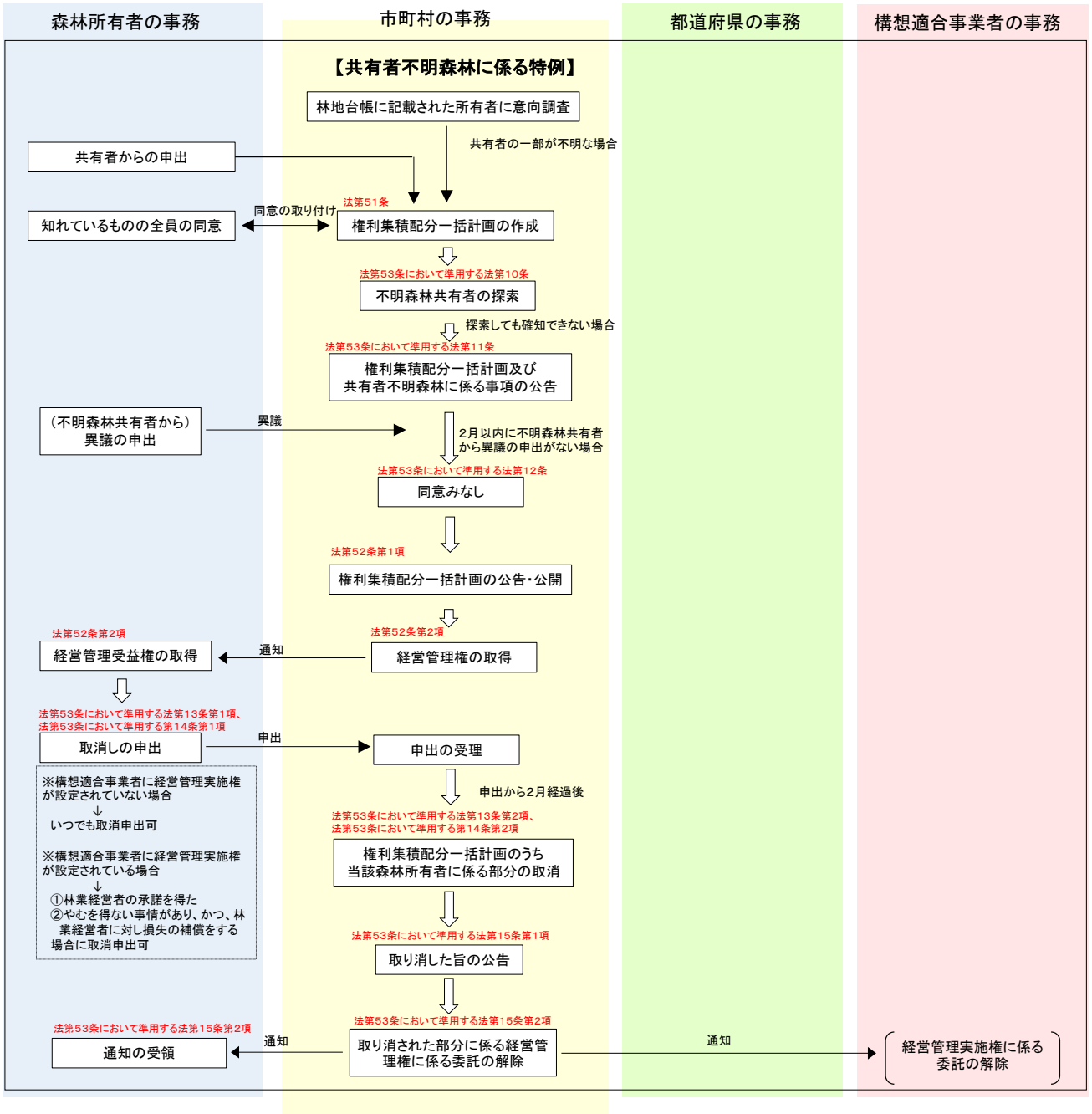


図　42：共有者不明森林に係る特例における権利集積配分一括計画の作成事務フロー

14－７－１－２　対象森林

共有者不明森林とは、

①　権利集積配分一括計画を定めようとする森林（※１）であり、かつ

②　数人の共有に属する森林であってその森林所有者の一部を確知することができない森林（※２）です（法第 53 条において準用する法第 10 条）。

※１　権利集積配分一括計画を定めようとする森林とは、通常の権利集積配分一括計画を定める森林と同様です（14－２参照）。

※２　数人の共有に属する森林であってその森林所有者の一部を確知することができない森林とは、市町村による意向調査（事務の手引その１　２－３、その３　13－５－４参照）により森林所有者の一部が不明であることが明らかとなった森林です（長官通知第 23 の１において準用する第８の１の(1)）。

森林所有者の一部が不明であると明らかとなった場合とは、知れている森林所有者からの情報提供により他の森林所有者（共有者）がいることが判明し、当該森林所有者に対して意向調査票を郵送したものの宛先不明の場合、郵送した日から１月以上返答がない場合等、森林所有者の一部が所在不明であることが明らかになった場合です（長官通知第 23 の１において準用する第８の１の(2)）。ただし、直近まで市町村の担当職員が当該森林所有者と連絡を取っていた場合等、当該森林の森林所有者の所在が明らかであり、単に森林所有者から返答がないときは、当該森林所有者の意向が判明しないものとして扱い、引き続き当該森林所有者の同意を得られるよう努めるものとします。

法第 53 条において準用する法第 10 条の「当該森林所有者で知れているもののうちいずれかの者が当該経営管理権集積計画に同意しているとき」については、一人以上の森林所有者が当該権利集積配分一括計画に同意しているときをいうものとします。（長官通知第 23 の１において準用する第８の１の(3)）。

法第 53 条において準用する法第 10 条の「当該共有者不明森林について間伐等経営管理権を設定する場合において、当該共有者不明森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者が当該経営管理権集積計画に同意しているときを除く。」については、同条が原則として、共有者不明森林について権利集積配分一括計画を作成しようとする場合であって、一人以上の森林所有者が同意している場合には、市町村に不明森林共有者の探索を義務付けているところ、間伐等経営管理権を設定する権利集積配分一括計画を定める場合であって、共有者不明森林の立木竹及び土地のそれぞれについて２分の１を超える共有持分を有する者が当該権利集積配分一括計画に同意（いわゆる 1/2 超の同意）している場合には、不明森林共有者の探索を不要とすることを意味するものとします。（長官通知第 23 の１において準用する第８の１の(4)）。

14－７－１－３　不明森林共有者の探索

14－７－１－３－１　（探索）基本事項

（不明森林共有者の探索）
第十条　市町村は、経営管理権集積計画（存続期間が五十年を超えない経営管理権の設定を市町村が受けることを内容とするものに限る。以下この款において同じ。）を定める場合において、集積計画対象森林のうちに、数人の共有に属する森林であってその森林所有者の一部を確知することができないもの（以下「共有者不明森林」という。）があり、かつ、当該森林所有者で知れているもののうちいずれかの者が当該経営管理権集積計画に同意しているとき（当該共有者不明森林について間伐等経営管理権を設定する場合において、当該共有者不明森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者が当該経営管理権集積計画に同意しているときを除く。）は、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により、当該森林所有者で確知することができないもの（以下「不明森林共有者」という。）の探索を行うものとする。

（参考：森林経営管理法施行令）
（不明森林共有者の探索の方法）
第一条　森林経営管理法（以下「法」という。）第十条（法第五十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める方法は、共有者不明森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の不明森林共有者を確知するために必要な情報（以下この条において「不明森林共有者関連情報」という。）を取得するため次に掲げる措置をとる方法とする。
一　当該共有者不明森林の土地及びその土地の上にある立木の登記事項証明書の交付を請求すること。
二　当該共有者不明森林の土地を現に占有する者その他の当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者であって農林水産省令で定めるものに対し、当該不明森林共有者関連情報の提供を求めること。
三　第一号の登記事項証明書に記載されている所有権の登記名義人又は表題部所有者その他前二号の措置により判明した当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者（以下この号及び次号において「登記名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官に対し、当該登記名義人等に係る不明森林共有者関連情報の提供を求めること。
四　登記名義人等が死亡又は解散していることが判明した場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該登記名義人等又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人その他の当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者が記録されている戸籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官その他の当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者に対し、当該不明森林共有者関連情報の提供を求めること。
五　前各号の措置により判明した当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者に対して、当該共有者不明森林の森林所有者を特定するための書面の送付その他の農林水産省令で定める措置をとること。

（参考：森林経営管理法施行規則）
（不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者）
第八条　令第一条第二号に規定する農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一　当該共有者不明森林の土地を現に占有する者
二　当該共有者不明森林について所有権以外の権利（登記されたものに限る。）を有する者
三　法第五条又は第四十五条第二項の規定による調査により判明した当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を有すると思料される者
四　前各号に掲げる者のほか、市町村が保有する情報（不明森林共有者の探索に必要な範囲内において保有するものに限る。）に基づき、不明森林共有者関連情報を有すると思料される者

（登記名義人等が死亡又は解散していることが判明したときの不明森林共有者関連情報の提供を求める措置）
第九条　市町村は、令第一条第四号の規定により不明森林共有者関連情報の提供を求めるときは、次に掲げる措置をとるものとする。
一　登記名義人等が自然人である場合には、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該登記名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求すること。
二　前号の措置により判明した当該登記名義人等の相続人が記録されている戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しの交付を請求すること。
三　登記名義人等が法人であり、合併により解散した場合には、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書の交付を請求すること。
四　登記名義人等が法人であり、合併以外の理由により解散した場合には、当該登記名義人等の登記事項証明書に記載されている清算人に対して、書面の送付その他適当な方法により当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報の提供を求めること。

（共有者不明森林の森林所有者を特定するための措置）
第十条　令第一条第五号の農林水産省令で定める措置は、当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者に対して、当該共有者不明森林の森林所有者を特定するための書類を書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法により送付する措置とする。ただし、当該共有者不明森林の所在する市町村内においては、当該措置に代えて、当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者を訪問する措置によることができる。

市町村は、共有者不明森林において権利集積配分一括計画を定める場合には、当該森林所有者のうち確知することができないもの（以下「不明森林共有者」という。）の探索を行う必要があります（法第 53 条において準用する法第 10 条）。

この探索を行うためには、共有者不明森林において森林所有者で知れているもののうちいずれかの者が、権利集積配分一括計画に同意していることが必要です。

ただし、その権利集積配分一括計画が、

①　その内容が「間伐」「間伐材の販売」「保育」に限定されていること

②　設定する経営管理権の存続期間が 50 年を超えないこと

に該当する場合には、共有者不明森林の立木竹・土地それぞれについて、２分の１超の共有持分を有する者がその権利集積配分一括計画に同意（1/2 超の同意）している場合であれば、不明森林共有者の探索を行わずに、間伐等経営管理権を設定できます。

不明森林共有者が個人の場合の探索方法は図 50、法人の場合は図 51 のとおりです。また探索で請求する書類一覧は表 17 のとおりです（書類の見本は図 44 から図 48 参照）。以下詳細を記載します。

表 17：不明森林共有者の探索で請求する書類一覧

	書類	記載事項	備考
登記簿関係	登記事項証明書（図 44）	登記名義人等の氏名及び（登記時の）住所が記載	
住民票関係	住民票（全部事項証明。以下同じ。）（図 45）	氏名、本籍、住所等が記載	転出又は死亡により消除
	住民票の除票	住民票の記載内容に加え、住民票が消除された理由が記載（転出が理由の場合は転出の年月日、死亡が理由の場合は死亡の年月日。）	住民票を消除したときに保存するもの。保存期間は住民票が消除されてから 150 年※
戸籍関係	戸籍簿（戸籍謄本）	筆頭に記載した者の氏名及び本籍が記載	戸籍謄本（図 46）は戸籍簿に記載されている全ての事項を証明するもの。戸籍内の全員を戸籍から除いたときは、除籍簿として保存
	除籍簿（除籍謄本）	筆頭に記載した者の氏名、本籍、除籍理由等が記載（死亡であれば死亡の年月日、転籍であれば転籍の年月日及び転籍先）	除籍謄本は除籍簿に記載されている全ての事項を証明するもの。平成 22 年 6 月 1 日以降に作成されたものの保存期間は、保存開始年度の翌年から 150 年（保存期間は、昭和 36 年までに作成されたものは 50 年、昭和 36 年～平成 22 年までに作成されたものは 80 年）
	改製原戸籍	筆頭に記載した者の氏名及び本籍が記載	戸籍の改製により閉鎖された戸籍のこと（改製：法令の改正による戸籍の形式の変更のこと）。
戸籍の附票関係	戸籍の附票（図 47）	氏名、住所等が記載	区域内に本籍を有する者について、その戸籍を単位として作成されるもの。戸籍内の全員を戸籍から除いたときは消除
	戸籍の附票の除票（消除された戸籍の附票）	戸籍の附票の記載内容が記載	戸籍の附票を消除したときに保存するもの。保存期間は戸籍の附票が消除されてから 150 年※
法人登記簿関係	法人登記簿（図 48）（全部事項証明。以下同じ。）	商業登記簿には法人の所在地、代表取締役の氏名・住所等が記載。 一般社団法人及び一般財団法人の登記簿には法人の所在地、代表理事の氏名・住所等が記載	解散した場合は清算法人として登記される。清算法人が清算結了すると法人登記簿が閉鎖される。

	閉鎖登記簿	法人登記簿の記載内容（現に効力を有しないもの等を除く）に加え、記載登記記録に閉鎖の事由及びその年月日が記載	保存期間は法人登記簿が消除されてから 20 年

※　除籍謄本の保存期間は、従来 80 年間でしたが、平成 22 年６月１日に施行された改正戸籍法により、保存期間が 150 年となりました（ただし、昭和５年６月１日より前に廃棄対象となったものは基本的に廃棄されている）。

戸籍の除附票・住民票の除票の保存期間は、従来５年間でしたが、令和元年６月 20 日に施行されたデジタル手続法等により、保存期間が 150 年となりました（平成 26 年６月 20 日より前に廃棄対象となったものは基本的に廃棄されている）。

なお、廃棄対象となっている場合でも、実際には廃棄されていない可能性もありますので、各市町村の担当課に確認してください。

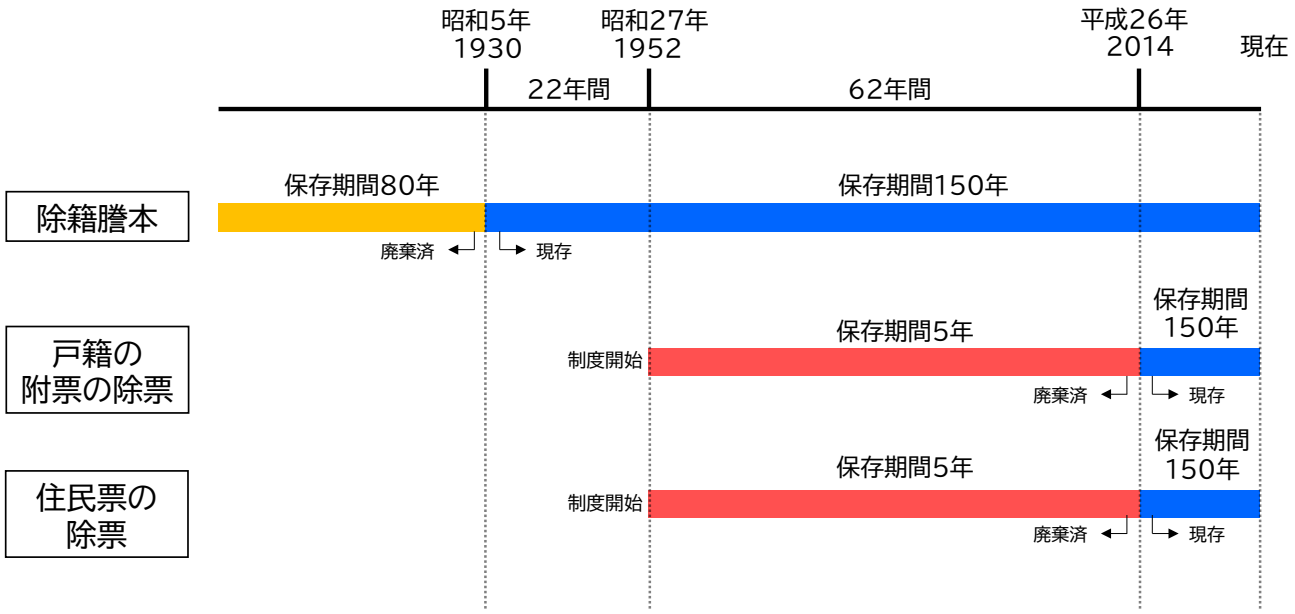


図　43：探索する書類の保存期限

表題部　（土地の表示）		調製	（余白）	不動産番号	●●●●●●●●●●●●
地図番号	（余白）	筆界特定	（余白）		
所在	●●市●丁目			（余白）	
①　地番	②　地目	③　地積　㎡		原因及びその日付 （登記の日付）	
●●番	宅地	400	00	不詳	
所有者	（住所）●●市●丁目●番●号　（氏名）●●　●●、▲▲　▲▲				

権利部（甲区）　（所有権に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成2年1月11日 第●●●●●号	共有者　●●市●丁目●番●号 持分　3分の2 ●●　●● 持分　3分の1 ▲▲　▲▲

権利部（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成3年3月3日 第●●●号	原因：平成3年2月22日金銭消費貸借同日設定 債権額：金4,00万円 損害金：年14・5%（年365日日割計算） 債務者　▲市▲丁目▲番▲号 ■■　■■ 抵当権者　■市■丁目■番■号 ◆◆　◆◆ 共同担保　目録（あ）第●●●号

見本

共同担保目録

記号及び番号	（あ）第2340号		調製	平成3年3月3日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備	
1	●●市●丁目　●●番の土地	1	（余白）	
2	●●市●丁目　●●番地　家屋番号　●●番の建物	1	（余白）	

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成●●年●月●●日
●●法務局　●●出張所　　登記官　●●　●●

※下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　●●●●

図　44：登記事項証明書の見本

住　民　票

世帯主	●●　一郎							
住所	●●県●●市●丁目●番●号							
1	氏名	●●　一郎				個人番号	住民票コード	
	通称	＊＊＊＊＊				（省略）	（省略）	
	生年月日	平成●年●月●日	性別	男	住民となった日	平成●年●月●日	続柄	世帯主
	前住所	▲▲県▲▲市▲丁目▲番▲号				平成●年●月●日　転入 平成●年●月●日　届出		
	本籍	●●県●●市●丁目●番●号				筆頭者	●●　一郎	
	備考							
2	氏名	●●　花子				個人番号	住民票コード	
	通称	＊＊＊＊＊				（省略）	（省略）	
	生年月日	平成▲年▲月▲日	性別	女	住民となった日	平成●年●月●日	続柄	妻
	前住所	▲▲県▲▲市▲丁目▲番▲号				平成●年●月●日　転入 平成●年●月●日　届出		
	本籍	●●県●●市●丁目●番●号				筆頭者	●●　一郎	
	備考							
3	氏名	●●　二郎				個人番号	住民票コード	
	通称	＊＊＊＊＊				（省略）	（省略）	
	生年月日	平成■年■月■日	性別	男	住民となった日	平成●年●月●日	続柄	子
	前住所	▲▲県▲▲市▲丁目▲番▲号				平成●年●月●日　転入 平成●年●月●日　届出		
	本籍	●●県●●市●丁目●番●号				筆頭者	●●　一郎	
	備考							
4	氏名	（以下余白）				個人番号	住民票コード	
	通称							
	生年月日		性別		住民となった日		続柄	
	前住所							
	本籍					筆頭者		
	備考							

見　本

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。

平成●●年●月●日　●●市長　▲▲　▲▲　　印

図　45：住民票の見本

戸籍謄本

全部事項証明

本籍 氏名	●●県●●市●丁目●番●号 ●●　一郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成●年●月●日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者	【名】一郎 【生年月日】平成●年●月●日　　【配偶者区分】 夫 【父】●●　三郎 【母】●●　桜子 【続柄】 長男
身分事項 出生	【出生日】平成●年●月●日 【出生地】●●県●●市 【届出日】平成●年●月●日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成●年●月●日 【配偶者氏名】▲▲　花子 【従前戸籍】▲▲県▲▲市▲丁目▲番▲号　　●●　三郎
戸籍に記録されている者	【名】花子 【生年月日】平成●年●月●日　　【配偶者区分】 妻 【父】▲▲　太郎 【母】▲▲　桃子 【続柄】 二女
身分事項 出生	【出生日】平成●年●月●日 【出生地】●●県●●市 【届出日】平成●年●月●日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成●年●月●日 【配偶者氏名】●●　一郎 【従前戸籍】■■県■■市■丁目■番■号　　▲▲　太郎
戸籍に記録されている者	【名】和夫 【生年月日】平成●年●月●日 【父】●●　一郎 【母】●●　花子 【続柄】 長男
身分事項 出生	【出生日】平成●年●月●日 【出生地】●●県●●市 【届出日】平成●年●月●日 【届出人】父 【送付を受けた日】平成●年●月●日 【受理者】●●市長

見本

発行番号　●●●●

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成●●年●月●日　　●●市長　　印

図　46：戸籍謄本の見本

附票の全部証明

改製日	平成●●年●月●日
本籍 氏名	●●県●●市●●町●●丁目●●番 ●●　一郎
附票に記載されている者 【除　票】 平成▲年▲月▲日	【名】 一郎 【住所】 ●●県●●市●●町●●丁目●●番●●号 【住定日】平成●●年●●月●●日 --- 【住所】 ●●県▲▲市町▲▲丁目▲▲番▲▲号 【住定日】平成●●年●●月●●日
附票に記載されている者	【名】 花子 【住所】 ●●県●●市●●町●●丁目●●番●●号 【住定日】平成●●年●●月●●日 --- 【住所】 ●●県▲▲市町▲▲丁目▲▲番▲▲号 【住定日】平成●●年●●月●●日
附票に記載されている者	【名】 一郎 【住所】 ●●県●●市●●町●●丁目●●番●●号 【住定日】平成●●年●●月●●日 --- 【住所】 ●●県▲▲市町▲▲丁目▲▲番▲▲号 【住定日】平成●●年●●月●●日 --- 【住所】 ●●県■■市町■■丁目■■番■■号 【方書】 ●●マンション101号室 【住定日】平成●●年●●月●●日
	以下余白

見本

発行番号　●●●

この写しは、戸籍の附票に記載されている事項の全部事項を証明した書類である。

平成●●年●●月●●日
●●県●●市　　印

図　47：戸籍の附票の見本

履歴事項全部証明書

●●県●●市●●町●丁目●番●号
株式会社●●●●
会社法人等番号　●●●●－●●－●●●●●

商号	株式会社●●●●
本店	●●県●●市●●町●丁目●番●号
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	平成●●年●月●日
目的	1．不動産の売買、仲介、賃貸並びに管理 2．経営コンサルタント業 3．上記に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	1000株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株
資本金の額	金1000万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役　●●　●● ●●県●●市●●町●丁目●番●号 代表取締役　▲▲　▲▲
登記記録に関する事項	設立　　平成●●年●月●日登記

見本

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である
（●●法務局●●支局）
平成●●年●●月●●日
●●法務局
登記官　　■■　■■　　印

整理番号　●●●●　　＊下線のあるものは抹消事項であることを示す。

図　48：法人登記簿の見本

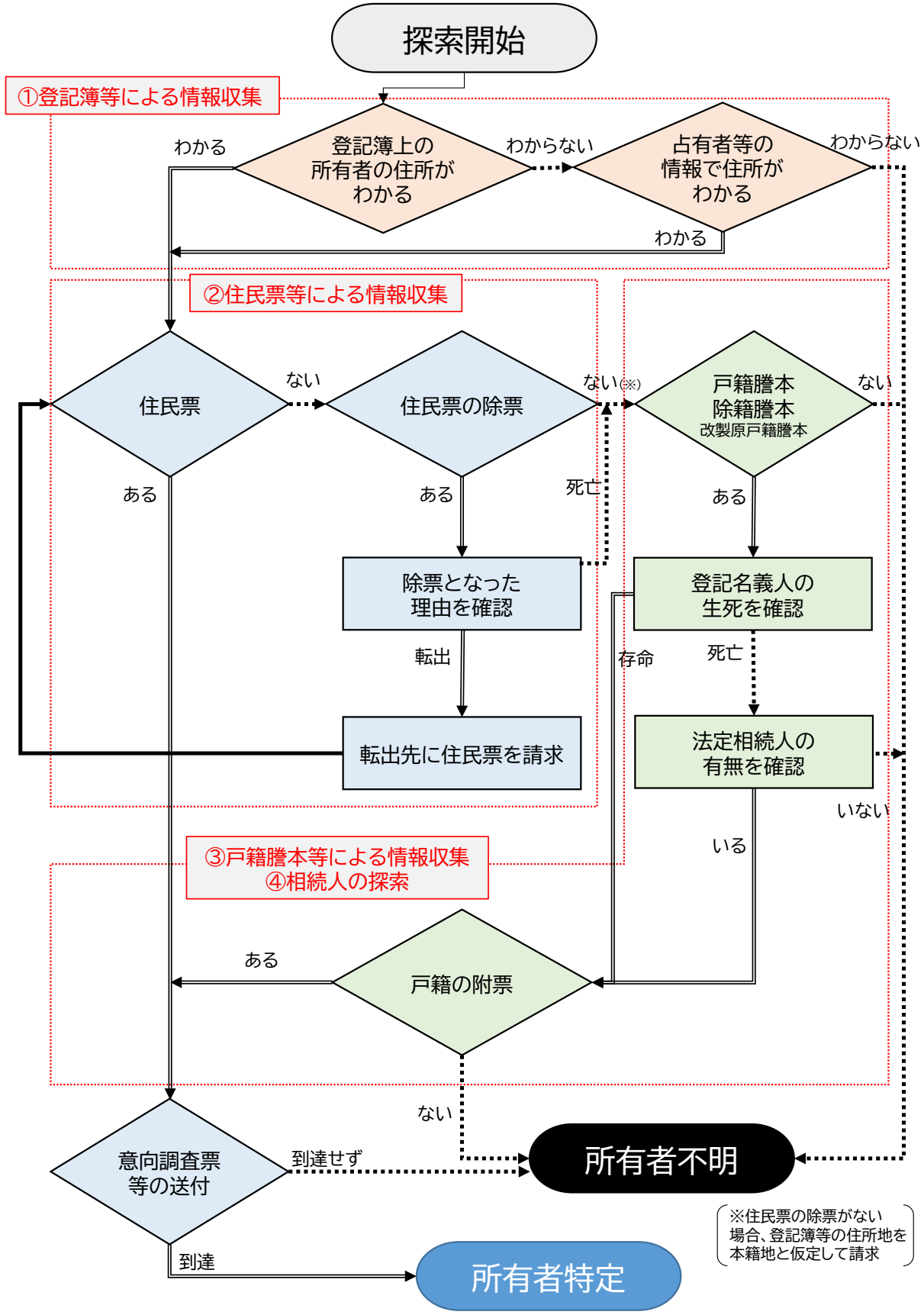


図 49： 森林所有者の探索の流れ（所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドラインより）

14－７－１－３－２　（探索）不明森林共有者が個人の場合

⑴　共有者不明森林の登記事項証明書等により不明森林共有者関連情報を取得

市町村は共有者不明森林の土地及び立木について登記事項証明書の交付を登記所に請求し、権利者の氏名、住所等に関する情報を取得するとともに（令第１条第１号）、不明森林共有者関連情報を保有すると思われる者に対して、情報の提供を求める必要があります（令第１条第２号）。

不明森林共有者関連情報を保有すると思われる者とは、①当該森林の土地を現に占有する者、②当該森林について所有権以外の登記された権利を有する者、③意向調査により判明した不明森林共有者関連情報を有すると思われる者、④その他市町村が保有する情報に基づき不明森林共有者関連情報を有すると思われる者です（規則第８条第各号）。

①当該森林の土地を現に占有する者とは、当該森林に設置された電柱、林道等の構造物を管理する者で、知れている森林所有者からの情報や現地確認による情報を基に、その管理者に情報の提供を求めることとします。

②当該森林について所有権以外の登記された権利を有する者とは、当該森林に賃借権や抵当権等を設置している者で、森林の立木及び土地の登記事項証明書に記載された氏名、住所を基に情報の提供を求めることとします。

③意向調査により判明した不明森林共有者関連情報を有すると思われる者とは、林地台帳上に記載されているが森林所有者ではない者（意向調査により森林所有者ではないことが判明した者）又は知れている森林所有者への意向調査で得られた森林所有者と思われる者で、得られた氏名、住所を基に情報の提供を求めることとします。

④市町村が保有する情報に基づく不明森林共有者関連情報を有すると思われる者とは、森林の土地の所有者届出書に記載された前所有者等、市町村の担当職員が業務上知り得る者で、市町村が保有する情報に記載された氏名、住所等を基に情報の提供を求めることとします。

なお、第 10 次地方分権一括法による森林法の一部改正を踏まえ、地方税法上の守秘義務の対象である固定資産課税台帳情報について、市町村内部での利用の範囲が拡大されました（令和２年６月 10 日施行）※。そのため、固定資産課税台帳情報を森林法の規定に基づき、市町村の税務部局から提供を受けている場合は、当該情報に記載の課税者に対しても、不明森林共有者関連情報の提供を求めることとします。

※　詳細は「固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について」（平成 24 年 3 月 26 日付け 23 林整計第 342 号林野庁計画課長通知、令和２年６月 15 日付２林整計第 212 号改正）を参照）。

※　固定資産課税台帳に係る情報は、森林法第 191 条の２及び第 191 条の４第２項の規定により関係部局から提供を受けて林地台帳の記載を修正した上で（林務部局が保有する情報とした上で）活用することを前提としています。

市町村は、上記の手続により、意向調査を実施した者と異なる者が森林所有者と思われる旨の情報が得られた場合は、その者に対して、当該共有者不明森林の森林所有者を特定するための書類を書留郵便により送付する措置を行う必要があります（令第１条第５号、規則第 10

条）。

ただし、当該共有者不明森林の所在する市町村内においては、書類の送付の措置に代えて、当該市町村内に所在する者を訪問する措置によることができます（令第１条第５号、規則第 10 条）。

また、森林所有者を特定するための書類は、意向調査票等を活用し、森林の所在及び地番、受取人が当該森林の森林所有者であるか否かを記載する項目等を設けた書類で行うこととします（別記様式第 79 号の模範例を参照）。

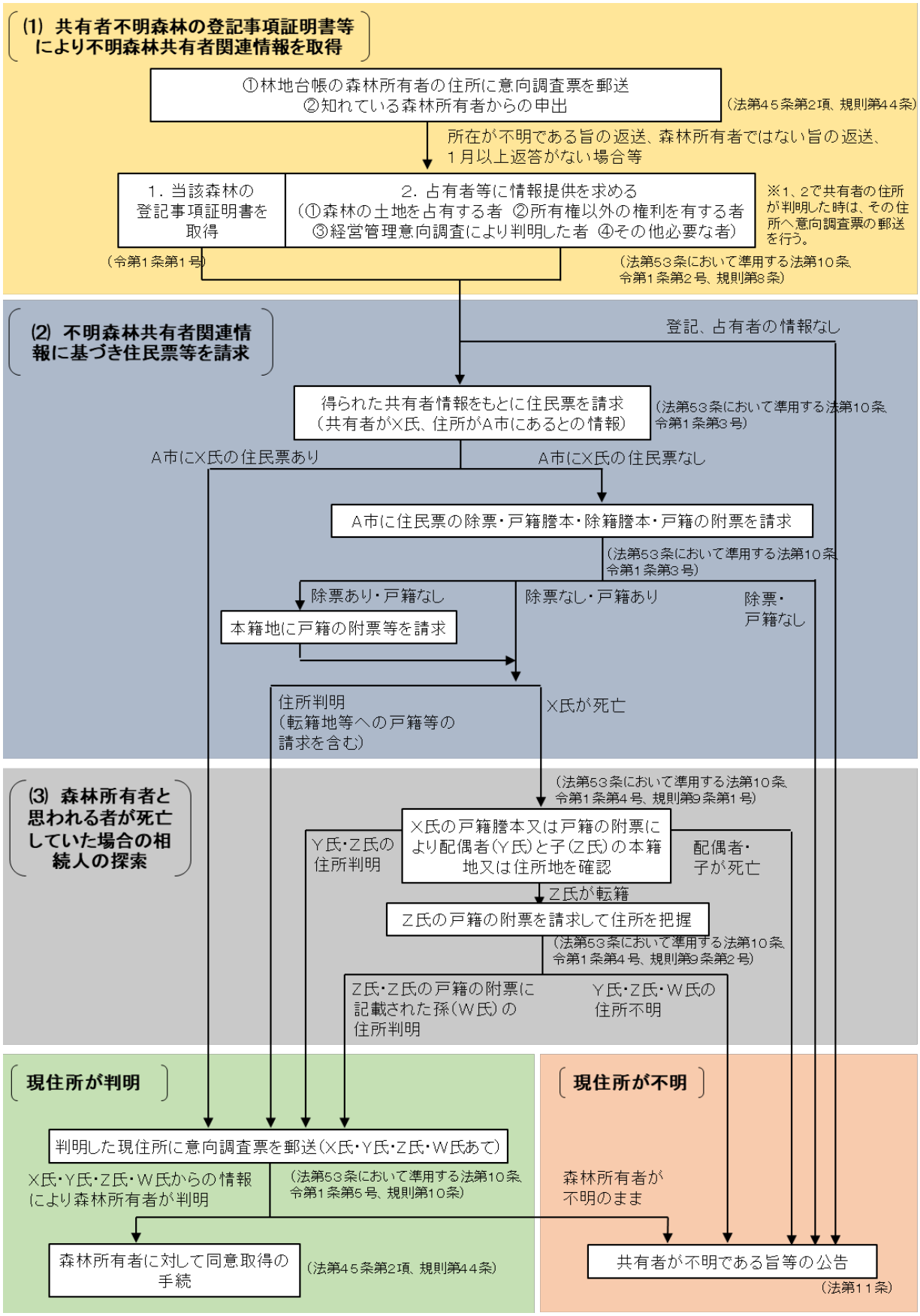


図 50：不明森林共有者が個人の場合の探索フロー（登記名義人等に配偶者又は子がいる場合）

上記の森林所有者の特定作業によって当該森林の共有者全員が判明した場合は権利集積配分一括計画の同意取得手続を進め、森林所有者と思われる者の所在が不明であること（宛先不明や１月以上返答がない場合等）が明らかとなる場合は⑵の手続に進みます。

なお、登記事項証明書や現に占有する者等からの情報では森林所有者と思われる者の住所に関する情報が何も得られなかった場合、それ以上の探索は困難となることから、14－７－１－４の共有者が不明である旨の公告の手続に進みます。

⑵　不明森林共有者関連情報に基づき住民票等を請求

市町村は⑴で所在が不明であることが明らかになった森林所有者について、転居の可能性等があることから、⑴で得られた情報に基づき、森林所有者と思われる者が記録されている住民基本台帳を備えると思われる市町村の長に対し、森林所有者と思われる者に係る不明森林共有者関連情報の提供を求める必要があります（令第１条第３号）。

そのため、住民基本台帳を備えると思われる市町村の長には、まず住民票の写しの提供を求め、住民票がない場合は住民票の除票の写し、戸籍謄本、除籍謄本又は戸籍の附票の写しの提供を求めることとし、それにより現住所、移転先の住所、本籍地を明らかにすることとします。※

※　なお、市町村の当該事務は、法第 10 条及び令第１条という法令に基づく事務の遂行に必要である場合のため、住民基本台帳法第 12 条の２第１項及び戸籍法第 10 条の２第２項の規定などに基づき他の市町村に対しても上記の書類の提供を求めることができます。

※　さらに、住民基本台帳法の一部改正（令和５年９月 16 日施行）及び森林経営管理法等の一部改正（令和８年４月１日施行）により、住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務として、所有者不明土地法等に基づく事務が追加され、森林関係では、森林法に基づく林地台帳の作成に関する事務、森林経営管理法に基づく経営管理権集積計画の作成、意向調査、不明森林共有者の探索、不明森林所有者の探索、権利集積配分一括計画の作成又は災害等防止措置命令に関する事務等が該当します。これにより、住民票及び除票の写しに係る公用請求が不要になり、事務負担の軽減、効率的な森林所有者等の探索への寄与が期待できます。

①請求した市町村に住民票がある場合、森林所有者と思われる者に対して森林所有者を特定する書類の送付等を行う必要があります（令第１条第５号、規則第 10 条）。ただし、当該共有者不明森林の所在する市町村内においては、書類の送付の措置に代えて、当該市町村内に所在する者を訪問する措置によることができます（規則第 10 条）

なお、森林所有者と思われる者に連絡が取れない場合は、14－７－１－４の共有者が不明である旨の公告の手続に進みます。

②請求した市町村に住民票がない場合、当該市町村に住民票の除票の写し、戸籍謄本、除籍謄本又は戸籍の附票の写しを請求することとします。

（ｉ）住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写しの情報に基づいて森林所有者と思われる者の住所が判明した場合は、森林所有者と思われる者に対して森林所有者を特定する書類の送付等を行う必要があります（令第１条第５号、規則第 10 条）。これにより森林所有者と思われる者が森林所有者であると判明した場合は権利集積配分一括計画の同意取得手続に進みます。

（ⅱ）住民票の除票の写し、戸籍謄本又は除籍謄本の情報に基づいて森林所有者と思われる者が死亡していた場合は⑶の相続人の探索手続に進みます。

（ⅲ）請求した当該市町村に住民票の除票の写し、戸籍謄本、除籍謄本又は戸籍の附票の写しがない場合は、14－７－１－４の共有者が不明である旨の公告の手続に進みます。

⑶　森林所有者と思われる者が死亡していた場合の相続人の探索

住民票の除票の写し、戸籍謄本又は除籍謄本の情報に基づいて、登記事項証明書に記載されている所有権の登記名義人又は表題部所有者その他共有者不明森林の森林所有者と思料される者（以下「登記名義人等」という。）が死亡していることが判明した場合、当該登記名義人等が記載された戸籍謄本又は除籍謄本により登記名義人等の相続人を確認し（規則第９条第１号）、当該相続人の現住所を知るためにその相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しを請求する必要があります（令第１条第４号、規則第９条第２号）。

相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しにより相続人の現住所が判明した場合は、相続人に対して森林所有者を特定する書類の送付等を行う必要があります（令第１条第５号、規則第 10 条）。その際、相続人からの情報により森林所有者が判明した場合は経営管理権集積計画の同意取得手続に進みます。

相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しがない場合、相続人が死亡していた場合、相続人が存在しない場合は、14－７－１－４の共有者が不明である旨の公告の手続に進みます。

なお、探索する範囲は、登記名義人等とその相続人までとされています（令第１条第４号）。したがって、登記名義人等に配偶者がいる場合は、登記名義人等の戸籍謄本等に記載されている配偶者又は子が探索の範囲となりますが、登記名義人等に配偶者がいない場合は、登記名義人等の戸籍謄本等に記載されている直系尊属（父母）や兄弟姉妹が探索の範囲となります。

ただし、当該相続人が亡くなっている場合であって、当該相続人の戸籍の附票の写しや消除された戸籍の附票の写しから、相続人の相続人（例えば､登記名義人等の孫）の現住所が判明したときは、その者に対して森林所有者を特定する書類の送付等を行うこととします。ただし、その者が転籍等をしており、相続人の戸籍の附票や消除された戸籍の附票の写しからでは

現住所が判明しない場合等、相続人を探索する中で相続していると思われる者の現住所が判明しなかった場合、14－７－１－４の共有者が不明である旨の公告の手続に進みます。

また、(1)、(2)又は(3)のいずれの場合においても、現住所が判明し森林所有者を特定する書類の到達が確認されてもなお権利集積配分一括計画に係る同意を得ることができなかった場合には、14－７－３の確知所有者不同意森林に係る特例の申請手続に進むことができます。このとき、共有者不明森林に係る特例は、知れているもののうちいずれかの同意を得ることで活用可能であるため、不明な共有者と知れていて同意を得られない共有者の双方がいた場合、他の共有者１人以上の同意が得られていれば、共有者不明森林に係る特例と確知所有者不同意森林の特例の両方の手続を同時に実施することができます。

14－７－１－３－３　（探索）不明森林共有者が法人の場合

⑴　共有者不明森林の登記事項証明書等により不明森林共有者関連情報を取得

14－７－１－３－２⑴と同様です。

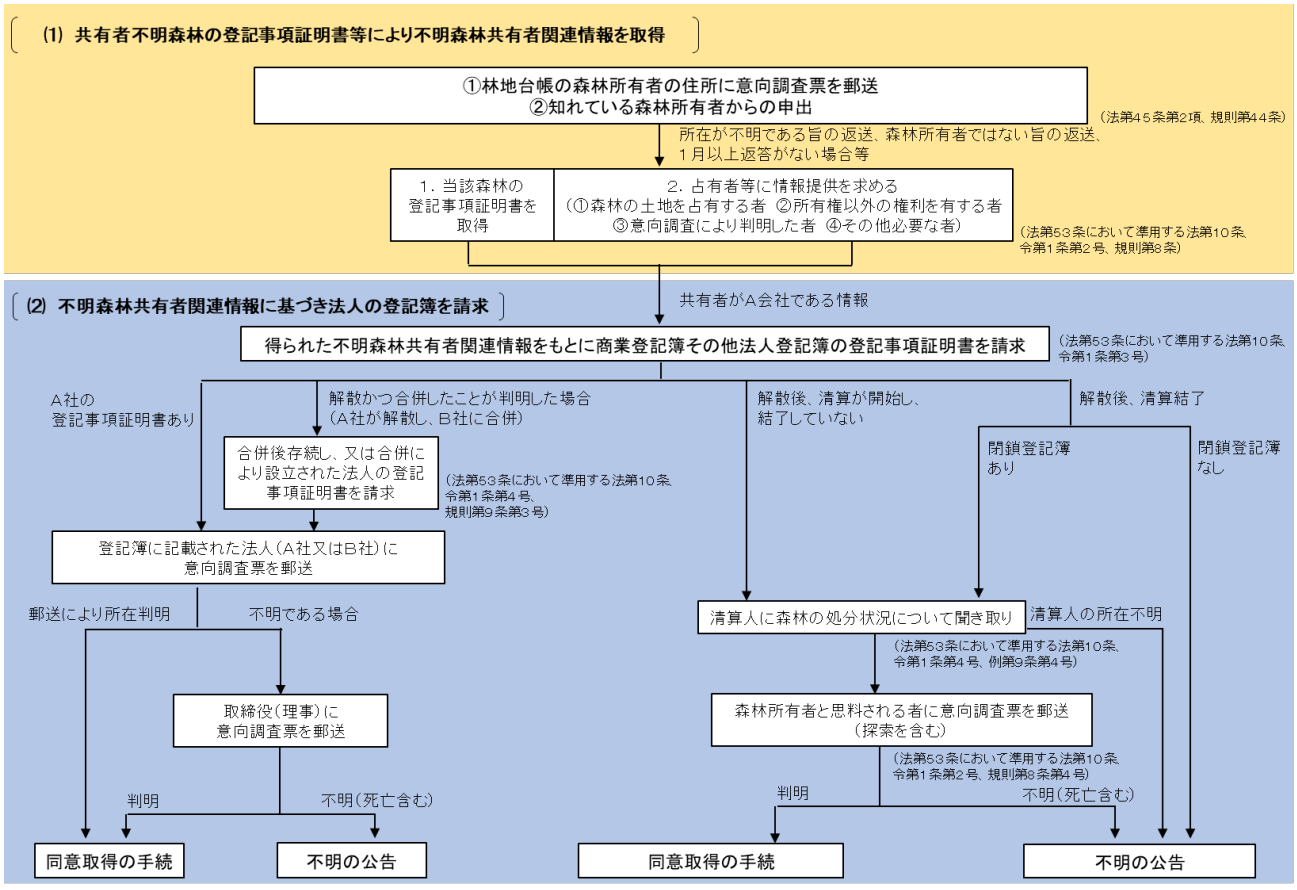


図 51：不明森林共有者が法人の場合の探索フロー

⑵　不明森林共有者関連情報に基づき法人の登記事項証明書を請求

市町村は⑴で得られた情報に基づき、森林所有者と思われる法人が記録されている法人の登記簿を備えると思われる登記所の登記官に対し、当該登記名義人等に係る不明森林共有者関連情報の提供を求める必要があります（令第１条第３号）。登記所の登記官に提供を求めるものは商業登記簿や法人登記簿（以下、法人登記簿等）の登記事項証明書で、それにより法人の事務所の所在地等を明らかにすることとします。法人登記簿等が存在するか否か等により以下のとおり場合分けされます。

① 法人登記簿等によって森林所有者と思われる法人の事務所の所在地等が判明する場合、証明書に記載された法人に対して森林所有者を特定する書類の送付等を行う必要があります（令第１条第５号、規則第 10 条）。

送付等により当該法人の事務所の所在地等が判明した場合は権利集積配分一括計画の同意取得手続に進みます。

事務所の所在地等が不明であることが判明した場合は証明書に記載された取締役（理事）に対して森林所有者を特定する書類の送付等を行う必要があります（令第１条第５号、規則第 10 条）。

取締役（理事）が判明し、取締役（理事）からの情報により森林所有者が判明した場合、権利集積配分一括計画の同意取得手続に進みます。

取締役（理事）の所在が不明な場合は、14－７－１－４の共有者が不明である旨の公告の手続に進みます。

② 法人登記簿等によって森林所有者と思われる法人が解散して別の法人に合併したことが判明した場合、合併後存続し、又は合併により設立された法人の登記事項証明書を請求する（令第１条第４号、規則第９条第３号）とともに、証明書に記載された法人に対して森林所有者を特定する書類の送付等を行う必要があります（令第１条第５号、規則第 10 条）。それ以降の手続は①と同様です。

③ 法人登記簿等によって森林所有者と思われる法人が解散し、清算が開始しているが結了していない場合、清算人に対して、書面の送付その他適当な方法により当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報の提供を求めることが必要です（令第１条第５号、規則第 10 条）。その他適当な方法とは、清算人を訪問することとします。

清算人に提供を求める情報は、当該森林を清算法人が所有しているか否か、第三者に売却した場合の売却先の氏名、住所等の当該森林の処分状況とします。清算人に連絡が取れ、森林所有者と思われる者の情報が得られた場合は、森林所有者を特定する書類の送付等を行う必要があります（令第１条第５号、規則第 10 条）。

その上で、森林所有者と思われる者の所在が不明であれば、その者の探索を行う必要があります（森林所有者と思われる者が個人であれば（14－７－１－３－２）、法人であれば⑴と同様の方法。）。

森林所有者と思われる者の所在が判明すれば、権利集積配分一括計画の同意取得手続に進みます。

清算人の所在が不明又は死亡していた場合は 14－７－１－４の共有者が不明である旨の公告の手続に進みます。

（なお、清算人は、清算法人を代表して、残務の結了や残余財産の引渡し等を職務としており、新たに契約関係を締結する権限はないことから、清算法人が当該森林の一部又は全部を引き続き所有している状況にあった場合は、権利集積配分一括計画を定めることはできません（まずは、清算を結了させることが必要です）。）

④ 法人登記簿等によって森林所有者と思われる法人が解散し、清算が結了している場合、当該森林の所有権等は清算の過程で第三者に移転しているため、③と同様の方法により清算人の所在が判明すれば、当該森林の処分状況についての情報を取得した上で、森林所有者と思われる者に対して森林所有者を特定する書類の送付等を行う必要があります（令第１条第５号、規則第 10 条）。

送付等により森林所有者が判明すれば権利集積配分一括計画の同意取得手続に進みます。

不明であれば 14－７－１－４の共有者が不明である旨の公告の手続に進みます。

14－７－１－３－４　（探索）変則型登記の場合

共有者不明森林であって、登記事項証明書の交付を受けたものの、表題部所有者欄の氏名又は名称及び住所の一部又は全部が正常に登記されていない変則型登記であった場合には、14－７－１－３－２に基づく探索によるほか、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）」に基づいて法務省法務局・地方法務局が行う探索の活用を検討することとします（令和元年 11 月 22 日施行）。

なお、同法に基づき、表題部所有者等の一部を特定することができなかった場合（又はその旨登記されている場合）にあっては、特定された表題部所有者に係る部分につき、意向調査等を行うこととし、特定することのできなかった部分については、共有者が不明である旨の公告の手続きに進みます。

14－７－１－４　公告

（共有者不明森林に係る公告）
第十一条　市町村は、前条の探索を行ってもなお不明森林共有者を確知することができないときは、その定めようとする経営管理権集積計画及び次に掲げる事項を公告するものとする。
一　共有者不明森林の所在、地番、地目及び面積
二　共有者不明森林の森林所有者の一部を確知することができない旨
三　共有者不明森林について、経営管理権集積計画の定めるところにより、市町村が経営管理権の設定を、森林所有者が経営管理受益権の設定を受ける旨
四　前号に規定する経営管理権に基づき、共有者不明森林について次のいずれかが行われる旨
イ　第三十三条第一項に規定する市町村森林経営管理事業の実施による経営管理

ロ　第三十五条第一項の経営管理実施権配分計画による経営管理実施権の設定及び当該経営管理実施権に基づく民間事業者による経営管理
五　共有者不明森林についての次に掲げる事項
イ　第三号に規定する経営管理権の始期及び存続期間
ロ　第三号に規定する経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
ハ　販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法
ニ　イに規定する存続期間の満了時及び第九条第二項、第十五条第二項又は第二十三条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法
六　不明森林共有者は、公告の日から起算して二月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて市町村に申し出て、経営管理権集積計画又は前三号に掲げる事項について異議を述べることができる旨
七　不明森林共有者が前号に規定する期間内に異議を述べなかったときは、当該不明森林共有者は経営管理権集積計画に同意したものとみなす旨

（参考：森林経営管理法施行規則）
（共有者不明森林に係る経営管理権集積計画についての異議）
第十一条　法第十一条第六号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してするものとする。
一　申出者の氏名又は名称及び住所
二　当該申出に係る共有者不明森林の所在、地番、地目及び面積
三　当該申出の趣旨及びその理由

市町村は、14－7－1－3の探索を行ってもなお不明森林共有者を確知することができないときは、知れている森林所有者の同意の下、定めようとする権利集積配分一括計画及び表 18 に掲げる事項を公告する必要があります（法第 53 条において準用する法第 11 条）。公告は別記様式第 32 号を用いて、インターネットの利用又は市町村の公報等への掲載により行ってください。

なお、この公告は、不明森林共有者に権利集積配分一括計画の内容を知らしめ、異議を述べる機会を与えるためのものであり、法第 52 条第 1 項に基づく権利集積配分一括計画を定めた旨の公告（14－4参照）とは異なるため、法第 53 条において準用する法第 12 条に基づき不明森林共有者から同意を得たものとみなされた権利集積配分一括計画の効力発生には、この公告により不明森林共有者が同意したものとみなされた後に、法第 52 条第 1 項に基づく権利集積配分一括計画を定めた旨の公告をする必要があります。

表 18 ：共有者不明森林の特例に係る公告事項

（法第 53 条において準用する法第 11 条各号に定める公告事項）

公告事項	記載事項	備考
一　共有者不明森林の所在、地番、地目及び面積	森林の所在、地番、地目及び地番ごとの面積を記載すること。	林地台帳の情報と整合性をとること。
二　共有者不明森林の森林所有者の一部を確知することができない旨	共有者不明森林の森林所有者の一部を確知することができない旨を記載すること。	
三　共有者不明森林について、権利集積配分一括計画の定めるところにより、市町	共有者不明森林について、権利集積配分一括計画の定めるところにより、市町村が経営管理権の設定を、森林所有者が	

村が経営管理権の設定を、森林所有者が経営管理受益権の設定を受ける旨	経営管理受益権の設定を受ける旨を記載すること。	
四　経営管理権に基づき、共有者不明森林について市町村森林経営管理事業等が行われる旨	三の経営管理権に基づき、権利集積配分一括計画による経営管理実施権の設定及び経営管理実施権に基づく構想適合事業者による経営管理が行われる旨を記載すること。 また、当該構想適合事業者に設定した経営管理実施権についてその全部又は一部を取り消した場合には、市町村森林経営管理事業による経営管理又は経営管理権配分計画による経営管理実施権の設定及び経営管理実施権に基づく林業経営者による経営管理が行われる旨を記載すること。	
五　共有者不明森林についての右に掲げる事項	イ　「経営管理の始期及び存続期間」 権利集積配分一括計画に記載された始期及び存続期間を記載すること。 「始期」には権利集積配分一括計画を公告し、実際に経営管理を開始する日を記載すること。 「存続期間」は50年を超えない範囲で経営管理を行う期間を記載すること（法第53条において準用する法第10条）。	「始期」は共有者不明森林に係る公告が開始されてから２月経過後の日となる。 「存続期間」は、経営管理の内容に構想適合事業者又は林業経営者による主伐を含む場合は権利集積配分一括計画で定める経営管理実施権の存続期間中に成林させることができるよう、15年以上かつ主伐後10年以上の期間が確保されるよう定めること。
	ロ　「経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容」 権利集積配分一括計画に記載された内容を記載すること。	記載内容は、権利集積配分一括計画の内容14－３－１を参照。
	ハ　「販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法」	記載内容は、権利集積配分一括計画の内容14－３－１を参照。 当該共有林から発生した利益の分配方法は共有者

	権利集積配分一括計画に記載された内容を記載すること。 「相手方」については、当該共有林の知れている森林所有者の氏名を記載すること。 ニ　「存続期間の満了時及び委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法」 権利集積配分一括計画に記載された内容を記載すること。	間で決めることとするため、市町村は、金銭の支払を受けた者に対して、不明森林共有者を含む共有者間で適切に金銭を分配するため、金銭を留保するよう指導すること。 記載内容は、権利集積配分一括計画の内容 14－3－1 を参照。支払の相手方の考え方はハで述べたとおり。
六　不明森林共有者は、公告の日から起算して２月以内に、その権原を証する書面を添えて市町村に申し出て、権利集積配分一括計画又は三、四、五に掲げる事項について異議を述べることができる旨。	不明森林共有者は、公告の日から起算して２月以内に、その権原を証する書面を添えて市町村に申し出て、権利集積配分一括計画又は三、四、五に掲げる事項について異議を述べることができる旨を記載すること。	
七　異議を述べなかった場合は、同意したものとみなされる旨	不明森林共有者が２月以内に異議を述べなかったときは、権利集積配分一括計画に同意したものとみなす旨を記載すること。	

14－７－１－５　公告した旨の報告

（情報提供等）
第六十七条　農林水産大臣は、共有者不明森林及び所有者不明森林に関する情報の周知を図るため、地方公共団体その他の関係機関と連携し、第十一条又は第二十五条（これらの規定を第五十三条において準用する場合を含む。）の規定による公告に係る共有者不明森林又は所有者不明森林に関する情報のインターネットの利用による提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする

農林水産大臣は、共有者不明森林に関する情報の周知を図るため、地方公共団体その他の関係機関と連携し、14－７－１－４の公告に係る共有者不明森林に関する情報のインターネットの利用による提供その他の必要な措置を講ずるように努めることとされています（法第 67 条）。そのため、市町村は共有者不明森林に係る公告を行った場合は、別記様式第 33 号により、都道府県に対して、当該公告に係る森林の所在、当該公告をした場所等を報告することとします（長官通知第 23 の２の(2)において準用する第８の２の(1)）。

市町村から報告を受けた都道府県は、別記様式第 33 号により、農林水産大臣に対して、当該公告に係る森林の所在、当該公告をした場所等を報告することとします（長官通知第 23 の２の(2)において準用する第８の２の(2)）。

また、都道府県においても、共有者不明森林に関する情報の周知を図るため、当該情報のインターネットの利用による提供その他の必要な措置を講ずるよう努めることとします（長官通知第 23 の２の(2)において準用する第８の２の(2)）。

なお、国においては、下記の林野庁ホームページにて当該情報の周知を行っています。

【ホームページ URL】

http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/fumei_tokurei.html

【トップページからのアクセス】

林野庁 HP→政策について→分野別情報→共有者不明森林・所有者不明森林への対応

14－７－１－６　公告期間中に不明森林共有者が現れた場合

不明森林共有者が権利集積配分一括計画に異議（内容の変更、作成の中止等を希望）がある場合、不明森林共有者は、公告の日から起算して２月以内に、その権原を証する書面を添えて市町村に申し出て、権利集積配分一括計画又は一部の公告事項について異議を述べることができます（法第 53 条において準用する法第 11 条第６号）。不明森林共有者の異議申出は、①申出者の氏名又は名称及び住所、②当該申出に係る共有者不明森林の所在、地番、地目及び面積、③当該申出の趣旨及びその理由について記載した申出書により行う必要があります（規則第 11 条第１～３号。別記様式第 34 号を参照）。申出書に添える権原を証する書面は、森林所有者証明書類（事務の手引その１　２－４－１参照）とします。

なお、実際には、公告期間中に不明森林共有者が現れた場合には、市町村に問合せがあることが想定されるため、その際には、市町村は当該共有者から森林所有者証明書類の提出を受けて当該森林の森林所有者であることを確認した後、知れている森林所有者及び現れた森林所有者の間で公告をしている権利集積配分一括計画の取扱いについて協議させることとします（長官通知第 23 の２の(2)において準用する第８の２の(3)）。協議後の具体的な対応方法は、森林の所有構成や協議結果により次のとおり場合分けされると考えられます（図 52）。

①　共有者が現れることで共有者全員を確知できた場合

市町村は、当該公告を直ちに取りやめる必要があります。その後の対応は、協議の結果により、次のとおり場合分けされます。

ア　共有者全員が権利集積配分一括計画に同意する場合は、通常の権利集積配分一括計画作成・公告の手続（14－３～14－４参照）により権利集積配分一括計画を定めることとします。

イ　権利集積配分一括計画の内容を変更することで共有者全員が同意した場合は、再度新たな権利集積配分一括計画を作成し、通常の権利集積配分一括計画作成・公告の手続（14－３～14－４参照）により権利集積配分一括計画を定めることとします。

ウ　権利集積配分一括計画を作成することについて共有者間で協議が調わない又は権利集積配分一括計画を作成しないことで共有者全員が同意した場合、共有者から今後の経営管理の意向を調査することとします。なお、今後の経営管理の意向を示さない等、なお権利集積配分一括計画を定める必要がある場合には、確知所有者不同意森林に係る手続を行うことも可能です（14－７－３参照）。

②　共有者が現れてもなお不明森林共有者がいる場合

協議の結果により、次のとおり場合分けされます。

ア　知れている共有者全員が公告されている権利集積配分一括計画に同意する場合には、当該公告手続を継続することとします。２月経過し、権利集積配分一括計画を定めた旨の公告を行う際には、権利集積配分一括計画に当該申出をした共有者の名前を追加することとします。

イ　権利集積配分一括計画の内容を変更することに同意した場合は、直ちに公告を取りやめ、再度新たな権利集積配分一括計画を作成し、知れている共有者全員の同意を得た上で、再度、共有者不明森林に係る手続を行うこととします。

ウ　権利集積配分一括計画を作成しないことで同意又は権利集積配分一括計画を作成することについて知れている共有者間で協議が調わなかった場合、直ちに公告を取りやめ、共有者から今後の経営管理の意向を調査することとします。なお、今後の経営管理の意向を示さない等、なお権利集積配分一括計画を定める必要がある場合には、確知所有者不同意森林に係る手続を行うことも可能です（14－７－３参照）。

③　共有者が現れることで、２分の１を超える持分を有する者を確知できた場合

1/2 超の同意により間伐等経営管理権の設定を目指す場合は、「①共有者が現れることで共有者全員を確知できた場合」に準じた対応を行うこととなります。この際、「共有者全員」を「２分の１を超える持分を有する者」に読み替えることとします。

また、同意みなしによる全員同意を目指す場合は、「②共有者が現れてもなお不明森林共有者がいる場合」に準じた対応を行うこととなります。

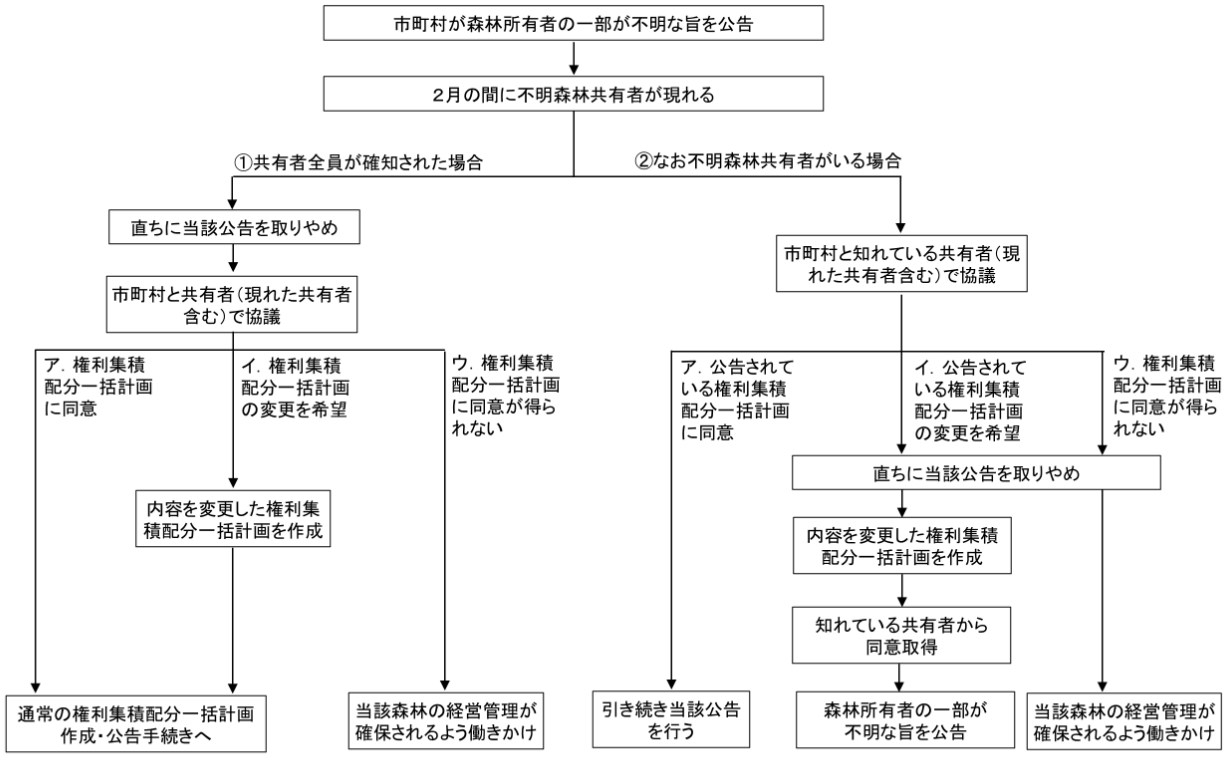


図 52：共有者不明森林の公告期間中に不明森林共有者が現れた場合のフロー

14－７－１－７　権利集積配分一括計画の公告

（不明森林共有者のみなし同意）
第十二条　不明森林共有者が前条第六号に規定する期間内に異議を述べなかったときは、当該不明森林共有者は、経営管理権集積計画に同意したものとみなす。

不明森林共有者が公告の日から起算して２月以内に異議を述べなかったときは、当該不明森林共有者は、権利集積配分一括計画に同意したとみなされます（法第 53 条において準用する法第 12 条）。市町村は同意したとみなされた権利集積配分一括計画について法第 52 条第１項に基づく権利集積配分一括計画を定めた旨の公告をすることにより経営管理権を取得することとします（公告の方法、公告後の公開の方法については通常の権利集積配分一括計画の公告・公開の方法を参照（14－４参照））。なお、公告の際には、当該権利集積配分一括計画が共有者不明森林に係る特例手続によって定められたことが明らかとなるよう、別記様式第 35 号により公告することとします（長官通知第 23 の２の(2)において準用する第８の２の(4)）。

14－７－１－８　金銭の分配方法・供託

共有者間の分配

原則として、共有林における利益については、共有者間でその分配方法を決定した上で分配すべきものと考えられます。このため、当該経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者（林業経営者）は、14－７－１－４に記載のとおり、権利集積配分一括計画の「甲にＤを支払うべき時

期、相手方及び方法」欄のうち「相手方」に関して、共有者のうち知れている森林所有者の氏名のみを記載することとします。

このようにすることで、林業経営者は、不明森林共有者に対しては直接債務を負っていない状態となり、知れている共有者のみに対して金銭を支払うこととなります（林業経営者は、不明森林共有者に対して直接金銭を支払うことはできません）。

この金銭を支払う相手方としては、例えば共有林の代表者のみとすることや、知れている共有者の全員とすること等が想定されますが、実務上の観点からすると、代表者一名に対して支払いを行い、その者から分配していただくことが想定されます。合わせて、不明森林共有者も含む共有者間の分配方法についても記載しておくことが望ましいです。

「共有者間の金銭の分配方法」の記載については、
複数の個人がそれぞれ森林について持分を持っている場合（狭義の共有の場合）は、「他の共有者に対して、持分割合に応じて分配する」などと記載し、
登記上は複数の個人による共有となっているものの実質的には自治会が管理している場合（総有などの場合）であって、その団体の規約において「収入は全て本団体に帰属し、これを構成員に分配しない」などの分配方法が定められている場合は、「〇〇自治会に全額を支払う」などと記載することが想定されます。

こうして金銭の支払いを受けた者は、一括計画に記載した分配方法や共有者間の取決め等にしたがって金銭を分配等する必要があります（記載や取決めの内容にもよりますが、基本的には、金銭の支払いを受けた者が、不明森林共有者に対して債務を負っている状態になると考えられます）。なお、一括計画において金銭の分配方法を定めず、共有者間の取決めもない場合は、一般的には、不明森林共有者を含む全ての共有者に対して、その持分割合に応じた金銭を支払うこととなります（図 53）。

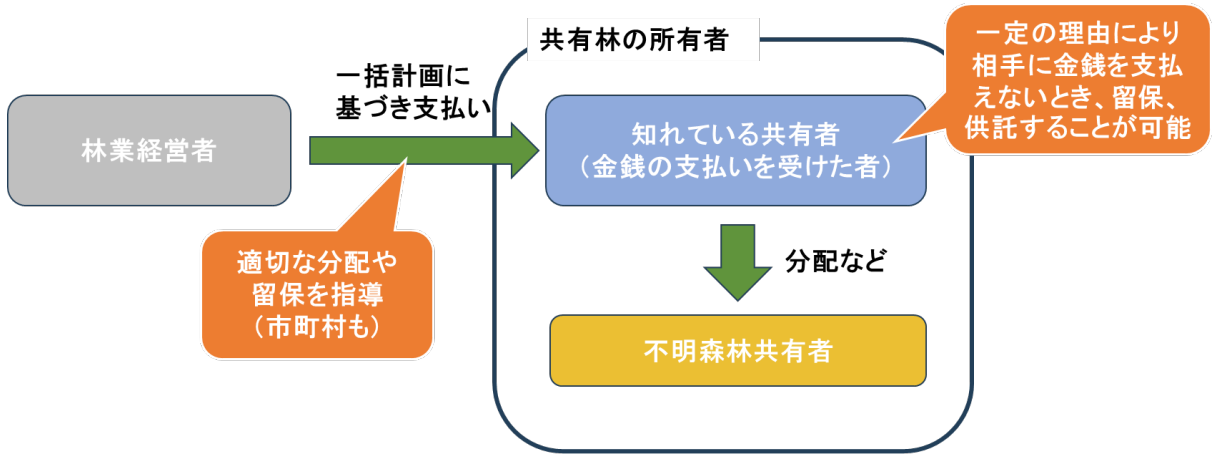


図 53：共有林における金銭の支払い方法

不明森林共有者に金銭の支払いが必要な場合、金銭の支払いを受けた者は、不明森林共有者に支払うべき金銭を留保することになります。この場合、不明森林共有者が権利を行使することができることを知った時から５年間行使しないとき、又は権利を行使することができる時（林業経

営者から代表者等に対し金銭の支払いをした時など）から 10 年間行使しないときは、不明森林共有者等の債権は、時効の援用によって消滅しますので、一定の手続き等を経て時効が成立すれば、不明森林共有者以外の共有者間でその金銭を分配することも可能です。（民法第 166 条第 1 項各号、同法第 145 条）。

以上の対応を円滑に進めるため、市町村又は林業経営者は、金銭の支払を受けた者に対して、不明森林共有者を含む全ての共有者間で適切に金銭を分配するよう指導・助言する必要があります。

また、不明森林共有者から市町村又は林業経営者に対して金銭の支払いに係る連絡があった場合は、事情を説明した後に、金銭の支払いを受けた者を案内することが考えられます。

なお、金銭の支払いを受ける者が、一括計画に記載した分配方法や共有者間の取決め等に従わず、共有者への金銭の分配を適切に行わないことが予見される場合は、市町村又は林業経営者は支払いの前に適切な分配について指導するなど、慎重に対応することが望ましいです。

供託（一定の理由により相手に金銭を支払えないとき、代わりに国（供託所）に預けておく制度）

金銭の支払いを受けた者は、原則として時効の成立まで金銭を留保し続ける必要がありますが、長期にわたる金銭の留保には心理的負担や事務的な手間が伴うことも考えられます。こうした負担を解消するための選択肢として、不明森林共有者に対する当該金銭の支払いに代えて、支払うべき金銭について、民法第 494 条の規定に基づき、供託することも考えられます。

なお、14－７－１－４に記載のとおり対応することで、林業経営者は、不明森林共有者に対しては直接債務を負っていない状態となることから、林業経営者が供託をすることは基本的に想定されません。

第 494 条（供託）
　弁済者は、次に掲げる場合には、債権者のために弁済の目的物を供託することができる。この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅する。
　一　弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき。
　二　債権者が弁済を受領することができないとき。
２　弁済者が債権者を確知することができないときも、前項と同様とする。ただし、弁済者に過失があるときは、この限りでない。

供託の可否については各法務局の供託官が判断することとなりますが、基本的には、既に市町村の探索により所在等が不明であることが判明しているため、受領不能又は債権者不確知を原因として供託することが考えられます。その供託原因等を記載し、法務局へ供託書を提出することとなります。

なお、手続の詳細等は個別事案ごとに異なる場合があります。状況によって、必ず供託が認められるとも限りませんので、供託手続の活用を検討する際には、まずは供託所となる法務局に事前相談するようにしてください。相談先は、債権者の住所地の供託所となるため、遠方となる可能性もあります。電話やファックスで相談を受けてくれることもありますので、まずは一度連絡することをおすすめします。

また、供託を行うに当たり、そのほかに想定される事項は下表のとおりです。供託を行う意思がある場合、林業経営者から金銭の支払いがあり次第、速やかに行うことが望ましいです。

供託者	金銭の支払いを受けた確知共有者
供託の単位	不明森林共有者ごと
供託の場所	各不明森林共有者の住所地の供託所 ※債権者が所在不明等である場合は、判明している最後の住所地（登記簿に記載の住所など）を記載することが想定されます。
供託の原因たる事実	・当該森林が共有である旨 ・当該権利集積配分一括計画に基づき支払われた金銭であり、不明森林共有者に分配すべき金銭として、自身に支払われた旨及びその額 ・【受領不能の場合】一部共有者（被供託者）の住所若しくは氏名が不明であり、現に金銭の受領をさせることができない旨 ・【債権者不確知の場合】一部共有者（被供託者）が死亡しており、その相続人がいるかどうか不明であるなど、債権者を確知することができない旨
供託金額の計算方法	供託する金額は、林業経営者から支払いのあった金額のうち、不明森林共有者に分配すべき金銭（分配に関する取決めがない場合は、支払いのあった金額に、不明森林共有者の持分割合を掛けた額とすることが一般的です。）
時効消滅	債権者が権利を行使することができることを知った時から５年間行使しないとき、又は権利を行使することができる時から 10 年間行使しないときは、債権は時効により消滅することとなります。 時効の起算点等の詳細については、供託所にお尋ねください。

供託を行った者は、債権者がその供託を受け取らない場合や、供託が有効であると判断した裁判の判決がまだ確定していない間は、供託した金銭を取り戻すことができます。

また、供託すべき金銭の供託手続については、供託法及び供託規則等の法令の定めるところによる必要があります。供託手続の詳細は法務省のウェブサイトも参照してください。

供託制度の概要｜法務省
（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07.html）

14－７－１－９　権利集積配分一括計画の公告後に不明森林共有者が現れた場合

法第 52 条第１項に基づく権利集積配分一括計画を定めた旨の公告後に不明森林共有者が現れた場合、市町村は当該共有者から森林所有者証明書類の提出を受けて当該森林の共有者であることを確認した後、定められた権利集積配分一括計画の取扱いについて、市町村と知れている共有者（現れた共有者を含む）とで協議することとします（長官通知第 23 の３において準用する第８の３）。取扱いは森林の所有構成や協議内容により次のとおり場合分けされると考えられます（図 54）。

①　共有者が現れることで共有者全員を確知できた場合

ア　現れた共有者が定められた権利集積配分一括積計画に同意する場合は、市町村の職権により権利集積配分一括計画の名義に現れた共有者を追加し、知れている全ての関係権利者に写しを送付することとします。なお、名義変更に当たっては、再度権利集積配分一括計画を定め、公告するという手続をとる必要はありません。

イ　定められた権利集積配分一括計画の内容を変更することで共有者全員が同意した場合は、定められた権利集積配分一括計画を取り消した上で、通常の権利集積配分一括計画作成・公告の手続（14－３～14－４参照）により、内容を変更した権利集積配分一括計画を定めることとします。

ウ　現れた共有者が定められた権利集積配分一括計画に同意しない場合は、その他の共有者は引き続き権利集積配分一括計画の存続を希望することが考えられるため、その他の共有者が現れた共有者から持分権の譲渡を受ける等、現れた共有者との共有関係を解消する方法を検討することが望ましいです。なお、現れた共有者が共有関係を維持したまま権利集積配分一括計画に同意しない場合は、14－７－１－10 の権利集積配分一括計画の取消し手続を進めることとなります。

②　共有者が現れてもなお不明森林共有者がいる場合

ア　現れた共有者が定められた権利集積配分一括計画に同意する場合は、市町村の職権により権利集積配分一括計画の名義に現れた共有者を追加し、知れている全ての関係権利者に写しを送付することとします。なお、名義変更に当たっては、権利集積配分一括計画を定め、公告するという手続をとる必要はありません。

イ　定められた権利集積配分一括計画の内容を変更することで知れている共有者全員が同意した場合は、公告した権利集積配分一括計画を取り消した上で、内容を変更した権利集積配分一括計画を作成し、再度、共有者不明森林に係る手続を実施することとします（14－７－１－４参照）。

ウ　現れた共有者が定められた権利集積配分一括計画に同意しない場合は、その他の共有者は引き続き権利集積配分一括計画の存続を希望することが考えられるため、その他の共有者が現れた共有者から持分権の譲渡を受けること等、現れた共有者との共有関係を解消する方法を検討することが望ましいです。現れた共有者が共有関係を維持したまま権利集積配分一括計画に同意しない場合は、14－７－１－10 の権利集積配分一括計画の取消し手続を進めることとなります。

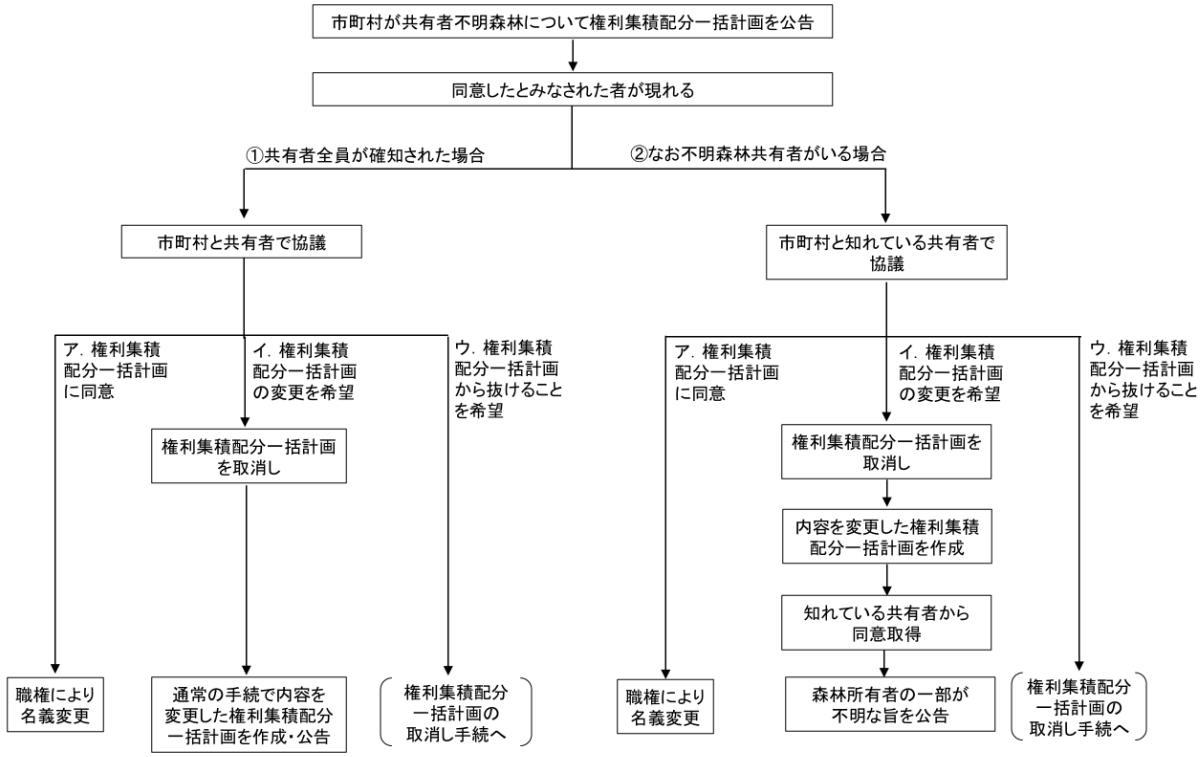


図 54：権利集積配分一括計画の公告後に不明森林共有者が現れた場合のフロー

14－７－１－10　権利集積配分一括計画の取消し

14－７－１－10－１　取消しの申出

（経営管理権集積計画の取消し）
第十三条　前条の規定により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者（次条第一項に規定するものを除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができる。
２　市町村の長は、前項の規定による申出があったときは、当該申出の日から起算して二月を経過した日以後速やかに、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すものとする。

第十四条　第十二条の規定により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者（その権原に属する森林のうち当該同意に係るものについて第三十七条第二項の規定により経営管理実施権が設定されているものに限る。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができる。
一　経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しについて、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者の承諾を得た場合
二　予見し難い経済情勢の変化その他経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情があり、かつ、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者に対し、当該森林所有者が通常生ずべき損失の補償をする場合
２　前条第二項の規定は、前項の規定による申出があった場合について準用する。

（経営管理権集積計画の取消しの公告）
第十五条　市町村は、第十三条第二項（前条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。
２　前項の規定による公告があったときは、経営管理権集積計画のうち第十三条第二項の規定により取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなす。

（参考：森林経営管理法施行規則）
（共有者不明森林に係る経営管理権集積計画の取消しの申出）
第十二条　法第十三条第一項及び第十四条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してするものとする。
一　申出者の氏名又は名称及び住所
二　当該申出に係る共有者不明森林の所在、地番、地目及び面積
三　当該申出の理由

（共有者不明森林に係る経営管理権集積計画の取消しの公告）
第十三条　法第十五条第一項の規定による公告については、第七条の規定を準用する。

（経営管理権集積計画の取消しの公告）
第七条　法第九条第一項の規定による公告は、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消した旨及び当該経営管理権集積計画のうち当該取消しに係る部分について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

法第 53 条において準用する法第 12 条の規定により権利集積配分一括計画に同意したものとみなされた不明森林共有者は、次のいずれかに該当（②の場合は②－１及び②－２双方に該当）する場合に限り、市町村の長に対し、当該権利集積配分一括計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができます（法第 53 条において準用する法第 14 条第１項）。ただし、権利集積配分一括計画が定められた後に構想適合事業者が解散するなどにより、経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分が取り消されている場合は、市町村の経営管理権が設定されている状態であるため、次のいずれかに該当することなく、市町村の長に対し、当該権利集積配分一括計画のうち当該不明森林共有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができます（法第 53 条において準用する法第 13 条）。

①　権利集積配分一括計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しについて、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている構想適合事業者の承諾を得た場合（法第 53 条において準用する法第 14 条第１項第１号）

②－１　予見し難い経済情勢の変化その他権利集積配分一括計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情があり（法第 53 条において準用する法第 14 条第１項第２号）、

②－２　当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている構想適合事業者に対し、当該森林所有者が通常生ずべき損失の補償をする場合（法第 53 条第１項において準用する法第 14 条第１項第２号）

「予見し難い経済情勢の変化その他権利集積配分一括計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情」とは、当該権利集積配分一括計画を公告した後に、当該森林の周辺において公共事業等が計画されたことで当該森林を森林以外の用途に利用することとなった場合などが考えられます（長官通知第 23 の３において準用する第８の４の⑴）。

ここでの「通常生ずべき損失」とは、森林所有者にとっても予見し難い事態であることから、構想適合事業者が補償として受け取れるのは「ア：森林の経営管理に係る標準的な投下費用」又は「イ：当該森林について取消しが行われなかった場合に構想適合事業者が本来得られたはずの利益」が考えられます（長官通知第 23 の３において準用する第８の４の⑵）。

「ア：森林の経営管理に係る標準的な投下費用」とは、経営管理実施権が設定されてから取消しまでの間に構想適合事業者が投下した費用ですが、主伐や間伐等により収益が発生した後であって、当該収益により費用を相殺している場合は、補償の対象となりません。一方、主伐や間伐を実施する前に準備施設を設置（森林作業道の開設等）している場合は、その作業に要した費用について標準単価から算出した額が補償の対象となると考えられます。

「イ：当該森林について取消しが行われなかった場合に構想適合事業者が本来得られたはずの利益」とは、構想適合事業者が権利集積配分一括計画の作成のために提出した見積額のうち、構想適合事業者が得られたはずの利益が補償の対象となると考えられます。

取消しの申出では、①申出者の氏名又は名称及び住所、②当該申出に係る共有者不明森林の所在、地番、地目及び面積、③当該申出の理由を記載した申出書（規則 12 条第１～３号。別記様式第 36 号を参照）及び、申出者が共有者であることが確認できる森林所有者証明書類を提出することとします。また、これらに加え、以下の①又は②（②の場合は②－１及び②－２の双方が必要）を添付させることとします（権利集積配分一括計画のうち経営管理実施権が取り消されている場合を除く）。

①　権利集積配分一括計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しについて、構想適合事業者が同意していることを証明する資料又は、

②－１　予見し難い経済情勢の変化その他権利集積配分一括計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情があることがわかる資料、

②－２　構想適合事業者に通常要すべき費用を補償したことがわかる資料

を添付させることとします（権利集積配分一括計画のうち経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分が取り消されている場合を除く）。

14－７－１－10－２　取消し手続

市町村の長は、14－７－１－10－１の申出があったときは、当該申出の日から起算して２月を経過した日以後速やかに、当該権利集積配分一括計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消す必要があります（法第 53 条において準用する法 13 条第２項、法第 14 条第２項）。そのため、経営管理実施権の設定を受けている構想適合事業者に対しては、申出のあった日から取り消すまでの２月の間に機械の撤去等を行うよう指導する必要があります。

市町村は、当該権利集積配分一括計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消したときは、権利集積配分一括計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消した旨を市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する必要があります（法第 53 条において準用する法第 15 条第１項及び規則第 13 条で準用する規則第７条。別記様式第 37 号参照）。また、当該権利集積配分一括計画のうち当該取消しに係る部分について、インターネットや市町村の担当課等において、少なくとも１週間は公開しておくものとします。なお、取消しの公開期間が終了後、取り消すこととした森林の権利集積配分一括計画の公開を速やかに取りやめることとします。

当該公告があったときは、当該公告により取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなされます（法第 53 条において準用する法第 15 条第２項）。

また、市町村は、権利集積配分一括計画の取消しを行った場合は、当該森林の知れている全ての関係権利者及び構想適合事業者に対して別記様式第 38 号によりその旨を通知することとします（長官通知第 23 の３において準用する第８の４の⑶）。

14－７－２　所有者不明森林に係る特例について

14－７－２－１　概要

市町村は、意向調査によって森林所有者が不明であることが明らかとなった森林について権利集積配分一括計画を定めようとする場合には、①不明な森林所有者を探索し、②なお不明の場合はその旨及び権利集積配分一括計画の案を公告し、③公告期間中に不明森林所有者が現れない場合は市町村が都道府県知事に裁定を申請し、④都道府県知事の裁定があれば、当該権利集積配分一括計画に不明森林所有者が同意したとみなして権利集積配分一括計画を定めることができます。

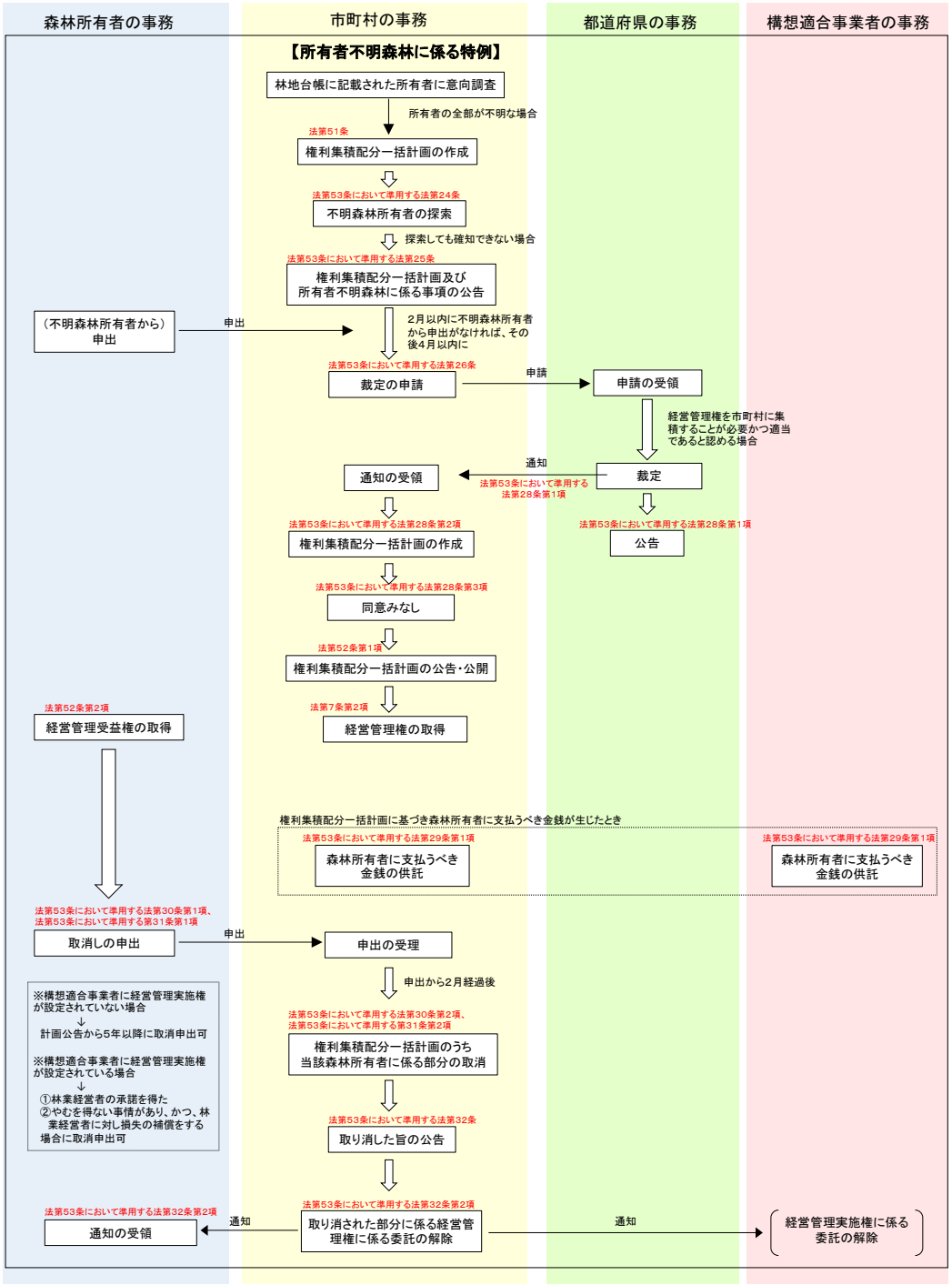


図　55：所有者不明森林に係る特例における権利集積配分一括計画の作成事務フロー

14－７－２－２　対象森林

所有者不明森林とは、

①　権利集積配分一括計画を定めようとする森林（※１）であり、かつ

②　森林所有者（数人の共有に属する森林にあっては、その森林所有者の全部。以下 14－７－２において同じ。）を確知することができない森林（※２）です（法第 53 条において準用する法 24 条）。

※１　権利集積配分一括計画を定めようとする森林とは、通常の権利集積配分一括計画を定める森林と同様です（14－２参照）。
※２　森林所有者を確知することができない森林とは、市町村による意向調査（事務の手引その３　13－５－４参照）により森林所有者が不明であることが明らかとなった森林です（長官通知第 23 の５において準用する第 10 の１の(1)）。

森林所有者が不明であるとする場合は、林地台帳に記載された森林所有者に対して意向調査票を郵送したものの宛所不明や１月以上返答がない場合等、当該森林所有者が所在不明であることが明らかになった場合です（長官通知第 23 の５において準用する第 10 の１の(2)）。ただし、直近まで市町村の担当職員が他の業務上で当該森林の森林所有者と連絡を取っていた場合等、当該森林の森林所有者の所在が明らかではあるが単に森林所有者から返答がないときは、当該森林所有者の意向が判明しないものとして扱い、引き続き当該森林所有者の同意を得られるよう努めるものとします。

14－７－２－３　不明森林所有者の探索

14－７－２－３－１　（探索）基本事項

（不明森林所有者の探索）
第二十四条　市町村は、経営管理権集積計画を定める場合において、集積計画対象森林のうちに、その森林所有者（数人の共有に属する森林にあっては、その森林所有者の全部。次条第二号において同じ。）を確知することができないもの（以下「所有者不明森林」という。）があるときは、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により、確知することができない森林所有者（以下「不明森林所有者」という。）の探索を行うものとする。

（参考：森林経営管理法施行令）
（不明森林所有者等の探索の方法）
第二条　法第二十四条（法第五十三条において準用する場合を含む。）及び第六十三条第一項第二号の政令で定める方法については、前条の規定を準用する。

（不明森林共有者の探索の方法）
第一条　森林経営管理法（以下「法」という。）第十条（法第五十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める方法は、共有者不明森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の不明森林共有者を確知するために必要な情報（以下この条において「不明森林共有者関連情報」という。）を取得するため次に掲げる措置をとる方法とする。
一　当該共有者不明森林の土地及びその土地の上にある立木の登記事項証明書の交付を請求すること。
二　当該共有者不明森林の土地を現に占有する者その他の当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者であって農林水産省令で定めるものに対し、当該不明森林共有者関連情報の提供を求めること。
三　第一号の登記事項証明書に記載されている所有権の登記名義人又は表題部所有者その他前二号の措置により判明した当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者（以下この号及び次号において「登記名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官に対し、当該登記名義人等に係る不明森林共有者関連情報の提供を求めること。

四　登記名義人等が死亡又は解散していることが判明した場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該登記名義人等又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人その他の当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者が記録されている戸籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官その他の当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者に対し、当該不明森林共有者関連情報の提供を求めること。
五　前各号の措置により判明した当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者に対して、当該共有者不明森林の森林所有者を特定するための書面の送付その他の農林水産省令で定める措置をとること。

（森林経営管理法施行規則）
（不明森林所有者関連情報等を保有すると思料される者等）
第二十一条　第八条の規定は、令第二条において準用する令第一条第二号の農林水産省令で定める者について、第九条の規定は、令第二条において準用する令第一条第四号の農林水産省令で定める措置について、第十条の規定は、令第二条において準用する令第一条第五号の農林水産省令で定める措置について、それぞれ準用する。

（不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者）
第八条　令第一条第二号に規定する農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一　当該共有者不明森林の土地を現に占有する者
二　当該共有者不明森林について所有権以外の権利（登記されたものに限る。）を有する者
三　法第五条又は第四十五条第二項の規定による調査により判明した当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を有すると思料される者
四　前各号に掲げる者のほか、市町村が保有する情報（不明森林共有者の探索に必要な範囲内において保有するものに限る。）に基づき、不明森林共有者関連情報を有すると思料される者

（登記名義人等が死亡又は解散していることが判明したときの不明森林共有者関連情報の提供を求める措置）
第九条　市町村は、令第一条第四号の規定により不明森林共有者関連情報の提供を求めるときは、次に掲げる措置をとるものとする。
一　登記名義人等が自然人である場合には、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該登記名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求すること。
二　前号の措置により判明した当該登記名義人等の相続人が記録されている戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しの交付を請求すること。
三　登記名義人等が法人であり、合併により解散した場合には、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書の交付を請求すること。
四　登記名義人等が法人であり、合併以外の理由により解散した場合には、当該登記名義人等の登記事項証明書に記載されている清算人に対して、書面の送付その他適当な方法により当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報の提供を求めること。

（共有者不明森林の森林所有者を特定するための措置）
第十条　令第一条第五号の農林水産省令で定める措置は、当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者に対して、当該共有者不明森林の森林所有者を特定するための書類を書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法により送付する措置とする。ただし、当該共有者不明森林の所在する市町村内においては、当該措置に代えて、当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者を訪問する措置によることができる。

市町村は所有者不明森林について権利集積配分一括計画を定める場合には、確知することができない森林所有者（以下「不明森林所有者」という。）の探索を行う必要があります（法第 53 条において準用する法第 24 条）。不明森林所有者が個人の場合の探索方法は図 56、法人の場合は

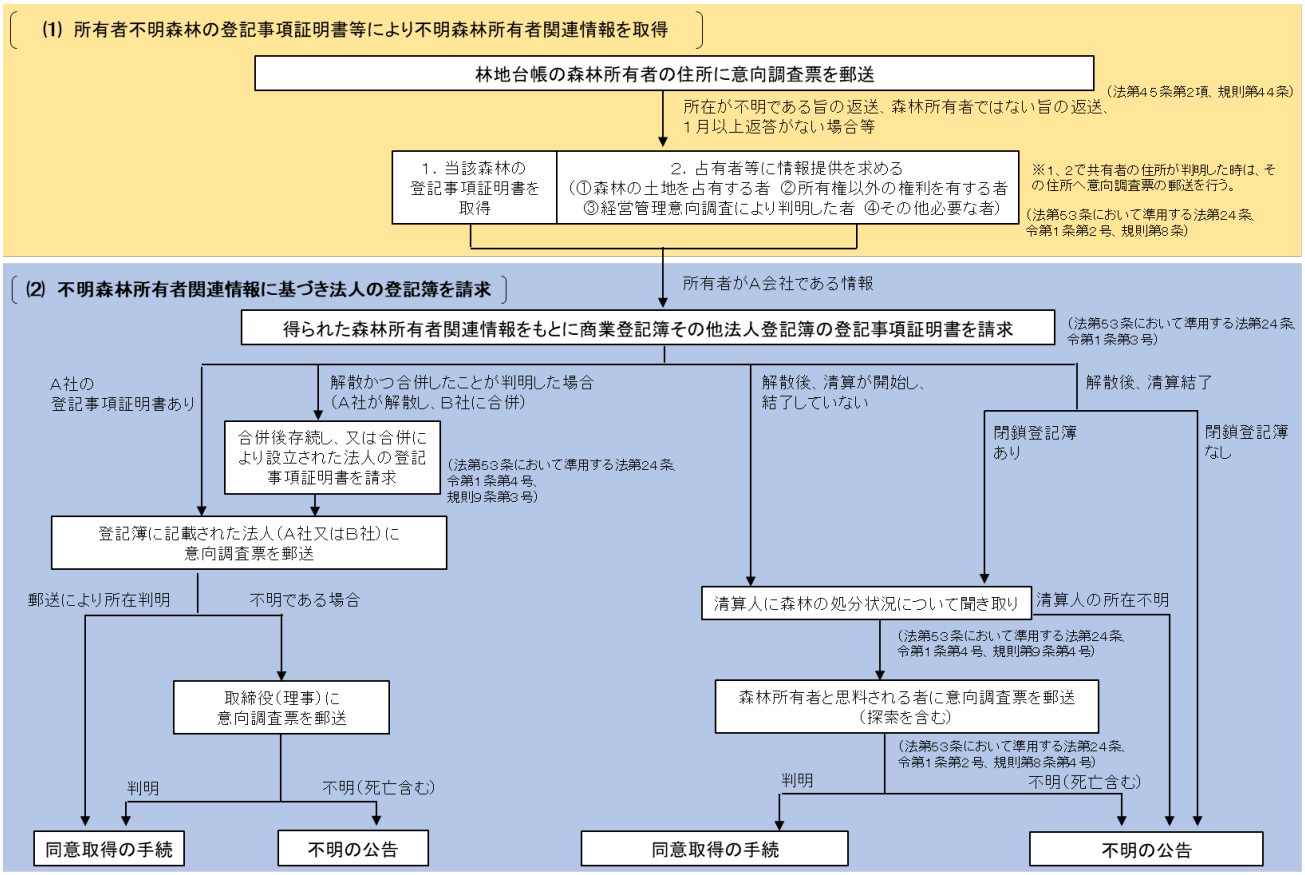


図 57 のとおりです。また探索で請求する書類一覧は表 17（14－７－１－３参照）のとおりです（書類の見本は図 44 から図 48 を参照）。

14－７－２－３－２　（探索）不明森林所有者が個人の場合

不明森林所有者が個人の場合の探索方法は、14－７-１-３-２と同様の方法で行います（知れている森林所有者に情報提供を求める部分を除く。）。

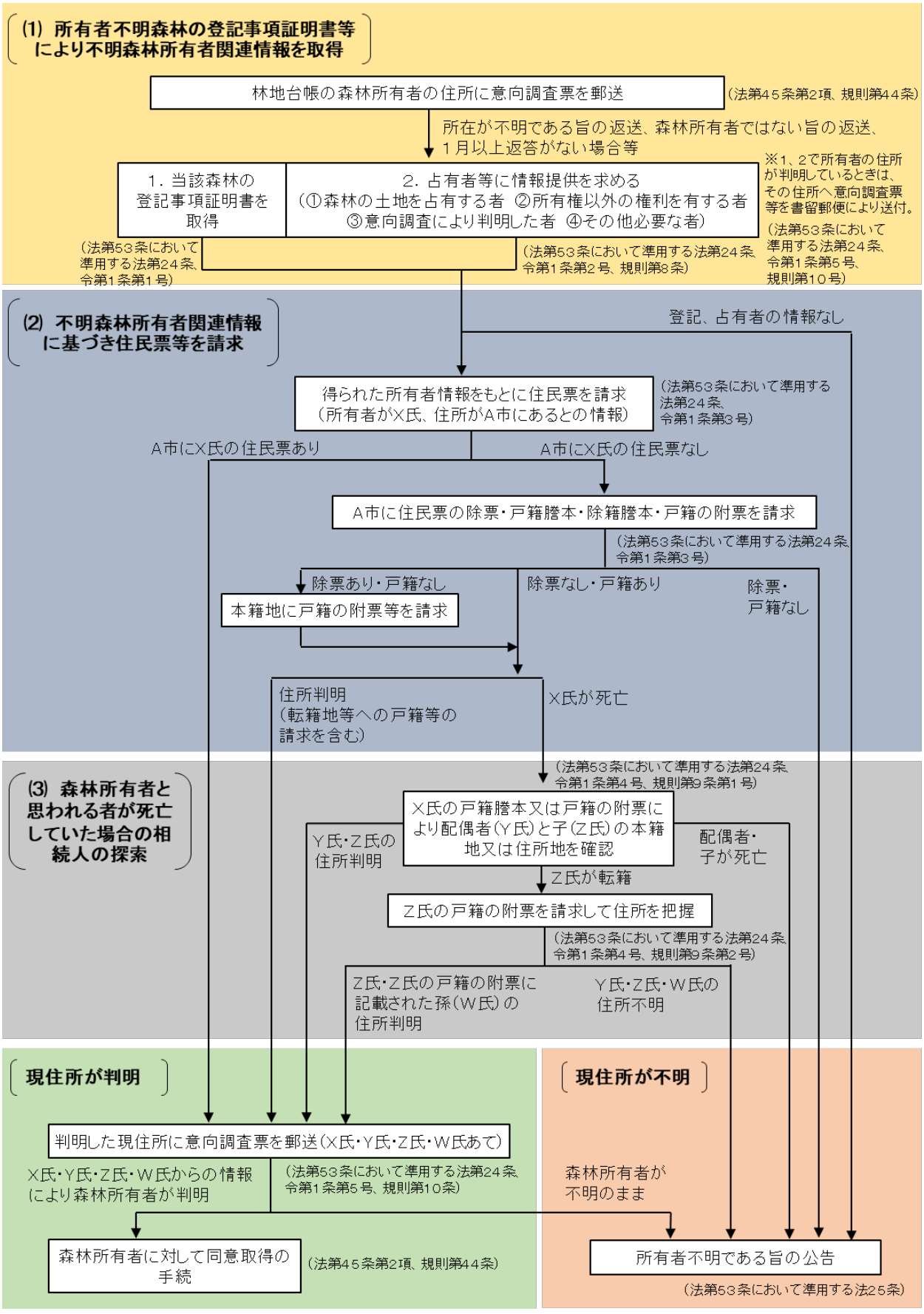


図 56：不明森林所有者が個人の場合の探索フロー（登記名義人等に配偶者又は子がいる場合）

14－７－２－３－３　（探索）不明森林所有者が法人の場合

不明森林所有者が法人の場合の探索方法は、14－７－１－３－３と同様の方法で行います（知れている森林所有者に情報提供を求める部分を除く。）。

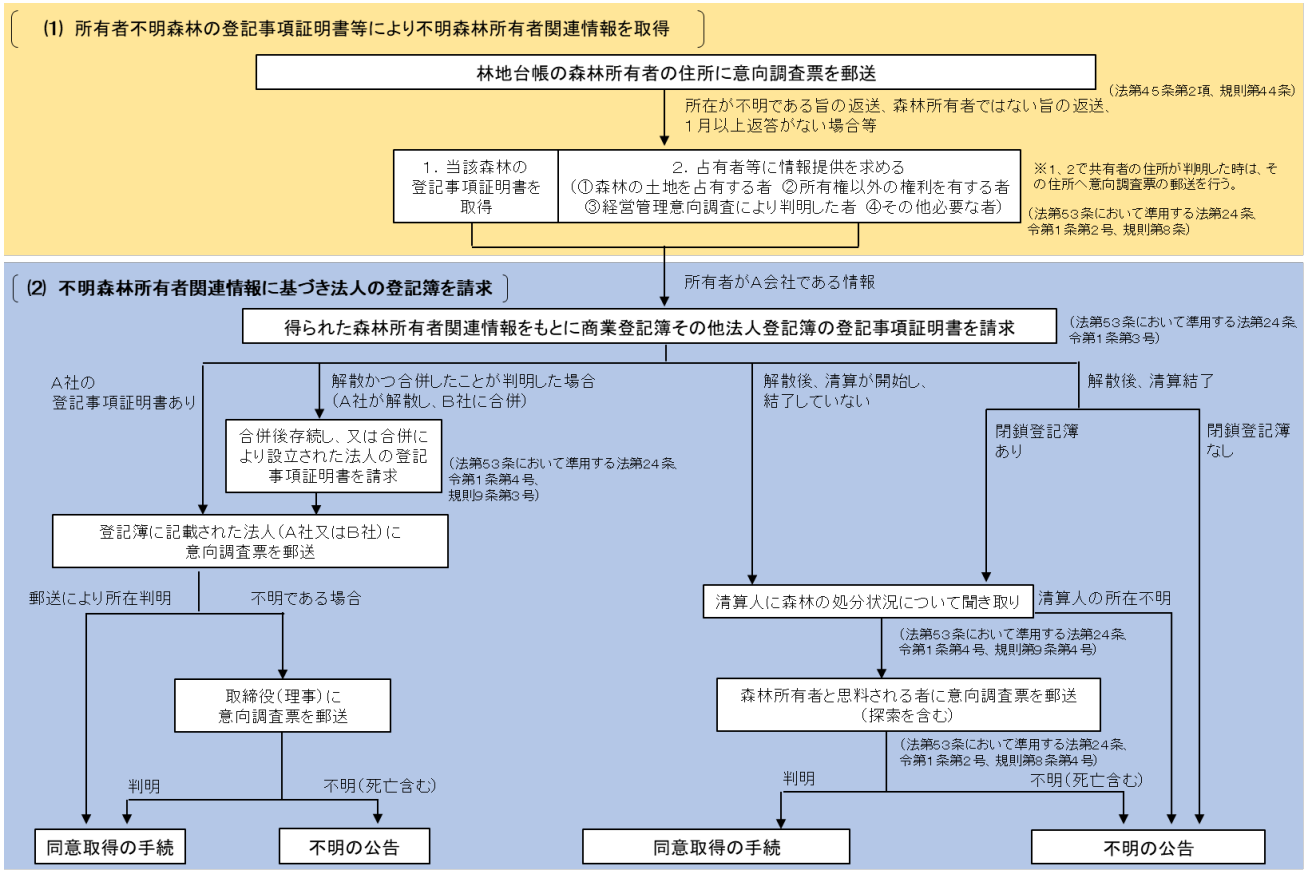


図 57：不明森林所有者が法人の場合の探索フロー

14－７－２－３－４　（探索）変則型登記の場合

所有者不明森林であって、登記事項証明書の交付を受けたものの、表題部所有者欄の氏名又は名称及び住所の一部又は全部が正常に登記されていない変則型登記であった場合には、14－７－２－３－２に基づく探索によるほか、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」に基づいて法務省法務局・地方法務局が行う探索の活用を検討することとします。

同法に基づいて、表題部所有者等の全部を特定することができなかった場合（又はその旨登記されている場合）にあっては、14－７－２－４に基づく公告等を行うこととします。

14－７－２－４　公告

14－７－２－４－１　公告事項

（所有者不明森林に係る公告）
第二十五条　市町村は、前条の探索を行ってもなお不明森林所有者を確知することができないときは、その定めようとする経営管理権集積計画及び次に掲げる事項を公告するものとする。
一　所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積
二　所有者不明森林の森林所有者を確知することができない旨
三　不明森林所有者は、公告の日から起算して二月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて市町村に申し出るべき旨
四　前号に規定する期間内に同号の規定による申出がないときは、所有者不明森林について、都道府県知事が第二十七条第一項の裁定をすることがある旨
五　所有者不明森林について、経営管理権集積計画の定めるところにより、市町村が経営管理権の設定を、森林所有者が経営管理受益権の設定を受ける旨
六　前号に規定する経営管理権に基づき、所有者不明森林について次のいずれかが行われる旨
イ　第三十三条第一項に規定する市町村森林経営管理事業の実施による経営管理
ロ　第三十五条第一項の経営管理実施権配分計画による経営管理実施権の設定及び当該経営管理実施権に基づく民間事業者による経営管理
七　所有者不明森林についての次に掲げる事項
イ　第五号に規定する経営管理権の始期及び存続期間
ロ　第五号に規定する経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
ハ　販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法及び当該金銭の供託の時期
ニ　イに規定する存続期間の満了時及び第九条第二項又は第三十二条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法
八　その他農林水産省令で定める事項

（参考：森林経営管理法施行規則）
（不明森林所有者の申出）
第二十二条　法第二十五条第三号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してするものとする。
一　申出者の氏名又は名称及び住所
二　当該申出に係る所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積

（所有者不明森林の公告において定めるべき事項）
第二十三条　法第二十五条第八号の農林水産省令で定める事項は、市町村が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（同条第七号イからニまでに掲げる事項を除く。）とする。

市町村は、探索を行ってもなお不明森林所有者を確知することができないときは、定めようとする権利集積配分一括計画及び表 19 に掲げる事項を公告する必要があります（法第 53 条において準用する法第 25 条）。公告は別記様式第 39 号を用いて、インターネットの利用又は市町村の公報等への掲載により行ってください。

なお、この公告は、不明森林所有者に権利集積配分一括計画の内容を知らしめ、申出をする機会を与えるためのものであり、法第 52 条第 1 項に基づく権利集積配分一括計画を定めた旨の公告（14－４参照）とは異なるため、法第 53 条において準用する法第 28 条により不明森林所有者から同意したものとみなされた権利集積配分一括計画の効力発生には、法第 52 条第 1 項に基づく権利集積配分一括計画を定めた旨の公告をする必要があります。

表 19：法第 53 条において準用する法第 25 条各号に定める公告事項

公告事項	記載事項	備考
一　所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積	森林の所在、地番、地目及び地番ごとの面積を記載すること。	林地台帳の情報と整合性をとること。
二　所有者不明森林の森林所有者を確知することができない旨	所有者不明森林の森林所有者を確知することができない旨を記載すること。	
三　不明森林所有者は、公告の日から起算して２月以内に、その権限を証する書面を添えて市町村に申し出るべき旨	不明森林所有者は、公告の日から起算して２月以内に、森林所有者証明書類を添えて市町村に申し出るべき旨を記載すること。	
四　三に規定する期間内に申出がないときは、都道府県知事が法第 53 条において準用する法第 27 条第１項の裁定をすることがある旨	三に規定する期間内に申出がないときは、都道府県知事が法第 53 条において準用する法第 27 条第１項の裁定をすることがある旨を記載すること。	
五　所有者不明森林について、権利集積配分一括計画の定めるところにより、市町村が経営管理権の設定を、森林所有者が経営管理受益権の設定を受ける旨	権利集積配分一括計画の定めるところにより市町村が経営管理権の設定を、森林所有者が経営管理受益権の設定を受ける旨を記載すること。	
六　経営管理権に基づき、所有者不明森林について市町村森林経営管理事業等が行われる旨	五の経営管理権に基づき、権利集積配分一括計画による経営管理実施権の設定及び経営管理実施権に基づく構想適合事業者による経営管理が行われる旨を記載すること。 また、当該構想適合事業者に設定した経営管理実施権についてその全部又は一部を取り消した場合には、市町村森林経営管理事業による経営管理又は経営管理権配分計画による経営管理実施権の設定及び経営管理実施権に基づく林業経営者による経営管理が行われる旨を記載すること。	
七　所有者不明森林についての右に掲げる事項	イ　「経営管理の始期及び存続期間」	「存続期間」は経営管理の内容に構想適合事

	権利集積配分一括計画に記載された始期及び存続期間を記載すること。 「始期」には権利集積配分一括計画を公告し、実際に経営管理を開始する日を記載すること。 「存続期間」は経営管理を行う期間を 50 年を超えない範囲で記載すること（法第 53 条において準用する法第 27 条第３項）。	業者又は林業経営者による主伐を含む場合は権利集積配分一括計画で定める経営管理実施権の存続期間中に成林させることができるよう、15 年以上かつ主伐後 10 年以上の期間が確保されるよう定めること。
	ロ　「経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容」 権利集積配分一括計画に記載された内容を記載すること。	記載内容は、権利集積配分一括計画の内容 14－３－１を参照
	ハ　「利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法及び当該金銭の供託の時期」 権利集積配分一括計画に記載された内容を記載すること。	記載内容は、権利集積配分一括計画の内容 14－３－１を参照
	ニ　「存続期間の満了及び委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法」 権利集積配分一括計画に記載された内容を記載すること（例：清算時において、当該森林の森林所有者が不明のままであれば供託し、当該森林の森林所有者が現れた場合はその方法について協議する旨等）。	記載内容は、権利集積配分一括計画の内容 14－３－１を参照
八　その他農林水産省令で定める事項	市町村が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（七のイからニまでに掲げる事項を除く。）を記載すること（規則第 23 条）。	記載内容は権利集積配分一括計画の内容 14－３－１を参照

14－７－２－４－２　所有者不明森林で定めようとする権利集積配分一括計画の記載内容について

所有者不明森林で権利集積配分一括計画を定める場合、その記載方法は通常の権利集積配分一括計画と同様の方法によります（14－３－１参照）が、当該森林の森林所有者と内容について協議することができないため、経営管理の内容については、森林の現況、経営管理の状況等を勘案

し、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るという法目的の達成のために必要と認められる最小限のものであるとともに、森林法第 10 条の５に規定する市町村森林整備計画に定める標準的な方法を踏まえて記載するものとするとします（長官通知第 23 の６において準用する第 10 の２）。

14－７－２－５　公告した旨の報告

（情報提供等）
第六十七条　農林水産大臣は、共有者不明森林及び所有者不明森林に関する情報の周知を図るため、地方公共団体その他の関係機関と連携し、第十一条又は第二十五条（これらの規定を第五十三条において準用する場合を含む。）の規定による公告に係る共有者不明森林又は所有者不明森林に関する情報のインターネットの利用による提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

農林水産大臣は、所有者不明森林に関する情報の周知を図るため、地方公共団体その他の関係機関と連携し、14－７－２－４の公告に係る所有者不明森林に関する情報のインターネットの利用による提供その他の必要な措置を講ずるように努めることとされています（法第 67 条）。そのため、市町村は所有者不明森林に係る公告をした場合は、別記様式第 40 号により、都道府県に対して、当該公告に係る森林の所在、当該公告をした場所等を報告することとします（長官通知第 23 の７の(2)において準用する第 10 の３の(1)）。

市町村から報告を受けた都道府県は、別記様式第 40 号により、農林水産大臣に対して、当該公告に係る森林の所在、当該公告をした場所等を報告することとします（長官通知第 23 の７の(2)において準用する第 10 の３の(2)）。

また、都道府県においても、所有者不明森林に関する情報の周知を図るため、インターネットの利用による提供その他の必要な措置を講ずることが望ましいです（長官通知第 23 の７の(2)において準用する第 10 の３の(2)）。

なお、国においては、下記の林野庁ホームページにて当該情報の周知を行うこととしています（14－７－１－５と同じページです）。

【ホームページ URL】

http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/fumei_tokurei.html

【トップページからのアクセス】

林野庁 HP→政策について→分野別情報→共有者不明森林・所有者不明森林への対応

14－７－２－６　公告期間中に不明森林所有者が現れた場合

不明森林所有者は、公告の日から起算して２月以内に、その権原を証する書面を添えて市町村に申し出ることができます（法第 53 条において準用する法第 25 条第３号）。不明森林所有者の申出は、申出者の氏名又は名称及び住所、当該申出に係る所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積について記載した申出書により行う必要があります（規則第 22 条第１及び２号。別記様式第 41 号を参照）。申出書に添える権原を証する書面は、森林所有者証明書類とします。

不明森林所有者からの申出により、当該森林は所有者不明森林ではなくなるため、当該公告は直ちに取りやめる必要があります。その後の当該権利集積配分一括計画の取扱いは現れた森林所有者との協議で決めることとします（長官通知第23の７の(2)において準用する第10の３の(3)）。具体的な対応方法は所有構成や協議内容により次のとおり場合分けされます（図 58）。

①　現れた森林所有者が当該森林を単独で所有している場合

通常の意向調査及び権利集積配分一括計画の作成手続によって権利集積配分一括計画を定めることとします（14－３～14－４を参照）。

②　現れた森林所有者が当該森林の共有者の一部であり、不明森林共有者がいる場合

ア　権利集積配分一括計画の作成に同意する場合は、現れた森林所有者から同意を得た上で、共有者不明森林に係る手続を行うこととします（14－７－１参照）。

イ　権利集積配分一括計画の内容を変更することで現れた森林所有者が同意する場合は、新たな権利集積配分一括計画を作成し、現れた森林所有者から同意を得た上で、共有者不明森林に係る手続を行うこととします（14－７－１参照）。

ウ　権利集積配分一括計画を作成しないことを希望する場合、現れた森林所有者から今後の経営管理の意向を調査することとします。なお、今後の経営管理の意向を示さない等、なお権利集積配分一括計画を定める必要がある場合には、確知所有者不同意森林の手続（14－７－３参照）によりみなし同意を得ることと並行して、共有者不明森林に係る手続を行うことも可能です（14－７－１参照）。

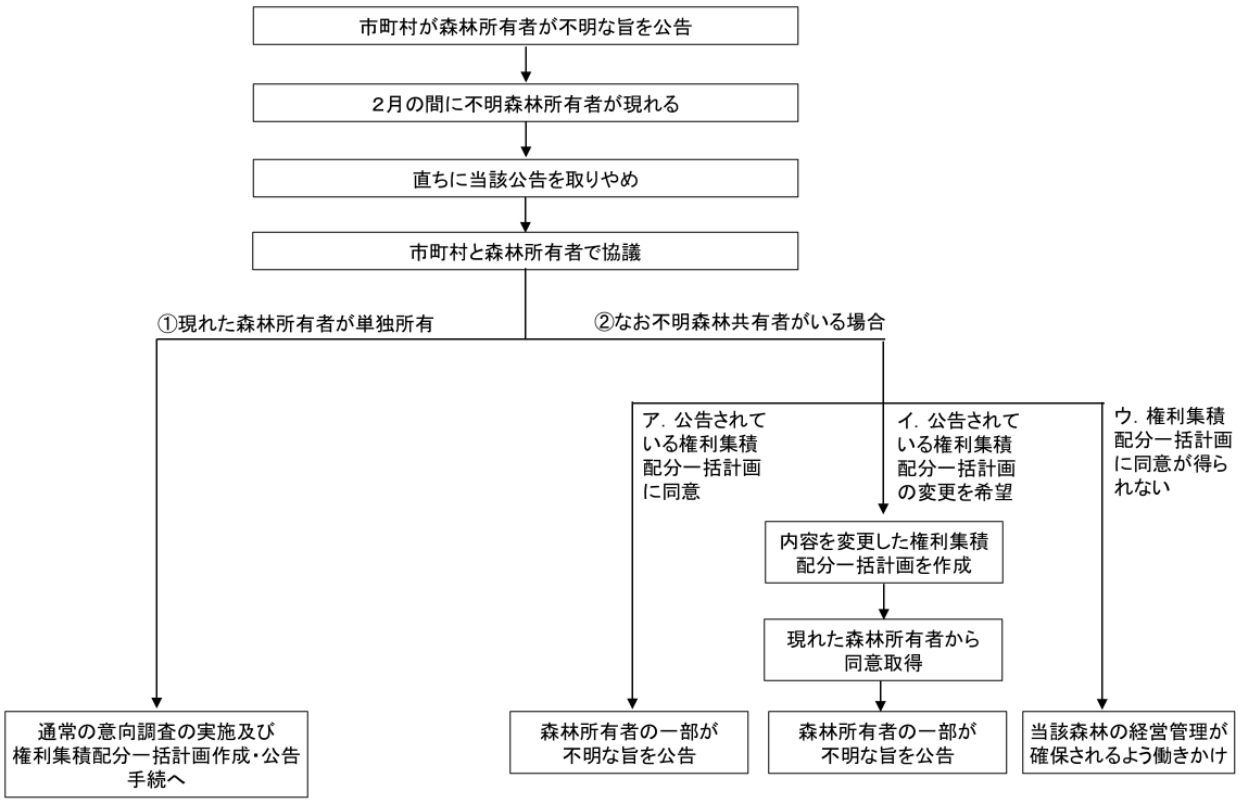


図 58：所有者不明森林の公告期間中に不明森林所有者が現れた場合のフロー

14－７－２－７　裁定の申請

（裁定の申請）
第二十六条　市町村が前条の規定による公告をした場合において、同条第三号に規定する期間内に不明森林所有者から同号の規定による申出がないときは、当該市町村の長は、当該期間が経過した日から起算して四月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の裁定を申請することができる。

（参考：森林経営管理法施行規則）
（所有者不明森林に関する裁定の申請）
第二十四条　法第二十六条の規定による申請については、第十五条を準用する。

（確知所有者不同意森林に関する裁定の申請）
第十五条　法第十七条の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してするものとする。
一　当該申請に係る確知所有者不同意森林の所在、地番、地目及び面積
二　当該申請に係る確知所有者不同意森林についての経営管理の現況
三　希望する経営管理権集積計画の内容
四　その他参考となるべき事項

市町村が 14－７－２－４の公告をした場合において、公告の日から起算して２月以内に不明森林所有者から申出がないときは、当該市町村の長は、２月が経過した日から起算して４月以内に、都道府県知事の裁定を申請することができます（法第 53 条において準用する法第 26 条）。当該申請は、当該申請に係る所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積、当該申請に係る所有者不明森林についての経営管理の現況、希望する権利集積配分一括計画の内容並びにその他参考となるべき事項を記載した申請書を提出して行う必要があります（規則第 24 条で準用する規則第 15 条。別記様式第 42 号）。その際、申請書には当該権利集積配分一括計画を添付することとします。

その他参考となるべき事項には、裁定を申請する理由、申請に係る森林の自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情等、裁定に当たって都道府県知事が参考とする情報を記載することとします。

14－７－２－８　裁定

（裁定）
第二十七条　都道府県知事は、前条の規定による申請に係る所有者不明森林について、現に経営管理が行われておらず、かつ、当該所有者不明森林の自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情を勘案して、当該所有者不明森林の経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、裁定をするものとする。
２　前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積
二　市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間
三　市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
四　販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法及び当該金銭の供託の時期
五　所有者不明森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件
六　第二号に規定する存続期間の満了時及び第九条第二項又は第三十二条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法
七　その他農林水産省令で定める事項
３　第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については申請の範囲を超えないものとし、同項第二号に規定する存続期間については五十年を限度として定めるものとする。

（参考：森林経営管理法施行規則）
（所有者不明森林に関する裁定において定めるべき事項）

第二十五条　法第二十七条第二項第七号の農林水産省令で定める事項は、市町村が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（同項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる事項を除く。）とする。

都道府県知事は、14－７－２－７の裁定の申請に係る所有者不明森林について、現に経営管理が行われておらず、かつ、自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情を勘案して、当該所有者不明森林の経営管理権を市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、裁定をする必要があります（法第 53 条において準用する法第 27 条第１項）。

「現に経営管理が行われていない」とは、市町村森林整備計画に定められた標準的な施業方法から著しく逸脱している場合や危険木が発生している場合など、適切な施業が実施されていない場合であり、当該森林が以下の①から③のいずれかに該当しており、かつ実際に経営管理を実施している者がいないことが探索により明らかである場合が考えられます（長官通知第 23 の８において準用する第 10 の４の(1)）。

①　当該森林の林冠を構成する目的樹種の林木相互が過密の競合状態であり、当該森林を構成する目的樹種に密度管理図がある場合には、当該森林の収量比数が 0.85 以上かつ単位面積当たりの成立本数が、当該地域の標準的な植栽本数から推定される自然間引線（自然枯死線）以上におおむね位置している場合

②　目的樹種の林木が草本類及び目的外樹種の林木（つる類を含む。）によって、著しく生長を阻害されており、そのまま放置した場合には目的樹種による成林が見込めない場合

③　①、②以外の森林であって、枯死木、枯損木が発生しているなど、現状のままでは荒廃が進行すると見込まれる場合

「自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情」とは、当該森林の森林資源の状況、路網整備の状況、当該森林の周辺の地域における森林の経営管理及びその集積・集約化の状況、周辺の森林所有者等の所有森林に係る経営管理の意向等の事情が考えられます（長官通知第 23 の８において準用する第 10 の４の(1)）。

都道府県知事は上記の事情を勘案し、かつ当該所有者不明森林について法令で定める方法により探索が行われたか、申請された権利集積配分一括計画の内容が適当であるか等について留意した上で、当該所有者不明森林の経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、法第 53 条において準用する法第 27 条第２項各号に規定された事項について裁定を行うこととします。なお、法第 53 条において準用する法第 27 条第２項第７号の農林水産省令で定める事項は、市町村が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（同項第２号から第４号まで及び第６号に掲げる事項を除く。）とします（規則第 25 条。内容は 14－４参照）。

なお、裁定は、法第 53 条において準用する法第 27 条第２項第１号から第３号の事項については申請の範囲を超えないもので、法第 53 条において準用する法第 27 条第２項第２号に規定する存続期間については 50 年を限度として定める必要があります（法第 53 条において準用する法第 27 条第３項）。

都道府県知事は、当該所有者不明森林の経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが不必要又は不適当であると認める時は、当該裁定の申請を棄却し、当該申請をした市町村の長に対し、別記様式第 43 号によりその旨を通知することとします。

14－７－２－９　裁定に基づく権利集積配分一括計画の公告等

（裁定に基づく経営管理権集積計画）
第二十八条　都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を、当該裁定の申請をした市町村の長に通知するとともに、公告するものとする。当該裁定についての審査請求に対する裁決によって当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。
２　前項の規定による通知を受けた市町村は、速やかに、前条第一項の裁定（前項後段に規定するときにあっては、裁決によるその内容の変更後のもの）において定められた同条第二項各号に掲げる事項を内容とする経営管理権集積計画を定めるものとする。
３　前項の規定により定められた経営管理権集積計画については、不明森林所有者は、これに同意したものとみなす。

（参考：森林経営管理法施行規則）
（所有者不明森林に関する裁定の通知）
第二十六条　法第二十八条第一項の規定による通知は、法第二十七条第二項各号に掲げる事項、当該裁定の理由その他必要な事項を記載した書面によりするものとする。
２　法第二十八条第一項の規定による公告は、法第二十七条第二項各号に掲げる事項及び当該裁定の理由につきするものとする。

都道府県知事は、14－７－２－８の裁定をした場合には、遅滞なく、その旨を、当該裁定の申請をした市町村の長に通知するとともに、公告する必要があります（法第 53 条において準用する法第 28 条第１項）。市町村の長への通知は、裁定において定めた事項（法第 53 条において準用する法第 27 条第２項各号）、当該裁定の理由その他必要な事項を記載した書面により行う必要があります（規則第 26 条第１項。別記様式第 43 号を参照。）。公告は、裁定において定めた事項（法第 53 条において準用する法第 27 条第２項各号）について行う必要があり（規則第 26 条第２項）、別記様式第 44 号を公報その他所定の手段によって行うこととします。

裁定をした旨を公告するに当たり、都道府県知事は、裁定後に当該森林の不明森林所有者が現れた場合は、当該裁定について行政不服審査法に定める審査請求及び行政事件訴訟法に定める処分の取消しの訴えを提起できる旨教示することとします（長官通知第 23 の８において準用する第 10 の４の⑵）（別記様式第 44 号参照）。

現れた不明森林所有者から当該裁定に関する審査請求に対する裁決によって裁定の内容が変更されたときは、その裁決書の写しを添えて、その旨を市町村に通知するとともに、公報その他所定の手段によって公告する必要があります（法第 53 条において準用する法第 28 条第１項）。裁定の内容の変更に係る通知及び公告は、別記様式第 45 号、第 46 号により行うこととします。

都道府県知事から裁定をした旨の通知を受けた市町村は、速やかに、裁定（裁決によるその内容の変更後のものを含む。）において定められた事項（法第 53 条において準用する法第 27 条第２項各号）を内容とする権利集積配分一括計画を定める必要があります（法第 53 条において準用する法第 28 条第２項）。市町村は権利集積配分一括計画を定めたときには、定めた旨を公告する必要があります（法第 52 条第１項。公告の方法、公告後の公開の方法については通常の権利集積配分一括計画の公告・公開の方法を参照（14－４参照）。）。これにより定められた権利集積配分一括計画については、不明森林所有者は、これに同意したものとみなされます（法第

53 条において準用する法第 28 条第３項）。なお、公告の際には、権利集積配分一括計画が所有者不明森林に係る特例手続によって定められたことが明らかとなるよう、別記様式第 47 号により公告することとします（長官通知第 23 の８において準用する第 10 の４の(3)）。

14－７－２－10　供託

（供託）
第二十九条　前条第三項の規定により同意したものとみなされた経営管理権集積計画に基づき森林所有者に支払うべき金銭が生じたときは、市町村（当該同意に係る森林について第三十七条第二項の規定により経営管理実施権が設定されている場合にあっては、当該経営管理実施権の設定を受けた民間事業者）は、当該金銭の支払に代えて、当該金銭を供託するものとする。
２　前項の規定による金銭の供託は、当該森林の所在地の供託所にするものとする。

同意したものとみなされた権利集積配分一括計画に基づき森林所有者に支払うべき金銭が生じたときは、経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者は、当該金銭の支払に代えて、当該金銭を供託する必要があります（法第 53 条において準用する法第 29 条第１項）。なお、当該金銭の供託は、当該森林の所在地の供託所にする必要があります（法第 53 条において準用する法第 29 条第２項）。

供託とは、簡単に言えば、「一定の理由により相手に支払えないとき、代わりに国（供託所）に預けておく制度」です。供託を行うに当たり、想定される事項は下表のとおりです。なお、手続の詳細等は個別案件ごとに異なる場合がありますので、供託手続の活用を検討する際には、まず供託所となる法務局に事前相談するようにしてください。

供託者	経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者
供託の単位	権利集積配分一括計画の作成において森林所有者ごとにページを分けて整理した当該ページ単位
供託の場所	当該森林の所在地の供託所
供託の原因たる事実	・「法第 53 条において準用する法第 28 条第３項の規定により被供託者が同意したものとみなされた権利集積配分一括計画に基づく経営管理実施権の設定を受けた」旨 ・「当該権利集積配分一括計画に基づき被供託者に支払うべき金銭が生じた」旨 ・権利集積配分一括計画に記載された所有者不明森林の所在及び当該権利集積配分一括計画に定められた算定方法に基づき支払うべき金銭の額 ・（所有者不明森林が共有林である場合）当該森林が共有である旨 ※権利集積配分一括計画に同意したものとみなした共有者全員を被供託者として供託を行う （図 59 参照。その他供託書の記載例については、事務の手引その２の６－２－10 を参考にしてください。）
供託金額の計算方法	供託する金額は、裁定において定められた「販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべ

	き金銭の額の算定方法」により算定された額です（法第 53 条において準用する法第 27 条第２項第４号）。
時効消滅	債権者が権利を行使することができることを知った時から５年間行使しないとき、又は権利を行使することができる時から 10 年間行使しないときは、債権は時効により消滅することとなります。 時効の起算点等の詳細については、供託所にお尋ねください。

供託は、裁定において定められた供託の時期までに行う必要があることから、都道府県知事は、裁定において定められた供託の時期までに供託すべき金銭が供託されたことについて、供託書正本の写しにより確認することが望ましいため（長官通知第 23 の８において準用する第 10 の５）、金銭の供託をすべき者に対して、速やかに供託書正本の写しを都道府県知事に提出するよう指導することとします。なお、経営管理実施権が設定されている場合、市町村にも供託書正本の写しを提出するよう、市町村は経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者に対して指導することとします。

供託された金銭については、供託すべき供託所を誤った場合、供託金額を誤った場合等錯誤による場合を除き、供託をした者は取戻しをすることができないことに留意してください。

また、供託すべき金銭の供託手続については、供託法及び供託規則等の法令の定めるところによる必要があります。供託手続の詳細は法務省のウェブサイトも参照してください。

供託制度の概要｜法務省
（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07.html）

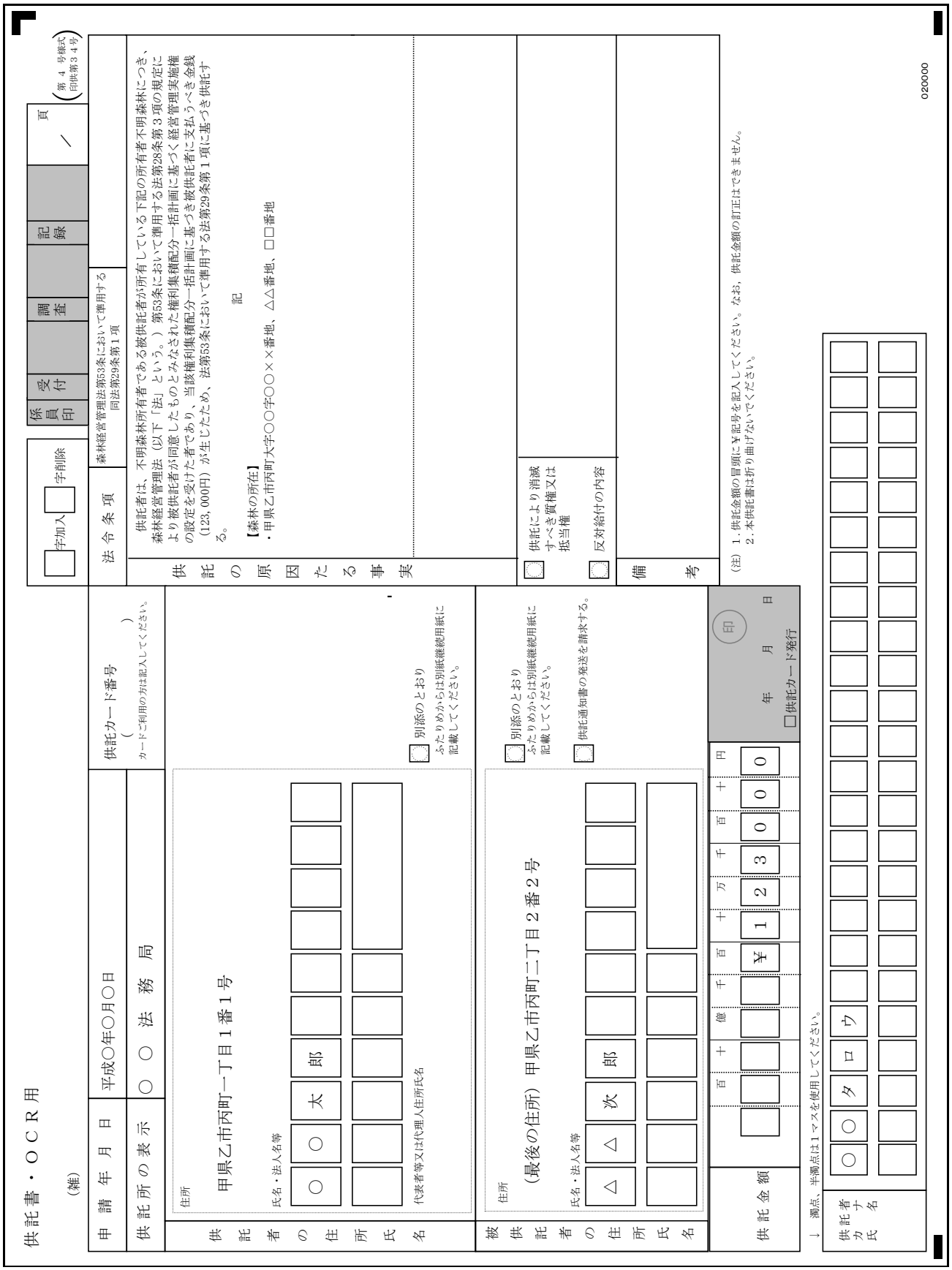


図 59：供託書記載例（単独の不明森林所有者（住所不明）が権原を有している場合）

14－７－２－11　権利集積配分一括計画の公告後に不明森林所有者が現れた場合

法第 52 条第１項に基づく権利集積配分一括計画を定めた旨の公告後に不明森林所有者が現れた場合、市町村は当該森林所有者から森林所有者証明書類の提出を受けて当該森林の森林所有者であることを確認した後、定められた権利集積配分一括計画の取扱いについて協議することとします。また、当該森林について供託された金銭がある場合は、その旨を現れた森林所有者に対して情報提供することとします（長官通知第 23 の８において準用する第 10 の６）。

14－７－２－11－１　権利集積配分一括計画の取扱い

定められた権利集積配分一括計画の取扱いは、森林の所有構成や協議内容により次のとおり場合分けされると考えられます（図 60）。

①　現れた森林所有者が当該森林を単独で所有している場合。

ア　現れた森林所有者が定められた権利集積配分一括計画に同意する場合、市町村の職権により権利集積配分一括計画の名義に現れた森林所有者及び当該森林所有者からの情報により判明した当該森林所有者以外の関係権利者を追加し、当該森林所有者及び当該関係権利者に写しを送付することとします。なお、名義変更に当たっては、再度権利集積配分一括計画を定め、公告するという手続をとる必要はありません。

イ　現れた森林所有者が定められた権利集積配分一括計画の内容を変更することを希望する場合は、定められた権利集積配分一括計画を取り消した上で、通常の権利集積配分一括計画作成手続により、内容を変更した権利集積配分一括計画を定めることとします。

ウ　現れた森林所有者が権利集積配分一括計画を定めないことを希望する場合は、14－７－２－12 の取消し手続を進めることとなります。

②　現れた森林所有者が当該森林の共有者の一部であり、不明森林共有者がいる場合

ア　現れた森林所有者が定められた権利集積配分一括計画に同意する場合、市町村の職権により当該権利集積配分一括計画の名義に現れた森林所有者及び当該森林所有者からの情報により判明した当該森林所有者以外の関係権利者を追加し、当該森林所有者及び当該関係権利者に写しを送付することとします。なお、名義変更に当たっては、再度権利集積配分一括計画を定め、公告するという手続をとる必要はありません。

イ　現れた森林所有者が定められた権利集積配分一括計画の内容の修正を希望する場合、当該権利集積配分一括計画を取り消した上で、内容を変更した権利集積配分一括計画を作成し、共有者不明森林に係る手続を実施することとします（14－７－１参照）。

ウ　森林所有者が権利集積配分一括計画を定めないことを希望する場合は、14－７－２－12 の取消し手続を進めることとなります。

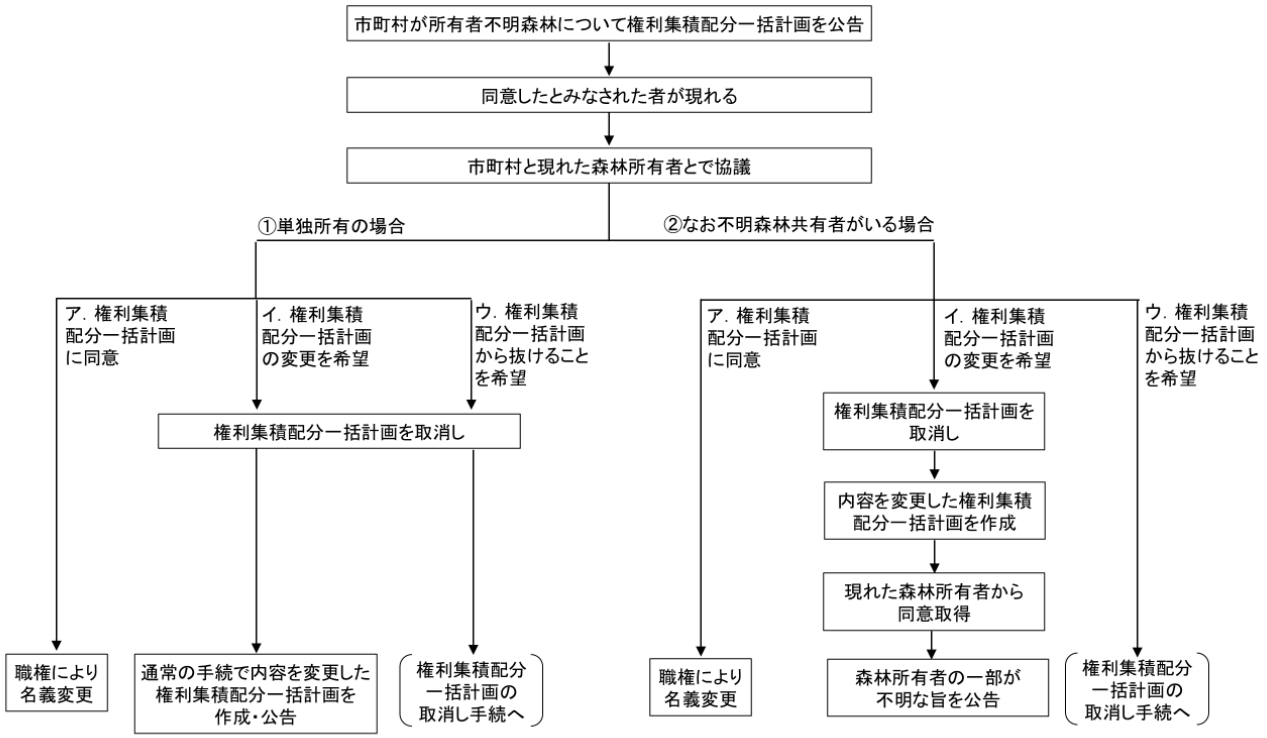


図 60：権利集積配分一括計画の公告後に不明森林所有者が現れた場合のフロー

14－7－2－11－2　供託金の受け取り

法第 53 条において準用する法第 28 条第 3 項の規定により権利集積配分一括計画に同意したものとみなされた森林所有者は、供託法及び供託規則の定めるところにより、法第 53 条において準用する法第 29 条第 1 項により供託された金銭の還付を請求することができます。その際、被供託者とされている当該同意したものとみなされた森林所有者が死亡し、その相続人が還付請求をする場合には、供託規則第 24 条第 1 項第 1 号の「還付を受ける権利を有することを証する書面」として、その還付を受ける権利につき相続があったこと及び当該権利集積配分一括計画の対象となっている森林に係る持分を証する書面を添付することが必要となるため、市町村はその旨を現れた森林所有者に情報提供することが望ましいです。

（参考）
◎民法
（供託）
第四百九十四条 弁済者は、次に掲げる場合には、債権者のために弁済の目的物を供託することができる。この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅する。
一 弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき。
二 債権者が弁済を受領することができないとき。
２ 弁済者が債権者を確知することができないときも、前項と同様とする。ただし、弁済者に過失があるときは、この限りでない。

◎供託規則
（還付請求の添付書類）
第二十四条　供託物の還付を受けようとする者は、供託物払渡請求書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　還付を受ける権利を有することを証する書面。ただし、副本ファイルの記録により、還付を受ける権利を有することが明らかである場合を除く。
二　（略）
2　（略）

14－７－２－12　権利集積配分一括計画の取消し

14－７－２－12－１　取消しの申出

（経営管理権集積計画の取消し）
第三十条　第二十八条第三項の規定により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者（次条第一項に規定するものを除く。）は、当該経営管理権集積計画について第七条第一項の規定による公告があった日から起算して五年を経過したときは、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができる。
2　市町村の長は、前項の規定による申出があった場合には、当該申出の日から起算して二月を経過した日以後速やかに、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すものとする。

第三十一条　第二十八条第三項の規定により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者（その権原に属する森林のうち当該経営管理権集積計画に係るものについて第三十七条第二項の規定により経営管理実施権が設定されているものに限る。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができる。
一　経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しについて、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者の承諾を得た場合
二　予見し難い経済情勢の変化その他経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情があり、かつ、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者に対し、当該森林所有者が通常生ずべき損失の補償をする場合
2　前条第二項の規定は、前項の規定による申出があった場合について準用する。

（経営管理権集積計画の取消しの公告）
第三十二条　市町村は、第三十条第二項（前条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。
2　前項の規定による公告があったときは、経営管理権集積計画のうち第三十条第二項の規定により取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなす。

（参考：森林経営管理法施行規則）
（所有者不明森林に係る経営管理権集積計画の取消しの申出）
第二十七条　法第三十条第一項及び第三十一条第一項の規定による申出については、第十二条の規定を準用する。

（所有者不明森林に係る経営管理権集積計画の取消しの公告）
第二十八条　法第三十二条第一項の規定による公告については、第七条の規定を準用する。

（共有者不明森林に係る経営管理権集積計画の取消しの申出）
第十二条　法第十三条第一項及び第十四条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してするものとする。
一　申出者の氏名又は名称及び住所
二　当該申出に係る共有者不明森林の所在、地番、地目及び面積
三　当該申出の理由

（経営管理権集積計画の取消しの公告）
第七条　法第九条第一項の規定による公告は、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消した旨及び当該経営管理権集積計画のうち当該取消しに係る部分について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

法第 53 条において準用する法第 28 条第３項の規定により権利集積配分一括計画に同意したものとみなされた不明森林所有者は、法第 52 条第１項に基づく当該一括計画の公告があった日から起算して５年を経過したときは、次のいずれかに該当（②の場合は②－１及び②－２双方に該

当）する場合に限り、市町村の長に対し、当該権利集積配分一括計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができます（法第 53 条において準用する法第 30 条第１項）。ただし、権利集積配分一括計画が定められた後に構想適合事業者が解散するなどにより、経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分が取り消されている場合は、次のいずれかに該当することなく、当該不明森林所有者は、当該権利集積配分一括計画のうち当該不明森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができます（法第 53 条において準用する法第 31 条第１項）。

①　権利集積配分一括計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しについて、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている構想適合事業者の承諾を得た場合（法第 53 条において準用する法第 31 条第１項第１号）もしくは、

②－１　予見し難い経済情勢の変化その他権利集積配分一括計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情があり（法第 53 条において準用する法第 31 条第１項第２号）、

②－２　当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている構想適合事業者に対し、当該森林所有者が通常生ずべき損失の補償をする場合（法第 53 条において準用する法第 31 条第１項第２号）

「予見し難い経済情勢の変化その他権利集積配分一括計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情」とは、当該権利集積配分一括計画を公告した後に、当該森林の周辺において公共事業等が計画されたことで当該森林を森林以外の用途に利用することとなった場合などが考えられます（長官通知第 23 の８において準用する第 10 の７の⑴）。

ここでの「通常生ずべき損失」とは、森林所有者にとっても予見し難い事態であることから、構想適合事業者が補償として受け取れるのは「ア：森林の経営管理に係る標準的な投下費用」又は「イ：当該森林について取消しが行われなかった場合に構想適合事業者が本来得られたはずの利益」が考えられます（長官通知第 23 の８において準用する長官通知第 10 の７の⑵）。

「ア：森林の経営管理に係る標準的な投下費用」とは、経営管理実施権が設定されてから取消しまでの間に構想適合事業者が投下した費用ですが、主伐や間伐等により収益が発生した後であって当該収益により費用を相殺している場合は、補償の対象となりません。一方、主伐や間伐を実施する前に準備施設を設置（森林作業道の開設等）している場合は、その作業に要した費用について標準単価から算出した額が補償の対象となると考えられます。

「イ：当該森林について取消しが行われなかった場合に構想適合事業者が本来得られたはずの利益」とは、構想適合事業者が権利集積配分一括計画の作成のために提出した見積額のうち、構想適合事業者が得られたはずの利益が補償の対象となると考えられます。

取消しの申出は、①申出者の氏名又は名称及び住所、②当該申出に係る所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積、③当該申出の理由を記載した申出書（規則 27 条。別記様式第 48 号を参照）及び、申出者が森林所有者であることが確認できる森林所有者証明書類を提出してすることとします。また、これらに加え、以下の①又は②（②の場合は②－１及び②－２の双方が必

要）を添付させることとします（権利集積配分一括計画のうち経営管理実施権が取り消されている場合を除く）。

①　権利集積配分一括計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しについて、構想適合事業者が同意していることを証明する資料又は、

②－１　予見し難い経済情勢の変化その他権利集積配分一括計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情があることがわかる資料、

②－２　構想適合事業者に通常要すべき費用を補償したことがわかる資料

14－７－２－12－２　取消し手続

市町村の長は、14－７－２－12－１の申出があったときは、当該申出の日から起算して２月を経過した日以後速やかに、当該権利集積配分一括計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消す必要があります（法第 53 条において準用する法第 30 条第２項、法第 31 条第２項）。そのため、経営管理実施権の設定を受けている構想適合事業者に対しては、申出の日から取り消すまでの２月の間に機械の撤去等を行うよう指導する必要があります。

市町村は、当該権利集積配分一括計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消したときは、権利集積配分一括計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消した旨を市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する必要があります（法第 53 条において準用する法第 32 条第１項、規則第 28 条。別記様式第 49 号を参照）。また、当該権利集積配分一括計画のうち当該取消しに係る部分について、インターネットや市町村の担当課等において、少なくとも１週間は公開しておくものとします。なお、取消しの公開期間が終了後、取り消すこととした森林の権利集積配分一括計画の公開を速やかに取りやめることとします。

当該公告があったときは、当該公告により取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなされます（法第 53 条において準用する法第 32 条第２項）。

また、市町村は、権利集積配分一括計画の取消しを行った場合は、当該森林の知れている全ての関係権利者に対して別記様式第 50 号によりその旨を通知することとし、構想適合事業者に対しても同様の通知をすることとします（長官通知第 23 の８において準用する第 10 の７の(3)）。

14－７－３　確知所有者不同意森林に係る特例について

14－７－３－１　概要

市町村は、意向調査を実施しても森林所有者が経営管理の意向を示さない森林等について権利集積配分一括計画を定めようとする場合は、①当該森林所有者に権利集積配分一括計画に同意する旨の勧告を行い、②なお同意しない場合は都道府県知事に裁定を申請し、③都道府県知事の裁定があれば、当該森林所有者が当該権利集積配分一括計画に同意したものとみなして権利集積配分一括計画を定めることができます。

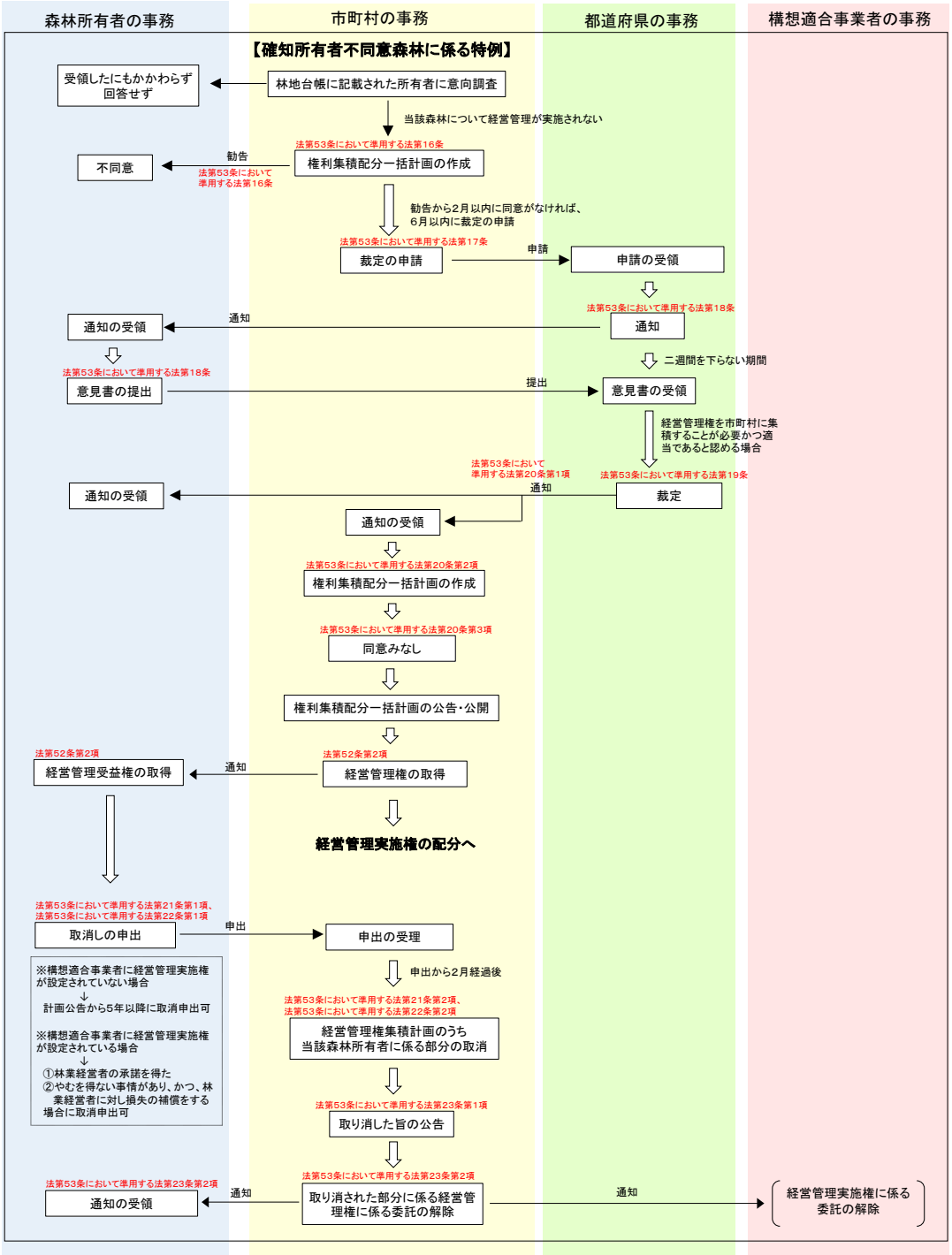


図 61：確知所有者不同意森林に係る特例における権利集積配分一括計画の作成事務フロー

14－７－３－２　対象森林

確知所有者不同意森林とは、

①　権利集積配分一括計画を定めようとする森林（※１）であり、かつ

②　森林所有者（数人の共有に属する森林にあっては、その森林所有者のうち知れている者。以下「確知森林所有者」という。）が当該権利集積配分一括計画に同意しない森林（※２）です（法第 53 条において準用する法第 16 条）。

※１　権利集積配分一括計画を定めようとする森林とは、通常の権利集積配分一括計画を定める森林と同様です（14－２参照）。

※２　確知森林所有者が当該権利集積配分一括計画に同意しない森林とは、意向調査（事務の手引その３　13－５－４参照）を行っても確知森林所有者が経営管理の意向を示さない森林又は確知森林所有者が自ら経営管理を実施する旨の意向を示したにもかかわらずその後経営管理を実施していない森林であり、かつ市町村が権利集積配分一括計画を定めることについて確知森林所有者からの返答がない、意思が示されないなど、同意が得られない森林です（長官通知第 23 の４において準用する第９の１）。なお、確知森林所有者が明確に反対の意思を示しているにもかかわらず、それに反して権利設定をすることは望ましくないため、そのような場合には、当該計画に基づき実施する経営管理の必要性等について丁寧に説明を行い理解醸成を図ること、また数人の共有に属する森林にあっては持分買取りにより反対者との共有状態の解消を図ることが考えられます。

14－７－３－３　同意の勧告

14－７－３－３－１　同意の勧告の実施

（同意の勧告）
第十六条　市町村が経営管理権集積計画を定める場合において、集積計画対象森林のうちに、その森林所有者（数人の共有に属する森林にあっては、その森林所有者のうち知れている者。以下「確知森林所有者」という。）が当該経営管理権集積計画に同意しないもの（以下「確知所有者不同意森林」という。）があるときは、当該市町村の長は、農林水産省令で定めるところにより、当該確知森林所有者に対し、当該経営管理権集積計画に同意すべき旨を勧告することができる。

（参考：森林経営管理法施行規則）
（同意の勧告）
第十四条　法第十六条の規定による勧告は、当該経営管理権集積計画を添付して、当該経営管理権集積計画に同意すべき理由及び当該勧告をした日から起算して二月以内に当該経営管理権集積計画に同意しないときは法第十七条の規定により当該勧告をした市町村の長が都道府県知事の裁定を申請することがある旨を記載した書面により行うものとする。

市町村は、確知所有者不同意森林について権利集積配分一括計画を定める場合には、確知森林所有者に対し、当該権利集積配分一括計画に同意すべき旨を勧告することができます（法第 53 条において準用する法第 16 条）。当該勧告は、当該権利集積配分一括計画を添付して、当該権利集積配分一括計画に同意すべき理由及び当該勧告をした日から起算して２月以内に当該権利集積配分一括計画に同意しないときは法第 53 条において準用する法第 17 条の規定により当該勧告をした市町村の長が都道府県知事の裁定を申請することがある旨を記載した書面により行う必要があります（規則第 14 条。別記様式第 51 号参照）。

なお、当該勧告は確知森林所有者が法第３条第１項に基づく責務を果たしていない場合であることが前提となることから、当該森林又は当該森林の周辺森林における経営管理の状況等を総合的に勘案し、水源涵養機能、木材生産機能、生物多様性保全機能等の森林の多面的機能の発揮のために間伐等の施業を実施すべきにもかかわらず、長期間にわたって施業が実施されていない森林（事務の手引その１　２－３－１参照）である場合に限ることとし、かつ勧告を行う前に

① 確知森林所有者から経営管理の実施状況や今後の経営管理の予定等について聴取するなどにより森林所有者の意向等を適確に把握し、その意向等に沿って経営管理を実施するよう促すとともに、

② それでもなお確知森林所有者が経営管理を行わない場合であって、かつ、当該森林について権利集積配分一括計画を定めることが必要かつ適当と考えられる場合には、当該権利集積配分一括計画について森林所有者の同意が得られるよう十分努めることとします。

これらを踏まえてもなお、確知森林所有者から意向が示されない等、当該森林について経営管理を確保する観点から当該勧告を行わざるを得ない場合には、勧告すべき事項について十分な検討を行い、現地調査等により森林の状況を十分考慮し、周辺の森林の経営管理への影響等を勘案した上で勧告することとします（長官通知第 23 の４において準用する第９の３）。

14－７－３－３－２　確知所有者不同意森林で定めようとする権利集積配分一括計画の記載内容について

確知所有者不同意森林で権利集積配分一括計画を定める場合、その記載方法は通常の権利集積配分一括計画と同様の方法によります（14－３－１参照）が、当該森林の確知森林所有者から記載内容について同意が得られないことから、経営管理の内容については、森林の現況、経営管理の状況等を勘案し、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るという法目的の達成のために必要と認められる最小限のものであるとともに、森林法第 10 条の５に規定する市町村森林整備計画に定める標準的な方法を踏まえて記載することとします（長官通知第 23 の４において準用する第９の２）。

14－７－３－４　裁定の申請

（裁定の申請）
第十七条　市町村の長が前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告をした日から起算して二月以内に当該勧告を受けた確知森林所有者が経営管理権集積計画に同意しないときは、当該市町村の長は、当該勧告をした日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の裁定を申請することができる。

（参考：森林経営管理法施行規則）
（確知所有者不同意森林に関する裁定の申請）
第十五条　法第十七条の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してするものとする。
一　当該申請に係る確知所有者不同意森林の所在、地番、地目及び面積
二　当該申請に係る確知所有者不同意森林についての経営管理の現況
三　希望する経営管理権集積計画の内容
四　その他参考となるべき事項

市町村の長が 14－７－３－３の勧告をした場合において、当該勧告をした日から起算して２月以内に当該勧告を受けた確知森林所有者が権利集積配分一括計画に同意しないときは、当該市町村の長は、当該勧告をした日から起算して６月以内であれば都道府県知事の裁定を申請することができます（法第 53 条において準用する法第 17 条）。当該申請は、当該申請に係る確知所有者不同意森林の所在、地番、地目及び面積、当該申請に係る確知所有者不同意森林についての経営管理の現況、希望する権利集積配分一括計画の内容並びにその他参考となるべき事項を記載した申請書を提出して行う必要があります（規則第 15 条第１～４号。別記様式第 52 号）。その際、申請書には当該権利集積配分一括計画を添付することとします。

その他参考となるべき事項には、裁定を申請する理由、申請に係る森林の自然的経済的社会的諸条件、その他の地域における土地の利用の動向その他の事情等、裁定に当たって都道府県知事が参考とする情報を記載することとします。

なお、当該勧告の後、当該勧告を受けた確知森林所有者が権利集積配分一括計画に同意した場合は都道府県知事の裁定を申請することはできません（長官通知第 23 の４において準用する第９の４の⑴）。また、当該勧告を受けた確知森林所有者が当該森林の経営管理について方針を示した場合、都道府県知事の裁定によらずとも経営管理が確保される可能性があることから裁定を申請しないこととします（長官通知第 23 の４において準用する第９の４の⑵）。

14－７－３－５　意見書の提出

（意見書の提出）
第十八条　都道府県知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請をした市町村が希望する経営管理権集積計画の内容を当該申請に係る確知所有者不同意森林の確知森林所有者に通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えるものとする。
２　前項の意見書を提出する確知森林所有者は、当該意見書において、当該確知森林所有者の有する権利の種類及び内容、同項の経営管理権集積計画の内容に同意しない理由その他の農林水産省令で定める事項を明らかにしなければならない。
３　都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしないものとする。

（参考：森林経営管理法施行規則）
（意見書）
第十六条　法第十八条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所
二　第一号に規定する者の有する権利の種類及び内容
三　第一号に規定する者が当該経営管理権集積計画の内容に同意しない理由
四　第一号に規定する者の当該確知所有者不同意森林の利用の状況及び利用計画
五　意見の趣旨及びその理由
六　その他参考となるべき事項

都道府県知事は、市町村の長から 14－７－３－４の申請があったときは、当該申請をした市町村が希望する権利集積配分一括計画の内容を当該申請に係る確知所有者不同意森林の確知森林所有者に通知し、２週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与える必要があります（法第 53 条において準用する法第 18 条第１項）。

都道府県知事が確知森林所有者に対して行う通知は、別記様式第 53 号により行うこととします。

また、確知森林所有者は意見書の提出を、意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所、当該者の有する権利の種類及び内容、当該者が当該権利集積配分一括計画の内容に同意しない理由、当該者の当該確知所有者不同意森林の利用の状況及び利用計画、意見の趣旨及びその理由、その他参考となるべき事項について記載した書面によって行う必要があります（法第 53 条において準用する法第 18 条第２項。規則第 16 条。別記様式第 54 号参照）。

なお、都道府県知事は、指定した期間を経過した後でなければ、裁定をすることはできません（法第 53 条において準用する法第 18 条第３項）。

14－７－３－６　裁定

（裁定）
第十九条　都道府県知事は、第十七条の規定による申請に係る確知所有者不同意森林について、現に経営管理が行われておらず、かつ、前条第一項の意見書の内容、当該確知所有者不同意森林の自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情を勘案して、当該確知所有者不同意森林の経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、裁定をするものとする。
２　前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　確知所有者不同意森林の所在、地番、地目及び面積
二　確知所有者不同意森林の確知森林所有者の氏名又は名称及び住所
三　市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間
四　市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
五　販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において確知森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法
六　確知所有者不同意森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件
七　第三号に規定する存続期間の満了時及び第九条第二項、第十五条第二項又は第二十三条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法
八　その他農林水産省令で定める事項
３　第一項の裁定は、前項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項については申請の範囲を超えないものとし、同項第三号に規定する存続期間については五十年を限度として定めるものとする。

（参考：森林経営管理法施行規則）
（確知所有者不同意森林に関する裁定において定めるべき事項）
第十七条　法第十九条第二項第八号の農林水産省令で定める事項は、市町村が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項を除く。）とする。

都道府県知事は、裁定の申請に係る確知所有者不同意森林について、現に経営管理が行われておらず、かつ、14－７－３－５の意見書の内容、当該確知所有者不同意森林の自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情を勘案して、当該確知所有者不同意森林の経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、裁定をする必要があります（法第 53 条において準用する法第 19 条）。

「現に経営管理が行われていない」とは、市町村森林整備計画に定められた標準的な施業方法から著しく逸脱している場合や危険木が発生している場合など、適切な施業が実施されていない場合であり、以下の①から③のいずれかに該当しており、かつ、意向調査（２－３参照）により経営管理の意向が示されない又は示された施業予定に沿って施業が実施されておらず、市町村の長の勧告に対しても正当な理由無く応じなかった場合が考えられます（長官通知第 23 の４において準用する第９の４の(3)）。

①　当該森林の林冠を構成する目的樹種の林木相互が過密の競合状態であり、当該森林を構成する目的樹種に密度管理図がある場合には、当該森林の収量比数が 0.85 以上かつ単位面積当たりの成立本数が、当該地域の標準的な植栽本数から推定される自然間引線（自然枯死線）以上におおむね位置している場合

②　目的樹種の林木が草本類及び目的外樹種の林木（つる類を含む。）によって、著しく生長を阻害されており、そのまま放置した場合には目的樹種による成林が見込めない場合

③　①、②以外の森林であって、枯死木、枯損木が発生しているなど、現状のままでは荒廃が進行すると見込まれる場合

「意見書の内容、当該確知所有者不同意森林の自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情」とは、当該森林の森林資源の状況、路網整備の状況、当該森林の周辺の地域における森林の経営管理及びその集積・集約化の状況、周辺の森林所有者等の所有森林に係る経営管理の意向、確知森林所有者からの意見書により提出された施業予定が適切か、森林としての利用以外の土地の利用を計画しているときは森林法第 10 条の２の規定による開発行為の許可の申請等が適切になされているか等の事情を勘案して、その適否を判断することが考えられます（長官通知第 23 の４において準用する第９の４の⑶）。

都道府県知事は申請された内容について、上記の要件を勘案し、当該確知所有者不同意森林についての経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、法第 53 条において準用する法第 19 条第２項各号に規定された事項について裁定を行うこととします。なお、法第 53 条において準用する法第 19 条第２項第８号の農林水産省令で定める事項は、市町村が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（同項第３号から第５号まで及び第７号に掲げる事項を除く。）とします（規則第 17 条。内容は 14－３－１参照）。

なお、裁定は、法第 53 条において準用する法第 19 条第２項第１号、第３号及び第４号に掲げる事項については申請の範囲を超えないもので、法第 53 条において準用する法第 19 条第２項第３号に規定する存続期間については 50 年を限度として定める必要があります（法第 53 条において準用する法第 19 条第３項）。

都道府県は、当該確知所有者不同意森林についての経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが不必要又は不適当であると認められる時は、当該裁定の申請を棄却し、当該申請をした市町村の長、関係権利者に対し、別記様式第 55 号により通知することとします。

14－７－３－７　裁定に基づく権利集積配分一括計画の公告等

（裁定に基づく経営管理権集積計画）
第二十条　都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした市町村の長及び当該裁定に係る確知所有者不同意森林の確知森林所有者に通知するものとする。当該裁定についての審査請求に対する裁決によって当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。
２　前項の規定による通知を受けた市町村は、速やかに、前条第一項の裁定（前項後段に規定するときにあっては、裁決によるその内容の変更後のもの）において定められた同条第二項各号に掲げる事項を内容とする経営管理権集積計画を定めるものとする。
３　前項の規定により定められた経営管理権集積計画については、確知森林所有者は、これに同意したものとみなす　。

（参考：森林経営管理法施行規則）
（確知所有者不同意森林に関する裁定の通知）
第十八条　法第二十条第一項の規定による通知は、法第十九条第二項各号に掲げる事項、当該裁定の理由その他必要な事項を記載した書面によりするものとする。

都道府県知事は、14－７－３－６の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした市町村の長及び当該裁定に係る確知所有者不同意森林の確知森林所有者に通知する必要があります（法第 53 条において準用する法第 20 条）。市町村の長及び当該確知森林所有者への通知は、裁定において定めた事項（法第 53 条において準用する法第 19 条第２項各号）、当該裁定の理由その他必要な事項を記載した書面により行う必要があります（規則第 18 条。別記様式第 56 号）。その際、当該確知所有者不同意森林の確知森林所有者以外の関係権利者に対しても同様に通知することとします。

なお、確知森林所有者に対して通知する場合は、当該処分について、行政不服審査法に定める審査請求及び行政事件訴訟法に定める処分の取消しの訴えを提起できる旨教示することとします（長官通知第 23 の４において準用する第９の４の⑷）。

都道府県知事は、裁定についての審査請求に対する裁決によって裁定の内容が変更されたときは、その裁決書の写しを添えて、その旨を市町村に通知することとします（別記様式第 56 号）。都道府県知事から裁定をした旨の通知を受けた市町村は、速やかに、裁定（裁決によるその内容の変更後のものを含む。）において定められた事項（法第 53 条において準用する法第 19 条第２項各号）を内容とする権利集積配分一括計画を定める必要があります（法第 53 条において準用する法第 20 条第２項）。市町村は権利集積配分一括計画を定めたときには、定めた旨を公告する必要があります（法第 52 条第１項。公告の方法、公告後の公開の方法については通常の権利集積配分一括計画の公告・公開の方法を参照（14－４参照））。なお、公告の際には、権利集積配分一括計画が確知所有者不同意森林に係る特例手続によって定められたことが明らかとなるよう、別記様式第 57 号により公告することとします（長官通知第 23 の４において準用する第９の４の⑸）

14－７－３－８　供託

同意したものとみなされた権利集積配分一括計画に基づき、不同意の確知所有者に支払うべき金銭が生じたときは、当該経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者は、当該所有者に対して金銭の支払いを行うこととします。なお、当該森林が共有林である場合は、２－５－５－４の記載を参考として共有者間で分配することとなります。ここでは個人所有者に対して支払うことについて記述します。

一方で、当該所有者が金銭の受領を拒んだ場合については、当該金銭の支払いに代えて、支払うべき金銭について、民法第 494 条の規定に基づき、供託することも考えられます。供託とは、簡単に言えば、「一定の理由により相手に支払えないとき、代わりに国（供託所）に預けておく制度」です。

> 第 494 条（供託）
> 弁済者は、次に掲げる場合には、債権者のために弁済の目的物を供託することができる。この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅する。
> 一　弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき。
> 二　債権者が弁済を受領することができないとき。
> 2　弁済者が債権者を確知することができないときも、前項と同様とする。ただし、弁済者に過失があるときは、この限りでない。

供託の可否については各法務局の供託官が判断することとなりますが、基本的には、確知不同意者に対して金銭を支払う旨について通知等を行ったうえで、受け取りを拒否された場合は、受領拒否を原因として、供託できる可能性があります。その供託原因等を記載し、法務局へ供託書を提出することとなります。

なお、手続の詳細等は個別事案ごとに異なる場合があります。状況によっては、必ず供託が認められるとも限りませんので、供託手続の活用を検討する際には、まずは供託所となる法務局に事前相談するようにしてください。相談先は、債権者の住所地の供託所となるため、遠方となる可能性もあります。電話やファックスで相談を受けてくれることもありますので、まずは一度連絡することをおすすめします。

また、供託を行うに当たり、そのほかに想定される事項は下表のとおりです。供託を行う意思がある場合、金銭の支払いがあり次第、速やかに行うことが望ましいです。

供託者	経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者
供託の単位	不同意の確知所有者ごと
供託の場所	不同意の各確知所有者の住所地の供託所
供託の原因たる事実	・「法第 53 条において準用する法第 20 条第 3 項の規定により被供託者が同意したものとみなされた権利集積配分一括計画に基づく経営管理実施権の設定を受けた」旨 ・「当該権利集積配分一括計画に基づき被供託者に支払うべき金銭が生じた」旨 ・当該権利集積配分一括計画に定められた算定方法に基づき支払うべき金銭の額 ・弁済を提供したが、債権者が金銭の受領を拒否した旨
供託金額の計算方法	供託する金額は、権利集積配分一括計画に記載された「販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法」により算定された額となります。
時効消滅	債権者が権利を行使することができることを知った時から 5 年間行使しないとき、又は権利を行使することができる時から 10 年間行使しないときは、債権は時効により消滅することとなります。 時効の起算点等の詳細については、供託所にお尋ねください。

経営管理実施権が設定されている場合、市町村にも供託書正本の写しを提出するよう、市町村は経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者に対して指導することとします。

供託を行った者は、債権者がその供託を受け取らない場合や、供託が有効であると判断した裁判の判決がまだ確定していない間は、供託した金銭を取り戻すことができます。

また、供託すべき金銭の供託手続については、供託法（明治 32 年法律第 15 号）及び供託規則（昭和 34 年法務省令第 2 号）等の法令の定めるところによる必要があります。

供託手続の詳細は法務省のウェブサイトも参照してください。

供託制度の概要｜法務省
（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07.html）

14－７－３－９　権利集積配分一括計画の取消しの申出

14－７－３－９－１　取消しの申出

（経営管理権集積計画の取消し）
第二十一条　前条第三項の規定により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者であって第十八条第一項の経営管理権集積計画の内容に同意しない旨の同項の意見書を提出したもの（次条第一項に規定するものを除く。）は、前条第二項の規定により定められた経営管理権集積計画について第七条第一項の規定による公告があった日から起算して五年を経過したときは、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができる。
２　市町村の長は、前項の規定による申出があった場合には、当該申出の日から起算して二月を経過した日以後速やかに、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すものとする。

第二十二条　第二十条第三項の規定により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者であって第十八条第一項の経営管理権集積計画の内容に同意しない旨の同項の意見書を提出したもの（その権原に属する森林のうち第二十条第二項の規定により定められた経営管理権集積計画に係るものについて第三十七条第二項の規定により経営管理実施権が設定されているものに限る。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができる。
一　経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しについて、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者の承諾を得た場合
二　予見し難い経済情勢の変化その他経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情があり、かつ、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者に対し、当該森林所有者が通常生ずべき損失の補償をする場合
２　前条第二項の規定は、前項の規定による申出があった場合について準用する。

（経営管理権集積計画の取消しの公告）
第二十三条　市町村は、第二十一条第二項（前条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。
２　前項の規定による公告があったときは、経営管理権集積計画のうち第二十一条第二項の規定により取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなす。

（参考：森林経営管理法施行規則）
（確知所有者不同意森林に係る経営管理権集積計画の取消しの申出）
第十九条　法第二十一条第一項及び第二十二条第一項の規定による申出については、第十二条の規定を準用する。
（確知所有者不同意森林に係る経営管理権集積計画の取消しの公告）
第二十条　法第二十三条第一項の規定による公告については、第七条の規定を準用する。

（共有者不明森林に係る経営管理権集積計画の取消しの申出）

第十二条　法第十三条第一項及び第十四条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してするものとする。
一　申出者の氏名又は名称及び住所
二　当該申出に係る共有者不明森林の所在、地番、地目及び面積
三　当該申出の理由

（経営管理権集積計画の取消しの公告）
第七条　法第九条第一項の規定による公告は、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消した旨及び当該経営管理権集積計画のうち当該取消しに係る部分について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

法第 53 条において準用する法第 20 条第３項の規定により権利集積配分一括計画に同意したものとみなされた森林所有者であって、法第 53 条において準用する法第 18 条第１項の権利集積配分一括計画の内容に同意しない旨の意見書を提出したものは、権利集積配分一括計画の公告があった日から起算して５年を経過したときは、市町村の長に対し、当該権利集積配分一括計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができます（法第 53 条において準用する法第 21 条第１項）。さらに、次のいずれかに該当（②の場合は②－１及び②－２双方に該当）する場合に限り取り消すべきことを申し出ることができます（法第 53 条において準用する法第 22 条第１項）。

①　権利集積配分一括計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しについて、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている構想適合事業者の承諾を得た場合（法第 53 条において準用する法第 22 条第１項第１号）もしくは、

②－１　予見し難い経済情勢の変化その他権利集積配分一括計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情があり（法第 53 条において準用する法第 22 条第１項第２号）、

②－２　当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている構想適合事業者に対し、当該森林所有者が通常生ずべき損失の補償をする場合（法第 53 条において準用する法第 22 条第１項第２号）

「予見し難い経済情勢の変化その他権利集積配分一括計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情」とは、当該権利集積配分一括計画を公告した後に、当該森林の周辺において公共事業等が計画されたことで当該森林を森林以外の用途に利用することとなった場合などが考えられます（長官通知第 23 の４において準用する第９の５の⑴）。

ここでの「通常生ずべき損失」とは、森林所有者にとっても予見し難い事態であることから、構想適合事業者が補償として受け取れるのは「ア：森林の経営管理に係る標準的な投下費用」又は「イ：当該森林について取消しが行われなかった場合に構想適合事業者が本来得られたはずの利益」が考えられます（長官通知第 23 の４において準用する第９の５の⑵）。

「ア：森林の経営管理に係る標準的な投下費用」とは、経営管理実施権が設定されてから取消しまでの間に構想適合事業者が投下した費用ですが、主伐や間伐等により収益が発生した後であって当該収益により費用を相殺している場合は、補償の対象となりません。一方、主伐や間伐を実施する前に準備施設を設置（森林作業道の開設等）している場合は、その作業に要した費用について標準単価から算出した額が補償の対象となると考えられます。

「イ：当該森林について取消しが行われなかった場合に構想適合事業者が本来得られたはずの利益」とは、構想適合事業者が権利集積配分一括計画の作成のために提出した見積額のうち、構想適合事業者が得られたはずの利益が補償の対象となると考えられます。

取消の申出は、①申出者の氏名又は名称及び住所、②当該申出に係る確知所有者不同意森林の所在、地番、地目及び面積、③当該申出の理由を記載した申出書（規則第 19 条。別記様式第 58 号参照）に 14－７－３－５で都道府県知事に提出した意見書を添付して提出することとします。また、これらに加え、以下の①又は②（②の場合は②－１及び②－２の双方が必要）を添付させることとします（経営管理実施権が構想適合事業者に設定されている場合を除く。）。

①　権利集積配分一括計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しについて、構想適合事業者が同意していることを証明する資料

②－１　予見し難い経済情勢の変化その他権利集積配分一括計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情があることがわかる資料

②－２　構想適合事業者に通常要すべき費用を補償したことがわかる資料

14－７－３－９－２　取消し手続

市町村の長は、14－７－３－９－１の申出があったときは、当該申出の日から起算して２月を経過した日以降速やかに、当該権利集積配分一括計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消す必要があります（法第 53 条において準用する法第 21 条第２項、法第 22 条第２項）。そのため、経営管理実施権の設定を受けている構想適合事業者に対しては、申出の日から取り消すまでの２月の間に機械の撤去等を行うよう指導する必要があります。

市町村は、当該権利集積配分一括計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消したときは、権利集積配分一括計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消した旨を市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する必要があります（法第 53 条において準用する法第 23 条第１項、規則 20 条。別記様式第 59 号参照）。また、当該権利集積配分一括計画のうち当該取消しに係る部分について、インターネットや市町村の担当課等において、少なくとも１週間は公開しておくものとします。なお、取消しの公開期間が終了後、取り消すこととした森林の権利集積配分一括計画の公開を速やかに取りやめることとします。

当該公告があったときは、当該公告により取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなされます（法第 53 条において準用する法第 23 条第２項）。

また、市町村は、権利集積配分一括計画の取消しを行った場合は、当該森林の全ての関係権利者に対して別記様式第 60 号によりその旨を通知することとし、経営管理実施権が設定されている場合は、構想適合事業者に対しても同様の通知をすることとします（長官通知第 23 の４において準用する第９の５の(3)）。

なお、確知所有者不同意森林が共有林であり、かつ意見書を提出した森林所有者が共有者のうちの一部の者である場合には、当該取消しの申出がなされることで当該森林の権利集積配分一括計画全体を取り消すこととなるため、市町村においては、当該取消しの申出がなされる前に、当

該意見書を提出した共有者の持分権を他の共有者に譲渡すること等について森林所有者間の協議を促す等の対応に努めることが望ましいです。

14－８　その他

14－８－１　自動更新等

権利集積配分一括計画のうち、経営管理権の設定に関する事項に係る部分、経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分は、それぞれの共通事項に必要項目を追記することにより、当該部分に定期的な解除機会を設けたり、当該計画を自動更新したりすることができます。（図 62）２－８－１、４－10－３の記載にそれぞれ準じることとなりますので、そちらを参照してください。

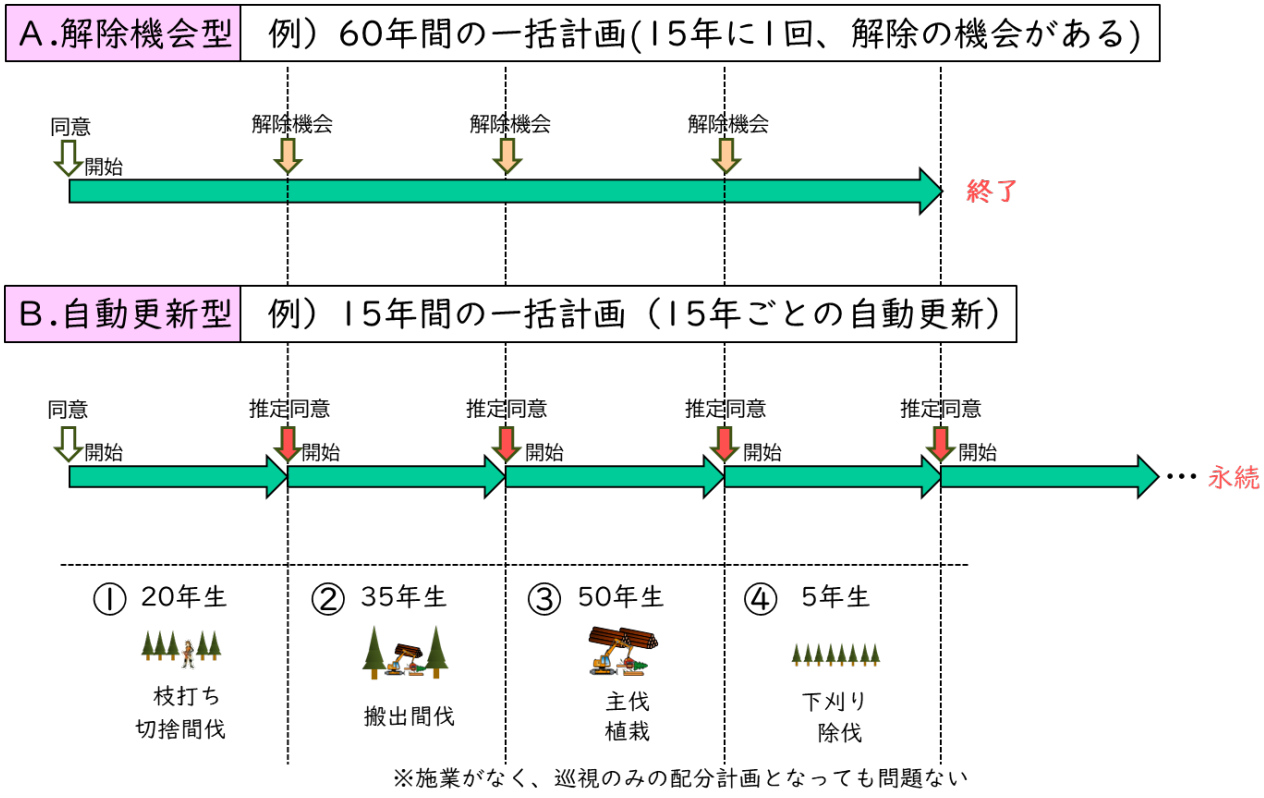


図 62：自動更新等のイメージ

権利集積配分一括計画における自動更新等の設定は、経営管理権の設定に関する事項に係る部分、経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分それぞれの独立に設定すること可能です。例えば、経営管理権の設定に関する事項に係る部分では解除機会型、経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分では自動更新等を設定しないなどといったことも可能です。ただし、経営管理権の設定に関する事項に係る部分を自動更新型として、経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分が解除機会型であるなど、経営管理実施権が経営管理権の範囲を超えて設定することはできませんので、ご注意ください。

なお、自動更新型にあっては、自動更新による新たな計画を定める際に再度集約化構想を作成する必要はありません。

＜本事務の手引に関する問い合わせ先＞

林野庁森林整備部森林利用課森林集積推進室
（メールアドレス：shinrin_keieikanri@maff.go.jp）